

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項
(案)

平成21年9月1日

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

目次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項.....	2
1.1 対象施設の概要及び対象業務の内容.....	2
1.1.1 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務.....	6
1.1.2 運営維持管理業務.....	6
1.1.3 植物管理業務.....	7
1.1.4 収益施設運営業務.....	7
1.2 サービスの質の設定.....	8
1.2.1 包括的な質の設定.....	8
1.2.2 個別業務の質の設定.....	10
1.2.3 創意工夫の発揮可能性.....	12
1.2.4 モニタリング方法.....	13
1.2.5 委託費の支払い方法.....	14
1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項.....	15
2. 実施期間に関する事項.....	18
3. 入札参加資格に関する事項.....	19
4. 入札に参加する者の募集に関する事項.....	27
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	32
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	37
7. 民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項.....	38
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項.....	39
9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項.....	44
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項.....	45
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項.....	46

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、北海道開発局札幌開発建設部は、公共サービス改革基本方針（平成 21 年 7 月 10 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象施設の概要及び対象業務の内容

(1) 対象施設の概要

<対象施設>

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園
所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地
敷地面積 313.8 ha ^{注)}

注) 供用面積は、現在 313.8 ha であるが、滝野の森ゾーン（西エリア）の追加開園を平成 22 年 6 月頃（予定）に行うことに伴い、81.9ha が追加され、追加開園後には 395.7 ha となる。

<施設概要>

対象となる施設は、国営公園の供用区域内（平成 22 年供用予定の滝野の森ゾーン（西エリア）を含む。）に位置する各公園施設である（青少年山の家の一部を除く。）。

詳細は、別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「収益施設一覧」、別紙－3「主要建築物調書」を参照のこと。

表 主な対象施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
溪流 ゾーン※1	20.0	溪流口	入口広場、 <u>溪流口駐車場</u> (普通車, 身障者スペース)、時計塔、白帆橋
		疎林広場	芝生広場 (9,360 m ²)
		溪流園	<u>レストラン</u> 、炊事広場 (4,500 m ²)、 <u>釣堀</u> 、芝生広場 (3,270 m ²)、時計塔、不老橋、アシリベツ橋
		アシリベツの谷	アシリベツの滝、滝見橋
		鱒見口	入口広場、時計塔、 <u>サイクリングセンター</u> 、 <u>鱒見口駐車場</u> (普通車、身障者スペース)
		平成の森	みずばしょう池、ショウブ園、スズラン群落、散策路等
		鱒見の谷	鱒見の滝、散策路
		不老の谷	不老の滝、散策路
		炊事遠足広場	炊事場(2箇所)、時計塔
		滝野パークブリッジ	フリーライミング・ウォール (No.2 橋脚)、スウィングボール (No.3～4 橋脚間)
保全ゾーン	67.8	自然林	
		自然林	
中心 ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場、ボーダー花壇、時計塔
		中央口広場	<u>中央口休憩所</u> (2箇所)、 <u>中央口駐車場</u> (普通車、大型車、身障者スペース)、時計塔
		東 口	東口休憩所 (研修棟、ボランティア棟、レストハウス棟)、パークゴルフ場 (6,080 m ²)
		天文台	天文台
		<u>東口駐車場</u>	普通車、身障者スペース
		ローンスタジアム	芝生広場、時計塔
		カントリーガーデン	水の広場、花のまきば、まきばのせせらぎ、収穫の谷、花人の隠れ家、くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、時計塔、カントリーハウス (レストラン)
		こどもの谷	虹の巣ドーム、あり塚の塔、フワフワエッグ (大・小)、ありの巣トンネル、マウントコニーデ、溶岩滑り台、さまよいの洞窟、大地の広場、森の池、森のせせらぎ水路、時計塔、りすの散歩路、切り株迷路、木のぼりネット、トロッコ橋展望台、森の隠れ家、メロディきのこ、ゆらゆらきのこ、材木飛ばし、森の吊り橋、秘密の抜け道、森の工房、石造りの家跡、森人の山小屋
自然林			
宿泊 ゾーン	26.0	<u>オートリゾート滝野</u>	<u>センターハウス</u> (1棟)、 <u>キャビンAサイト</u> (14サイト)、 <u>キャビンBサイト</u> (5サイト)、 <u>キャビンSサイト</u> (6サイト)、 <u>キャンピングカーサイト</u> (23サイト)、 <u>スタンダードカーサイト</u> (40サイト)、 <u>フリーテントサイト</u> (62サイト)、 <u>サニタリーハウス</u> (1棟)、 <u>炊事棟</u> (7棟)、 <u>トイレ棟</u> (2棟)、 <u>プレイロット</u> (2基)、 <u>徒歩池</u> 、 <u>遊歩道</u> 、 <u>展望台</u> 、 <u>芝生広場</u> (9,800 m ²)、 <u>時計塔</u> 、 <u>彩りの森</u>
		<u>青少年山の家</u>	<u>多目的ホール</u> ※3、 <u>研修棟</u> ※3、 <u>宿泊棟</u> ※3、 <u>風のはらっぱ</u> 、 <u>営火場</u> (3箇所)、 <u>野外ステージ</u> 、 <u>炊事広場</u> 、 <u>野外トイレ</u> 、 <u>時計塔</u> (2基)、 <u>くわの実広場</u> が「ドールフ
		自然林	
滝野の森 ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、森の教室、森の炊事広場、散策路、歩くスキーコース、 <u>南駐車場</u>
	85.7	西エリア※2	歩くスキーコース、森の情報館、便所、森口駐車場
計	395.7		

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設 (以下「収益施設」という。) を示す。

注) ※1: 溪流ゾーンは無料エリアである。

※2: 平成 22 年 6 月頃に追加開園を予定している。

※3: 札幌市の指定管理者制度による管理を行うため(予定)、本業務の対象外となる。

<開園時間と入園料>

区 分	内 容		
開園日時	春	4月 20日～ 5月 31日 (4/19が日曜日の場合は4/19開園)	9:00～17:00
	夏	6月 1日～ 8月 31日	9:00～18:00
	秋	9月 1日～ 11月 10日	9:00～17:00
	冬	12月 23日～ 3月 31日 (12/22が日曜日の場合は12/22開園)	9:00～16:00
	開園日時については、民間事業者の申し出提案を可能とする。		
休園期間	11月 11日～12月 22日 および 4月 1日～4月 19日		
入園料	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の場合：大人(15才以上)400円、小人(小・中学生)80円、小学生未満 無料 ■団体の場合(小学生以上、20名以上)：大人(15才以上)280円、小人(小・中学生)50円、小学生未満 無料 ■年間パスポート料金：大人 2,500円、小人 500円 ■身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方と付添の方1名：無料 ■冬期入園料(12月23日～3月31日)：無料 		
駐車料金	<ul style="list-style-type: none"> ■1台につき：大型車(バス等)1,220円、普通車400円(大人用パスポート提示の場合300円)、二輪車150円(同120円) ◎身障者用手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方は1台分が無料。ただし、大型バスの場合には2人以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。 ◎利用当日に限り、1回支払われた駐車料金で各駐車場間の移動可能。 ■回数券(6枚綴り)大型車(バス等)6,100円、普通車2,000円、二輪車750円 ◎大人用パスポートとの併用不可。 		

<施設目的>

国営滝野すずらん丘陵公園(以下「本公園」という。)は、国が設置したイ号国営公園である。札幌市の中心部から約20kmの札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの5つに区分されている。

本公園は、北海道道央圏を中心とする広域的レクリエーション需要に対応する都市公園とするため「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の7つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている(詳細は、別紙-4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針(案)」(以下「基本方針」という。)を参照のこと。)

- ①末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
- ②活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
- ③自然や文化の保全と活用
- ④北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
- ⑤多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
- ⑥季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
- ⑦地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

昭和58年度の開園時から平成21年2月までの入園者数累計は、約1,400万人であり、平成20年度には約60万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記7つの基本方針のもとに永続的な需要喚起と来園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである(詳細は、別紙-5「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という。))および別紙-9「国営滝野すずらん丘陵公園 収益施設運営要領(案)」(以下「運営要領」という。)を参照のこと。)

(2) 対象業務及び業務内容

本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、業務の業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、植物の育成・維持管理、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、利雪、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者に対するサービスの提供、利用者指導、救急、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、レストラン等、公園利用者のサービス向上に資する収益施設については、北海道開発局札幌開発建設部からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、民間事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、民間事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う行催事に加え、公園管理者の許可を受けた上で、各種イベントを独立採算により開催するなど、公園の利便性や魅力が高まるような自主事業について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、費目でみると委託費を充当する「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「運営維持管理業務」、「植物管理業務」と、委託費を充当しない「自主事業」および「収益施設運営業務」により構成される。

なお、会計上の注意として、民間事業者は、委託費を自主事業及び収益施設運営業務の赤字補填に用いてはならない。

また、委託費で行う事業と自主事業および収益施設運営事業の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用者指導の一環として、青少年山の家と協力・連携を図り、都市公園法の許認可に係る前段階の調整や、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種行事への対応など、行政支援を行うものである。

これら多岐にわたる業務は総合的な調整のもとに実施されるものであり、公園の運営維持管理を円滑に実施するために一体不可分なものである。ただし、一体不可分と考えられない建設業法上の改築工事、施設保全業務、清掃他業務、警備業務、光熱水費の支払い等は分割し、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりであり、その業務内容を示す（詳細は、別紙－５「仕様書」、別紙－９「運営要領」を参照のこと。）。各業務にあたっては、利用者が安全・快適に利用できるよう、適切に実施することとする。

<対象業務>

1) 公園施設維持管理業務

① 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

② 運営維持管理業務

建物管理

工作物管理

清掃

運営管理

利雪

③ 植物管理業務

2) 収益施設運営業務

① 収益施設運営業務

飲食施設、物販施設及び駐車場等の運営

<業務内容>

1.1.1 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、業務の業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、植物の育成・維持管理、工作物等公園施設の維持管理、清掃、利雪、利用者に対するサービスの提供、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、災害時の対応など多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行う業務である（詳細は、別紙－５「仕様書」、別紙－６「個別仕様書（企画立案）（案）」（以下「個別仕様書（企画）」という。）を参照のこと。）。

1.1.2 運営維持管理業務

1) 建物管理（建物維持修繕、建物設備維持修繕、建物清掃）

各建物について所要の目的が果たされるよう、昼間・夜間ともに巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて小規模な修繕及び清掃を行うほか、防火等管理者を定めるなどにより、防犯・防火に努める（詳細は、別紙－７「個別仕様書（運営維持管理）（案）」（以下「個別仕様書（維持）」という。）を参照のこと。）。

2) 工作物管理（工作物維持修繕、設備維持修繕）

遊具等の各工作物について、所用の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損箇所の小規模な補修又は補充を適切に行う（詳細は、別紙－７「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

3) 清掃（園内、植栽地、工作物）

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、常時公園内を清潔に保つ。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。

4) 運営管理（利用者指導及び利用者サービス、救急、広報、行催事 等）

利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、入園料等の徴収等、利用者指導（遊具利用、ボランティア支援等）及び利用者サービス（受付、園内巡視、門衛等）、救急、北海道開発局札幌開発建設部の実施する工事における実施方針の検討等の助言・調整、本業務に関わる自動車維持、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う（詳細は、別紙－5「仕様書」を参照のこと。）。

5) 利雪

冬期間において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。なお、収益施設に係る雪対策（駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし）は除く。

1.1.3 植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う（詳細は、別紙－8「個別仕様書（植物管理）（案）」（以下「個別仕様書（植物）」という。）を参照のこと。）。

1.1.4 収益施設運営業務

1.1.2、1.1.3の業務と連携して利用者サービスの向上を図るため、飲食施設、物販施設、駐車場や、貸出施設、宿泊施設などの収益施設の運営管理を行う。具体には、都市公園法第5条の手続を行った上で、各施設の使用料を北海道開発局札幌開発建設部に支払い、別紙－2で示す施設の運営管理や、冬期における駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし等を行い、収益施設の運営において得た利益は民間事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設である。また各料金は、北海道開発局札幌開発建設部で示した額を超えない範囲で、別に定める事ができる。北海道開発局札幌開発建設部と協議の上、示した額を超えて設定することもできる。

（必須施設や裁量施設の定義、対象施設および運営維持管理等の詳細は、別紙－2「収

益施設一覧」、別紙－9「運営要領」)を参照のこと。)

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.2.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.2.2 参照）は以下のとおりとする。

1.2.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は次表のとおりとする。

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、より多くの利用者に快適な公園利用を可能とする	利用者数の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園全体の年間利用者数（合計60万人以上） 札幌都市圏外^{※1}の地域からの利用者の割合（8.5%以上）^{※2} 人数対象施設^{※3}において事前に利用申し込みのある行催事の参加人数（平成20年度実績値以上【平成20年度実績10,600人】）
	利用満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 公園の運営に関する利用者の「非常に満足」の回答比率^{※4}（4月～11月の期間 45%以上、12月～3月の期間50%以上） 公園の運営に関する利用者の「非常に不満」の回答比率^{※4}（4月～11月の期間・12月～3月の期間ともに1%以下）
	北海道の気候風土にあった花風景の演出	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が指定する花壇（民間事業者が創意工夫できる花壇）における花見頃の期間数の割合^{※5}（18週以上）
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> 利用プログラム^{※6}の開催回数、参加人数（平成20年度実績値以上【平成20年度実績278回・日、延べ参加人数41,595人】） 利用プログラムの同時開催期間数^{※7}（35週以上） 件数対象施設^{※8}において事前に利用申し込みのある行催事の件数（各施設42件以上とする。ただし森の教室は29件以上とする。）
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのアクセス件数（平成20年度実績値以上【平成20年度実績33万8千件】） マスコミ^{※9}による報道件数（平成20年度実績値以上【平成20年度実績313件】）
	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業^{※10}の実施回数^{※11}（初年度平成22年度1回以上、次年度以降前年度の回数より多く実施）

※1：札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。

※2：別紙－17「利用者満足度のアンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。

※3：人数対象施設とは、東口休憩所、展望台、天文台、森の工房、中央口休憩所をいう。

※4：別紙－17「利用者満足度のアンケート」のQ15-2に対して「非常に満足」「非常に不満」と回答した割合。

※5：花見頃期間とは、北海道開発局札幌開発建設部が指定した12箇所のうち4箇所以上の花壇において、七分咲きしている期間をいう。（期間数は、4月第4週から11月第1週までの29週間を対象に、毎週金曜日を基準日とした一週間単位でカウントする。）なお、花の種類は民間事業者の創意工夫による。（詳細は、別紙－10「花見頃期間対象花壇位置図」参照のこと。）

※6：利用プログラムとは、行催事のうち、自然・歴史・文化等の資源や園内施設

及び雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・催事、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できるプログラムをいう（詳細は、別紙-18「行催事一覧（平成20年度）」参照のこと。）。この利用プログラムは、事業者が企画し、北海道開発局札幌開発建設部と協議して開催運営するもので、費用は委託費に含まれる。

- ※7：同時開催期間数とは、1週間のうち最低3日間、複数の利用プログラムが開催される期間をいう。期間数は、1週間単位でカウントする。（期間数は、毎週金曜日を基準日とした一週間単位でカウントする、4月第4週から11月第1週、12月第3週から3月第4週を42週に区分。1年間あたり42週と設定）
- ※8：件数対象施設とは、森の交流館研修室、森の教室（いずれも平成21年供用）、森の情報館（平成22年供用）をいう。
- ※9：マスコミとは、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞に加え、フリーペーパーや広報誌など広く一般に配布されているものを含む。
- ※10：自主事業とは、民間事業者が、運営維持管理方針に沿って、公園の設置目的達成や利用促進の一環として、委託料を使わず実施する事業（飲食の提供、物販、利用料金を徴収する行催事を含む。）をいう。費用は委託料を使わず、民間事業者の自己資金により行い、自主事業により得た利益は民間事業者の収入とする。なお、園地や各施設を排他的に使用する場合は、北海道開発局札幌開発建設部に使用料を支払うものとする。
- ※11：自主事業の実施回数は、同じ事業を数日間に渡って実施した場合は1回とする。

1.2.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質、および最低水準は、別紙－6～8の「個別仕様書」による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項4.(2)3参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

(1) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務の適切な進捗管理が行われていること（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画）」を参照のこと。）。

(2) 運営維持管理業務

1) 建物管理

建物の性能が常時適切な状態で保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

2) 工作物管理

利用者に対する安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、遊具や工作物等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行され、性能が常時適切な状態で保たれていること（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

3) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

4) 運営管理

利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、入園料の徴収、国庫への納入などを行うとともに、公園の利用者に対する適切な指導・サービスを提供すること（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

5) 利雪

公園の利用者の安全が確保されていること。また冬季の雪利用が可能であることを目的とし、指定された業務内容を実施し、積雪によって公園の機能に障害が出ないよ

うにすること（詳細は、別紙－7「個別仕様書（維持）」を参照のこと。）。

(3) 植物管理業務

利用者への花風景の演出を目的とし、利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること（詳細は、別紙－8「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）。

(4) 収益施設運営業務

利用者サービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、運営維持管理業務との連携調整を図りながら、利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること（詳細は、別紙－9「運営要領」を参照のこと。）。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、民間事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.2.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4. 参照）を提出すること。

- ①利用者数の確保
- ②利用者満足度の向上
- ③北海道の気候風土にあった花風景の演出
- ④多様な利用プログラムの提供
- ⑤情報受発信
- ⑥地域との連携
- ⑦安心・安全
- ⑧緊急時及び非常時の対応
- ⑨自主事業
- ⑩収益施設の運営

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

民間事業者は、下記に示す各業務の最低水準（本実施要項 1.2.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4. 参照）を提出すること。

- ①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務
- ②運営維持管理業務
- ③植物管理業務
- ④収益施設運営業務

(3) 収益施設運営提案書の提案

民間事業者は、各収益施設の運営内容をできるだけ具体的に提案し「収益施設運営提案書」（様式 1-9）を提出すること。

1.2.4 モニタリング方法

北海道開発局札幌開発建設部は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に民間事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について下記に示すモニタリング調査を実施する。

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
利用者数の確保	・ 公園全体の年間利用者数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
	・ 札幌都市圏外の地域からの利用者の割合	・ アンケート調査（2ヶ月毎に実施）	
	・ 人数対象施設において事前に利用申し込みのある行催事の参加人数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	
利用満足度の向上	・ 公園の運営に関する利用者の「非常に満足」の回答比率 ・ 公園の運営に関する利用者の「非常に不満」の回答比率	・ アンケート調査（2ヶ月毎に実施）	北海道開発局札幌開発建設部
北海道の気候風土にあった花風景の演出	・ 公園管理者が指定する花壇（民間事業者が創意工夫できる花壇）における花見頃期間数	・ 職員による現地確認（毎週金曜日実施）	北海道開発局札幌開発建設部
多様な利用プログラムの提供	・ 利用プログラムの開催回数、参加人数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
	・ 利用プログラムの同時開催期間数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	
	・ 件数対象施設において事前に利用申し込みのある行催事の件数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	
情報受発信	・ ホームページのアクセス件数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
	・ マスコミによる報道件数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	
自主事業	・ 自主事業の実施回数	・ 管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
個別業務の質の確保	・ 「1.2.2個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・ 管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部

北海道開発局札幌開発建設部は、公園利用者を対象として、別紙-17「利用者満足度のアンケート」にある調査票によりアンケート調査を実施する。サンプル数は年間で1,000件程度とし、アンケート調査は、主要箇所において、対面式で行う予定である。

1.2.5 委託費の支払い方法

(1) 運営維持管理業務

- a) 民間事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（本実施要項 1.2.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.2.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
- c) 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、民間事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
- d) 民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、包括的な質および個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設運営業務

収益施設の運営において得た利益は民間事業者の収入とし、各施設の使用料（詳細は、別紙－9「運営要領」を参照のこと。）を北海道開発局札幌開発建設部に支払うものとする。使用料については、契約後、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部次長が発行する納入告知書により、年度毎に1年間分を納入しなければならない。

なお、北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

運営維持管理業務を実施するにあたり、仕様書に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで民間事業者が使用する消耗品や付属品については、全額を民間事業者の負担とする。また、北海道開発局札幌開発建設部から支給する物品（詳細は、別紙-13「提供物品調書」を参照のこと。）については、損害した場合は民間事業者が負担し、北海道開発局札幌開発建設部へ返却するものとする。

(2) 光熱水費

北海道開発局札幌開発建設部は、民間事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水料を無償で提供するものとする（収益施設にかかるもの、自主事業の実施にかかるものを除く。）。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③のいずれかに該当する場合には北海道開発局札幌開発建設部が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- ①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- ②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- ③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

(4) 自主事業に関する留意事項

自主事業の内容は、本公園利用に相応しくない場合、実施を認めないものとする。

(5) 民間事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担

項 目	内 容	北海道開発局札幌開発建設部	民間事業者	
			公園施設	収益施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			○
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理		○	○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	○
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本実施要項に記載された業務内容による対応		○	○
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	○
開園日時の変更	民間事業者の提案による開園日時の変更に伴う経費の増減		○	—
	収益施設の運営時間の変更に伴う経費の増減		—	○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		—
	利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	—
施設・物品等の補修	①民間事業者の責めに帰すべき事由による場合（民間事業者による管理が不適切なために補修が必要になった場合も含む。）		○	○
	補修にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間補修費用1,900万円（税抜き）※を越えない場合（①を除く。）。		○	—
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く補修にかかる費用（①を除く。）。		—	○
	上記3項目以外の場合	○		
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○		
利用者への損害	民間事業者の責めに帰すべき事由により、利用者へ損害を与えた場合（民間事業者の不適切な施設管理による利用者の怪我等）		○	○
	「仕様書」39条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	○
	上記以外の場合	○		
第三者への損害	民間事業者の責めに帰すべき事由により、第三者へ損害を与えた場合		○	○
	上記以外の場合	○		

※年間補修費用は、平成18年～平成20年の実績平均による。実績については、別紙

—15「修繕履歴」を参照のこと。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて北海道開発局札幌開発建設部から業務状況を把握するための資料等の作成及び提出を指示する。これらについて、資料及び資料に付随するデータの著作権は北海道開発局札幌開発建設部に帰属する。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

(上記に係る予算措置については、平成 22 年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 22 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。)

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 共通要件

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4. (2)2) に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること）。
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）及び同要領を準用する北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成 13 年 12 月 18 日付け北開局会第 611 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 国営滝野すずらん丘陵公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の構成員又は構成員が属する民間事業者でないこと。

i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(2) 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.1(2)に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 1 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

表1 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務に必要な要件	②運営維持管理業務に必要な要件	③植物管理業務に必要な要件	④収益施設運営業務に必要な要件
業務実績	平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有していること。			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務（本実施要項1.2.2(1)参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務（本実施要項1.1.2(2)の1)～5)の全て又は複数行っていること）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物維持管理業務（本実施要項1.1.2(3)参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務（本実施要項1.1.2(4)参照）の実績を1件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 2)レクリエーション施設 ^{※1} 又は観光・商業施設 ^{※2} で、花を含む園地管理を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
資格要件	—	—	1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	索道技術管理者を1名以上有する法人であること（再委託でもよい）

※1:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、植物園、水族館、動物園、テーマパーク、ゴルフ場、牧場等)

※2:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

(3) 配置予定者の企業実績に関する要件

本実施要項 1.1(2)に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表2 配置予定者の企業実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表2 配置予定者の業務実績等に関する要件

		①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設運営業務の業務責任者
業務の経験	同種業務の経験	下記に示す同種又は類似業務のいずれかの経験を有すること			
		下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 ^{※3} 又は観光・商業施設 ^{※4} で、花を主体とする2ha以上の園地管理を行っている施設 平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。				
	ア)延べ2年以上の総括責任者 ^{※1} の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者 ^{※2} の経験 ウ)総括責任者 ^{※1} または業務責任者 ^{※2} の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者 ^{※2} の経験 カ)延べ3年以上の業務経験			
類似業務の経験	下記の3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の総括責任者もしくは業務責任者の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること				
	下記の3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はカ)のいずれかの経験を有すること		
	3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4)レクリエーション施設 ^{※3} 又は観光・商業施設 ^{※4} で、花を含む園地管理を行っている施設 平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。				
	ア)延べ3年以上の総括責任者 ^{※1} の経験 イ)延べ4年以上の業務責任者 ^{※2} の経験 ウ)延べ1年以上の総括責任者 ^{※1} 又は延べ2年以上の業務責任者 ^{※2} の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ3年以上の業務責任者 ^{※2} の経験 カ)延べ4年以上の業務経験			

資格	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者^{※2}は、平成22年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時まで雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。 ・単体企業にあっては、上記①の業務責任者^{※2}1名を総括責任者^{※1}とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者^{※1}は代表企業に所属する者とすること。 ・総括責任者^{※1}は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者^{※2}は他業務の業務責任者^{※2}を兼務することができる。 ・開園期間中は、総括責任者^{※1}又は業務責任者^{※2}2名以上による勤務体制とし、緊急対応も含め迅速な対応を行えるようにすること。 			

※1:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。

※2:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。

※3:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場、等)

※4:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

(4) 共同体での入札について

本業務の実施にあたっては、本実施要項3. の資格要件を満たす単体企業で構成される共同体とすることも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表者は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務、運営維持管理業務、植物管理業務、収益施設運営業務を包括的に管理すること。

a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

ア) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務

イ) 運営維持管理業務

ウ) 植物管理業務

エ) 収益施設運営業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。

c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項3. (1)a) から i) の全ての要件を満たすこと。

e) 参加に際しては、代表企業及び他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

f) 本実施要項3. (2) に示す企業の業務実績等に関する要件において、収益施設運営業務に必要な企業の資格要件である「索道技術管理者」は、代表企業または他の構成員、もしくは再委託企業において有していること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

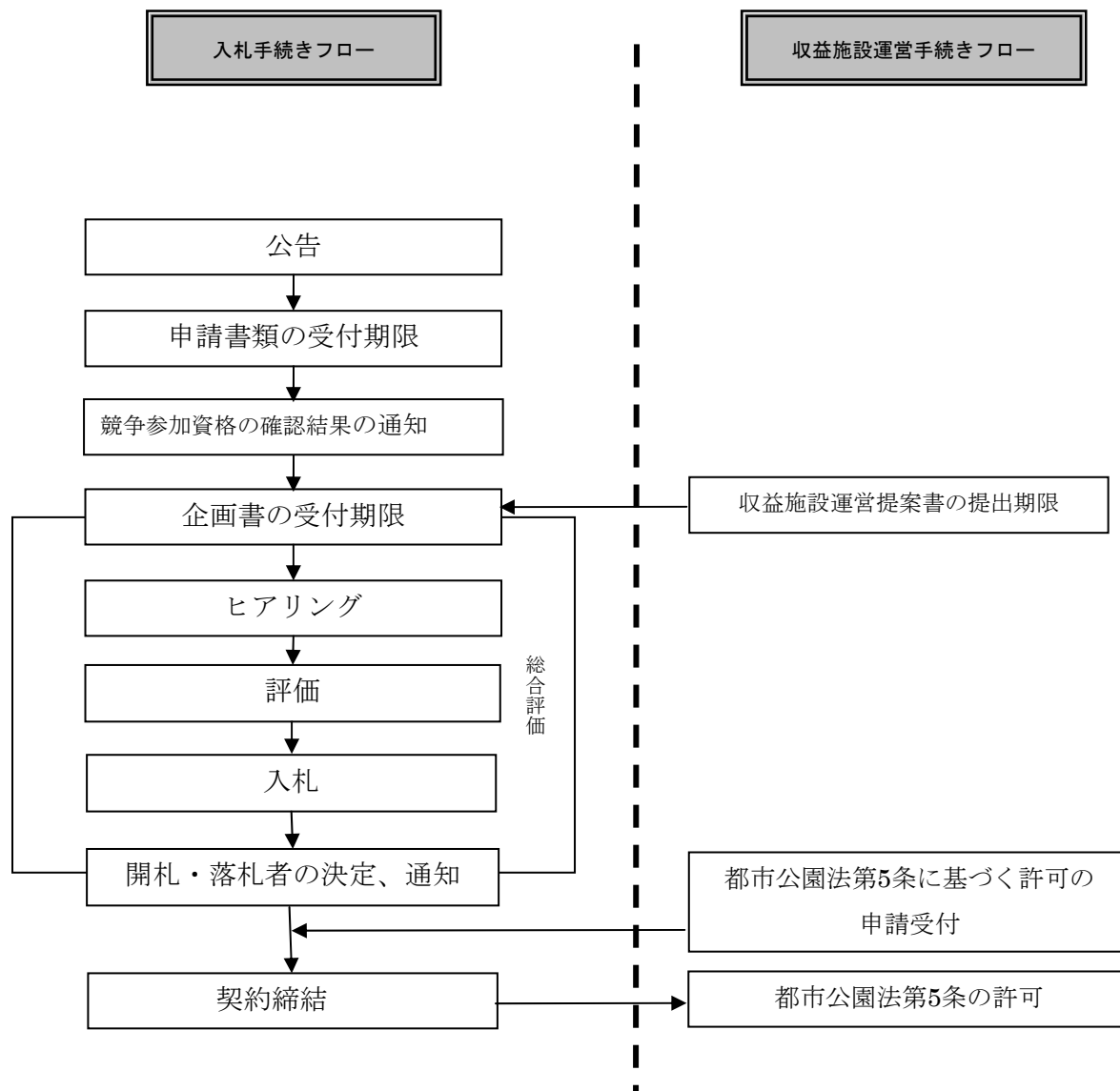
(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- ①公告 : 平成 21 年 10 月 8 日
- ②現場説明会 : 平成 21 年 10 月 27 日～ 平成 21 年 10 月 29 日
- ③入札等に関する質疑応答 : 平成 21 年 10 月 8 日～ 平成 22 年 1 月 25 日
- ④申請書類の受付期限 : 平成 21 年 11 月 6 日
- ⑤競争参加資格の確認結果の通知 : 平成 21 年 11 月 13 日
- ⑥企画書の受付期限 : 平成 21 年 12 月 22 日
- ⑦ヒアリング : 平成 21 年 12 月 25 日
- ⑧評価 : 平成 22 年 1 月中旬頃
- ⑨入札 : 平成 22 年 2 月 2 日
- ⑩開札・落札者等の決定 : 平成 22 年 2 月 3 日
- ⑪契約締結 : 平成 22 年 4 月 1 日

※ 現場説明会とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場説明会は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務 一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー（案）



(2) 入札実施手続

1) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額（ただし、収益施設の費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類及び企画書を提出する。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設運営に要する費用除く）の105分の100に相当する金額を記載すること。

また、提出された申請書類及び企画書は、選定以外に無断で使用しない。

2) 申請書類の内容

①競争参加資格確認申請書（様式1-1）

②企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦再委託の予定（様式1-7）

⑧必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩業務経験証明書（様式1-8）

⑪共同体で参加する場合の協定書の写し

⑫欠格事由該当性の審査に必要な資料である入札参加者等確認書

3) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

①表紙（様式 2-1）

②企画提案

ア) 利用者数の確保に関する提案(様式 2-2-1)

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述すること。

イ) 利用者満足度の向上に関する提案(様式 2-2-2)

※数値目標の設定とともにどのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述すること。

ウ) 北海道の気候風土にあった花風景の演出に関する提案(様式 2-2-3)

エ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案(様式 2-2-4)

オ) 情報受発信に関する提案(様式 2-2-4)

カ) 地域との連携に関する提案(様式 2-2-4)

キ) 安心・安全に関する提案(様式 2-2-4)

ク) 緊急時及び非常時の対応についての提案(様式 2-2-4)

ケ) 自主事業の提案(様式 2-2-4)

コ) 収益施設の運営に関する提案（様式 1-9 「収益施設運営提案書」と兼ねる）

③改善提案（様式 2-2-4）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

④収益施設運営提案書の提案

様式 1-9 「収益施設運営提案書」を提出する。

4) ヒアリングの実施

ヒアリングでは、実施方針および企画書に記載された事項について質疑応答を行う。
また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

- ア 実施場所：札幌開発建設部
- イ 実施期間：別途通知
- ウ ヒアリング時間：別途通知
- エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

5) 開札にあたっての留意事項

- a) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- b) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- c) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- d) 入札者又はその代理人は、入札中は、北海道開発局札幌開発建設部長（支出負担行為担当官）が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

6) その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書の評価は、申請書類及び企画書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 北海道開発局札幌開発建設部は、提出された申請書類及び企画書の資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類又は企画書の資料差し替え及び再提出は認めない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

民間事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、北海道開発局札幌開発建設部が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者5名(予定)で構成される国営滝野すずらん丘陵公園市場化テスト評価アドバイザー(仮称)の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、事前に、収益施設運営提案書を提出し、特定後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可申請を行うものとする。

(1) 民間事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

民間事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか(基礎項目審査)、また、効果的なものであるか(加点項目審査)について行うものとする。(本実施要項表3を参照。)

1) 基礎項目審査

基礎項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、本実施要項表3の基礎項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点50点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

2) 加点項目審査

基礎項目審査で合格した入札参加者に対して、本実施要項表3の加点項目について審査を行う。(加算点計125点)。

様々な公園施設の維持管理と収益施設の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準(質)の向上や利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表3 標準評価項目及び得点配分

実施要項	区分	項番	標準評価項目	得点配分		様式	
				基礎点	加算点		
①基礎項目審査	業務共通						
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	—	様式 1-2～ 1-8	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	—		
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—		
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—		
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の) 要求水準(実施要項1.2.1及び1.2.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ～ 2-2-4		
②加点項目審査	企画提案						
	1) 利用者数の確保に関する提案	6	年間公園入園者数および年間有料区域入園者数(山の家を除く)、それぞれにおいて目標とする利用者数を設定の上、その利用者数確保に向けた具体的で実現性のある提案が示され、目標値と実現性の合計をもって評価を行う。また目標とする年間有料区域利用者数対前年度比を設定の上、利用者数を増加させるための具体的な方法が示され、妥当性・積極性があるか。	—	0～25	様式 2-2-1	
	2) 利用者満足度の向上に関する提案	7	1年度に実施するアンケートによる公園の運営に関する利用者の満足度(非常に満足)(%)において、目標とする満足度(4月～11月、12月～3月それぞれ)を設定の上、その満足度数の向上に向けた具体的で実現性のある提案が示され、目標値と実現性の合計をもって評価を行う。	—	0～10	様式 2-2-2	
	3) 北海道の気候風土にあった花風景の演出に関する提案	8	彩り豊かな美しい花風景の演出について、花壇として指定(詳細は、別紙1「花見頃期間対象位置図」を参照のこと。)されている全てを対象に7割以上開花させている期間(開花期間:週)の目標を設定の上、具体的で実現性のある提案が示されているか。	—	0～5	様式 2-2-3	
	4) 多様な利用プログラムの提供に関する提案	9	多くの利用者が参加、体験、交流できる多様な利用プログラムの積極的な提供、その実施にあたっての具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～5	様式 2-2-4	
	5) 情報受発信に関する提案	10	提供するサービス内容や公園の魅力等に関する多様な情報受発信について、具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～5		
	6) 地域との連携に関する提案	11	近隣の集客施設など地域との積極的な連携活動、協力体制の構築などについて、それぞれの相乗効果を図る観点から、具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～5		
	7) 安心・安全に関する提案	12	利用者の安全・安心を確保する施設管理について、具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～10		
	8) 緊急時及び非常時の対応についての提案	13	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が示されているか	—	0～10		
	9) 自主事業の提案	14	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から具体的な事業の方法が示されているか	—	0～15		
	10) 収益施設の運営に関する提案	15	利用者サービスの向上に向けた運営が具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～15	様式 1-9	
	従来の実施方法に対する改善提案						
	1) 各業務の最低水準(現行基準)として示された仕様書に対する、改善提案	16	質の維持・向上に対して、また実施する内容について具体的で実現性のある提案が示されているか	—	0～20	様式 2-2-4	
	合計得点				0～50	0～125	

(2) 民間事業者決定にあたっての評価方法

1) 民間事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き民間事業者を決定するものとする。

2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項 5. (1)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

② 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項 5. (1)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

なお、本業務における技術点（基礎点 50 点＋加算点 125 点）の満点は 175 点とする。

③ 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点は 30 点とする。

④ 基礎項目審査の評価方法

基礎項目審査については、業務が実施可能な最低基準を示す以下の評価基準を満たしているかによって評価する。

表4 基礎項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、各企業の連携が可能な体制であるか)	提案する運営内容に対して提案する職務区分の設定が正しく行われている。
	提案された内容が実施可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が正しく行われている。
業務に対する認識	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。
現行基準レベルの質の確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.2.1及び1.2.2)が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める実施要領を満足した上で、様式2-2-1~4の提案内容について実現性が高いものとなっている。

⑤加算項目審査の評価方法

加算項目審査は以下のとおりとする。

加算項目審査の企画立案のうち、1)利用者数の確保、2)利用者満足の上の2つについては、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の加算項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表4の3段階評価に基づいて評価する。

表4 加算項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	配点×0.00

3) 留意事項

民間事業者が決定したときは、遅滞なく、民間事業者の氏名若しくは名称、落札金額、民間事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙－11～23 のとおりである。

7. 民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 施設

別紙—1「主要公園施設一覧」、別紙—2「収益施設一覧」による。

(2) 設備

a) 使用出来る設備については、本業務に関係する設備全てとする。

b) 本業務に支障を来さない範囲において、民間事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告について

1) 実施計画書の協議と承諾

別紙－5「仕様書」による。

2) 業務責任者及び業務の関係者

別紙－5「仕様書」による。

3) 業務報告書

別紙－5「仕様書」による。

4) 検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、監督職員等の検査・監督体制は次の通りとする。

① 監督職員等

ア) 総括監督職員

・ 国営滝野すずらん丘陵公園事務所長（予定）

イ) 主任監督職員

・ 国営滝野すずらん丘陵公園事務所庶務課長、工務課長（予定）

ウ) 監督職員

・ 国営滝野すずらん丘陵公園事務所総務課庶務係長（予定）

・ 工務課計画係長、工務課調査係長、工務課工務係長、工務課施設管理係長、工務課建設設備係長（予定）

② 検査・監督体制

a) 民間事業者は、業務終了後に監督職員へ連絡すること。

b) 民間事業者からの連絡を受けた場合には、北海道開発局札幌開発建設部から任命された職員は業務計画書に基づく業務履行の検査を行うものとする。

(2) 調査への協力

a) 監督職員等は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

b) 立ち入り検査をする監督職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第

1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

監督職員等は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して監督職員等が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取扱い

別紙－5「仕様書」第6章による。

(6) 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

a) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

b) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め北海道開発局札幌開発建設部の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

a) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、本公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

b) 民間事業者は、本公園利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。ただし、自主事業として行う場合など、北海道開発局札幌開発建設部から許

可を受けた事業や収益事業を行う上で必要な場合を除く。

4) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

5) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

6) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

7) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8) 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

9) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、北海道開発局札幌開発建設部の責に帰すべき事由により生じたものについては、北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

10) 再委託の取扱い

a) 民間事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

b) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・本業務における総合的企画、業務遂行管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等（本業務全体の企画立案及びマネジメント業務）。

- c) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで総括監督職員の承認を受けなければならない。
- d) 民間事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、民間事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までにに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

11) 契約解除

北海道開発局札幌開発建設部は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- c) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

12) 契約解除時の取扱い

- a) 上記 11) に該当し、契約を解除した場合には、北海道開発局札幌開発建設部は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、民間事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として北海道開発局札幌開発建設部の指定する期間内に納付しなければならない。
- c) 北海道開発局札幌開発建設部は、民間事業者が前項の規定による金額を北海道開発

局札幌開発建設部の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

d) 北海道開発局札幌開発建設部は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

13) 委託内容の変更

北海道開発局札幌開発建設部及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

国の指示による委託内容の変更では、契約額を変更する場合がある。

14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と北海道開発局札幌開発建設部が協議するものとする。

15) 業務計画書の提出

民間事業者は、各年度の業務開始日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について北海道開発局札幌開発建設部と協議の上、承認を得なければならない。

16) 業務内容の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について北海道開発局札幌開発建設部と協議を行い、北海道開発局札幌開発建設部の承認を受けなければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議し書面にてこれを定めるものとする。

9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 北海道開発局札幌開発建設部が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、北海道開発局札幌開発建設部は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について北海道開発局札幌開発建設部の責めに帰すべき理由が存する場合は、北海道開発局札幌開発建設部が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について北海道開発局札幌開発建設部の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は北海道開発局札幌開発建設部に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

北海道開発局札幌開発建設部は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成24年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(3) 調査方法及び項目

本実施要項1.2「サービスの質の設定」により設定した事項。

(4) 市場化テスト評価アドバイザー（仮称）への報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に示す報告を踏まえ、北海道開発局札幌開発建設部において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、北海道開発局札幌開発建設部は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 北海道開発局札幌開発建設部の監督体制

a) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

b) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8. により行う。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

a) 本委託事業における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・ 本実施要項 8. (1)1～3)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8. (1)4)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- ・ 正当な理由なく、本実施要項 8. (3)による指示に違反した者

c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b) の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成21年9月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項(案)に関連する別紙・様式			
分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	収益施設一覧	別紙 2
	別紙3	主要建築物調書	別紙 4
	別紙4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針(案)	別紙 7
	別紙5	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務仕様書(案)	別紙 19
	別紙6	個別仕様書(企画立案)(案)	別紙 48
	別紙7	個別仕様書(運営維持管理)(案)	別紙 60
	別紙8	個別仕様書(植物管理)(案)	別紙 116
	別紙9	国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営要領(案)	別紙 140
	別紙10	花見頃期間対象花壇位置図	別紙 188
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙11	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 189
	別紙12	決算報告書	別紙 194
	別紙13	提供物品調書	別紙 197
	別紙14	マスコミによる報道件数	別紙 198
	別紙15	修繕履歴	別紙 201
	別紙16	入園者数	別紙 213
	別紙17	利用者満足度のアンケート	別紙 215
	別紙18	行催事一覧	別紙 219
	別紙19	市民参加活動一覧	別紙 241
	別紙20	環境学習実施一覧	別紙 243
	別紙21	一般廃棄物の排出量	別紙 245
	別紙22	植物性廃棄物の発生・処理・活用量	別紙 246
	別紙23	苦情・要望の内容及び件数	別紙 247
様式	様式1-1	参加表明書	様式 1
	様式1-2	企業の業務実績	様式 2
	様式1-3	業務責任者の業務実績	様式 3
	様式1-4	守秘性に関する要件	様式 4
	様式1-5	業務実施体制	様式 5
	様式1-6	実施方針	様式 6
	様式1-7	再委託の予定	様式 7
	様式1-8	業務経歴証明書	様式 8
	様式1-9	収益施設運営提案書	様式 9
	様式2-1	表紙(企画書)	様式 18
	様式2-2	企画提案、改善提案	様式 19

主要公園施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
溪流 ゾーン※1	20.0	溪流口	入口広場、溪流口駐車場（普通車、身障者スペース）、時計塔、白帆橋
		疎林広場	芝生広場（9,360㎡）
		溪流園	レストラン、炊事広場（4,500㎡）、釣堀、芝生広場（3,270㎡）、時計塔、不老橋、アシリベツ橋
		アシリベツの谷	アシリベツの滝、滝見橋
		鱒見口	入口広場、時計塔、サイクリングセンター、鱒見口駐車場（普通車、身障者スペース）
		平成の森	みずばしょう池、ショウブ園、スズラン群落、散策路等
		鱒見の谷	鱒見の滝、散策路
		不老の谷	不老の滝、散策路
		炊事遠足広場	炊事場（2箇所）、時計塔
		滝野パークブリッジ	フリークライミング・ウォール（No.2橋脚）、スウィングボール（No.3～4橋脚間）
		自然林	
保全ゾーン	67.8	自然林	
中心 ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場、ボーダー花壇、時計塔
		中央口広場	中央口休憩所（2箇所）、中央口駐車場（普通車、大型車、身障者スペース）、時計塔
		東 口	東口休憩所（研修棟、ボランティア棟、レストハウス棟）、パークゴルフ場（6,080㎡）
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、身障者スペース
		ローンスタジアム	芝生広場、時計塔
		カントリーガーデン	水の広場、花のまきば、まきばのせせらぎ、収穫の谷、花人の隠れ家、くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、時計塔、カントリーハウス（レストラン）
		こどもの谷	虹の巣ドーム、あり塚の塔、フワフワエッグ（大・小）、ありの巣トンネル、マウントコニーデ、溶岩滑り台、さまよいの洞窟、大地の広場、森の池、森のせせらぎ水路、時計塔、りすの散歩路、切り株迷路、木のぼりネット、トロッコ橋展望台、森の隠れ家、メロディきのこ、ゆらゆらきのこ、材木飛ばし、森の吊り橋、秘密の抜け道、森の工房、石造りの家跡、森人の山小屋
		自然林	
宿泊 ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	センターハウス（1棟）、キャビンAサイト（14サイト）、キャビンBサイト（5サイト）、キャビンSサイト（6サイト）、キャンピングカーサイト（23サイト）、スタンダードカーサイト（40サイト）、フリーテントサイト（62サイト）、サニタリーハウス（1棟）、炊事棟（7棟）、トイレ棟（2棟）、プレイロット（2基）、徒歩池、遊歩道、展望台、芝生広場（9,800㎡）、時計塔、彩りの森
		青少年山の家	多目的ホール※3、研修棟※3、宿泊棟※3、風のはらっぱ、営火場（3箇所）、野外ステージ、炊事広場、野外トイレ、時計塔（2基）、くわの実広場がバトルフ
		自然林	
滝野の森 ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、森の教室、森の炊事広場、散策路、歩くスキーコース、南駐車場
	85.7	西エリア※2	歩くスキーコース、森の情報館、便所、森口駐車場
計	395.7		

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

注）※1：溪流ゾーンは無料エリアである。

※2：平成22年6月頃に追加開園を予定している。

※3：札幌市の指定管理者制度による管理を行うため（予定）、本業務の対象外となる。

収益施設一覧

平成21年6月末日現在

施設区分		面積 (㎡)	備考	年間 施設利用者数 (H20年度末) (人)	売り上げ等 (H18-H20の平均) (円)
施設区分	施設名/内訳				
レストラン	①レストラン(溪流園) ○溪流口レストラン ○プロパン庫 ○野外ピット ○バーベキュー園 ○魚つり場	304.13 5.61 32.40 2,177.89 2,281.97		データ無し	17,100,000
	②レストラン(カントリーハウス) /飲食店・売店 /自動販売機置場 /用具貸出室等 /プロパン庫	363.17 2.86 221.54 5.46		データ無し	38,800,000
売店	①鱒見口売店	60.00		データ無し	1,400,000
	②溪流口売店(ロッジゆきざき) /スキー貸出室、物置 /倉庫、スナック、休憩室の一部 /テラス(自動販売機置場含む)	42.24 86.58 42.33		データ無し	5,200,000
	③中央口管理所売店 ○管理所 /売店 /自動販売機置場 ○休憩所 /自動販売機置場	18.18 4.02 13.86		データ無し	4,000,000
	④東口情報センターレストハウス棟売店 /売店 /自動販売機置場	81.33 3.57		データ無し	15,100,000
	⑤子供の谷休憩所売店 /厨房、売店、食品庫、休憩室 /厨房機器等 /自動販売機置場	192.20 一 4.44		データ無し	19,300,000

施設区分		面積 (㎡)	備考				年間 施設利用者数 (H20年度末) (人)	売り上げ等 (H18-H20の平均) (円)
施設区分	施設名/内訳		普通用	大型用	身障用	計		
駐車場	①中央口駐車場 /アスファルト舗装等 /アスファルト舗装 /案内看板等	4,601.00 24,053.00 一式	2,311台 954台	32台 11台	39台 11台	2,382台 976台	110,432 台	41,500,000
	②鱒見口駐車場 /アスファルト舗装等 /料金徴収ブース(1ヶ所) /案内看板等	4,253.00 4.52 一式	162台	-	5台	167台		2,800,000
	③溪流口駐車場 /アスファルト舗装 /料金徴収ブース(2ヶ所) /料金ブース1ヶ所 /案内看板等	4,029.00 6.75 4.52 一式	149台	-	8台	157台		(中央口に含まれる)
	④東口駐車場 /アスファルト舗装等 /駐車場内区画線、車止め、案内看板等	19,248.00 一式	612台	11台	5台	628台		(中央口に含まれる)
	⑤南駐車場 /アスファルト舗装等	9,452.00	218台	10台	5台	233台		(H20年度は未開園)
	⑥滝野の森口駐車場 /アスファルト舗装等	6,591.00	216台	-	5台	221台		(H20年度は未開園)
サイクリング施設	①サイクリング施設	187.00					9,657 台	2,200,000
園内交通施設	①カントリーガーデン園内移動用施設(リフト) ○カントリーガーデン園内移動用施設 ○機器保管倉庫	1式 77.40	施設本体の管理は毎年12/1~4/25の期間 搬器等及び保管場所は通年 延長256.45m、搬器48台				データ無し	14,900,000
オートキャンプ場	①オートキャンプ場 ○キャンピングカーサイト(23サイト) ○スタンダードカーサイト(40サイト) ○キャビンサイトA(14サイト[415.80㎡]) ○キャビンサイトB(5サイト[114.75㎡]) ○キャビンサイトS(6サイト[328.32㎡]) ○フリーテントサイト ○センターハウス ○管理用駐車場 ○駐車場 ○サニタリーハウス ○炊事棟(7棟) ○便所棟(2棟) ○ゲートシステム ○園内監視システム ○放送設備 ○園路誘導灯 ○ゴミステーション ○残り火入れ ○自動販売機置場 ○ダンプステーション ○車庫棟	10,706.0 4,990.0 2,037.0 552.0 3,590.0 5,116.0 984.9 441.0 1,417.0 155.5 98.0 79.4 1箇所 1式 1式 49箇所 2箇所 4箇所 3箇所 1箇所 46.1	管理協議期間4/1~11/30 但し、倉庫・事務室等については 通年管理。				52,560	51,500,000

主要建築物調書

平成21年6月末現在

NO.	ゾーン	施設名	構造	延床面積 (m ²)	備 考
1	渓 流 ゾ ー ン	門衛所	RC造平屋建	5.880	
2		溪流口料金所	木造平屋建	6.750	
3		溪流口駐車場ブース	木造平屋建	4.520	
4		溪流口便所	RC造平屋建	60.000	
5		案内所横便所	RC造平屋建	46.750	
6		案内所	木造平屋建	113.400	
7		溪流園多目的便所	RC造平屋建	15.000	
8		溪流園便所・電気室	RC造平屋建	41.250	
9		レストラン(焼肉がーデンアシリハツ)	RC造平屋建	304.130	
10		釣り堀	木造平屋建	9.920	
11		バーベキュー棟	木造平屋建	32.400	
12		アシリハツの滝便所	RC造平屋建	27.500	
13		アシリハツの滝多目的便所	RC造平屋建	15.000	
14		白帆電気室	RC造平屋建	33.250	
15		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F	152.620	地下1F,地上1Fの一部
15-1		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F	162.740	上記以外
16		炊事遠足広場便所	RC造平屋建	44.350	
17		作業センター多目的便所	RC造平屋建	15.000	
18		作業センター横便所	RC造平屋建	49.500	
19		作業センター	RC造平屋建	85.050	
20		汚水処理場	RC造平屋建	262.400	
21		鱒見口便所	RC造平屋建	46.750	
22		鱒見の滝便所	RC造平屋建	27.500	
23		鱒見の滝多目的便所	RC造平屋建	15.000	
24		サイクルセンター	S造平屋建	126.000	売店・サイクルセンター
25		鱒見口料金所	S造平屋建	4.520	
26		休憩所(みずばしょう園)	木造	13.000	
27		休憩所(溪流口駐車場)	木造	25.000	
28		バス停(溪流口駐車場)	軽量鉄骨平屋建	8.100	
29		炊事遠足広場四阿(5棟)	木造	134.997	
30		疎林広場四阿(2棟)	木造	8.420	
31		炊事遠足広場四阿(2棟)	木造	10.010	
32	鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建	18.750		

NO.	ゾーン	施設名	構造	延床面積 (m2)	備 考
33	中心ゾーン	滝野公園事務所庁舎	RC造2階建	2,311.150	本業務の対象外 (P)
34		事務所車庫	RC造平屋建	828.170	本業務の対象外 (P)
35		東口情報センター(研修棟)	RC造平屋建 3棟庇 鉄骨造	1,107.610	下記以外
36		東口情報センター(ボランティア棟)			
37		東口情報センター(レストハウス棟)			
37-1		東口情報センター(レストハウス棟)	RC造平屋建 3棟庇 鉄骨造		売店・厨房・厨房機器・事務室・倉庫・便所・自動販売機置場
38		東口便所・休憩所	RC造平屋建	144.000	
39		カントリーハウス	木造2階建 地下1階	1,562.210	売店・レストラン・厨房・厨房機器・食品庫・倉庫・用具貸出室・プロパン庫・2F自販機置場
39-1		カントリーハウス	木造2階建 地下1階		上記以外
40		収穫の谷展望施設(サイロ)	RC造2階建 地下1階	45.620	
41		収穫の谷四阿	木造	25.920	
42		花人の隠れ家四阿	木造	16.000	
43		花人の隠れ家四阿	木造	36.000	
44		峠の庭四阿	木造	11.520	
45		花のテラス四阿	木造	6.480	
46		中央口休憩所A(管理所)	RC造平屋建	506.430	自動販売機置場・売店
46-1		中央口休憩所A(管理所)	RC造平屋建		上記以外
47		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建	398.844	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫(搬器・券売所含む)
47-1		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建		上記以外
48		中央口便所(中央口連絡橋)	RC造平屋建	117.400	
49		バックヤード北棟	RC造2階建	376.920	
50		バックヤード南棟	RC造平屋建	122.030	
51		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建	105.000	
52		リフト監視小屋	木造平屋建	9.720	毎年12月1日～4月25日までの期間のみ
52-1		リフト監視小屋	木造平屋建		上記以外の期間
53		リフト運転小屋	木造平屋建	4.860	毎年12月1日～4月25日までの期間のみ
53-1		リフト運転小屋	木造平屋建		上記以外の期間
54		あり塚の塔	RC造平屋建	345.152	
55		ありの巣トンネル	RC造平屋建	441.820	
56		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建	101.260	
57		うねりの大地(大地の広場)便所	RC造平屋建	72.410	
58		うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建	22.500	
59		虹の巣ドーム	RC造2階建	705.800	
60		こどもの谷休憩所	RC造平屋建	180.600	休憩室・売店・厨房・厨房機器の一部・食品庫・風除室2・倉庫1・自動販売機置場
60-1		こどもの谷休憩所	RC造平屋建	188.910	上記以外
61		森のすみか便所(こもれびの森)	RC造平屋建	22.500	
62		森のすみか電気室(森の工房)	木造平屋建	236.160	
63		すずらんの丘展望台	SRC造4階建	735.910	
64		天文台	RC造平屋建	292.699	
65		バス停(中央口)	軽量鉄骨平屋建	10.380	
66		バス停(東口)	軽量鉄骨平屋建	10.380	
67		四阿(溶岩すべり台下)	木造	39.000	
68		四阿(ロースタジアム)	木造	17.100	
69		四阿(ロースタジアム)	木造	17.100	
70		四阿(東口駐車場)	木造	10.350	
71		四阿(パークゴルフ場)	木造	10.350	
72		四阿(こどもの谷 期上・八角)	木造	4.839	

NO.	ゾーン	施設名	構造	延床面積 (m2)	備 考
73	宿泊ゾーン	オートリゾート滝野 センターハウス	木造2階建	984.940	
74		オートリゾート滝野 センターハウス横倉庫	木造平屋建	16.400	
75		オートリゾート滝野 オイルタンク設置小屋	軽量鉄骨平屋建	13.750	
76		オートリゾート滝野 車庫棟	木造平屋建	46.080	
77		オートリゾート滝野 汚水ポンプ棟	木造平屋建	18.360	
78		オートリゾート滝野 キャビンA(14棟)	木造平屋建	275.400	
79		オートリゾート滝野 キャビンB(5棟)	木造平屋建	81.000	
80		オートリゾート滝野 キャビンS(6棟)	木造2階建	295.200	
81		オートリゾート滝野 滅菌棟	木造平屋建	7.290	
82		オートリゾート滝野 便所(2棟)	RC造平屋建	63.180	
83		オートリゾート滝野 炊事棟(7棟)	木造平屋建	204.120	
84		オートリゾート滝野 サニタリーハウス	木造平屋建	155.520	
85		オートリゾート滝野 ゴミステーション上屋	木造平屋建	23.040	
86		オートリゾート滝野 ゴミステーション上屋	木造平屋建	5.760	
87		オートリゾート滝野 自販機置場(3棟)	木造平屋建	8.400	
88		オートリゾート滝野 展望デッキ	木造平屋建	20.250	
89		オートリゾート滝野 彩りの森四阿	木造	12.960	
90		青少年山の家(多目的ホール)	SRC造2階建	1,520.270	本業務の対象外
91		青少年山の家(宿泊棟、研修棟)	RC造2階建	3,593.190	本業務の対象外
92		山の家野外トイレ	木造平屋建	49.000	
93	その他	1号井戸ポンプ室	S造平屋建	3.240	
94		新2号井戸ポンプ室	S造平屋建	3.240	
95		6号井戸ポンプ室	S造平屋建	3.240	
96		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建	60.500	
97		配水池	RC造平屋建	499.900	
98		No.1配水ポンプ場	RC造平屋建	32.640	
99		No.2配水ポンプ場	RC造平屋建	5.600	
100	滝野の森ゾーン	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建	158.000	
101		森見の塔	RC造	304.920	
102		森の教室(旧:沢の教室)	RC造平屋建	161.250	
103		森の交流館(含旧回廊)	RC造平屋建	1,267.940	
104					
105					
106					
計				23,021.141	

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理基本方針
(案)

平成21年3月

目 次

1. 維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 2 維持管理基本方針の位置づけ	1
1. 3 維持管理基本方針の対象	1
2. 滝野公園における維持管理の基本方針	2
2. 1 滝野公園の公園づくりの基本理念	2
2. 2 今後の維持管理の基本方針	3
3. 維持管理の重点事項	5
4. 維持管理の項目別の基本方針	7
4. 1 公園の維持に関する項目	7
(1) 動植物管理	7
(2) 施設管理・清掃	8
4. 2 公園の運営に関する項目	9
(1) 利用者サービス	9
(2) 公権力の行使に準じた行政的対応	10

1. 維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、約 60 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「溪流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に概成し全園供用する予定となっている。

このため、平成 14 年度に策定した公園整備を中心とした「全体基本計画」や平成 18 年度に策定した「国営公園整備プログラム」（平成 18 年～平成 21 年）に代わり、今後は、維持管理を中心とした新たな計画の策定が必要となっている。

一方、「公共サービス改革基本方針」（H21. 7. 10 閣議決定）に基づき、平成 22 年度から国営公園の維持管理業務に民間事業者も含めた競争入札の試行が予定されており、事業者に対して、維持管理業務の目標・水準等を示す必要もある。

以上のような背景をふまえ、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方を示す「維持管理基本方針」を策定した。

1. 2 維持管理基本方針の位置づけ

この維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①維持管理の基本方針
- ②維持管理の重点事項
- ③維持管理の項目別の基本方針

1. 3 維持管理基本方針の対象

本維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。今後の維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

2. 滝野公園における維持管理の基本方針

2. 1 滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと「整備」を中心とした公園づくりを進めてきた。

今後は平成 22 年度の全園供用や社会情勢の変化などを背景として「維持管理」を中心とした公園づくりを進めていくことになるが、この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気の浄化、水源の涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで、融雪が始まり新緑期までのグレイシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生 「水」：滝・溪流・湖 「白」：雪・氷

2. 2 今後の維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みにくく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を維持管理・利用する多様な主体（国、維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方として、以下に示す7つの基本方針を設定した。

【基本方針】

この基本方針は、滝野公園に関わる多様な主体[※]の共通目標として、滝野公園の魅力や価値を守り・育て・高めていくための考え方を示したものです。

今後は、この基本方針に基づいて、北海道における「都市公園の要」となる先導的な役割を担う公園として、サービス水準や利用者満足度等の向上を目指し、管理運営を進めていきます。

※多様な主体とは、利用者、行政（国・道・市）、NPO、ボランティア、管理運営業者などの滝野公園に関わる関係者を示す。

基本方針1）末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進

- ①多くの利用者が安心・安全・快適に利用できるよう、サービス水準や利用者満足度を向上する管理運営を推進する。
- ②社会資本としての公園の存在意義に留意し、効率的、効果的な施設の機能向上・更新を図る。

基本方針2）活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献

- ①公園管理への多様な主体の参画を推進し、地域とのパートナーシップを構築し、公園に関わる人づくりに貢献する。
- ②北海道内の公園緑地及び観光レクリエーション活動のネットワークの拠点として、道内外から集客を図り、地域経済の活性化に貢献する。
- ③公園施設の活用により、安全・安心な社会・地域づくりに貢献する。

基本方針 3) 自然や文化の保全と活用

- ①自然環境の保全・育成を図り、自然の資源性・多様性をより一層高める。
- ②北国や人と自然との関わりのあゆみなどを学ぶ場として活用して、歴史的・文化的資源を次世代に継承する。

基本方針 4) 北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成

- ①園芸植物を活かした彩り豊かな美しい花風景を演出する。
- ②自生植物を保全・活用し、郷土の自然景観を育成する。

基本方針 5) 多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出

- ①幅広い利用者を想定したバリアフリー化による安全で快適な環境を確保し、誰でも利用しやすい公園運営を行う。
- ②人と人、人と自然のふれあい、つながりを通じて、交流や健康づくりを支援する新たな公園利用を創出する。

基本方針 6) 季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開

- ①自然環境や自然指向型の施設を活用した利用プログラムの充実を図り、多くの利用者が参加できるレクリエーション活動を展開する。
- ②早春、晩秋等には屋内外の支援施設や冬季の雪の積極的な活用により、四季を通じたレクリエーション活動を推進する。

基本方針 7) 地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

- ①省エネ・省資源・リサイクル・ローカルエネルギーなどの環境配慮対策の積極的な実践により、循環型公園を目指す。
- ②持続可能なまちづくりに向けた意識向上や環境学習・研究を支援する。

3. 維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の維持管理にあたり重点的に取り組む事項を「維持」「運営」「施設更新」の3つの種別ごとに整理した。

(1) 公園の維持に関する重点事項

① 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

滝野の森に残る自生植物や貴重な自然資源（希少種）の保全・活用を図り、自然の資源性・多様性を高めるため、適切な維持管理を行い、種類数や個体数の維持・増加、生育地環境の保全に努める。

② 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出

開花時期において多くの利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、公園のシンボルとなる特定の草花や一般的に広く知られている草花を中心に、多様な園芸植物を組み合わせた彩り豊かな美しい花風景を提供する。

③ 環境配慮対策の実践

地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進するため、公園内で消費される電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の削減に努めるとともに、公園から排出される植物性廃棄物のリサイクルを推進する。

(2) 公園の運営に関する重点事項

① 公園管理への多様な主体の参加促進

公園に関わる人づくりへの貢献を目指し、公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため、公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加者の増加や、企業の社会貢献活動の参加を促進する。また、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も支援する。

② 自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

③ 公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

公園の魅力を高め、道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報など、ホームページ等を活用した積極的な情報受発信を展開する。

(3) 施設更新に関する重点事項

①施設の安全性を確保する保守点検の確実な実施

安全で安心して快適に利用できる公園環境の提供を図るため、公園内の施設や遊具の安全性を確保する保守点検を確実に実施する。

②公園の利用促進・魅力向上に向けた計画的な施設改修・更新

公園の魅力や安全性・防災性の向上をはじめ、厳しい自然環境に対応した計画的な施設改修・更新が必要となる。効率的・効果的に施設の機能向上を図るとともに、施設の長寿命化による環境負荷の軽減やライフサイクルコストの低減等を図るため、計画的に施設の改修・更新を進めていく。

③公園環境のバリアフリー化の推進

子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が交流し、安全で快適に利用できる公園環境の創出を図るため、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。

4. 維持管理の項目別の基本方針

維持管理の重点事項をふまえ、維持管理の項目別の基本方針を整理した。

4. 1 公園の維持に関する項目

(1) 動植物管理

①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な維持管理を実施する。

②草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花について一定の植栽面積を維持することなどにより、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象として選定した「利活用種」について生育地環境の適切な維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

④自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

⑤特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを推進し、高品質な堆肥化技術の実用化に向けた試験・検討を行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

(2) 施設管理・清掃

①建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

②工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

③建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、汚水処理、水循環、電気、空調、消防、エレベーターなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

④清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

⑤特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

4. 2 公園の運営に関する項目

(1) 利用者サービス

①利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対等）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

②特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

③広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット、新聞折込広告等）により、効果的な広報活動を実施する。

④宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてPR活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告を実施する。

⑤行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

(2) 公権力の行使に準じた行政的対応

①入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金収受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

②安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

③巡視警備

落石や雪崩の確認、クマ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

④救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

⑤災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園 災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

国営滝野すすらん丘陵公園
運営維持管理業務 仕様書（案）

平成 2 1 年 9 月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

目 次

第1章 総 則	1
第1条 目的.....	1
第2条 適 用.....	1
第3条 総 則.....	1
第4条 準拠規定.....	2
第5条 運営維持管理者の義務.....	3
第6条 発注者と事業者の責任分担.....	3
第7条 事前協議事項.....	4
第2章 業務内容	5
第8条 運営維持管理方針.....	5
第9条 履行場所及び履行期限.....	6
第10条 開園日時等.....	6
第11条 業務内容及び業務対象.....	7
第12条 業務実施体制.....	8
第13条 総括責任者及び業務責任者.....	9
第14条 業務担当者.....	9
第15条 業務計画書.....	9
第16条 業務報告書.....	10
第17条 記録の保存.....	11
第18条 記録の提出.....	11
第19条 入園料の徴収等.....	11
第20条 利用者指導及び利用者サービス.....	12
第21条 包括的管理.....	13
第22条 広報・行催事等.....	14
第23条 拾得物、残置物の処理.....	15
第24条 発注者の要請への協力.....	15
第25条 別途工事等との調整.....	15
第26条 その他の協議・報告等.....	15
第27条 事業評価業務.....	16
第28条 発注者が行うモニタリング調査.....	16
第3章 公園内の安全管理	17
第29条 安全管理及び入園に際して.....	17
第30条 消防計画・危険物予防規定.....	17
第31条 安全確保.....	17
第32条 救急対応.....	17
第33条 災害時、異常時等の対応.....	18
第34条 臨機の措置.....	18
第35条 利用規則.....	18
第4章 雑 則	19
第36条 協議等.....	19
第37条 官公署への連絡、届出.....	19
第38条 本業務の再委託.....	19
第39条 保険の付保及び事故の補償.....	19
第40条 建築物及び機械器具の無償提供等.....	20
第41条 本業務の引継.....	20
第42条 情報公開.....	21
第5章 コンプライアンス	22
第43条 守秘.....	22

第6章	個人情報の取扱いについて	23
第44条	基本的事項	23
第45条	秘密の保持	23
第46条	取得の制限	23
第47条	利用及び提供の制限	23
第48条	複写等の禁止	23
第49条	再委託の禁止	23
第50条	事案発生時における報告	23
第51条	資料等の返却等	23
第52条	管理の確認等	24
第53条	管理体制の整備	24
第54条	従事者への周知	24
第55条	罰則	24
第7章	委託費の支払い	25
第56条	委託費の支払い	25
参考1	各業務の履行期間	26
参考2	各業務の積算体系	26

第1章 総 則

第1条 目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は395.7haで、札幌市の中心部から約20kmの札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの5つに区分されている。（別添—1「公園平面図」参照）

滝野公園では、「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の7つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

- ① 末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
- ② 活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
- ③ 自然や文化の保全と活用
- ④ 北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
- ⑤ 多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
- ⑥ 季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
- ⑦ 地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

公園の供用の経緯は、昭和52年度に都市計画決定され、昭和54年度に起工し、昭和58年度に溪流ゾーンの一部供用開始、昭和61年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成6年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成11年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成12年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成14年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成16年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成21年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始により、平成21年度末までに計画面積の約75%となる296.2haを開園している。さらに、平成22年度には「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成の予定である。

昭和58年度の開園時から平成21年2月までの入園者数累計は、約1,400万人であり、平成20年度は約60万人の方々にご利用されている。

本業務は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針（案）」（別紙—4参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適 用

本仕様書は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第3条 総 則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって滝野公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の基準等に準拠する。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
同法施行令、同法施行規則、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- (3) 消防法、同法施行令、同法施行規則（消防庁）
- (4) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- (6) 下水道法
- (7) 水道法
- (8) 水質汚濁防止法
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 騒音規制法
- (12) 振動規制法
- (13) 個人情報保護に関する法律
- (14) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (16) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (17) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (18) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (19) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (20) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (21) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (22) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (23) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (24) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (25) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (26) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- (27) 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- (28) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- (29) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- (30) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針
- (31) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
- (32) 北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック 2001
- (33) 改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物レッドデータブック

- (34) 滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－3）
- (35) 「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて(別添－4)
- (36) 土木工事標準仕様書
- (37) 土木工事施工管理基準
- (38) 工事記録撮影基準
- (39) 河川法
- (40) 建設業法
- (41) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- (42) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- (43) 遺失物法
- (44) 鉄道事業法
- (45) その他、関係諸法令

第5条 運営維持管理者の義務

1. 運営維持管理者（以下「事業者」という。）は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 事業者は、本業務の実施にあたって、常に監督職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成をはかるものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 発注者と事業者の責任分担

本業務を実施するにあたり、発注者と事業者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(責任分担表)

項 目	内 容	発注者	事業者	
			公園 施設	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			○
物品の管理	発注者より提供のあった物品の管理		○	○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	○
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	○
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	○
開園日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	—
	収益施設の運営時間の変更に伴う経費の増減		—	○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		—
	利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	—
施設・物品等の補修	①事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために補修が必要になった場合も含む。）		○	○
	補修にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間補修費用1,900万円（税抜き）※を越えない場合（①を除く。）		○	—
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く補修にかかる費用（①を除く。）		—	○
	上記3項目以外の場合	○		
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○		
利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な施設管理による利用者の怪我等）		○	○
	「仕様書」39条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	○
	上記以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○	○
	上記以外の場合	○		

※ 年間補修費用は、平成18年～平成20年の実績平均による。実績については、別紙-15「修繕履歴」を参照のこと。

第7条 事前協議事項

次の各号に掲げる場合は事前に監督職員と協議する。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
3. 建物又は工作物（ただし委託契約書に基づき無償提供された提供施設を除く）

- く)について大規模な修繕を要する事態が生じたとき。
4. 広報、行催事の実施方法を決定するとき。
 5. その他、本業務の実施にあたって不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。

第2章 業務内容

第8条 運営維持管理方針

事業者は、「国営滝野すずらん丘陵公園維持管理基本方針（案）」に則り、以下の維持管理方針、運営管理方針を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 維持管理重点事項

維持管理業務については、以下の重点事項のもと、別添－5「土地利用方針図」、別添－6「植栽管理区分図」等をもとに適切な維持管理を行うこと。

1) 維持管理の重点事項

- ① 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用
- ② 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出
- ③ 環境配慮対策の実践

2. 運営管理重点事項

運営管理業務については、以下の運営管理の重点事項のもと適切に行うこと。

1) 運営管理の重点事項

- ① 公園管理への多様な主体の参加促進
- ② 自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供
- ③ 公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

2) 業務実施の基本的事項

事業者は、本業務の実施にあたっては、各運営者間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目を基本的事項とし、目的達成のため最善の努力をすること。

- ① 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
- ② 安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
- ③ 市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
- ④ 乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
- ⑤ 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を図る。
- ⑥ 様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
- ⑦ 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。

- ⑧ 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用を配慮する。
- ⑨ 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
- ⑩ 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第9条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

国営滝野すずらん丘陵公園

〒005-0862 北海道札幌市南区滝野

別添-1「公園平面図」参照

管理面積は、395.7ha（全園供用時平成22年6月予定）

（管理事務所内に事業者の事務室を置くものとする（別添-7参照）。

事務室における利用者サービス業務（窓口業務）は、原則として開園時間に準じた時間帯において行う。）

※ 公園事務所、車庫等は無償貸し出しする。ただし収益施設運営事業を行う人員の業務面積については、使用料を徴収する。

2. 履行期限

平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度受託者（(財)公園緑地管理財団）から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第10条 開園日時等

1. 本業務の履行期間における開園日は原則として以下のとおりとする（平成22年度予定）。ただし、平成23年度以降は、事業者は開園期間及び開園時間の延長について国と協議し官報告示の変更協議を行うことができる。

休園期間中において、園内における利用者サービスは行わないが、施設の点検、補修および切り替え等の業務を行うものとする。

各業務の履行期間は、参考1を参照のこと。

区分	期間	開園時間
開園	4月20日～ 5月31日（4/19が日曜日の場合は4/19開園）	9:00～17:00
	6月 1日～ 8月31日	9:00～18:00
	9月 1日～ 11月10日	9:00～17:00
	12月23日～ 3月31日（12/22が日曜日の場合は12/22開園）	9:00～16:00
休園	11月11日～12月22日 及び 4月1日～4月19日	
※入園料無料日（計6日） ・都市緑化推進運動期間（4月29日、5月5日（小人のみ）、6月17日） ・国土交通Day（7月22日） ・秋の都市緑化月間（10月7日、10月14日）		

※ 開園期間であっても定期点検等の実施により休園が必要な場合には事業者が発注者に協議し、同意を得て休園とする。

2. 事業者の提案により開園期間及び開園時間を延長した場合、その延長に伴う

運営費用の増加については、事業者の負担とする。

3. 国営公園の開園日、開園時間、入園料については官報告示に従う。開園日、開園時間については、官報告示の変更協議を行うことができる。

第11条 業務内容及び業務対象

1. 事業者は、国営公園の供用区域内（平成22年春の供用予定の滝野の森ゾーン（西エリア）を含む）に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設（別紙-1「主要公園施設一覧」を参照）及び都市公園法第5条の申請を行い許可を得る必要がある収益施設（以下、「収益施設」という。）を対象として、以下の各業務を行うものとする。詳細については、別紙-2「収益施設一覧」、別紙-3「主要建築物調書」を参照すること。
 - ①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務
 - ②運営維持管理業務
 - ・建物管理
 - ・工作物管理
 - ・清掃
 - ・運営管理
 - ・利雪
 - ③植物管理業務
 - ④収益施設運営業務
2. 本業務全体の企画立案及びマネジメント業務は、本公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、業務の業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、植物の育成・維持管理、工作物等公園施設の維持管理、清掃、利雪、利用者に対するサービスの提供、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、災害時の対応など多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うこと。
3. 運営維持管理業務（建物管理）は、各建物について所要の目的が果たされるよう、昼間・夜間ともに巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて小規模な修繕及び清掃を行うほか、防火等管理者を定めるなどにより、防犯・防火に努めること。
4. 運営維持管理業務（工作物管理）は、遊具等の各工作物について、所用の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損箇所の小規模な補修又は補充を適切に行うこと。
5. 運営維持管理業務（清掃）は、公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、常時公園内を清潔に保つ。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとること。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理すること。
6. 運営維持管理業務（運営管理）は、利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、入園料等の徴収等、利用者指導（遊具利用、ボランティア支援等）及び利用者サービス（受付、園内巡視、門衛等）、救急、国の実施する工事における実施方針の検討等の助言・調整、本業務に関わる自動車維持、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行うこと。

7. 運営維持管理業務（利雪）は、冬期間において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行うこと。なお、収益施設に係る雪対策（駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし）は除く。
8. 植物管理業務は、北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、利用者に怪我等がないよう適切な管理を行うこと。
9. 収益施設運営業務は、各業務と連携して利用者サービスの向上を図るため、飲食施設、物販施設、駐車場や、貸出施設、宿泊施設などの収益施設の運営管理を行うこと。
10. 各業務の内容は別紙－6「個別仕様書（企画立案）（案）」、別紙－7「個別仕様書（運営維持管理）（案）」、別紙－8「個別仕様書（植物管理）」、別紙－9「国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営要領（案）」に示すとおりとするが、具体的な業務の実施方法、実施時期及び実施頻度等については、企画提案の内容を踏まえて業務計画書に定めるものとする。

範囲	項目	業務対象
園地（国営公園）	（1）本業務全体の企画立案・マネジメント業務	対象
	（2）運営維持管理業務	
	（3）植物管理業務	
	（4）収益施設運営業務	
公園事務所*（建築・設備） （別添－7参照）	施設保全業務	対象外
	清掃他業務	
	警備（セキュリティシステム）	
	電力/上下水道料金他の支払	

※ 公園事務所の範囲：公園事務所（事務室＋共通部分）＋車庫（国使用部分＋共通部分）

「国営滝野すずらん丘陵公園事務所」（以下「公園事務所」という。）11. 施設保全業務（別業務）には、自家用水道保守点検、自家用電気工作物保守点検、熱源機器保守点検、エレベータ設備保守点検等が含まれる。

12. 清掃他業務（別業務）は、公園事務所の庁舎清掃である。
13. 業務対象外の公園事務所（建築・設備）の共通部分（別添－7公園事務所 図参照）に係る清掃業務の費用については、年度当初の発注者及び事業者の配置人数により、当該年度の負担割合を定めるものとする。
14. 警備業務（セキュリティシステム）（別業務）は、公園事務所施設の機械警備であるため、国営公園内の巡視等は本業務の事業者において実施するものとする。

第12条 業務実施体制

1. 事業者は、入札参加時に提案した運営維持管理業務の内容（申請書類）に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して業務実施体制を構築する。
2. 事業者は、業務責任者（本業務全体の企画立案及びマネジメント（総括責任者となる）、運営維持管理、植物管理、収益施設運営）の4名を配置することとし、業務責任者については当該業務を総括するものとする。
3. この他、経理、救急を担当する者を配置するものとする。

役職	職務内容	求める資格要件等
a.経理担当者	国庫に納入する入園料金等の徴収業務を担当	—
b.救急担当者	救急対応を担当	看護師又は応急手当等の研修を受けた者等

4. 上記の経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
5. 総括責任者及び業務責任者は、他の業務責任者及び担当者を兼務することができる。
6. 総括責任者、各業務責任者、各担当者の氏名及び保有している資格名は、公園内の施設内に掲示すること。
7. 開園期間中は、総括責任者又は業務責任者の2名以上の勤務体制とすること。ただし、それ以外の期間についてはこの限りではない。
8. 索道の管理運営については、鉄道事業法に基づく索道技術管理者等を配置するものとする。
9. その他、業務を遂行するにあたっては、法令上必要な資格要件を備えているものを配置するものとする。
(参考) 過年度事業者が有する資格
防火管理者（甲種又は乙種）
衛生管理者（1種又は2種）
看護師又は普通救命講習修了者（1、2）
普通自動車第1種免許
小型車両系建設機械運転技能者
危険物取扱者（甲種又は乙種第四種）
第一種電気工事士
サービス接客検定（1～3級のいずれか）
10. 各業務に必要な人員数を適宜配置すること。
11. 職員は、管理運営に必要な研修を受け、利用者の快適かつ安全な利用環境の向上に努めること。

第13条 総括責任者及び業務責任者

1. 事業者は、総括責任者及び業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
2. 事業者は、本業務の遂行にあたり、利用者の安全確保及びサービス向上のための職員育成及び運営に必要な研修を実施するものとする。
3. 総括責任者及び業務責任者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

第14条 業務担当者

1. 総括責任者は、本業務の実施に先だって業務担当者の氏名等を記載した名簿及び資格証の「写し」を発注者に届け出る。
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
2. 業務担当者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

第15条 業務計画書

1. 総括責任者は、各年度の業務開始日の 14 日前までに、下記内容等の必要な事項を記載した企画書にもとづく「業務計画書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
 - ・ 年間管理運営計画（月別）
 - ・ 年間行事計画書（月別）
 - ・ 包括的な質の目標（月別）
 - ・ 業務実施体制
 - ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
 - ・ 実施計画書（別添 2「国土交通省委託契約取扱要領」別記様式第 1）
 - ・ 四半期別必要経費内訳書（別添 2「国土交通省委託契約取扱要領」別記様式第 2）
 - ・ 再委託承諾申請書（別添 2「国土交通省委託契約取扱要領」別記様式第 3）
 - ・ 運営維持管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、利雪）
 - ・ 植物管理作業
 - ・ 収益施設運営計画
 - ・ 公園内巡視作業
 - ・ 入園料徴収及び利用者指導
 - ・ 安全管理、救急救護、防災計画、災害対策、緊急時対応、臨機の措置
 - ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
 - ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
 - ・ 環境への配慮
 - ・ 自主事業
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、公園利用者からの意見を収集する仕組みを構築し、出された意見等については、検討のうえ、業務計画を策定するものとする（平成 22 年度は除く）。
3. 「業務計画書」は利用状況、施設の状態、景観及び生物の生育環境等に応じ、随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて監督職員と協議することができる。
4. 四半期別必要経費内訳書には数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

第 16 条 業務報告書

1. 事業者は、次に掲げる報告書を発注者に定期的に提出する。
 - 1) 「管理月報」（提出期限は翌月の 10 日 別添様式－ 2）。
 - 2) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の 15 日 別添様式－ 3）
 - 3) 「連絡会議報告書」（毎月 5 日まで）
 - 4) 包括的な質の月別報告（毎月 5 日まで）
 - 5) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
 - 6) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
 - 7) 維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
 - 8) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）
 - 9) 上記以外の発注者で指定した報告事項（適宜）
2. 事業者は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく次に掲げる報告書（正副 2 通）に成果物を添えて提出する。

- 1) 「完了報告書」 (別添—2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
 - 2) 「精算報告書」 (別添—2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
 - 3) 「残存物件報告書」 (別添—2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
 - 4) 「事業評価報告書」 (任意様式)
 - 5) 「実施状況等の記録書」
3. 「実施状況等の記録書」には、以下の事項を含める。
- 1) 作業日誌
 - 2) 保守点検の記録
 - 3) 作業実施数量の記録
 - 4) 作業記録者写真
 - 5) 安全衛生点検の記録
 - 6) 修繕等の記録
 - 7) その他、監督職員が指示する記録
4. 「事業評価報告書」には、利用者の意見や要望の把握を本業務に反映させるよう努めた事項について、自己評価を行いまとめる。
5. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、発注者からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応する。

第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は事業者において5年間保存する。

第18条 記録の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、前条の報告書の最終成果を電子データで納品することをいう。
2. 電子データとは、北海道開発局における電子納品運用ガイドライン(案) (北海道開発局のホームページにて公開)及び「北海道開発局の現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)」(北海道開発局のホームページにて公開)(以下「ガイドライン」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。
3. 最終年度の業務を完了したときには、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
4. 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
5. 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
6. 上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第19条 入園料の徴収等

1. 滝野すずらん丘陵公園の入園料及び同公園内の物件使用料は、国の収入となるため、事業者は、これらの徴収事務を行うこと。

2. 事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他発注者の指定する場所において、入園券を自動販売又は手売りにて発売し、所定の入園料金を徴収する。なお、滝野の森口では、駐車料金も合わせて徴収する。
3. 事業者は、自動販売入園券を作成するものとする。また、事業者は、監督職員の指示により手売り入園券を作成し、国が指定する監督職員の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。
4. 事業者は、毎月 15 日及び月末日までの徴収済みの入園料金を集計し、徴収済みを証する書類を添えて監督職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
5. 事業者は、前項の入園料金の徴収業務に付随して発生する収入（以下、「その他の収入」という。）については、その他の収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて監督職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
6. 事業者は、前条の清掃作業の塵芥処理により発生したその他の収入については、その他の収入が発生した時にその内容を証する書類を添えて発注者に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
7. 国庫に納入する入園料金等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料金等の専用口座）で管理を行うこととし、日々の入園料は、毎日、集金・集計を行い、他の経理区分とわけて管理すること。入園料金を徴収した後、あるいはその他の収入の発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
8. 入園料とその他の料金を同時に徴収する場合はそれぞれ適切に管理すること。
9. 手売り入園券の作成は、監督職員と協議の上、内容および複製防止の対策を十分に施し印刷すること。
10. 万一の事故に備えて、動産総合保険（保管・輸送中対象）に加入すること。

第20条 利用者指導及び利用者サービス

1. 利用者及び市民に対して、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意、誘導等適切な措置をとること。
2. 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
3. 施設・設備や遊具の利用方法については、事故が発生しないように施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な説明・案内を行うこととする。不相当と認められる者に対しては、適正な利用方法を指導すること。
4. 利用者からの苦情、要望、問い合わせに対しては、誠意を持って、適切な案内や応対を行うこと。苦情等の内容及び対応措置の結果について日報等に記録し、監督職員へ報告すること。
5. 苦情等への対応手続きを文書により整備すること。また、職員が、当該手続きの内容を十分に理解していること。
6. 公園の概要や行催事等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応する。必要に応じて関係者に確認又は引き継ぐこと。
7. 事業者は、別添一8に基づき「巡視計画書」を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
8. 事業者は、「巡視計画書」に基づき、安全・快適かつ適切な公園利用ができるよう公園内を巡視し、利用者への指導及び利用者サービスを行うとともに

- 施設を点検確認するものとする。
9. 事業者は、公開期間は、常に利用者及び来園車両の動向を把握し、混雑回避、安全誘導など、適切に利用者指導及び利用者サービスを行わなければならない。
 10. 事業者は、開園期間は、公園内巡視を行い、防犯、防火その他の安全確認を行わなければならない。
 11. 事業者は、危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、使用状況を適宜把握し、不適切な公園利用を行っている者及びその恐れがあると認められる者を確認した時は、速やかにこれを制止もしくは適切な利用指導を行うものとする。
 12. 利用者が利用指導に応じないで他の利用者に危害を及ぼしたり、公園施設に損傷を与えるなどの迷惑行為を行った場合、又はそのおそれがある場合は、臨機の措置を取り、かつ、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
 13. 事業者は、施設の損傷及び消防、救急活動等緊急を要する事態を認めたとときは臨機の措置をとり、速やかに監督職員に報告するものとする。
 14. 事業者は、公園内外において、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるための措置（ご意見箱、ホームページ等）を行うものとする。
 15. 事業者は、利用者から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に関する申請の受付を行う。（別添－9「申請書」参照）
 16. 事業者は、利用者から申請の事前相談等も受け、申請の内容と本業務内容との調整を行った上で、事業者としての意見を付して申請書とともに発注者へ提出する。
 17. 事業者は、国の審査により許可を得られた場合には、国が発行する許可証を申請者へ渡すものとする。

第21条 包括的管理

事業者は、本公園の利用促進の一環として、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。本公園の利用促進のために積極的な実施を進めること。なお、自主事業とは、国営滝野すずらん丘陵公園維持管理基本方針（案）（別紙－4参照）に沿って、収益施設の料金徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業をいう。

1. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に監督職員と協議を行うこと。
3. 監督職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
4. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
5. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、別添－9の申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して

- 一括申請を行うことができる。
6. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。
 7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく使用料、都市公園法第 5 条又は第 6 条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担すること。
 8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - (1) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自主事業の実施場所に協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
 - (2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - (3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
 9. 事業者は、発注者が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第 2 2 条 広報・行催事等

1. 自然・歴史・文化等の資源や園内施設及び雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、健康の維持・増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な行催事を提供すること。
2. 広域的な集客を図るとともに、滝野公園の自然・歴史・文化等の資源や、広域観光などについて、ホームページやパンフレット等の広報資料、マスメディアなどの各種媒体により情報発信、情報提供などを行うこと。
3. 事業者は、広報・行催事の実施については、「滝野すずらん丘陵公園における広報・行事等の取り扱いについて」（別添—10 参照）により行うものとする。
4. 事業者は、本公園の利用促進のために、利用者の動向を把握しながら、計画的な広報、行催事等を行うものとする。
5. 事業者は、行催事等の実施に当たっては地域の活性化等に寄与するように、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を積極的に推進するものとする。
6. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事等の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の一般客の利用や安全に支障が生じないように十分に調整を図って対応するものとする。
7. 事業者は、本公園の利用促進・緑化啓発に関する事業を企画し、実施すること。
8. 事業者は、公園内の既存のボランティア団体と十分な連携・調整を行うとと

もに、新たなボランティア団体の育成に努め、公園利用促進を図るものとする。

9. 事業者は、適宜、滝野公園ホームページを更新、管理すること。（別紙－6参照）

第23条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員等が、滝野公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について監督職員と協議すること。

第24条 発注者の要請への協力

1. 監督職員から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、発注者が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、発注者が開催する公園関係者の合同連絡会議及び利用促進会議ならびに安全パトロールに参加するものとする。合同連絡会議では、前月分の運営状況、ご意見箱等に寄せられたご意見等を整理したものについて報告する。また、利用促進会議では、利用促進に向けた議題について協議する。なお、合同連絡会議及び利用促進会議で使用した書類は、電子データとして、監督職員へ提出する。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は発注者の指示により立会等に協力する。

第25条 別途工事等との調整

1. 国の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、全園停電を行うため、詳細については、監督職員と打ち合わせることを。

第26条 その他の協議・報告等

事業者は、公園の管理・運営等で必要な協議を積極的な対応で行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他施設の運営者との協議
- 3) 許認可申請等に関する調整

4) その他（ネーミングライツ等の新業務への対応など）

第27条 事業評価業務

事業者は、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるため、次の調査を行い、その結果について発注者に報告する。

1) 利用実態調査

公園利用者を対象に、本公園において提供するサービスの評価に関するアンケート等を任意に実施すること。また、事業者は、アンケート用紙の作成、配布、回収及び分析を行う。

2) 本業務に対する自己評価

本業務に関して、年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、発注者に提出する。

第28条 発注者が行うモニタリング調査

1. 発注者は、事業者で実施する事業評価業務（第27条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する業務を発注する。
2. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査には、モニタリング実施日の調整および協力するものとする。
3. 調査内容は、運営維持管理業務で示した指標の評価や事業者から企画提案事項の履行状況を確認する予定である。

第3章 公園内の安全管理

第29条 安全管理及び入園に際して

事業者は、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。

なお、異常を確認した場合、速やかに監督職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。また、駐車場の利用にあたっては監督職員の指示に従うものとする。

施設内は喫煙を禁止する。喫煙場所については監督職員の指示に従う。

第30条 消防計画・危険物予防規定

1. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するほか、発注者が別途定める消防計画・危険物予防規定を遵守する。
2. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、監督職員に報告（別添—19「防火管理自主検査チェック表」参照）するものとする。

第31条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を監督職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の事項について、遅滞なく、書面等により監督職員に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所
 - 3) 事故発生の原因
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第32条 救急対応

1. 事業者は、業務計画書の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
2. 事業者は、開園時間中は救急担当者を配置し、救急活動に当たらなければならない。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その結果を速やかに監督職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第33条 災害時、異常時等の対応

1. 監督職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、迅速に必要な人員を確保し対応する。
2. 設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに監督職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

第34条 臨機の措置

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を監督職員に速やかに報告する。
3. 発注者は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
4. 事業者は、事故や災害発生時等について、滝野公園事務所で策定した別添—11「災害対策部運営計画」、別添—12「滝野すずらん丘陵公園における事故対応」及び別添—13「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ）」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。

第35条 利用規則

1. 公園における利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、公園の利用に関し必要な事項について、別添—9「申請書」の「滝野すずらん丘陵公園利用規則」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。

第4章 雑 則

第36条 協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、監督職員と協議すると共に、協議の内容を記録して発注者に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、発注者の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して発注者に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合は、発注者と事業者の間で調整又は協議を行う。

第37条 官公署への連絡、届出

1. 事業者は、官公署への連絡、届出手続きは発注者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第38条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

本業務における総合的企画、業務遂行管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務の企画立案及びマネジメント）

1. 事業者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、「再委託（変更等）承諾申請書」（別添－2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）により発注者の承諾を得なければならない。再委託する場合、事業者は適切な契約方法をとるよう努めること
2. 事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. なお、協力者は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を協力としてはならない。

第39条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第40条 建築物及び機械器具の無償提供等

1. 建築物及び機械器具の無償提供

本業務の遂行に必要な国の建築物及び機械器具等（別添一7「公園事務所図」、別添一14「提供施設一覧表（建築物）」、別添一15「提供施設一覧表（機械器具等）」）に限り、事業者が無償で提供する。提供施設については事業者にて適正に管理することとし、その取扱いは別添一16「提供施設等取扱いについて」による。

2. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で発注者がその費用を負担したのものについて当該備品を発注者に引き渡す。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいい、その取扱いについては、別添一17「取得した備品の取扱い」による。

3. 事業者は、公園事務所の事務・事業に支障をきたさない範囲において、公園事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、公園事務所の事務・事業に支障を起こすことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、公園事務所の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、公園事務所の承認・確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

第41条 本業務の引継

1. 事業者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、速やかに管理物件を原状に回復して、発注者に引き渡すとともに、発注者又は新たな事業者と十分に事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。ただし、原状回復について発注者の承認を得たときは、この限りではない。
2. 不可抗力その他、発注者や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、発注者と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第12条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

第42条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、監督職員と協議すること。

第5章 コンプライアンス

第43条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「『国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務』における情報のセキュリティについて」（別添—4）に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第6章 個人情報の取扱いについて

第44条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第45条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第46条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第47条 利用及び提供の制限

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第48条 複写等の禁止

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第49条 再委託の禁止

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第50条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに監督職員に報告し、発注者の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第51条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指

示に従うものとする。

第52条 管理の確認等

発注者は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第53条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第54条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第55条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、登用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

第7章 委託費の支払い

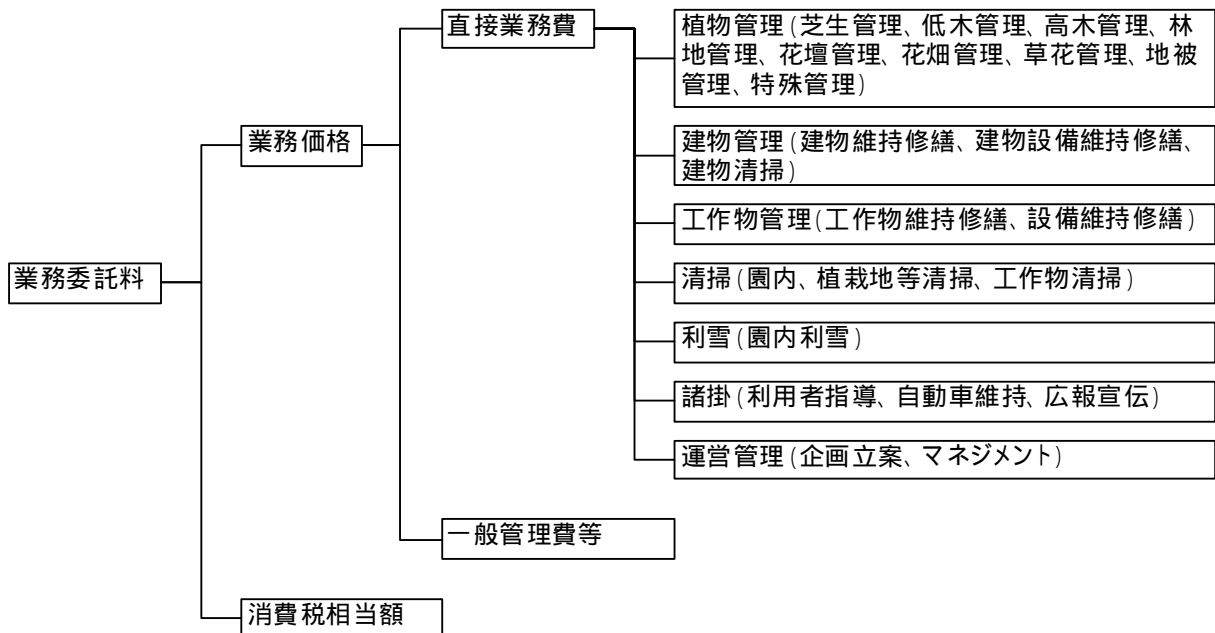
第56条 委託費の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（実施要項 1.2.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.2.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。ただし、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額の範囲内とする。
3. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。ただし、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
4. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、包括的な質および個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
5. 各業務の積算体系は、参考2のとおりである。

参考1 各業務の履行期間

工事区分	工種	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
公園施設維持管理業務															
本業務全体の企画立案及びマネジメント業務															
運営維持管理業務															
	建物管理														
		建物維持修繕													
		建物設備維持修繕													
		建物清掃													
	工作物管理														
		工作物維持修繕													
		設備維持修繕													
	清掃														
		清掃工													
	利雪工														
		園内利雪工													
植物管理業務															
		芝生管理													
		低木管理													
		高木管理													
		草花管理													
収益施設運営業務															
	収益施設運営業務														

参考2 各業務の積算体系



国営滝野すすらん丘陵公園
個別仕様書【企画立案】
(案)

平成21年9月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

目次

第1章	総則	1
第1条		1
第2条		1
第3条		1
第4条		1
第2章	業務の企画立案及びマネジメント業務	2
第5条	目的	2
第6条	業務の企画立案	2
第7条	マネジメント業務	2
第8条	その他	2
第3章	公園ボランティア登録制度	3
第9条	目的	3
第10条	ボランティア活動の内容	3
第11条	ボランティア登録の対象	3
第12条	ボランティア登録の手続き	3
第13条	ボランティア登録等の変更	3
第14条	ボランティア登録の抹消	3
第15条	国の支援内容	3
第16条	活動報告	4
第17条	その他	4
第4章	利用プログラム	5
第18条	目的	5
第19条	利用プログラムの内容	5
第20条	利用プログラムの企画立案	5
第21条	利用プログラムの開催・運営	5
第22条	提出書類	5
第23条	利用プログラムにあたっての注意事項	5
第24条	その他	6
第5章	ホームページ運用	7
第25条	目的	7
第26条	公開場所	7
第27条	滝野公園のホームページによる情報発信	7

第28条	掲載情報の更新・修正・訂正	7
第29条	その他	7
第6章	インターネット活用における個人情報の取扱い	8
第30条	目的	8
第31条	基本的な考え方	8
第32条	インターネットの利用のねらい	8
第33条	発信できる個人情報の範囲及び取扱い	8
第34条	利用者の責務	8

第1章 総則

第1条

本仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園 個別仕様書【企画立案】」に適用する。

第2条

作業員の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第3条

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、すみやかに監督職員に報告しその指示に従うものとする。
2. 実施にあたっては、十分な安全管理を行うものとする。
3. 車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行するものとする。また、作業にかかる車両の持込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

第4条

1. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業員について、監督職員の指定する名札を作成し着用すること。

第2章 業務の企画立案及びマネジメント業務

第5条 目的

本業務は、運営維持管理全般の企画立案を行いつつ、各種運営維持管理、植物管理、収益施設運営の多岐にわたって複雑に関連しあう業務について、統一的な方針のもとに、相互連携を保ちつつ、その時々々の状況に臨機に対応し、公園利用者に対するサービス水準を維持向上した包括的な管理を行うことを目的とする。

第6条 業務の企画立案

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園とする。）の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の企画立案を行うものとする。

第7条 マネジメント業務

滝野公園の基本方針をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から滝野公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

第8条 その他

- 1) この仕様書によるもののほか、本業務の企画立案及びマネジメント業務の実施にあたり必要な事項は、監督職員と協議の上定めることとする。

第3章 公園ボランティア登録制度

第9条 目的

本章は、市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、事業者がその実態を把握して側面的に支援することを目的とする。

第10条 ボランティア活動の内容

活動の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 清掃
- (2) 草刈
- (3) 花壇の整備・管理
- (4) 遊具の塗装
- (5) その他、公園の維持・管理・運営に関すること

第11条 ボランティア登録の対象

登録の対象は、滝野公園において、活動を希望する個人及び団体とする。

第12条 ボランティア登録の手続き

1. 新たに公園での活動を希望する場合は、活動希望内容等必要事項について、発注者に申出し許可を得るものとする。
2. 前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、発注者に申出する。
3. 発注者は、第1項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。
4. 登録されたボランティアについては、速やかに「滝野公園ボランティア規約（例）」（別添-18参照）を参考に「ボランティア規約」を作成する。

第13条 ボランティア登録等の変更

事業者は、登録者から登録事項、活動計画等の変更の連絡をうけた場合は、速やかに監督職員に連絡することとする。

第14条 ボランティア登録の抹消

発注者は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- (2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- (3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第15条 発注者の支援内容

- 発注者は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。
- (1) ユニホーム等の支給
 - (2) その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第16条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、発注者へ報告をすることとする。

第17条 その他

事業者は、既存の公園で活動するボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう支援することとする。

第4章 利用プログラム

第18条 目的

本編は、開園期間中、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として、通年を対象に下記4分野の各規模の利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業を行うものとする。

第19条 利用プログラムの内容

利用プログラムは、4分野（1. みどりの普及・啓発系、2. 文化・催事系、3. 環境教育・活動系、4. 健康維持・増進系分類）とする。規模は、3種（大（50～100人規模）、中（30～50人規模）、小（10～30人規模））とする。

事業者は、業務着手前に現地及び企画内容を十分に照査し、十分に国営滝野すずらん丘陵公園事務所の監督職員（以下「監督職員」という）と協議するものとする。

第20条 利用プログラムの企画立案

利用プログラムを適切かつ円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果等について企画立案する。その内容について監督職員と協議し利用プログラムの開催について了解を得るものとする。

第21条 利用プログラムの開催・運営

企画立案した利用プログラムの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する利用プログラムの開催・運営を行うものとする。

第22条 提出書類

事業者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに提出するものとする。

- 1) 実施工程表……………実施前の1週間前に提出
- 2) 利用プログラム実施写真……………原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し、整理すること。

第23条 利用プログラムにあたっての注意事項

- 1) 利用プログラム開催の前に、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
- 2) 利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
- 3) けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し報告すること。

第24条 その他

1. 利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、利用プログラム実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに監督職員に報告しその指示に従うものとする。
3. 安全管理には十分注意し施工する。
4. 車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行するものとする。
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
5. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
6. 利用プログラムを開催する関係者については、アルバイト等をふくむスタッフ全員が名札を着用すること。

第5章 ホームページ運用

第25条 目的

本編は、国が国営滝野すずらん丘陵公園に関する情報を発信する目的で作成したホームページ「滝野すずらん丘陵公園オフィシャルサイト」（以下「本公園ホームページ」という。）を適切に維持・更新することを目的とする。

第26条 公開場所

本公園ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、発注者が指定するサーバーに格納して公開することとする。

第27条 滝野公園のホームページによる情報発信

- 1) ネットワークのシステム管理者（以下「管理者」という。）は、本公園ホームページ上で発信する情報について第6章に定める「インターネット活用における個人情報取扱い」に基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
- 2) 管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
- 3) 他人の著作物を本公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
- 4) 本公園ホームページは一つとし、収益施設やイベントなどで作成したホームページはその中に含め、独自に開設しないこととする。

第28条 掲載情報の更新・修正・訂正

- 1) 本公園ホームページは、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
- 2) 管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
- 3) 管理者は、本公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

第29条 その他

- 1) 管理者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、本公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
- 2) この仕様書によるもののほか、本公園ホームページの運用に関し必要な事項は、管理者が監督職員と協議の上定めることとする。
- 3) ホームページにおける個人情報の扱い基準については第6章「インターネット活用における個人情報の取扱い」に定める。

第6章 インターネット活用における個人情報の取扱い

第30条 目的

インターネット活用における個人情報の取扱いを適切に行うことを目的とする。

第31条 基本的な考え方

ネットワークの利用に当たっては、札幌市個人情報保護条例（平成17年札幌市条例35号）に基づき、公園利用者の個人情報の保護に努め、ネットワーク上においては、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得た場合を除き、個人情報を発信しないものとする。

第32条 インターネットの利用のねらい

インターネットの利用は、以下に掲げるような事項をねらいとする。この他に新たな事項が発生した場合は、監督職員と協議する。

- ①自然観察活動等に関する学習
- ②地域社会との連携
- ③本公園に関するボランティア活動
- ④関係者の研修
- ⑤国際理解の推進
- ⑥国内や海外の公園関連機関との交流

第33条 発信できる個人情報の範囲及び取扱い

(1) 発信の条件

発信できる個人情報は、本公園活動に必要と認められる場合に限ることとし、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得るとともに、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように配慮することとする。

(2) 上記の条件を満たした場合において発信できる個人情報は、次の通りとする。

- ①名前（作品等に付す場合など）
- ②肖像（個人が特定されない集合写真・公園利用風景の場合など）
- ③作品（公園内での活動において作成された製作物、絵画、写真など）
- ④居住地、趣味、特技、意見、考え方など

(3) いかなる場合においても発信できない個人情報は、次の通りである。

- ①国籍、思想、信条及びこれらに準ずるもの
- ②住所、電話番号、生年月日

第34条 利用者の責務

(1) 目的外利用の禁止

利用者は、ネットワークを通じて入手した情報については、個人情報保護の観点から適正な利用に努めるとともに、目的外の利用及び提供は行わないこととする。

（目的外利用の具体例）

- ・ 非法的な情報や公序良俗に反する情報等、本公園運営において望ましくない情報の送受信。
- ・ インターネットを通して商用その他営利活動。
- ・ 個人、団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信。
- ・ 外部接続した小型電算機等の機能、公共ネットワークあるいは通信に支障を

与える行為。

(2) 個人情報関係法令の遵守

利用者は、ネットワークを利用する際には、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び札幌市個人情報保護条例等の関係法令を遵守することとする。

（個人情報関係法令の遵守すべき具体例）

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮する。
- ・インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害しない。

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務
個別仕様書【運営維持管理】

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

－ 目 次 －

第1編	総則	1
第2編	除雪工（園内除雪工、運搬排雪工、駐車場除排雪工）	2
第3編	滝野スノーワールド整備（園内圧雪工）	5
第4編	附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）	8
第5編	園路広場維持修繕工	10
第6編	遊具安全点検	12
第1章	点検	12
第2章	日常点検	13
第3章	定期点検（詳細点検）	13
第4章	精密点検等	16
第5章	遊具維持修繕工	17
第7編	開閉園準備	18
第1章	共通事項	18
第2章	春季開園準備作業	19
第3章	冬季開園準備作業	23
第8編	ロープトゥ設置撤去	27
第9編	幹線園路草刈工、幹線園路清掃工、幹線園路雨水桝清掃工	29
第10編	工作物維持その他修繕（その他修繕）	30
第11編	自動ドア保守点検作業	31
第12編	水景施設保守点検	34
第13編	污水施設保守点検作業	38
第14編	天体望遠鏡保守点検作業	41
第15編	植栽地等保全（園内清掃）	43
第16編	公園内建物清掃	45
第1章	基本事項	45
第2章	定期清掃	45
第3章	休憩所他清掃工	46
第4章	便所清掃工	47
第5章	駐車場清掃工	47
第6章	オートキャンプ場清掃工	47
第17編	園内巡視	48
第18編	滝野公園内パークゴルフ場コースの管理	50
第19編	利用者指導工、出改札等補助工	52
第1章	利用者指導工	52
第2章	来園者サービス業務	52
第3章	来園者安全管理業務	52
第3章	公園利用促進業務	53
第4章	人員配置について（参考）	53

第1編 総則

第1条

本編は「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の運営維持管理の施工に適用する。

第2条

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

第3条

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）と協議するものとする。

第4条

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに監督職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の監督職員とする。

第6条

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、監督職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第7条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、監督職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園内の植物管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は監督職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第8条

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第9条

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、20km/h以下を遵守するものとする。
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第2編 除雪工（園内除雪工、運搬排雪工、駐車場除排雪工）

第10条 計画・準備

1. 事業者は、作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握すると同時に、スノーポール等を設置し、縁石等各工作物を破損することが無いよう備えなくてはならない。
2. 事業者は、使用機械・機種等の変更が必要な場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

第11条 情報収集

事業者は、作業を実施する箇所の気象に関する情報を集め、気象状況及び路面状況等を確実に把握しなければならない。また、早急に対応できるよう連絡体制を整えなければならない。

第12条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 除雪計画書（工程表含む）----- 除雪作業シーズン前に作成
2. 作業日報（記録紙含む）----- 作業終了毎に作成
3. 作業月報----- 翌月の5日迄に1ヶ月分を作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. 安全訓練報告書（月1回実施）---- 実施後、速やかに作成
7. その他監督職員が指示する書類---- 適宜

第13条 作業時間

除雪作業（ハンドガイド式除雪機を除く）は特別な指示がない場合、原則として閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

※注 開園時間(12/23~3/31)9:00~16:00

第14条 出動基準

出動の基準は、以下の通りとする。

1. 除雪作業

①降雪量による出動は以下を基準とする。(ソリゲレンデを除く)

昼間(5:00～22:00)…5～10cm以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

夜間(22:00～5:00)…10cm以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

②ソリゲレンデにおけるハンドガイド式除雪機及び人力除雪出動は以下を基準とする。

新規降雪 10cm 以上～20cm 未満…人力除雪

新規降雪 20cm 以上…ハンドガイド式除雪機除雪、人力除雪

なお、当エリアの作業は、原則として8:45から行うこととし、ソリゲレンデ使用可能状態までの作業とする。

③①に定める基準の他、路面状況・降雪強度・風雪・地吹雪・吹き溜まり等の状況を総合判断し、適切かつ迅速に出動すること。

④その他総括責任者が判断した場合。

2. 運搬排雪

①園路路肩及びパークブリッジ、公園事務所周辺等に雪堤が生じ、拡幅する余地がなく、必要な幅員の確保が困難となった時、又は次の除雪作業が困難となる恐れがある時には総括責任者が判断し、運搬排雪を行うものとする。

②その他総括責任者が判断した場合。

第15条 除雪箇所

1. 幹線園路(溪流口～東口駐車場及びキャンプ場センターハウス前)
2. 幹線園路(滝野の森口～青少年山の家)
3. 溪流口バス停周辺
4. 中央口駐車場プロムナードデッキ及び中央口バス停周辺～中央口ゲート周辺
5. 東口レストハウス周辺～東口バス停周辺
6. 東口ゲート及び東口情報センター周辺
7. 公園事務所周辺
8. 虹の巣ドーム及び子どもの谷休憩所周辺
9. 中央口通用口～子どもの谷管理用園路
10. すずらんの丘展望台入口周辺
11. 公園事務所脇通用門～東口情報センター脇(給油作業時：施工日は別途指示)
12. そりゲレンデ
13. 森の交流館～幹線園路
14. その他総括責任者が判断する箇所
15. その他監督職員の要請する箇所

第16条 除雪作業の仕上げ

除雪作業の仕上げは以下の通りとする。

1. 除雪作業

①園路の幅員を確保するよう仕上げること。

②園路面は、公園利用者の歩行及び車両の走行に支障がないよう仕上げること。

③凍結によって路面条件が悪くなり車両の走行及び歩行者に危険を及ぼす恐れがあると判断された場合は、幹線園路等に砂を散布すること。

④駐車場の出入口、通行の交差がある箇所等については安全視距の確保を行うこと。

⑤青少年山の家周辺の避難路については、災害時に支障のないよう適宜、圧雪及び除雪を行うこと。

2. 運搬排雪

①路面等の堆雪を排除し、路面は通行上支障になる段差が生じないよう仕上げること。

②排雪作業期間の雪捨場は、事業者が常に良好な状態を保たなければならない。

第17条 作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とすること。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うこと。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入すること。なお、実働時間は作業日報にて管理すること。
3. 運搬排雪量は、作業日毎にトラック積載量と運搬回数により算出を行うこと。
4. 路面散布砂は、空袋管理とする。散布は人力散布とし、人力除雪と同様に実労働時間で管理すること。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載すること。

第18条 運転免許等

1. 除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者。
2. 除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者。
3. バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者。
4. 上記資格の証明として、写しを各一部ずつ監督職員に提出すること。

第19条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第20条 その他

1. 機械作業中は、常に黄色回転灯を点灯するとともに、「作業中注意」等の標示板を取り付け、必要に応じサイレンを鳴らして公園利用者及び他の管理車輛等に注意を促すこと。
2. 事業者は、自動車保険(対人無制限、対物500万円、免責無し、搭乗者傷害あり)に加入すること。また、加入の証明として保険証書の写しを提出すること。
3. 作業日報には、天候、気温、降雪量の気象情報と除雪作業機械の出動機種台数、出動時間、終了時間を記載すること。

第3編 滝野スノーワールド整備（園内圧雪工）

第21条 計画・準備

1. 事業者は、作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握すると同時に、スノーポール等を設置し、縁石等各工作物を破損することが無いよう備えなくてはならない。
2. 事業者は、除雪計画において使用機械・機種等の変更が必要な場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

第22条 情報収集

事業者は、作業を実施する箇所の気象に関する情報を集め、気象状況及び圧雪面、園路の路面状況等を確実に把握しなければならない。また、早急に対応できるよう連絡体制を整えなければならない。

第23条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- スノーワールドシーズン前に作成
2. 作業日報（記録紙含む）----- 作業終了毎に作成
3. 作業月報----- 翌月の5日迄に1ヶ月分を作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. 安全訓練報告書（月1回実施）---- 実施後、作成
7. その他監督職員が指示する書類---- 適宜

第24条 作業時間

圧雪作業は特別な指示がない場合、原則として閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

※注 開園時間(12/23～3/31)9:00～16:00

第25条 出動基準

出動の基準は、以下の通りとする。

1. 圧雪作業

①圧雪作業の出動は以下を基準とする。

スキーゲレンデ、ソリゲレンデ…降雪に関わらず原則として毎日出動する。

歩くスキーコース……………5cm以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

②①に定める基準の他、圧雪面状況・地吹雪等の状況により圧雪が必要と判断された場合。

③その他総括責任者の指示する場合。

④上記①～③の基準を満たす場合においても、以下の場合、雪崩による事故が発生する危険性があるため該当箇所の圧雪作業は行わないものとする。

I. 圧雪作業中に雪崩を発見した場合。

II. 法面上の雪面に亀裂が確認された場合。

III. 圧雪作業開始時の気象情報において、雪崩注意報に加えて暴風雪警報又は大雪警報が発令されていた場合。気象情報は電話番号177の札幌管区気象情報とし、該当地域は石狩中部とする。

IV. その他総括責任者の指示する場合。

上記I、II、IIIの理由により作業を中止した場合、すみやかに監督職員に報告するものとする。

雪崩確認後の作業は、以下の基準もしくは監督職員の指示に基づいて実施するもの

とする。

雪崩発生

↓

雪崩発生区間閉鎖

↓

降雪終了(24時間以内に10cm以上の降雪がなければ降雪終了とみなす)

↓

48時間以内に10cm以上の降雪がなければ閉鎖解除、作業開始

第26条 圧雪箇所

1. 歩くスキーコース
 2. 連絡通路
 3. つどいの森
 4. スキーゲレンデ：ファミリーゲレンデ
 5. そりゲレンデ
 6. プッチそりコーナー(そりゲレンデ、パークブリッジ下)
 7. 東口広場～こどもの谷園路
 8. 青少年山の家周辺
 9. 風のはらっぱ
 10. 公園事務所脇通用門～東口情報センター脇(給油作業後埋戻し：施工日は別途指示)
 11. その他総括責任者の指示する箇所
- ※各歩くスキーコースは一部重複する。

第27条 圧雪作業の仕上げ

1. 圧雪面に凹凸などの危険箇所がないよう均一に仕上げること。
2. 歩くスキーコースで設計図書に示している区間にカッター(スキー板溝)を設けること。
3. もしくは総括責任者の指示によるものとする。

第28条 作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とすること。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第29条 圧雪車仕様等

1. 設計では、圧雪車3台(PB100-28×2、PB200TEdge)を通年のリース契約で計上している。
2. 圧雪車は、運行前・運行後点検を確実に施行し、異常及び故障を発見した場合は、速やかに事業者の責任において対応するものとする。また、修理等により圧雪基準を満たされない恐れがある場合は監督職員に報告・協議すること。
3. 圧雪車は、シーズンオフに年点検整備を行うこととする。

第30条 運転免許等

1. 圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を総括責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出すること。

第31条 燃料給油等

1. バックヤード北棟横にある固定給油設備を使用することができる。
2. 圧雪車の給油作業は、丙種危険物取扱者が直接行うか、もしくは甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の立会いのもとで行うこと。
3. 給油伝票は必ず保管すること。

第32条 事業者の過失による事故、器物の破損等

1. 事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第33条 その他

1. 機械作業中は、常に黄色回転灯を点灯するとともに、「作業中注意」等の標示板を取り付け、必要に応じサイレンを鳴らして利用者及び他の管理車輛等に注意を促すこと。
2. 事業者は、自動車保険(対人無制限、対物500万円、免責無し、搭乗者傷害あり)に加入すること。また、加入の証明として保険証書の写しを提出すること。
3. 作業日報には、天候、気温、降雪量の気象情報と除雪作業機械の出動機種台数、出動時間、終了時間を記載すること。

第4編 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

第34条 計画・準備

1. 事業者は、作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握すると同時に、スノーポール等を設置し、縁石等各工作物を破損することが無いよう備えなくてはならない。
2. 事業者は、使用機械・機種等の変更が必要な場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

第35条 情報収集

事業者は、作業を実施する箇所の積雪状況を把握しなければならない。また、屋根雪下ろし対象構造物は定期的に現地確認すること。

第36条 提出書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手の10日前迄に作成
2. 作業日報（記録紙含む）----- 作業終了毎に作成
3. 作業月報----- 翌月の5日迄に1ヶ月分を作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. 安全訓練報告書（月1回実施）---- 実施後、速やかに作成
7. その他監督職員が指示する書類---- 適宜

第37条 作業期間（春季開園準備園内除雪工・こどもの谷周辺他除雪工）

原則として閉園期間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、必ず公園利用調整を行うこと。

※注 閉園期間(4/1~4/19)

第38条 作業時間（屋根雪下ろし作業工）

原則として閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、必ず公園利用調整を行うこと。※注 閉園時間（12/23~3/31 16:00~9:00）

ただし、雪下ろし対象構造物が公園利用者等の影響の無い箇所はこの限りではない。

第39条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第40条 施工箇所及び施工手順（参考）は次のとおりとする。

1. 春季開園準備園内除雪工
 - ①ローンスタジアムについては、スノーワールドで利用した雪山を突き崩し、敷き均す作業を行うものとする。
 - ②バックホウは、圧雪車で突き崩しが困難な雪山部分に使用するものとする。
 - ③園内幹線園路等に堆積した雪をロータリ除雪車にて切り崩し、除雪ドーザにて敷き均す作業を行うものとする。
 - ④歩道部及びカントリーガーデン園路、こどもの谷周辺園路は小型ロータリ除雪車、ハンドガイド式除雪機を使用して融雪促進作業を行うものとする。
2. こどもの谷遊具周辺他除雪工

- ①作業はフワフワエッグ、マウントコニーデ、アプローチ園路、さまよいの洞窟周辺、アシリベツの滝トイレの融雪除雪を行うものとする。
- ②バックホウは園路が狭いため、現場条件にあった機械を使用するものとする。
- 3. その他作業
管理施設の冬囲い撤去および設置。
- 4. 屋根雪下ろし対象箇所
設計図書による。

第41条 除雪作業の仕上げ

除雪作業の仕上げは以下の通り、もしくは監督職員の指示によるものとする。

- 1. 除雪作業
 - ①園路の幅員を確保するよう仕上げること。
 - ②遊具周辺の積雪の融雪を促進するよう仕上げること。
 - ③工作物の屋根の雪下ろし作業は、1シーズン1～2回を行うこと。

第42条 作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

- 1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とすること。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うこと。
- 2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とすること。なお、実働時間は作業日報にて管理すること。

第43条 運転免許等

- 1. 圧雪車の取り扱いは、園内圧雪工によること。
- 2. その他の運転は、第2編除雪工によること。

第44条 その他

- 1. 機械作業中は、常に黄色回転灯を点灯するとともに、「作業中注意」等の標示板を取り付け、必要に応じサイレンを鳴らして公園利用者及び他の管理車輛等に注意を促すこと。
- 2. 屋根雪下ろし作業には、必ず安全帯を着用し、建物等からの墜落、転落、滑落、転倒などには十分注意すること。

第5編 園路広場維持修繕工

第45条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第46条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。

（法定点検、大規模な修繕は発注者において行うので詳細は監督職員との協議によるものとする。）

第47条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手の10日前迄に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第48条 作業時間

原則として、開園期間中は閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

但し、閉園期間においては、この限りでない。

※ 注 閉園時間(4/20～5/31, 9/1～11/10) 17:00～9:00

(6/1～8/31) 18:00～9:00

(12/23～3/31) 16:00～9:00

閉園期間 11月11日～12月22日 及び 4月1日～4月19日

第49条 維持修繕項目

1. 木道・階段維持修繕

園路の木道、木橋、木製階段を調査し、腐敗・破損箇所の取替・補修を行う。

2. 広場舗装維持修繕

園路・広場の不陸整正又は平板ブロック、インターロッキングブロックの破損箇所の取替・補修を行う。

3. 木製工作物維持修繕

木製デッキの腐敗・破損箇所の取替・補修、木製ベンチ等の塗装を行う。

4. 手摺・囲障維持修繕

手摺・囲障の破損箇所の取替・補修・塗装を行う。

5. サイン・ファニチャー維持修繕

案内・誘導看板の補修、簡易看板の製作を行う。

6. その他

公園利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行う。

第50条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督

職員に報告すること。

第6編 遊具安全点検

第1章 点検

第51条 点検の目的

点検は、遊具の劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげることを目的とする。

遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、以下の点に配慮して行う。

- ① 安全性の確保
- ② 機能の保持
- ③ 美観に配慮した形姿の維持

第52条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-S:2008に基づく規準診断などを行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第53条 点検の種類

点検には、「日常点検1」「日常点検2」「定期点検」「精密点検」「臨時点検」がある。

事業者は各点検の内容を正しく理解した上で年間計画を立案し、監督職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第54条 診断の方法

遊具の点検は、点検チェックリストを作成し、診断することで安全性を確認すること。診断方法は、下記の通りとする。

1. 目視診断
遊具の外観、形状を観て、その劣化状態を診断する方法
2. 触手診断
遊具を素手で触って、その劣化状態を診断する方法
3. 聴音診断
遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法
4. 打音診断
遊具を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する方法

第55条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 作業計画書(工程表含む) ----- 契約日より7日以内に作成
定期・詳細点検作業前に作成
2. 作業月報 ----- 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報 ----- 翌月の5日迄に作成
4. 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 日常点検記録簿(写真帳含む) ---- 翌月の5日迄に作成
6. 定期点検記録簿(写真帳含む) ---- 点検実施後、速やかに作成
7. 詳細点検記録簿(写真帳含む) ---- 点検実施後、速やかに作成
8. その他監督職員が指示する書類 ---- 適宜

第2章 日常点検

第56条 「日常点検1」

点検頻度は、公園内巡視時に主として遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。

また、合わせて設置面や植栽などを含めた遊具周辺の確認も行う。

第57条 「日常点検2」

点検頻度は、遊具毎に1ヶ月～数ヶ月の間に主として目視・触診、必要に応じて、打診・聴診により、遊具の動作状況、損耗状況、変形等の異常について点検を行うこと。

点検担当者は、(社)日本公園施設業協会が主催した「遊具の日常点検講習会」を受講した者とする。

第58条 日常点検記録の管理と運用

1. 点検を行う場合には、あらかじめ、監督職員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。
2. 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録することとし、点検実施後はすみやかに点検報告書を作成すること。
3. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検報告書を精査したうえで、保管しておく。
4. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。

第59条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者等の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 日常点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、業務計画書等で事前に監督職員と打ち合わせた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、監督職員にすみやかに連絡する。
3. 日常点検者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
4. 本個別仕様書に記載されていない事項については、「(社)日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にすること。

第3章 定期点検(詳細点検)

第60条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、発注者が同等と認めたものとする。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、発注者が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績などから同等の知識と技術、管理能力等があると発注者が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の定期点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士などが一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化などについて点検する「劣化診断」と遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7. 「SP表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、協会が定めた規格「S:2008QMS-SP表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると協会に認定された企業。
8. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」に合致したと認められた時に安全性の確保が維持されていることを示すために SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第61条 関係図書

1. 事業者は、定期点検の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業担当者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた作業計画書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。
2. 事業者は、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に監督職員の承諾を受けること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載すること。
3. 点検対象遊具の図面、製品仕様書等の資料は貸与する。ただし、業務終了後は監督職員に返還するものとする。
4. 写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成し、点検表と照合できるよう整理すること。
6. 作業日報(作業日・天候・気温・点検箇所・作業内容・その他)を記録し整理すること。

第62条 定期点検(詳細点検)

1. 点検担当者は、作業内容に応じた必要な知識及び技能を有するもので、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、発注者が同等と認めたものとする。
2. 点検作業の対象遊具は、以下のとおりとする。
 - 1) 森の回廊

- 2) 鳥の巣デッキ
 - 3) 鳥の巣デッキB(森の回廊鳥の巣デッキ)
 - 4) スイングボール
 - 5) きりかぶ迷路
 - 6) 木材飛ばしA/B
 - 7) 光の遊具
 - 8) 木登りネット
 - 9) 森の吊橋
 - 10) こがげネットA/B
 - 11) トロッコ橋展望台前滑り台
 - 12) ゆらゆらきのこ
 - 13) メロディーきのこ
 - 14) こもれびネット
 - 15) 森の隠れ家
 - 16) りすの散歩路
 - 17) こもれびネット
 - 18) オートリゾート滝野木製遊具
 - 19) オートリゾート滝野コンビネーション遊具※
 - 20) オレンジエッグ※
 - 21) フワフワエッグ※
 - 22) マウントコニーデ
 - 23) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット
 - 24) ねずみのみち
 - 25) ローラー滑り台※
3. 遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告する。
 4. 点検を行う場合には、あらかじめ、監督職員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とする。
 5. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行うこと。
 6. 点検作業は点検担当者が、点検表に基づく判定は点検作業責任者が、それぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
 7. スイングボールの点検は、高所作業車を使用し、アンカー取付部、横桁内部ベアリング、チェーン固定部の点検を行うものとする。
 8. 定期点検は、年4回(うち1回は、詳細点検を兼ねる)実施すること。
 9. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP点検済みシール」を貼付出来る遊具には監督職員の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。
 10. 「SPシール」が貼れる遊具(※)については、「SP点検済みシール」を貼ることとする。

第63条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者等の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 「定期点検」等で不良と判断された場合は、すみやかに監督職員へ報告すること。
3. 使用禁止が妥当と判断される遊具については、作業計画書等で事前に監督職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、監督職員にすみやかに連絡する。

4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本特記仕様書に記載されていない事項については、「(社)日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にすること

第4章 精密点検等

第64条 精密点検（虹の巣ドーム内 虹の巣ネット大・小）

1. 精密点検は、定期点検の外観検査で判断できない特定の施設や部材の状況を種々の機器を用いて検査・試験をするものである。
2. 定期点検は、年2回実施すること。

第65条 臨時点検

台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、道具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に実施するものである。また、遊具利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も同様とする。

第5章 遊具維持修繕工

第66条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第67条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。

（大規模な修繕、改修は発注者において行うが、詳細は監督職員との協議による。）

第68条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第69条 作業時間

原則として、開園期間中は閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

但し、閉園期間においては、この限りでない。

※ 注 閉園時間(4/20～5/31, 9/1～11/10) 17:00～9:00
(6/1～8/31) 18:00～9:00
(12/23～3/31) 16:00～9:00

閉園期間 11月11日～12月22日 及び 4月1日～4月19日

第70条 維持修繕項目

1. 維持修繕

遊具と合わせて設置面や植栽などを含めた遊具周辺の補修を行う。

2. その他

利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行う。

第71条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第7編 開閉園準備

第1章 共通事項

第72条 計画

1. 事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

第73条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各シーズン準備作業前に作成
2. 作業日報（記録紙含む）----- 作業終了毎に作成
3. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
4. 提供資材確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
5. 作業記録写真----- 各シーズン準備作業終了毎に作成
6. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第74条 作業期間

原則として閉園期間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。※注 閉園期間(4/1～4/19 及び 11/11～12/22)

第75条 施工箇所及び施工方法

1. 春季開園準備工は、冬期撤去していた遊具の設置、雪囲いの撤去を行い、また、遊具の使用前点検を行うものとする。第2章の「春季開園準備作業手順」を参考とする。
2. 冬季開園準備工は、冬期間に備え、使用していた遊具の撤去、雪囲いの設置、リフト設備整備進入路等の作業を行うものとする。第3章の「冬季開園準備作業手順」を参考とする。

第76条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第77条 資材の搬入及び撤去

作業に必要な資材(部材)は、看板倉庫から搬出するものとし、撤去・解体した資材は、看板倉庫に整理整頓すること。

第2章 春季開園準備作業

春季開園準備作業手順

①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去作業

- 溶岩滑り台養生撤去・滑り台ゲート設置
 - ・ 溶岩滑り台（9レーン）のブルーシート及び土嚢を撤去する。
 - ・ 滑り台（9レーン）にゲートを保管場所より搬入し、設置する。
- フワフワエッグ(大)養生撤去
 - ・ 覆っているコンパネを撤去し、外周及び高さ調整に使用した土のうを撤去する。
- フワフワエッグ(小)養生
 - ・ 養生用シート及び土のうを撤去する。
- フワフワエッグバタフライ弁養生撤去
 - ・ 子供の谷フワフワエッグ(大・小)のバタフライ弁グレーチング部(2箇所)ベースコンクリート部周囲(100×100)に設置の断熱材及び上部土のうの撤去を行なう。パネル固定資材(土のう)を撤去した後、同寸大のスタyroホームを取り除く。
 - ・ なお、グレーチング内の堆積雪を撤去した上で作業を実施する。
- マウントコニーデ搬入
 - ・ マウントコニーデ(64本)をありの巣トンネル内から搬入する。
- マウントコニーデ設置
 - ・ 養生用シート及び土のうを撤去し、マウントコニーデを搬入した後、設置する。
- 光の遊具養生撤去
 - ・ 光の遊具(3基)の養生用シートを撤去する。
- スイングボール取付
 - ・ 高さ4m以上に巻き上げていたロープを所定の高さに調整し、収納先からスイングボールを搬入する。
 - ・ スイングボールはボールを設置し、下部固定チェーン(34本)をしっかりと固定する。
- 標識取付
 - ・ 溪流ゾーンからアプローチ園路沿いにある、サイクリング看板(11箇所/14基)を収納先から搬入し、設置する。なお、規制標識(2箇所/5基…基礎ごと外せて、「押して歩いてください」という標記のもの)については看板本体ごと設置、それ以外のもの(9箇所/9基…基礎が外せないタイプで園路沿いに設置されているもの)については板面のみを取り付ける。
- りすの散歩路養生撤去(トンネル)
 - ・ 養生用シートを撤去する。
- りすの散歩路養生撤去(ジャングルジム)
 - ・ 養生用シートを撤去し、単管のフレームを解体する。

- 木登りネット養生撤去
 - ・ 養生用シートを撤去する。
- こかげネット A, B 養生撤去
 - ・ 養生用シート及びコンパネを撤去し、単管のフレームを解体する。
- 森の吊橋設置・養生撤去
 - ・ 養生用シートを撤去し、森の工房から吊橋部を搬入後、設置する。
- トロッコ遊具・材木飛ばし・こもればいネット養生撤去
 - ・ トロッコ遊具と材木飛ばし(2基)については、養生用シートを撤去する。
 - ・ こもればいネット(1基)については、ありの巣トンネルより搬入し、設置する。
- ありの巣トンネル雪囲い撤去
 - ・ トンネル出入口の固定ビスを抜き取り、コンパネを撤去する。コンパネ撤去後、枠を取外し、単管を解体すること。
- 秘密の抜け道雪囲い撤去
 - ・ トンネル入口2箇所(松材の控柱を外し、内部へ進入可能な扉を備えた脱着式コンパネを取外す)。
- ねずみのみちロープ柵緊張
 - ・ 冬期間、弛めてあったロープ柵のロープを緊張させる。

②建物雪囲い(養生)撤去作業

- サイクルセンター雪囲い撤去
 - ・ サイクルセンター表側引きフラッシュドア1箇所と裏側滑り出し窓3箇所のひかえ柱を撤去し、垂木及びパネルを外す。
- 釣堀雪囲い撤去
 - ・ 釣堀事務室表側窓に設置してあるパネル、垂木(縦2本、横1本)を撤去する。
 - ・ 同上左側(1箇所)及び出入口(1箇所)についてはパネルと角材、裏側窓(3箇所)についてはパネルと角材(シンク保護のためこの箇所のみ使用)の脚を固定したものを撤去する。
 - ・ 釣堀休憩室出入口及び裏側倉庫ドア、窓についてはパネルと角材を撤去する。
- 焼肉ガーデン「アシリベツ」雪囲い撤去
 - ・ 正面及び裏出入口は、足場を組んだ後、上部より順に固定ビスを抜き、横梁及びパネル(15枚)を取外す。
 - ・ パネル撤去後、枠(垂木)を取外し、単管を解体する。その後ジャッキベースを緩め上下の角材を取外す。
 - ・ 厚別川側ドア(設置箇所5箇所、パネル9基)と園路側ドア(設置箇所3箇所、パネル3基)は、パネルを解体した後、角材及び垂木の脚を解体する。
- 森の教室雪囲い設置
 - ・ 冬期間設置してあった森の教室窓用防雪板を撤去し、森の教室倉庫に収納する。

- トロッコ橋展望台横便所雪囲い撤去
 - ・ 垂木の控柱を外し、コンパネを取外す。(正面 1 基、左右窓 2 基)
- 天文台雪囲い撤去
 - ・ 設置している杭丸太、鉄ピン、ブルーシート、コンパネ、スタイロホーム、ヌキ、垂木、発泡材袋を全て撤去する。
- 森見の塔雪囲い撤去
 - ・ 入口正面の外側階段のパネルを撤去し、単管骨組み及びジャッキベース等を解体する。
- ワックスルーム移設(2 棟)
 - ・ 冬期間使用していたパークブリッジ下及び、東口駐車場付近に設置のワックスルーム(7200×5400)の四隅にワイヤーを掛け、トラッククレーンにて吊上げ車両に積み込み、滝口ヤード内(監督職員の指示場所)に運搬した後、ブロック(6 個)を置き、その上に仮置する。

③スノーワールド撤去作業

- 中央口 B 棟横ラティス設置
 - ・ 冬期間撤去していた中央口 B 棟横ラティスを設置する。
- 中央口クロスポイント鉄板撤去
 - ・ 中央口北園路とアプローチ園路のクロスポイントの鉄板 9 枚を撤去する。なお、作業方法は鉄板にワイヤーを掛け、トラッククレーンにて吊上げ車両に 1 枚ずつ積み込み、倉庫に搬入保管する。
- 歩くスキースタート・ゴール看板撤去
 - ・ 芝生の損傷を防止するため、積雪の残るうちにバックホウを使用して作業する。
 - ・ 看板本体を養生した後、ベルトを掛け、バックホウにより、吊り下げ固定した状態で基部を人力掘削し撤去する。その後、看板部と脚部に分け運搬車両に積み込み、指定場所に運搬し整頓する。
 - ・ 撤去掘削の際には地下埋設物(パークブリッジ下電線、つどいの森水道管)に損傷を与えないよう十分留意すること。
 - ・ 芝生部分に重機が侵入する際にはパネル等により養生を行なう。
- 第 1・第 2 ロープトウ防護柵撤去
 - ・ 各ロープトウの固定ビスを抜き取り、カラーコンパネを取外す。
 - ・ カラーコンパネ撤去後、垂木を取外し、単管を解体する。
- 玉入れ場スノコ設置
 - ・ 冬期間撤去していたローンスタジアム第 2 ロープトウ山麓小屋付近のビックリボール収納場所に敷設のスノコを設置すること。
- 鯉のぼりポール設置(8 ケ所)
 - ・ ポールの先端に矢車と滑車を取付け、基礎柱の間に建て込み、2 ケ所をボルトで固定し鯉のぼりを取り付ける。
 - ・ 期間終了後、鯉のぼりを取外し、ボルトを抜き、ポールを横にし、矢車と滑車を取外し、運搬車両に積み込み指定場所に運搬し整頓する。

④積雪柵撤去

撤去箇所は次のとおり。

- 1) 展望台から天文台間脱色アスファルト園路(地点A)
延長 115.6m、高さ 1.8m
 - 2) 展望台裏幹線園路(地点B)
延長 73.1m、高さ 0.9m
 - 3) やまびこトンネル上幹線園路(地点D)
延長 15.3m、高さ 0.9m
 - 4) やまびこトンネル上幹線園路(地点E)
延長 15.3m、高さ 0.9m
- ※総延長 219.3m(合計)

⑤資材の搬出・搬入撤去

資材は指定場所へ搬出・整理、また、使用資材は看板倉庫等より搬入するものとする。

第3章 冬季開園準備作業

冬季開園準備作業手順

①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置作業

- 溶岩滑り台養生・滑り台ゲート撤去
 - ・ 溶岩滑り台（9レーン）をブルーシートで養生した後、土嚢を設置する。
 - ・ 滑り台（9レーン）のゲートを撤去し、指定した箇所へ搬入する。
- フワフワエッグ(大)養生
 - ・ 該当する外周部に沿って土のう（150 袋程度）を設置し、内側にはコンパネの高さを保持するための土のう（250 袋程度）を設置する。
 - ・ 土のうで高さが均等となるようにコンパネ（300 枚程度）を平坦に設置していく。
- フワフワエッグ(小)養生
 - ・ 内部の空気を抜き、養生用シートで覆ったうえ、土のうを全面に配置し、固定する。
- フワフワエッグバタフライ弁養生
 - ・ こどもの谷フワフワエッグ(大・小)のバタフライ弁グレーチング部(2 箇所)にベースコンクリート部周囲(100×100)にシリコンコーキングを行い、その上にスタイロホームを設置し、同寸のパネルを乗せた上で土のうを設置する。
 - ・ なお、グレーチング内の堆積土砂を撤去した上で作業を実施する。
- マウントコニーデ撤収
 - ・ マウントコニーデ(64 本)を取り外したうえでありの巣トンネル内に撤収する。
- マウントコニーデ養生
 - ・ マウントコニーデを撤収した後、養生用シートで覆ったうえ、土のうを全面に配置し、固定する。
- 光の遊具養生
 - ・ 光の遊具(3 基)を養生用シートにて覆い、ナイロンロープにて結び固定する。
- スイングボール取外
 - ・ スイングボールの下部固定チェーンを取り外したうえでボールを撤去し(34 本)、別図に指定した倉庫内プレハブに収納する。
 - ・ さらにロープを高さ 4m(圧雪車高)以上の高さに巻き上げ結ぶ。
- 標識取外
 - ・ 溪流ゾーンからアプローチ園路沿いにある、サイクリング看板(11 箇所/14 基)についてこれを撤去し、別図に指定した倉庫に収納する。なお、規制標識(2 箇所/5 基…基礎ごと外せて、「押して歩いてください」という標記のもの)については看板本体ごと引き抜き、それ以外のもの(9 箇所/9 基…基礎が外せないタイプで園路沿いに設置されているもの)については板面のみを取り外す。
- りすの散歩路養生(トンネル)

- ・ 養生用シートにて覆い、ナイロンロープにて結びつける。
- りすの散歩路養生(ジャングルジム)
 - ・ 単管にて外側にフレームを作り、その上を養生用シートにて覆いナイロンロープで結びつける。
- 木登りネット養生
 - ・ 養生用シートにて覆い、ナイロンロープで結びつける。
- こかけネット A, B 養生
 - ・ 単管にて外側にフレームを作り、その上をコンパネと養生用シートにて覆いナイロンロープで結びつける。
- 森の吊橋撤去・養生
 - ・ 吊橋部を外した後、森の工房へ搬出し、養生用シートで全体を隠すように覆い、エースロープで結びつける。
- トロッコ遊具・材木飛ばし・こもればいネット養生
 - ・ トロッコ遊具と材木飛ばし(2基)については養生用シートで覆ったうえナイロンロープで結びつける。
 - ・ こもればいネット(1基)については外したうえでありの巣トンネル内に収納する。
- ありの巣トンネル冬囲い設置
 - ・ トンネル出入り口をコンパネと単管にて固定し養生する。
- 秘密の抜け道雪囲い設置
 - ・ トンネル入口2箇所を垂木で入口内側に支柱を格子状に設置し、内部へ進入可能な扉を備えた脱着式コンパネを木ネジで固定する。
- ねずみのみちロープ柵養生
 - ・ ロープ柵のロープの緊張を弛める。

②建物雪囲い(養生)設置作業

- サイクルセンター雪囲い設置
 - ・ サイクルセンター表側引きフラッシュドア1箇所、及び裏側迂り出し窓3箇所にパネル(コンパネ加工による)をはめ込んだうえで、横に垂木を打ち込み、それを支える形に控柱を設置する。
- 釣堀雪囲い設置
 - ・ 釣堀事務室表側右側窓にパネルをはめ込み、縦に2本、横に1本垂木を打ち込んで固定する。
 - ・ 同上左側窓(1箇所)及び出入口(1箇所)についてはパネルに垂木、裏側窓(3箇所)についてはパネルにワリ(シンク保護のためこの箇所のみ使用)の脚を固定したものを窓上部から斜めになる形で設置する。なお、裏側についてはパネル間の強度を高めるため、隙間をパネルにてビス止めするものとする。
 - ・ 釣堀休憩室出入口及び裏側倉庫ドア、窓についてパネルに垂木の脚を固定したものを窓上部から斜めになる形で設置する。

- 焼肉ガーデン「アシリベツ」雪囲い設置
 - ・ 正面及び裏出入口について半円形の躯体内部に柱として単管を2本ジャッキベースにて、横梁として4本固定する。さらに横梁に番線にて垂木を固定し、それにビス止めする形でパネルを縦に設置していく（パネル枚数15枚）。
 - ・ 正面右側窓について円形の躯体内部に半円形の躯体内部に柱として単管を2本ジャッキベースにて、横梁として2本固定する。横梁に番線にて垂木を固定し、それにビス止めする形でパネルを縦に設置していく（パネル枚数4枚）。
 - ・ 厚別川側ドア（5箇所）にパネルにワリの脚を固定したもの窓上部から斜めになる形で設置する（パネル基数は9基）。
 - ・ 園路側ドア（3箇所）にパネルに垂木の脚を固定したものをはめこんで設置する（パネル基数は3基）

- 森の教室雪囲い設置
 - ・ 森の教室倉庫収納してある教室窓用防雪板を設置する。

- トロッコ橋展望台横便所雪囲い設置
 - ・ 便所（正面1基、左右窓2基）を垂木で内側に支柱を設置し、その支柱にパネルを木ネジで固定する。

- 天文台雪囲い設置
 - ・ 天文台立ち上げ窓ガラス部8枚（7箇所）に雪囲いを設置する。
 - ・ 窓全面にスタイロホームを張り、その後、ビニールシートでスタイロホームを覆い、ヌキと垂木で格子を作り、押さえとする。
 - ・ ヌキ上部に控え用の杭丸太を斜に設置し、杭丸太基部は鉄ピンにて固定する。
 - ・ 杭丸太上部にコンパネを敷き、ブルーシートで覆い、ヌキを使いコンパネとブルーシートを固定する。
 - ・ 縦ヌキと杭丸太基部に張り止めのヌキを設置する。
 - ・ テント状となった内部に発泡材粒子の詰まった袋を詰め込む。

- 森見の塔雪囲い設置
 - ・ 外部階段入口に積雪時にも進入を防止できる構造・範囲で雪囲いを設置する。
 - ・ 入口正面の外側階段にパネルをL字型に設置し、単管を骨組みしてジャッキベース、番線等使用し、パネルを固定する。

- ワックスルーム移設（2棟）
 - ・ 冬期間、滝口ヤード内に仮置していたワックスルーム（7200×5400）をパークブリッジ下及び、東口駐車場付近（職員の指示場所）へ積み込み・運搬後、ブロック（6個）を置き、その上に設置する。

③スノーワールド準備作業

- 中央口B棟横ラティス撤去
 - ・ 中央口B棟横ラティスを施設係員指定区間撤去し、指定箇所へ収納するものとする。

- 中央口クロスポイント敷鉄板設置
 - ・ 中央口北棟裏園路とアプローチ園路のクロスポイント（除雪路と歩くスキーコースの交差部）に敷鉄板を9枚設置する。

■ 歩くスキースタート・ゴール看板設置

- ・パークブリッジ下園路を跨ぐような形で歩くスキースタート・ゴール看板を設置する。
- ・つどいの森に歩くスキースタート・ゴール看板を設置する。
- ・上記の2箇所については看板倉庫より部材を運搬し、現地にて組み立てる。その際、部材に腐食等により使用に耐えうることができないと思われる場合は監督職員に報告し、指示を仰ぐ。
- ・建て込みの際には十分な据削深を保ち、埋め込み部は寝枷丸太を用いて十分な強度を達成すること。なお、振削の際には地下埋設物(とりわけパークブリッジ下電線、つどいの森水道管)に留意する。
- ・芝生部分に重機が進入する際には事前にパネルを敷設するなど養生を行う。
- ・設置箇所については監督職員と現場にて協議のうえ決定するものとする。

■ 係員用防護柵設置

- ・第1・第2ロープトウ山麓原動滑車巻き込み防止防護柵の設置、第1ロープトウは原動滑車の前にコンパネ1枚分をロープと直角に設置する。第2ロープトウは乗車位置より長さ4m、高さ2mのL字形柵を設置する。

■ 玉入れ場スノコ撤去

- ・ローンスタジアム第2ロープトウ山麓小屋付近の、ビックリボール収納場所に敷設のスノコを撤去し、指定した場所へ搬入する。

③リフト整備進入路他作業

■ リフト整備/No2ロープトウ車両搬入用コンパネ設置・撤去

- ・作業を実施するにあたり、芝生に損傷を与えぬようパネルで仮り養生(50枚程度)する。
- ・No2ロープトウ～最寄As園路間に車両搬入用パネルを設置／撤去する。
- ・設置コースについては現地にて監督職員と協議するものとする。

■ リフト整備車両搬入用コンパネ設置／撤去

- ・ゲレンデ山麓～最寄脱色As園路間に車両搬入用パネルを設置／撤去する。枚数はともに50枚程度とする。
- ・設置コースについては現地にて施設係職員と協議するものとする。

■ リフト制動試験用土のう運搬

- ・リフト制動試験用の土のうを中央口B横倉庫より運搬し、実車線路搬器(23器)に積み込み／撤収を行うこと。搬器1器につき4袋(30kg/袋×4袋=120kg)積み込む。

④積雪柵設置作業

設置箇所は、撤去箇所による。

※資材の搬入及び撤去

作業に必要な資材は看板倉庫から搬出するものとし、撤去・解体した資材(部材)は看板倉庫に整理整頓すること。

また、不足資材等については、監督職員と協議すること。

第8編 ロープトゥ設置撤去

第78条 作業目的

冬季開園期間中、そりゲレンデ利用者の輸送に用いられている第1及び第2ロープトゥの撤去及び設置作業を行うものとする。

撤去作業は、毎年、4月1日～4月19日の間に終了すること。

設置作業は、毎年、11月11日～12月22日の間に終了すること。

第79条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業開始より10日前迄に作成
2. 業務記録写真----- 設置・撤去完了毎に速やかに作成
3. 点検報告書----- 点検終了後、速やかに作成
（第1ロープトゥ・第2ロープトゥ各1部）
4. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第80条 作業内容

1. 第1ロープトゥ設置作業
 - ・虹の巣ドーム内倉庫にある山頂支柱（1基）、中間支柱（2基）、山頂滑車（1基）、ロープ（1巻）、山頂支柱固定用チェーンブロック（1基）、アンカーロープ（1本）をローンスタジアムまで運搬すること。
 - ・山頂支柱及び、山頂滑車を設置すること。
 - ・既存アンカーと山頂支柱をアンカーロープ及びチェーンブロックにて固定すること。
 - ・夏季の間、養生してあった山麓支柱及び原動機を適正な位置にすえつけること。
 - ・中間支柱を設置すること。
 2. 第2ロープトゥ設置作業
 - ・滝口ヤードのワックスルームにある山頂・山麓支柱（2基）、山頂・山麓滑車（2基）、ロープ（1巻）、アンカーロープ（2本）、山麓支柱固定用チェーンブロック（チンホール1基）、山頂支柱固定用ターンバックル（1基）、原動機（9.2KW/1基）、制御盤（1基）、非常停止鉤スタンド（1基）、乗越検出装置（1基）、ハンガー（ノーマル11個・ジョイント用ハンガー1個）、ハンガーガイド（1基）をローンスタジアムに運搬すること。
 - ・山頂、山頂支柱および山頂、山麓滑車を設置すること。
 - ・既存アンカーと山麓支柱をアンカーロープ及びチェーンブロック（チンホール）にて固定すること。
 - ・既存アンカーと山頂支柱をターンバックルで固定すること。
 - ・原動機を設置すること。
 - ・ロープを山麓滑車及び山頂滑車にかけ、ジョイントハンガーにてスプライス（結合）させること。
 - ・制御盤を設置すること。
 - ・運転操作盤を設置すること。
 - ・ハンガーガイドを設置すること。設置する際、ロープとの当たりに留意すること。
 - ・ハンガーを設置すること。設置数、設置間隔は下記のとおりとする。
 - a) ハンガー設置数…12基（片側6基、ジョイントハンガー含む）
 - b) 設置間隔……………26m毎
 - ・乗越検出装置を設置すること。
 - ・非常停止押しボタンボックスを山麓山頂に設置すること。
- ※第1、2ロープトゥ山頂山麓滑車のゴムライナーの交換を行うこと。

3. 試運転—安全点検

- ・上記作業が終了した後、各ロープトウにおいて試運転—安全点検を実施すること。

第81条 撤去作業

1. 第1ロープトウ撤去作業

- ・第1ロープトウの下記の部材について、取り外したうえで虹の巣ドーム内倉庫(状況により山麓小屋)に運搬し、山麓支柱にブルーシートにてカバーをかけ養生すること。

- a) ワイヤー b) 中間支柱…2本 c) 山頂滑車及びカバー d) 山頂支柱
- e) 山頂支柱固定ワイヤー及びチェーンブロック
- f) 巻き込み防止装置及び付属ケーブル g) 非常停止ボタン
- h) 非常停止電源用ケーブル i) Tバーフック回収スタンド
- j) 運轉換作盤及び付属ケーブル

2. 第2ロープトウ撤去作業

- 第2ロープトウのワイヤー、滑車(山頂・山麓)、支柱(山頂・山麓)、原動機、ハンガーを滝口ヤードのワックスルームに搬出するものとする。

第82条 作業にあたっての注意事項

1. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
2. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。
4. 重機等を使用して作業する場合は、積雪状況にあわせて、コンパネ等を敷設し、芝生の養生に努めること。

第83条 点検作業

- 第1ロープトウ・第2ロープトウを月1回点検すること。

第84条 事業者の過失による事故、器物の破損等

- 事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第85条 その他

- 施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

第9編 幹線園路草刈工、幹線園路清掃工、幹線園路雨水桝清掃工

第86条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

第87条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。また、マニフェストのコピーも提出するものとする。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 作業開始の10日前迄に作成
2. 作業日報（記録紙含む）----- 作業実施日毎に作成
3. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
4. 作業記録写真----- 作業終了後、速やかに作成
（雨水桝清掃工は、堆積土砂が分かる写真も撮影すること。）
5. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第88条 作業期間、時間

1. 幹線園路草刈工

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

※注 閉園時間(4/20～5/31, 9/1～11/10)17:00～9:00
(6/1～8/31) 18:00～9:00

2. 幹線園路清掃工、幹線園路雨水桝清掃工

原則として、閉園期間内に行うものとし、公園利用調整を行うこと。

※注 閉園期間(4/1～4/19, 11/11～12/22)

第89条 施工箇所及び施工方法

1. 幹線園路草刈工

①幹線園路の両側路肩を片側1.5m幅で刈取るものとし、刈草はきれいに集草するものとし、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

②草刈り回数は、年1回を原則とするが、現地状況によっては監督職員と協議するものとする。

2. 幹線園路清掃工

①幹線園路を路面清掃車(4輪ブラシリアダンプ2.5m³)にて清掃すること。

②回収した砂等4tダンプにて運搬し、適正に処理すること。

準拠法：「廃棄物の処理および清掃に関する法律」

③また、作業中においては誘導員を1名配置し、安全を確保すること。

④路面清掃回数は、春・秋の年2回を原則とする。

3. 幹線園路雨水桝清掃工

①幹線園路の雨水桝を側溝清掃車(4.5-5.0m³)で清掃するものとする。

②回収した土砂等は、適正に処理すること。

準拠法：「廃棄物の処理および清掃に関する法律」

③雨水桝清掃回数は、春の年1回を原則とする。

第90条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第10編 工作物維持その他修繕（その他修繕）

第91条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第92条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。

（大規模な修繕、改修は発注者において行うが、詳細は監督職員との協議による。）

第93条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第94条 作業時間

原則として、開園期間中は閉園時間内に行うものとし、公園利用調整を行うこと。但し、閉園期間においては、この限りでない。

※ 注 閉園時間(4/20～5/31, 9/1～11/10) 17:00～9:00
(6/1～8/31) 18:00～9:00
(12/23～3/31) 16:00～9:00

閉園期間 11月11日～12月22日 及び 4月1日～4月19日

第95条 維持修繕項目

1. その他維持修繕
公園内すべてのものを維持管理するための資材購入や補修を行う。
2. その他
利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行う。

第96条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第11編 自動ドア保守点検作業

第97条 業務内容

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を行うものとする。

第98条 業務管理する施設

設置箇所	仕様	製造会社(参考)
展望台正面	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
ビジターセンター 2F 外	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
ビジターセンター 2F 内	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
虹の巣ドーム	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
東口情報センター 研修棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
東口情報センター レストラン棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
東口情報センター ボランティア棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
こどもの谷休憩所 外右	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
こどもの谷休憩所 外左	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
こどもの谷休憩所 内右	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
こどもの谷休憩所 内左	二重引き分け式	寺岡ファシリティーズ(株)
中央口休憩所A	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
カントリーハウス1F	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
カントリーハウス2F	片引き分け式	ナブ コシステム(株)
ロッジゆきざさ	片引き分け式	ナブ コシステム(株)
ビジターセンター (利用者出入口)	片引き分け式	ナブ コシステム(株)
案内所	片引き分け式	リオン自動ドア(有)
森の交流館 1F 外	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
森の交流館 1F 内	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
森の交流館 B 2F 外	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
森の交流館 B 2F 内	片引き分け式	ナブ コシステム(株)
森見の塔 2F	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
森見の塔 3F	両引き分け式	ナブ コシステム(株)
森の情報館 2F 外	両引き分け式	YKK AP(株)
森の情報館 2F 内	両引き分け式	未定
森の情報館 2F 外	片引き分け式	YKK AP(株)
森の情報館 2F 内	片引き分け式	未定
森の情報館 1F 外	片引き分け式	YKK AP(株)
森の情報館 1F 外	片引き分け式	YKK AP(株)
森の情報館 B 1F 外	片引き分け式	YKK AP(株)

第99条 一般事項

1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が行うこと。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し測定の目的、内容等に合った測定の方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。

3. 材料等
交換部品は、新しい純正品とする。
4. 費用の負担区分
清掃に必要なウエス・洗剤等、点検に必要な消耗品は事業者の負担とする。
5. 事故・故障
保守点検の不良による故障は、事業者の責任と負担において部品交換等をし、機能回復すること。

第100条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、保守修理の履歴を確認し、点検計画書を作成して行うこととし、必要な機器等の準備をすること。
2. 定期点検は、3ヶ月に1回(年4回)とし、点検月は4月、7月、10月、1月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行うこと。
4. 点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、監督職員と打ち合わせをすること。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	3ヶ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	6ヶ月毎に1度
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ヶ月毎に1度

5. 定期点検記録、保守・修理記録については、管理できるよう整理すること。

第101条 保守作業

自動ドアの点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、監督職員と打ち合わせること。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第102条 作成書類

定期点検等を実施した後、監督職員へ点検・保守内容を報告することとし、点検報告書(自動ドア点検・保守報告書)を作成すること。

第103条 点検作業にあたっての注意事項

1. 作業にあたっては、点検及び保守などの記録を事前に十分検討すること。
2. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
3. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。

第104条 緊急対応

1. 故障に伴う連絡があった場合には、その都度、必要に応じて職員を派遣し、点検調整のうえ性能の正常を図り、その原因及び措置について書面にて監督職員へ報告するものとする。

第105条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

第12編 水景施設保守点検

第106条 作業目的

「カントリーガーデン水景施設」及び「こどもの谷水景施設」のポンプ、ろ過機等の機器類のシーズンオン点検、シーズン中間点検、シーズンオフ点検を実施する。

第107条 作業内容(中央口水景施設)

1. 中央口B棟ポンプピット清掃

①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

2. シーズンオン/中間/オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行うこと。

- a) アシリベツの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) 中央口広場ろ過機用制御盤
- h) まきばのせせらぎ水路動力盤
- i) 給水電磁弁
- j) 制御電源
- k) 機器電源主幹
- l) 盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行うこと。

- a) ろ過機ブロワーA
- b) ろ過機ブロワーB
- c) ろ過機コンプレッサーA
- d) ろ過機コンプレッサーB
- e) ろ過機滅菌機A
- f) ろ過機滅菌機B
- g) まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
- i) 花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
- j) 補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行うこと。

- a) アシリベツの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) まきばのせせらぎ水路用ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④下記のろ過機について外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブローワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行うこと。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行うこと。

- a) ろ過機A
- b) ろ過機B

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行うこと。

- a) 中央口B棟ポンプピット…濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF、排水電動弁動作確認
- b) 花人の隠れ家池ポンプピット…濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF
- c) ろ過機A、ろ過機B・・・通常ろ過運転、逆洗運転テストボタン始動・タイマー始動／異常水位始動

3. シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水復旧を行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行うこと。

【バルブ数量内訳 中央池周辺…18ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……6ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・導水管バタフライ弁……1ヶ所
- ・池及び滝ピット排水弁……5ヶ所
- ・ろ過機水抜き弁……2ヶ所
- ・ろ過機用流量調整弁……2ヶ所
- ・アシリベツ滝上池排水弁……1ヶ所

4. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマーの設定を行うこと。

- a) アシリベツ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ
- b) ろ過機A/B運転、ろ過機A/B逆洗モード

5. シーズンオフ ろ材洗浄

①ろ材の洗浄を行うこと。

第108条 作業内容(こどもの谷水景施設)

1. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行うこと。

- a) 森のせせらぎ用循環ポンプ
- b) 森のせせらぎ用ろ過ポンプ
- c) ろ過機用コンプレッサー
- d) ろ過機用ブローワー
- e) ろ過機用滅菌機
- f) 除藻装置
- g) 保守・点検用コンセント
- h) 操作電源
- i) 森の池用循環ポンプ

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行うこと。

- a) 森のせせらぎ水路用循環ポンプ
- b) 森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ
- c) 森の池用循環ポンプ

③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行うこと。

また紫外線ランプについては運転時間の計測も行うこと。

④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行うこと。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行うこと。

- a) 森のせせらぎ水路ポンプピット・・湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF
- b) 森の池ポンプピット・・湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF

2. シーズンオン/オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水復旧を行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行うこと。

【バルブ数量内訳 森の池…15ヶ所】

- ・アングルバイパス弁…… 6ヶ所
- ・水抜き/排水/導水/送水バルブ…… 8ヶ所
- ・手動給水バルブ弁……1ヶ所

【バルブ数量内訳 森のせせらぎ水路… 4ヶ所】

- ・チャッキバイパス弁…… 2ヶ所
- ・ポンプピット排及び水路排水バルブ…… 2ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行うこと。

- a) 森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード
- b) 森の池循環ポンプ

第109条 作業内容(大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設)

1. オープン作業/中間点検作業/クローズ作業・・・共通項目

①下記のパワーユニット設備について絶縁測定、オイルチェック、ベルトチェック、ポンプチェックを行うこと。

- a) 大地の広場用マイクロ噴霧パワーユニット
- b) さまよいの洞窟用マイクロ噴霧パワーユニット

②下記の設備についてノズルの詰まり、ピン曲がりの確認及びピン調整を行うこと。

- a) 大地の広場噴霧施設ノズル……49箇所
- b) さまよいの洞窟噴霧施設……133箇所

2. オープン作業/中間点検作業・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行うこと。

- a) 大地の広場動力制御盤
- b) さまよいの洞窟動力制御盤

3. オープン作業/クローズ作業

- a) 大地の広場噴霧施設…… 1箇所
- b) さまよいの洞窟噴霧施設…… 1箇所

第110条 作業にあたっての注意事項

1. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
2. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。

第111条 その他

1. 施工に際しては、公園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、作業中は、服装、言動等に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意すること。
2. 施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。また公園内の車輛移動の際には20km/h以下を遵守すること。

第112条

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 業務計画書（工程表含む） ----- 契約日より7日以内に作成
2. 業務記録写真 ----- 翌月の5日迄に作成
3. 点検報告書 ----- 作業終了後すみやかに作成
4. 適合確認検査簿 ----- 業務終了後10日以内に作成
5. 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
6. その他監督職員が指示する書類 ----- 適宜

第13編 汚水施設保守点検作業

第113条 作業目的

「汚水施設」の保守点検を実施する。

第114条 通常点検作業内容

1. 汚水ピットA

- ①汚水ポンプNo1・2(3.7KW×2台)
 - a)電流値の測定
 - b)異音、振動
 - c)自動運転状況
 - d)オイルの点検、補充
- ②ポンプ槽
 - a)異物の流入点検、除去
 - b)沈殿物浮遊物の点検、除去
 - c)ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認
 - d)レベルスイッチ作動及び自動運転の確認
 - e)弁類の作動確認、清掃
 - f)各チャッキ弁の作動
- ③操作盤
 - a)警報発信の有無
 - b)各機器の故障の有無
 - c)結露の有無

2. 汚水ピットB

- ①汚水ポンプ(15KW×2)
 - a)電流値の測定
 - b)異音、振動
 - c)自動運転状況
 - d)オイルの点検、補充
- ②ポンプ槽
 - a)異物の流入点検、除去
 - b)沈殿物浮遊物の点検、除去
 - c)ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認
 - d)レベルスイッチ作動及び自動運転の確認
 - e)弁類の作動確認、清掃
- ③操作盤
 - a)警報発信の有無
 - b)各機器の故障の有無
 - c)結露の有無
 - d)各チャッキ弁の作動確認、清掃

2. 終末ピット

- ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a)コンピューター(破砕機)
 - b)自動荒目スクリーン
 - c)流入ポンプNo. 1(7.5KW×2台)
 - d)排出ポンプNo. 2(3.7KW×2台)
 - e)流量調整用ブロワーNo. 1, No. 2(3.7KW×2台)

- f) 換気扇No. 2
- ②流入部(沈砂槽)
 - a) 沈砂槽点検
 - b) 異物の流入点検、除去
 - c) 荒目スクリーンの清掃
- ③自動荒目スクリーン
 - a) 狭雑物、固形物
 - b) バイパスゲートの開閉
- ④被砕器切断室の清掃
 - a) 切断状況の確認
 - b) 異物の流入点検、除去
- ⑤排出ポンプ槽(流量調整槽)
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
- ⑥流量調整槽ブロワー
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の測定
- ⑦流量調整槽ブロワー
 - a) 警報発信の有無
 - b) 機器の故障の有無
 - c) 結露の有無
- ⑧電磁流量計
 - a) 検出器、変換器の点検調整
 - b) カウンターの記録
- ⑨一般事項
 - a) 場内及び周囲の点検、清掃
 - b) 弁類の点検、清掃
 - c) 縁抵抗の測定(1回/年)
 - e) 堆積汚泥・浮遊物の回収処理

第115条 機器類整備点検作業内容

各施設、各機器の精密点検を年1回行う。

1. Aピット

①汚水ポンプ

- a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
- b) オイルの点検、交換
- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

- a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
- b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
- c) ビスの増締め

2. Bピット

①汚水ポンプ

- a) ポンプ引上げ点検

- (本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
- b) オイルの点検、交換
- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検
- ② 操作盤
 - a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
 - b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
 - c) ビスの増締め
- 3. 終末ピット
 - ① 汚水ポンプ
 - a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
 - b) オイルの点検、交換
 - c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検
 - ② 流量調整ブロワー
 - a) ブロワー本体の点検
 - b) オイル、グリスの交換
 - ③ 操作盤
 - a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
 - b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
 - c) ビスの増締め
 - ④ 電磁流量計(流入、排出)2基
 - a) 検出器の点検清掃

第116条 作業にあたっての注意事項

1. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
2. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。

第117条

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 業務計画書(工程表含む) ----- 契約日より7日以内に作成
2. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成
3. 点検報告書----- 作業終了後すみやかに作成
4. 流量記録用紙----- 作業終了後すみやかに作成
(台紙に添付すること。)
5. 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
6. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第118条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

第14編 天体望遠鏡保守点検作業

第119条 業務内容

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検(清掃、注油、点検等)を行うものとする。

第120条 保守点検する施設等

設置箇所	型式	製造会社(参考)
15cm屈折望遠鏡(4基)	GNR-15	三鷹光器(株)
30cm反射望遠鏡	GNC-30	三鷹光器(株)
周辺機器(パソコン)		三鷹光器(株)
可動上屋・ドーム施設		

第121条 一般事項

1. 保守点検作業者

保守点検は、天体望遠鏡の機能に影響するため、天体望遠鏡等に熟知したものが作業すること。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し測定の目的、内容等に合った測定の方法、条件等を考慮し、確実な測定を行うこと。

3. 費用の負担区分

給油に必要な油脂類、清掃に必要なウエス・洗剤等、点検に必要な消耗品等は事業者の負担とする。

4. 事故・故障

保守点検作業の不良による故障は、事業者の責任と負担において部品交換等をし、機能回復すること。

第122条 保守点検作業

1. 保守点検は、保守修理の履歴を確認し、点検計画書を作成して行うこと。必要な機器等の準備をすること。

2. 保守点検は、1回行うこと。点検月、点検時間帯等は、監督職員と打ち合わせを行うこととする。

3. 定期点検は、保守点検項目について行うこと。

4. 定期点検記録、保守・修理記録については、管理できるよう整理すること。

第123条 作成書類

保守点検作業等を実施した後、監督職員へ保守点検内容を報告することとし、点検報告書を作成すること。

第124条 保守点検作業にあたっての注意事項

1. 作業に当たっては、点検及び保守などの記録を事前に十分検討すること。

2. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。

3. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。

4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。

第125条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーなどで明示

するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。また公園内の車輛移動の際には20km/h以下を遵守すること。

第 15 編 植栽地等保全（園内清掃）

第 1 2 6 条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況、塵芥の発生量に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

第 1 2 7 条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

なお、特定事業清掃については別途に必要な書類、写真の作成を行うこと。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 契約日より 7 日以内に作成
2. 作業月報----- 翌月の 5 日迄に作成
3. 作業日報----- 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の 5 日迄に作成
6. ゴミ回収一覧表----- 翌月の 5 日迄に作成
7. 安全訓練報告書----- 翌月の 5 日迄に作成
8. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第 1 2 8 条 園内清掃（1～9）

1. 対象区域は全園を区域とし、作業員は清掃員 B とする。
2. 拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、園路（園地含む）や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
3. U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。
4. 池等の水面のゴミや落ち葉等を網等で随時除去すること。
5. 作業時間と作業人員は下記の表に基づくものとする。

園内清掃（1）	中心・溪流	5 人/日	8.5h/日	7.8 月の土日祝
園内清掃（2）	中心・溪流	4 人/日	7.5h/日	4.9 月の土日祝 5.6 月の全日 7.8 月の平日
園内清掃（3）	中心・溪流	2 人/日	7.5h/日	4.9 月の平日 10.11 月の全日
園内清掃（4）	中心・溪流	2 人/日	6.5h/日	12/23～1/20 間の全日と 1/21～3/31 の日曜日
園内清掃（5）	中心・溪流	1 人/日	6.5h/日	1/21～3/31 の日を除く全日
園内清掃（6）	中心・溪流 滝野の森	5 人/日	8.5h/日	7.8 月の土日祝
園内清掃（7）	中心・溪流 滝野の森	3 人/日	7.5h/日	4 月の祝日 5 月連休 7.8 月の火木 9 月の土日祝
園内清掃（8）	中心・溪流 滝野の森	2 人/日	7.5h/日	(7)を除く 5.6.10.11 月の火木土日 9 月の火木 10 月の祝日
園内清掃（9）	中心・溪流 滝野の森	2 人/日	6.5h/日	12.1.2.3 月の火木土日祝

第 1 2 9 条 ゴミ運搬工（夏季・冬季）

1. 軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所に運搬するものとするし、ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行うこと。
2. ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとする。
3. 夏期については、炊事広場の残り火処理も含むものとする。

4. ゴミ運搬箇所については、別途指定するものとする。

ゴミ運搬(1)	中心・溪流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ運搬(2)	中心・溪流 滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ運搬(3)	中心・溪流	冬期 軽トラック L=15.1km

第130条 臨時清掃

大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に監督職員の指示により当該箇所を清掃するものとする。(清掃員Bで7.5h/人)

第131条 開閉園準備清掃

春季開園、冬季開園が円滑に行われるよう、施設等の清掃、落葉、枯枝の撤去等を行うものとする。(清掃員Bで7.5h/人)

第132条 害虫対策工

スズメバチ等、入園者に危害を及ぼし、また、不快感を与える昆虫等の調査及び駆除を行うものとする。(普通作業員)

第133条 防災対策工

1. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めること。
2. 台風、豪雨等の災害発生時に監督職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置などを行うものとする。(普通作業員)

第134条 付属物の清掃

外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備も、汚れがひどい場合には清掃を行う。

第135条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者で用意すること。

第136条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第137条 その他

1. 公園内の喫煙場所の吸殻清掃を随時行うこと。
2. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。

第16編 公園内建物清掃

第1章 基本事項

第138条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

第139条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、監督職員から提出依頼があった場合、提出すること。

なお、特定事業清掃については別途に必要書類、写真の作成を行うこと。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 契約日より7日以内に作成
2. 作業月報----- 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報----- 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. 安全訓練報告書----- 翌月の5日迄に作成
7. その他監督職員が指示する書類----- 適宜

第140条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者の負担とする。

第141条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告すること。

第2章 定期清掃

第142条 清掃箇所は次のものとする。

1. ワックス塗布
 - ①研修棟 362㎡、②ボランティア棟 234㎡、③軽食コーナー 121㎡
 - ④ロッジゆきざさ休憩スペース(2F)62㎡、⑤カントリーハウス休憩室(1F)58㎡
 - ⑥森の情報館受付・スタッフルーム・授乳室(2F)27㎡
2. 天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）
 - ①森の交流館・ツリーハウス 539㎡
3. クリーニング
 - ①カントリーハウス内1Fカーペット 127㎡
 - ②虹の巣ドーム内ウレタン床 208㎡
4. 強力掃除機清掃
 - ①虹の巣ネット(大)95㎡、同(小)14㎡
 - ②ぶら下がりボール 13本(26㎡)、③ざぶとん遊び 18個(36㎡)

第143条 清掃上の注意事項

強力掃除機清掃は、ネット素材を損傷させない柔軟なブラシを用いて、ネットの隙間の埃等を除去するものとする。

第144条 実施頻度

ワックス塗布、クリーニングは、原則として年2回を標準とし、その他は年1回するが、状況に応じて清掃回数及び内容を変更する場合があるので、監督職員と協議の上、決定すること。

第145条 作業時間

原則として閉園時間内に行うものとし、万一それを過ぎて作業を行う場合には、必ず監督職員に報告し、その指示に従うこと。

※ 注 閉園時間(4/20～5/31、9/1～11/11)17:00～9:00
(6/1～8/31)18:00～9:00

第3章 休憩所他清掃工

1. 清掃箇所は、設計図書によるものとし、作業員は清掃員Bする。
2. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
3. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
4. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。

休憩所清掃(1)	中心・溪流	3人/日	7.5h/日	7.8月の土日祝
休憩所清掃(2)	中心・溪流	1人/日	7.5h/日	4.6月の土日祝 5.9～11月の全日 7.8月の平日
休憩所清掃(3)	中心・溪流	1人/日	6.5h/日	12/23～1/20間の全日
休憩所清掃(4)	中心・溪流	0.5人/日	6.5h/日	1/21～3/31間の火木土日
休憩所清掃(5)	中心・溪流 滝野の森	3人/日	7.5h/日	7.8月の土日祝
休憩所清掃(6)	中心・溪流 滝野の森	2人/日	7.5h/日	4.5.6.11月の土日祝 5月の連休 7.8月の火木 9.10月の土日祝
休憩所清掃(7)	中心・溪流 滝野の森	2人/日	6.5h/日	12/23～1/20間を1日置きと祝日
休憩所清掃(8)	中心・溪流 滝野の森	1人/日	6.5h/日	1/21～3/31間の火木土日

第4章 便所清掃工

1. 清掃箇所は、設計図書によるものとし、作業員は清掃員Bする。
2. 清掃中は、利用者の利便性に配慮すること。
3. 衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
4. ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

便所清掃(1)	中心・溪流	4人/日	7.5h/日	7.8月の土日祝
便所清掃(2)	中心・溪流	2人/日	7.5h/日	4.5.6.9.10.11月の全日 7.8月の平日
便所清掃(3)	中心・溪流	1人/日	6.5h/日	12/23~1/20間の全日
便所清掃(4)	中心・溪流	0.5人/日	6.5h/日	1/21~3/31間の火木土日
便所清掃(5)	中心・溪流 滝野の森	3人/日	7.5h/日	7.8月の土日祝
便所清掃(6)	中心・溪流 滝野の森	2人/日	7.5h/日	4.5.6.9.10月の火木土日祝 7.8月の火木 11月の火木土日
便所清掃(7)	中心・溪流 滝野の森	1人/日	6.5h/日	12/23~1/20間の火木土日祝
便所清掃(8)	中心・溪流 滝野の森	0.5人/日	6.5h/日	1/21~3/31間の火木土日

第5章 駐車場清掃工

1. 対象区域は駐車場区域とし、作業員は清掃員Bとする。
2. 清掃箇所は、設計図書によるものとする。
3. 拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、園路(園地含む)や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
4. U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。
5. 作業時間と作業人員は下記の表に基づくものとする。

夏季清掃	1人/日	7.5h/日
冬期清掃	1人/日	6.5h/日

第6章 オートキャンプ場清掃工

1. 対象区域はオートキャンプ場区域とし、作業員は清掃員Bとする。
2. 清掃箇所は、設計図書によるものとする。
3. 拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、園路(園地含む)や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
4. U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。
5. 作業時間と作業人員は下記の表に基づくものとする。

繁忙期清掃	8人/日	合計 15h/日
平常期清掃	4人/日	合計 7.5h/日

第17編 園内巡視

第146条

公園利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視（以下「巡視」という。）を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第147条

巡視は、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視の3種類とする。

1. 通常巡視とは、繁忙期及び異常時以外の状態における公園内の点検確認、利用指導及び作業等を行う巡視をいう。
2. 繁忙日巡視とは、園内の混雑状況に応じて、利用者（車輛等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。
3. 異常時巡視とは、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の利用状況を把握する巡視をいう。

第148条

通常巡視は、次の事項について、原則として毎日2回以上、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

1. 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠
2. 園内における利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
3. 入園者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
4. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告
5. 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
6. 園内不審物の有無の確認
7. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
8. 植物、施設及び清掃状況等の点検
 - ① 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - ② 園路、広場の路面、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - ③ 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - ④ 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - ⑤ 清掃の状況
 - ⑥ 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無
9. 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告
10. 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第149条

繁忙日巡視は、主として夏季の繁忙日の混雑状況に応じて、次の各号に掲げる事項について巡視を行うものとする。

1. 入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
2. 配水池の巡視（2回／日）

第150条

異常時巡視は、主として次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

1. 園内の被害状況
2. 利用障害等の状況

第151条

事業者は、巡視計画書を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。

第152条

適正な巡視業務を実施するため、巡視員は以下の要領にて巡視業務を行うものとするが、巡視に先立ち関係書類等により、巡回に必要な事項を把握しておくものとする。

1. 巡視ルートは、別添-8のとおりとし、これに従って1日2回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
2. 巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
3. 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
4. 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

第153条

巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、監督職員に報告するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく監督職員に報告し指示を受けるものとする。

第18編 滝野公園内パークゴルフ場コースの管理

第154条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、公園の開園日時に準ずるものとする(冬季を除く)。ただし、定休日は定めないが、天候の状況(荒天、台風、雷等)により、一時使用を中止することができる。その場合は、遅滞なく、監督職員へ報告するものとする。

第155条 開設の準備

1. 3月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進し、融雪後は、転圧、芝刈、目土散布、施肥等の芝の育成管理を実施するほか、散水施設及び管理用機械の保守点検並びに整備、枯れ枝等の処理を実施する。
2. 開設日までにティーグラウンドマーカー、ホールカップ、カップピン、案内看板等のコース備品を取り付けること。

第156条 開設後のコース管理

1. 開設後の芝の育成管理については、次の条件により転圧、施肥、目土散布、薬品散布、散水、刈込み等必要な処置を施し、良好なコース状態を維持するよう努めるものとする。なお、業務の実施にあたっては、事故防止等、安全対策には十分注意すること。
2. 芝の育成管理業務を実施するときは、利用者の障害にならないようコース開設前、コース閉鎖後及び休場日等に実施するよう努めるものとする。
ただし、芝の病害発生等緊急処置を要し、更に利用者の障害になる事が予想されるときは、監督職員に報告のうえ施設を閉鎖し実施するものとする。
3. コース管理及び受付業務の実施状況については、管理業務日誌等に記載するものとする。

第157条 コースの管理

開設後の基本的なコース管理について適切に管理すること。

第158条 施設等の管理

1. 施設内に当該施設が事業者により管理運営されていることを表示するものとする。
2. 事業者は、パークゴルフ場の敷地のほか、コースの設備、備品、安全対策を講じるものとする。
3. 事業者は、利用者が故意又は瑕疵によりパークゴルフ場の施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、直ちに監督職員に報告すること。
4. 事業者は、利用者が管理棟に掲示した利用条件に違反したときは注意を促し、従わないときは退場させるものとする。又、違反により事故が発生したときは、直ちに処理又は処置を施し、すみやかに監督職員に報告するものとする。
5. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに監督職員に報告すること。

第159条 その他

1. 施設の開設前及び施設の閉鎖(クローズ)後、芝生の損傷が著しい箇所について芽土に芝の種子を混合し散布するか、又は張芝を施すものとする。
2. 施設閉鎖後は、ホールピン等の撤収を行い、物置等に保管すること。なお、ティー台が損傷している場合は、来年開設までに補修又は作製しておくこと。
3. コース内にある休憩場所及び防球ネット等の設備については、定期的に点検し安全確保に努めること。

4. コースの維持管理として、定期的な清掃の他、木枝等の剪定、転圧、薬品散布、エアレーション等は必要に応じて適時実施すること。
5. 天候の状況(荒天、台風、雷等)によっては、直ちに施設をクローズし、利用者を避難させる他、直ちに地上の工作物を撤去する体制を整えておくものとする。
6. クローズをするときは、受付を中止し、管理棟出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げること。

第19編 利用者指導工、出改札等補助工

第1章 利用者指導工

第160条 一般事項

1. 事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの利用者指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、利用者サービスに関する業務全般を行う。
2. 利用者に受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
3. 事業者は、利用者指導及び利用者サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。

第2章 来園者サービス業務

第161条 一般事項

来園者に直接接する業務であり、来園者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

また、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、来園者等から入手した個人情報についてその適正な取扱いがなされるよう、万全の措置を講ずること。

第162条 総合案内業務

① 来園者案内

- 1) 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて来園者の問い合わせに対応すること。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
- 2) 来園者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
- 3) 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
- 4) 園内案内マップを来園希望者等に配布すること。
- 5) 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
- 6) 拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

② 入園料金収受

- 1) 券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行うこと。
- 2) 年間パスポートの販売を行うこと。
- 3) 園内案内マップを来園希望者等に配布すること。
- 4) 入園者数を計数し、記録すること。
- 5) 公園規則から逸脱している者、他の入園者に著しく迷惑をかける者等については、統括責任者が入園拒否を命じることができるものとする。

③ 金銭管理

- 1) つり銭、両替金を準備し、補充を行うこと。
- 2) 売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理すること。

第3章 来園者安全管理業務

① 遊具等の安全管理

- 1) 遊具の日常点検等を行い、遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
- 2) 公園規則から逸脱している者、他の入園者に著しく迷惑をかける者等については、

統括責任者が退園を命じることができるものとする。

② 救護…看護師又は救命講習受講者

- 1) 入園者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録し、監督職員に経過を報告することとする。
- 2) 重大事故についてはただちに監督職員に報告し、その指示に従うこととする。

③ 非常時

災害時には入園者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこととする。

第3章 公園利用促進業務

①利用受付業務

- 1) 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、電話等の問い合わせに対応するものとする。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
- 2) ホームページ等を利用して、広報活動を行うものとする。
- 3) 持込みイベント等の受付を行うものとする。

②利用調整業務

- 1) 団体での来園者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。
- 2) 団体での広場使用について、調整を行うものとする。
- 3) ボランティア活動の総括を行うものとする。

④ 利用促進業務

- 1) イベントの企画、立案について行うものとする。
- 2) 来園者の利便性向上のために車椅子、電動カート、ベビーカーの貸出しを行うものとする。
- 3) 障害者及び高齢者等の補助を行うものとする。

第4章 人員配置について（参考）

臨時職員

名 称	人数	期 間
溪流案内所	1	4/1～3/31
東口ゲート	2	4/1～11/30
中央口ゲート	1	4/1～3/31
溪流口料金所	2	4/1～11/30
鱒見口料金所	1	4/1～11/30
滝野の森口料金所	2	4/1～11/30
カントリーハウス案内所	1	4/1～3/31
こどもの谷	4	4/1～11/30
溪流ゾーン案内	1	4/1～11/30
森の交流館	2	4/1～3/31
森の情報館	1	4/1～11/30
計	18	
スキースクール	4	12/1～3/31
スキーリフト	3	12/1～3/31
そりゲレンデ	7	12/1～3/31
計	14	
事務補助	8	4/1～3/31

アルバイト職員

繁忙…土日祝日、GW 平日

夏休み期間、冬休み期間とする。

名 称	人数	期 間
案内所繁忙	1	4月～11月
東口ゲート繁忙	2	4月～11月
中央口ゲート繁忙	1	4月～11月
カントリーハウス繁忙	1	4月～11月
こどもの谷繁忙	2	4月～11月
森の交流館繁忙	1	4月～11月
森の情報館繁忙	1	4月～11月
計	9	
そりゲレンデ繁忙	3	12月～3月

国営滝野すずらん丘陵公園
維持管理運営業務
個別仕様書【植物管理】

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

— 目 次 —

第1章	総則.....	1
第2章	芝生管理.....	3
第3章	低木管理.....	6
第4章	高木管理.....	10
第5章	林地管理.....	13
第6章	花壇管理.....	16
第7章	花畑管理.....	18
第7章	花畑管理.....	18
第8章	草花管理.....	20
第9章	地被管理.....	21
第10章	特殊管理.....	22

第1章 総則

第1条

本編は「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうちの植物管理の施工に適用する。

第2条

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務 仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

第3条

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務 仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）と協議するものとする。

第4条

事業者は、下記の書類を作成し、監督員から提出依頼があった場合、提出すること。

1. 業務計画書----- 契約日より7日以内に作成
2. 実施工程表----- 契約日より7日以内に作成（予定工程）
（1ヶ月毎に実施工程を記入し、翌月の5日迄に作成）
3. 作業日報----- 監督職員の指示がある場合に作成
4. 業務報告書----- 翌月の10日迄に作成
5. 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
6. 施工・材料確認書----- 施工確認時に作成
7. 出来形数量計算書----- その都度、作成
8. 出来形完成図----- 工事完了後直ちに作成
9. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成
（原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。）
10. 植物性発生材報告書----- 翌月の5日迄に作成
11. 提供物品確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
12. 安全訓練報告書----- 翌月の5日迄に作成
13. その他監督職員が指示する書類----- 適宜
（植物生育状況測定表、動植物観察等記録表等）

第5条

事業者は、施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに監督職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第6条

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の監督職員とする。

第7条

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、監督職員より指示

のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第8条

本業務の施工管理は、公園管理業務仕様書によるものとする。

第9条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、監督職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、公園施設の運営維持管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は監督職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第10条

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第11条

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、20km/h以下を遵守するものとする。
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第12条

1. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は監督職員の指定する名札を作成し着用すること。

第2章 芝生管理

第13条 管理水準

- 以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。

ランク	A	B	C	D
管理目標	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地	A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準(刈込高さ)	3 cm	3 cm	5 cm	5 cm
対象地	カントリーハウスの庭園 歓迎の花壇周辺 花のまきば最上部	風のはらっぱ つどいの森 キャンプ場	ランク A 以外のカントリーガーデン ロジ前 炊事遠足広場周辺 パークゴルフ場	こどもの谷 山の家周辺 溪流ゾーン

第14条 芝刈工

- 芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むものとする。
- 乗用式3連ロータリーモアを基本とし、刈込みを行うが乗用式での刈込みが不適当な箇所等は肩掛式、ハンドガイド式を使用するものとする。
- 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適当な場所又は不能な場所は手刈りとする。
- 刈取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに集草するものとし、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
- 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

第15条 芝生施肥工(1)～(6) (人力散布)

- 芝生施肥工(1)については緩効性化成肥料N:P:K:Mg=12:8:10:1を1m²あたり30g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 芝生施肥工(2)については緩効性化成肥料N:P:K:Mg=12:8:10:1を1m²あたり20g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 芝生施肥工(3)については有機化成肥料N:P:K:Mg=8:12:10:3を1m²あたり20g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 芝生施肥工(4)については尿素入り配合肥料N:P:K=23:16:13を1m²あたり20g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 芝生施肥工(5)についてはETC1号を1m²あたり40g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 芝生施肥工(6)については普通化成肥料N:P:K=8:8:8を1m²あたり20g、人力によりむらのないよう均一に施用すること。
- 使用する肥料の品質については、監督職員の承諾を得ること。

8. 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第16条 芝生目土掛工（人力）

1. 目土はバックヤードへ10tダンプトラックにて搬入を行い、2tダンプトラックに積替えを行った後、作業箇所へ運搬するものとする。積込みはトラクタショベル0.3m³級にて行う。目土掛けは人力にて目土厚3mmを標準に施工すること。
2. 目土材料については使用見本を提出し、監督職員の承諾を得ること。なお、目土材料の土壌分析について監督職員より指示があった場合にはこれに従うこと。なお、目土材料は洗砂とする。
3. 均一性についての試験施工の指示が、監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第17条 芝生補植工

1. 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
2. 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜灌水するものとする。

第18条 抜根除草

1. 地被植物を傷めないように除草器具等を用い、根ごと取り除くものとする。
2. 抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃するものとし、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第19条 除草剤散布

1. 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号、平成15年7月1日改定）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。
2. 使用薬剤及び使用量については、監督職員と協議するものとする。
3. 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、使用する薬剤の性質、使用方法、実施日及び公園利用者への周知徹底の方法について監督職員の承諾を得るものとする。
4. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻は原則として、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。
5. 稀釈液は、所定の濃度となるよう正確に稀釈混合し、所定量をむらなく均一に散布するものとする。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うものとする。また、植込地内の低木、草花、公園利用者及び隣地等対象物以外のものにかからないよう十分注意するものとする。
7. 散布作業は、人体への影響に十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等を着用するものとする。
8. 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分注意し、作業終了後は遺漏なくすみやかに片付けるものとする。
9. 万が一、農薬による事故が発生した場合は又は発生するおそれが生じた場合には、毒物及び劇物取締法に定め必要な措置、その他応急措置を講じるものとする。

第20条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得

ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、芝生のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び1m²当たりの散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4, 5, 9, 10, 11月〔9:00～17:00〕、6, 7, 8月〔9:00～18:00〕）には、散布を実施しないこと。

第21条 エアレーション

1. 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くものとする。
2. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うものとする。
3. 穿孔穴及びカッティングの深さ、間隙については、監督職員と協議の上定めるものとする。

第22条 灌水

1. 所定の量の芝生全面に行き渡る様に均一に灌水するものとする。
2. 夏季の灌水は日中を避け、朝又は夕方に行うものとする。

第23条 芝生雑工（巡回作業・雑作業）

1. 雑作業（普通作業員）については総括責任者の判断により、作業（堆肥攪拌補助、散水、エアレーション、不陸調整等）を行うものとする。
2. 雑作業（トラクターショベル0.3m³級）については総括責任者の判断により、芝刈草による堆肥の攪拌を行うものとする。

第3章 低木管理

第24条 管理水準

1. 以下に示す管理水準を満たす低木管理を行うこと。

ランク	A	B	C	D
管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木(ハギ類)	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の低木
	鑑賞	鑑賞	遮蔽・境界	緑陰
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	寄植については、基本的に自然樹形とし、枯損枝、支障枝葉撤去する。また、秋に地際にて刈り取る。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定工を設定する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
対象地	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、キャンプ場	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、キャンプ場	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、キャンプ場	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、キャンプ場

第25条 低木刈込工(寄植剪定 低木 人力)

1. 低木寄植地において、樹種毎の特性に応じた人力によるきめ細かな刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については、監督職員の指示に従うこと。
2. 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が、監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
3. 刈り込んだ枝葉は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第26条 低木刈込工(寄植剪定 中木 機械)

1. 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械(ヘッジトリマー等)を用いた刈り込み作業を行うこととし、枝すかし等については人力による刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
2. 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が、監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
3. 刈り込んだ枝葉は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第27条 低木刈込工(単木剪定 人力 樹高100cm未満、樹高100cm以上200cm未満)

1. 樹種毎の特性に応じた人力による刈り込み作業を行うこと。なお、刈り込み時期や目標樹形については監督職員の指示に従うこと。
2. 適正な樹形の維持についての試験施工の指示が、監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
3. 刈り込んだ枝葉は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第28条 低木地除草工（人力除草）

1. 人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第29条 低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式+肩掛式）

1. 作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工すること。
2. 刈り取った雑草は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 施工前に監督職員より刈高についての試験施工の指示があった場合には、これに従うこと。

第30条 低木施肥工（寄植）

1. 粒状固形肥料N:P:K=6:4:3を1m²当たり200g、施用は人力による地表散布とする。
2. 使用する肥料の品質については、監督職員の承諾を得ること。
3. 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第31条 低木施肥工（単木）

1. 固形肥料N:P:K=6:4:3を1本当たり150g、施用は人力による壺肥とする。なお、縦穴深さ20cm、穴数5を標準とする。
2. 使用する肥料の品質については、監督職員の承諾を得ること。
3. 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第32条 低木病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び1m²当たりの散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4, 5, 9, 10, 11月〔9:00～17:00〕、6, 7, 8月〔9:00～18:00〕）には、散布を実施しないこと。

第33条 低木冬囲工（枝しおり設置・撤去 縄巻のみ）

（設置）

1. 冬囲いの対象木、施工時期、規格については監督職員の指示に従うこと。
2. 縄巻きのみにより枝しおりを行うこと。
3. 使用する冬囲い材の品質については、監督職員の承諾を得ること。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行うこと。
2. 撤去した縄巻は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第34条 低木冬囲工（晒竹4本むしろ掛け設置・撤去）

（設置）

1. 冬囲いの対象木、施工時期、規格については監督職員の指示に従うこと。
2. 心立ては晒竹L=4.0m、4本/本とする。
3. むしろは2枚/本とする。
4. 使用する冬囲い材の品質については、監督職員の承諾を得ること。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行うこと。
2. 撤去した晒竹・むしろ等は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第35条 低木冬囲工（晒竹1本縄巻設置・撤去）

（設置）

1. 冬囲いの対象木、施工時期、規格については監督職員の指示に従うこと。
2. 晒竹L=1.5mに縄巻によって枝しおりに行うこと。
3. 使用する冬囲い材の品質については、監督職員の承諾を得ること。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行うこと。
2. 撤去した竹・縄巻等は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第36条 低木植栽工（低木 株物）

1. 監督職員の指示する樹木の植栽を対象として、運搬（小運搬を含む）、植栽の一連の作業を実施するものとする。
2. 樹高60cm未満の樹木を対象とする。
3. 植穴径、植穴深さ、植栽箇所については、監督職員の指示に従うものとする。
4. 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。

第37条 低木植栽工（中木）

1. 監督職員の指示する樹木の植栽を対象として、運搬（小運搬を含む）、植栽の一連の作業を実施するものとする。
2. 樹高60cm以上100cm未満の樹木を対象とする。
3. 植穴径、植穴深さ、植栽箇所については、監督職員の指示に従うものとする。
4. 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。

第38条 低木灌水工

1. 灌水は散水車1,800L級を使用するものとし、灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

第39条 マルチング

1. マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
2. 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては監督職員と協議の上、定めるものとする。

第40条 低木雑工（巡回作業・雑作業）

1. 低木雑工（軽作業員）については総括責任者の判断する作業（害虫の捕殺駆除

作業、低木地落葉除去等) を実施するものとする。

2. 低木雑工 (普通作業員) については総括責任者の判断する作業 (枯損木及び支障枝撤去、チップ敷均し、ササ伐根等) を実施するものとする。

第4章 高木管理

第41条 管理水準

1. 以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。

ランク	A	B	C
管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰	緑陰
管理水準 (剪定)	自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷など	カントリーガーデン 子供の谷など	溪流ゾーン、キャンプ場 など

第42条 高木施肥工

1. 固形肥料N:P:K=6:4:3を1本当たり300g、施用は人力による壺肥とする。
なお、縦穴深さ20cm、穴数5を標準とする。
2. 使用する肥料の品質については、監督職員の承諾を得ること。

第43条 高木支柱工（撤去）

1. 対象木や施工時期については監督職員の指示又は協議の上決定すること。
2. 撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第44条 高木支柱工（結束直し 二脚鳥居）

1. 対象木や施工時期については監督職員の指示又は協議の上決定すること。
2. 再結束の際に発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第45条 高木支柱工（設置 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛）

1. 対象木や施工時期については監督職員と協議すること。
2. 使用する支柱材の規格及び品質については監督職員の承諾を得ること。

第46条 高木支柱工（付替 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛）

1. 対象木や施工時期については監督職員と協議すること。
2. 使用する支柱材の規格及び品質については監督職員の承諾を得ること。
3. 付替えの際に発生した在来の支柱、杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第47条 高木冬囲工（枝しおり設置・撤去）

（設置）

1. 冬囲いの対象木、施工時期、規格については監督職員の指示に従うこと。
2. わら縄によって枝しおり行うこと。
3. 使用する冬囲い材の品質については、監督職員の承諾を得ること。

（撤去）

1. 設置されている冬囲いの撤去を行うこと。
2. 撤去したわら縄等は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第48条 高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに監督職員と協議し、対象木を決定すること。
2. チェーンソーにて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周29cm未満、29cm以上59cm未満、59cm以上89cm未満、89cm以上119cm未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第49条 高木病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4, 5, 9, 10, 11月〔9:00～17:00〕、6, 7, 8月〔9:00～18:00〕）には、散布を実施しないこと。

第50条 灌水

1. 葉面灌水
葉面上の粉塵等を洗い落とすよう樹冠の前後、左右、表裏、方向をかえて水を吹きつけるものとする。
2. 地表灌水
根元の周囲に根本直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、所定量の水を灌水するものとする。
3. 地中灌水
根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴から灌水を行う者とする。水は、所定量を数回に分けて灌水するものとする。

第51条 松こも巻き

1. 取付け、取りはずしにあたっては、時期を逸しないよう施工するものとする。
2. 取付け位置は、原則として、地際から1.5m程度の幹部とし、取付け位置より下部に枝がある場合は当該下枝にも取り付けるものとする。
3. 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取り付けるものとし、上部に取り付けることが害虫の駆除に不適当な場合には、結束点より下部の樹幹と支柱のそれぞれに取り付けるものとする。
4. 取付けは、こもを樹幹に巻きこみ、その上をわら縄で2ヶ所結束するものとする。結束は上方をやや緩く、下方を硬く結束するものとする。
5. 取りはずしは、害虫を落とさないよう注意深く行うものとする。取りはずした後、樹幹についている害虫を採取し、取りはずしたこもととも所定の箇所に集

め速やかに焼却するものとする。

第52条 防寒（霜よけ）

1. 対象樹木は、特殊樹木、竹類のうち寒さに弱い樹木とする。
2. 下地については、真竹（末口25mm以上）で心立てを行い、動かないようわら縄で2ヵ所以上樹冠に固定するものとする。心立ての本数は、葉張等樹木の形状により適宜増やすものとする。
3. 心立ての後、枝葉を幹に添わせ、わら縄で枝の巻き込みを行うものとする。
4. 2及び3の後、こもで外側から覆い、美観を考慮しつつ、下部から上部にわら縄で巻き上げるものとする。
5. 原則として取り付け時期は始霜日の直前とし、取りはずしは終霜日の直後とするものとする。なお、取り付け及び取りはずしの実施日については、監督職員と協議して定めるものとする。

第53条 高木雑工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工（普通作業員）については総括責任者の判断する作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業等）を実施するものとする。
2. 高木雑工（造園工）については監督職員の指示する高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等）を実施するものとする。

第54条 高木雑工（高所作業車）

1. 高所作業車（トラック架装、ブーム型、作業床高12m）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。
2. 高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。

第5章 林地管理

第55条 管理水準

1. 以下に示す管理水準を満たす林地管理を行うこと。

ランク	D
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準 (剪定)	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン周辺 溪流ゾーンなど

第56条 林地草刈工（肩掛式 集積・運搬あり）

1. 肩掛式草刈機により刈取ることとし、刈跡はきれいに清掃するものとする。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。
4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにかからんでいる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈込む時は、刈込の範囲や留意事項などについて監督職員の指示に従うこと。
7. 監督職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。
8. 刈取った茎葉は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
9. 自生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
10. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
11. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

第57条 林地草刈工（肩掛式 集積・運搬なし）

1. 肩掛式草刈機により刈り取ること。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。
4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにかからんでいる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈込む時は、刈込の範囲や留意事項などについて監督職員の指示に従うこと。
7. 監督職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。
8. 刈り取った茎葉はそのままとする。
9. 自生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
10. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配

慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

11. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

第58条 林地草刈工（肩掛式 集積・運搬なし 囲障箇所）

1. 肩掛式草刈機により刈り取ること。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 樹木、株物、柵、囲障等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈り込むものとする。
4. 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げ、それにかからんでいる性の雑草もきれいに除去するものとする。
5. 監督職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈り取らぬように注意して施工するものとする。
6. 刈り取った茎葉はそのままとする。
7. 自生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
8. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
9. 刈取り範囲（刈取り幅等）を施工前に監督職員と協議すること。

第59条 林地草刈工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 希少種箇所）

1. 人力作業により抜根すること。
2. 抜き取った雑草は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 希少種について作業従事者全員で事前に確認作業を行うこと。
4. 施工前には必ず、施工箇所等を監督職員に報告すること。

第60条 林地高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに監督職員と協議し、対象木を決定すること。
2. チェーンソーにて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周29cm未満、29cm以上59cm未満、59cm以上89cm未満、89cm以上119cm未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第61条 林地伐採工（間伐）

1. 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、生育不良木等の伐採対象木については監督職員と協議の上決定すること。
2. チェーンソーにて間伐を行い、間伐前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。
3. 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除すること。
4. 間伐した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断したあと所定の方法により処理し、跡地は清掃するものとする。
5. 間伐した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第62条 生態管理巡回工（普通作業員 巡回管理・雑作業）

1. 監督職員の指示する作業（手刈り作業、エゾサンショウウオ産卵地の堆積物除去等）を実施するものとする。
2. 植物生育状況測定表、動植物観察等記録表を作成するものとする。

第63条 林地雑工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工（普通作業員）については総括責任者の判断する作業（支障枝撤去、小規模伐開等）を実施するものとする。
2. 高木雑工（造園工）については監督職員の指示する高度な造園知識・技術を必要とする作業（高所での枝打ち等）を実施するものとする。

第64条 林地雑工（高所作業車）

1. 高所作業車（トラック架装、ブーム型、作業床高12m）を使用し、高所枝打ち作業等の補助をするものとする。
2. 高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。

第6章 花壇管理

第65条 管理水準

1. 国が指定する花壇（事業者が創意工夫できる花壇）において花見頃の期間数が18週以上となるように花壇管理を行うこと。
花見頃期間とは、国がする12箇所の花壇のうち4箇所以上の花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

第66条 花壇植栽工（植栽 $N/m^2 < 16$ 株 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植栽数量及び植栽場所、植栽密度等については監督職員と協議の上、決定すること。
4. 監督職員の指示がある場合には植付け前に土壌改良材を施し、攪拌する地ごしらえを行うこと。
5. 花苗、土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
6. 植付けの均一性等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第67条 花壇植栽工（植栽 $16 \leq N/m^2 < 25$ 株 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植栽数量及び植栽場所、植栽密度等については監督職員と協議の上、決定すること。
4. 監督職員の指示がある場合には植付け前に土壌改良材を施し、攪拌する地ごしらえを行うこと。
5. 花苗、土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
6. 植付けの均一性等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第68条 花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去なし）

1. 植栽数量及び植栽場所、植栽密度等については監督職員と協議の上、決定すること。
2. 監督職員の指示がある場合には植付け前に土壌改良材を施し、攪拌する地ごしらえを行うこと。
3. 花苗、土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
4. 配植等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第69条 花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植栽数量及び植栽場所、植栽密度等については監督職員と協議の上、決定すること。
4. 監督職員の指示がある場合には植付け前に土壌改良材を施し、攪拌する地ごしらえを行うこと。

5. 花苗、土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
6. 配植等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第70条 花壇植栽工（球根植栽 前花処理あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植栽数量及び植栽場所、植栽密度等については監督職員と協議の上、決定すること。
4. 植付け前には耕耘等地ごしらえを行うこと。
5. 球根、土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
6. 植付けの均一性等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第71条 花壇病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び1m²当たりの散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4, 5, 9, 10, 11月〔9:00～17:00〕、6, 7, 8月〔9:00～18:00〕）には、散布を実施しないこと。

第72条 花壇雑工（巡回作業・雑作業）

1. 花壇雑工（軽作業員）については総括責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引等）を実施するものとする。
2. 花壇雑工（普通作業員）については総括責任者の判断する作業（プランター設置・撤去・移動等）を実施するものとする。

第7章 花畑管理

第73条 管理水準

1. 国が指定する花壇（事業者が創意工夫できる花壇）において花見頃の期間数が18週以上となるように花畑管理を行うこと。
花見頃期間とは、国がする12箇所の花壇のうち4箇所以上の花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

第74条 花畑耕耘工（耕耘工）

1. トラクター1t級により、深さ30cmを標準に、むらのないよう耕耘作業を行うこと。耕耘深さの均一性等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。
2. 耕耘回数は一作業あたり1回を標準とし、対象となる箇所の土質が膨軟な状態になるまで行うものとする。
3. 耕耘の際に発生した草の根や石、ゴミ等の障害物については、監督職員の確認後その指示に従うこと。

第75条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

1. 監督職員の指示する土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布すること。
2. 土壌改良材等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。

第76条 花畑耕耘工（機械畝立て）

1. トラクター1t級にて畝立てを行うこと。畝幅・高さ等については監督職員と協議の上決定すること。
2. 畝の幅及び高さの均一性等についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合にはこれに従うこと。

第77条 花畑播種工（播種、ばら撒き）

1. 人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土すること。深さ・播種間隔等については監督職員と協議の上決定すること。
2. その他、播種時期等に関しては別途監督職員の指示による。
3. 種子等の使用材料は監督職員に承諾を得るものとする。
4. 施工後には十分な灌水及び養生を行うこと。

第78条 花畑除草工（人力除草 密）

1. 人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第79条 花畑刈払工

1. 肩掛式草刈機により、地際から刈り取ること。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈り込みについては監督職員と協議の上決定すること。
2. 刈取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第80条 花畑病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やか

に監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。

3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び1m²当たりの散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4，5，9，10，11月〔9：00～17：00〕、6，7，8月〔9：00～18：00〕）には、散布を実施しないこと。

第81条 花畑散水工

1. 灌水は散水車1,800L級により行うものとし、灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

第82条 花畑雑工（巡回作業・雑作業）

1. 花畑雑工（軽作業員）については総括責任者の判断する作業（花がら摘み、支柱設置・撤去、播種前の位置だし、間引き等）を実施するものとする。
2. 花畑雑工（普通作業員）については総括責任者の判断する作業（スプリンクラー設置・撤去、耕耘、不織布設置・撤去等）を実施するものとする。

第8章 草花管理

第83条 管理水準

1. 国が指定する花壇（事業者が創意工夫できる花壇）において花見頃の期間数が18週以上となるように草花管理を行うこと。
花見頃期間とは、国がする12箇所の花壇のうち4箇所以上の花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

第84条 草花施肥工（人力施肥）

1. 普通化成肥料N:P:K=8:8:8を1m²あたり50g、施用は人力による地表散布とする。
2. 粒状固形肥料N:P:K=6:4:3を1m²あたり30g、施用は人力による地表散布とする。
3. 油かす骨粉入N:P:K=5:5:5を1m²あたり30g、施用は人力による地表散布とする。
4. 使用する肥料の品質については監督職員に承諾を得るものとする。
5. 均一性についての試験施工の指示が監督職員よりあった場合はこれに従うこと。

第85条 草花除草工（人力除草、中間）

1. 人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第86条 草花刈払工（人力）

1. 対象となる株の葉部のみ刈取るものとし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期については監督職員と協議の上決定すること。
2. 刈取った草花は別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第87条 草花病虫害防除工

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに監督職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び1m²当たりの散布量を監督職員と協議のうえ、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
5. 開園時間内（4, 5, 9, 10, 11月〔9:00~17:00〕、6, 7, 8月〔9:00~18:00〕）には、散布を実施しないこと。

第88条 草花雑工（巡回作業・雑作業）

1. 草花雑工（軽作業員）については総括責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。
2. 草花巡回工（普通作業員）については総括責任者の判断により、通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。

第9章 地被管理

第89条 刈込み

1. 植込地内にある石・空き缶等の障害物は、あらかじめ除去するものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈り込むものとする。
3. リュウノヒゲ、ササ類等の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むものとする。
4. 植込地内に入って作業をする場合は、踏込部分のリュウノヒゲ、ササ類等を損傷しないよう注意するものとする。
5. 縁切り（芝生カット）
 - 1) 植込地廻り（寄植地廻り）

低木地等寄植地に芝生のほふく茎が侵入しないよう、低木地等寄植地の垂直投影線から10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除するものとする。
 - 2) 園路沿
園路に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路から5～10cm幅程度をせん除するものとする。
 - 3) 樹木廻り
樹木の根元廻りの芝生をせん除するものとする。
 - 4) 刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡は、きれいに清掃するものとし、別途図面に明示している箇所に運搬・堆積するものとする。

第10章 特殊管理

第90条 チップづくり

1. チップづくりは植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等のチップの品質基準や使用目的、使用機械については、監督職員の指示によるものとする。
2. 実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性について監督職員の承諾を得るものとする。

第91条 堆肥づくり

1. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切返し方法、使用機械については、総括責任者の判断によるものとする。
2. 完成堆肥の品質については監督職員の承諾を得るものとする。

第92条 リサイクル

1. 刈取り草の一部（芝）はリサイクルするものとし、集積・運搬するものとする。
2. リサイクル場所は滝口の資材置き場とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分するものとする。

国営滝野すずらん丘陵公園

収 益 施 設

運 営 要 領

(案)

北海道開発局 札幌開発建設部

－ 目 次 －

第1編 運営要領	1
第1章 運営対象収益施設概要	1
第2章 管理期間	4
第3章 運営日時	4
第4章 利用料金	5
第5章 収益施設の改修等	9
第6章 運営経費及び諸修繕等について	9
第7章 光熱水費	9
第8章 収益施設の使用料	10
第9章 手続きについて	11
第10章 都市公園法第5条の申請条件	11
第11章 収益施設運営提出様式の記入方法及び記載上の留意事項	12
第12章 提出先	13
第13章 問合わせ先	13
第2編 仕様書	14
第1章 総則	14
第2章 飲食施設及び物販施設運営	18
第3章 釣堀施設運営	24
第4章 駐車場施設運営	26
第5章 園内移動用施設（リフト）運営	31
第6章 サイクリング施設運営	34
第7章 オートキャンプ場運営	37
第8章 園内シャトルバス運営	43
第9章 参考資料	45

第1編 運営要領

「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、下記の事項を確認の上、収益施設運営提案書を提出しなければならない。

また、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の事業者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い許可を得なければならない。

各収益施設については、維持管理事業者に過度の負担を生じさせないとの観点や、公園施設としての適正な機能発揮の観点から、必須施設（利用者サービスを確保するため、公園の開園日時に常時営業する施設）と裁量施設（多様な利用者サービスを提供するため、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設）に区分する。

また冬季開園期間においては、排除雪作業など適切な管理を行う。

供用区域は、平成22年6月頃（予定）の滝野の森ゾーン（西エリア）供用以降は、395.7haとなる。

第1章 運営対象収益施設概要

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン (カントリーハウス) 【必須施設】	飲食店・売店 363.17m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 1,562.21m ²
	自動販売機置場 2.86m ²	
	用具貸出室庫 221.54m ²	
	プロパン庫 5.46m ²	
用具貸出所 (カントリーハウス) 【必須施設】	用具貸出室 87.69m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 1,562.21m ²
	用具貸出品倉庫 133.85m ²	
中央管理所売店 【裁量施設】	売店 18.18m ²	管理所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 506.43m ²
	自動販売機置場 4.02m ²	
子供の谷休憩所売店 【必須施設】	自動販売機置場 13.86m ²	休憩所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 398.84m ²
	厨房、売店、食品庫、休憩室 192.20m ² 厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 369.51m ²
レストラン（溪流園） 【裁量施設】	レストラン（売店を含む） 304.13m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 304.13m ²
	プロパン庫 5.61m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 5.61m ²
	屋外ピット 32.40m ²	(鉄骨造) 建築面積： 32.40m ²
	バーベキュー園 2,177.89m ²	管理面積： 2,177.89m ²

釣堀 (フィッシング・釣り) 【裁量施設】	釣堀 1,700.83m ²	管理面積： 1,700.83m ²
	四阿、管理所等 581.14m ²	管理面積： 581.14m ²
鱒見口売店 【裁量施設】	売店 60.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²
溪流口売店 (ロッジゆきざさ) 【必須施設】	スキー貸出室、物置 42.24m ²	(木造一部鉄筋コンクリート造) 延床面積： 315.36m ²
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m ² テラス (自動販売機置場含む) 42.33m ²	
東口情報センター レストハウス棟売店 【裁量施設】	売店 81.33m ² 自動販売機置場 3.57m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 185.47m ²
駐車場	中央口駐車場 (案内看板等) 【必須施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 28,654m ²
	鱒見口駐車場 (案内看板等) 料金徴収ブース 【裁量施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,253m ² 建築面積： 4.52m ²
	溪流口駐車場 (案内看板等) 料金徴収ブース 【必須施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,029m ² 建築面積： 11.27m ²
	東口駐車場 (案内看板等) 【必須施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 19,248m ²
	南口駐車場 (案内看板等) 【必須施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 10,447m ²
	滝野の森口駐車場 (案内看板等) 料金徴収ブース 【必須施設】	(アスファルト舗装等) 管理面積： 1,838m ² 建築面積： 6.76m ²
園内移動用施設 【裁量施設】	リフト 256.45m 機器保管倉庫 77.4m ²	搬器 48台
サイクリング施設 【裁量施設】	自動販売機置場 187.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²
園内シャトルバス 【裁量施設】	東口～滝野の森口 (予定) 3.5km	1台 7便程度/日

オートリゾート滝野【裁量施設】		
名称	数量	備考
キャンピングカーサイト	23サイト	AC電源、炊事施設、TVアンテナ付、 管理面積 10,706㎡ (除 便所棟、残り火入れ、自販機置場)
スタンダードカーサイト	40サイト	AC電源付、管理面積4,990㎡ (除 炊事棟、便所棟)
キャビンサイトA	14サイト	サイトA (木造中2階、AC電源付) 延床面積415.80㎡、 管理面積2,037㎡ (除サイト、炊事棟、残り火入れ)
キャビンサイトB	5サイト	サイトB (木造平屋建) 延床面積114.75㎡ 管理面積552㎡ (除 サイト)
キャビンサイトS	6サイト	サイトS (木造平屋建) 延床面積328.32㎡ 管理面積3,590㎡ (除 サイト)
フリーテントサイト		管理面積5,116㎡ (除 サニタリーハウス)
センターハウス	1棟	(木造2階建) 延床面積984.94㎡ 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、 宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、 ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、 多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク (木造平屋建) 延床面積15.12㎡ 離れ倉庫 (木造平屋建) 延床面積18.23㎡ (仮設物置含む)
管理用駐車場	1カ所	管理面積441㎡ (15台)
駐車場	21カ所	管理面積1,417㎡ (フリーテントサイト用62台)
サニタリーハウス	1棟	(木造平屋建) 延床面積155.52㎡ 炊事施設、トイレ
車庫棟	1カ所	(木造平屋建) 延床面積46.08㎡
炊事棟	7棟	(木造平屋建) 延床面積98.01㎡ (スタンダードカーサイト5棟、キャビンAサイト2棟)
便所棟	2棟	(木造平屋建) 延床面積79.38㎡ (キャンピングカーサイト1棟、スタンダードカーサイト1棟)
ゲートシステム	1カ所	カーゲート、アームキャッチャー、テンキーボックス、カメラ 2台
園内監視システム	1式	監視カメラ4台、屋外制御盤 4面、モニターテレビ 1台
放送設備	1式	スピーカー 16台
園路誘導灯	49カ所	
ゴミステーション	2カ所	(木造平屋建) 管理面積29㎡ (入口付近1カ所、キャビンBサイト1カ所)
残り火入れ	4カ所	
自動販売機置場	3カ所	管理面積8㎡
ダンプステーション	1カ所	(木造平屋建) 延床面積1.89㎡ (汚水ポンプ棟内)

第2章 管理期間

平成22年4月1日～平成25年3月31日までとする。

第3章 運営日時

収益施設の運営は、原則として下記の公園の開園日時に合わせるものとする。

なお、裁量施設についてはそれぞれの運営内容に応じて個別に設定するが、北海道開発局札幌開発建設部との協議の上、変更することが出来る。

区分	期間	開園時間
開園	4月20日～ 5月31日 (4/19が日曜日の場合は4/19開園)	9:00～17:00
	6月 1日～ 8月31日	9:00～18:00
	9月 1日～ 11月10日	9:00～17:00
	12月23日～ 3月31日 (12/22が日曜日の場合は12/22開園)	9:00～16:00
休園	11月11日～12月22日 及び 4月1日～4月19日	

※ 開園期間であっても定期点検等の実施により休園が必要な場合には事業者が北海道開発局札幌開発建設部に協議し、同意を得て休園とする。

第4章 利用料金

利用料金は、下記の額を超えない範囲で別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては北海道開発局札幌開発建設部との協議の上、下記の額を超えて運営することが出来る。

なお、利用料金の記載のないものは北海道開発局札幌開発建設部との協議の上、定めることが出来る。

飲食、物販等の料金は、市場価格並とする。

(1) 用具貸出所（カントリーハウス）

利用区分		利用料金（消費税込・単位：円）	
		大人	小人（中学生以下）
ゲレンデスキーセット	1日券	2,500円	1,500円
クロスカントリースキーセット	1日券	520円	310円
マウンテンバイク	2時間券	1,000円	600円
	上記超過1時間毎に	500円	300円

(2) 釣堀

利用者1人毎 (販売品目 ニジマス等)	1時間につき (10匹目まで無料9)	1,800円
	上記超過30分毎に	700円
	11匹目より10g単位	30円

(3) 駐車場施設

種類	利用料金	備考
一般券	大型車 一台につき 1,220円	車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車 上記以外の自動車。ただし、年間パスポートを提示した者は300円とする。 自動二輪車及び原動機付自転車。ただし、年間パスポートを提示した者は120円とする。 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を掲示された方は1台のみ。大型バスの場合には2人以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。
	普通車 一台につき 400円	
	二輪車 一台につき 150円	
	身障者等 無料	
回数券	大型車 6枚綴り 6,100円	
	普通車 6枚綴り 2,000円	
	二輪車 6枚綴り 750円	

(3) 園内移動用施設 (リフト)

利用区分	一般		団体 (20人以上)	
	大人	小人 (中学生以下)	大人	小人 (中学生以下)
1 回 券	150円	100円	—	—
回数券 (11回)	1,500円	1,000円	—	—
4 時 間 券	1,000円	600円	700円	400円
1 日 券	1,500円	1,000円	1,000円	700円
学 校 利 用 券	—	—	350円	350円

(4) サイクリング施設

区 分	利用料金 (2時間につき)	超過料金 (超過30分毎に)
大人 (15歳以上)	250円	70円
小人 (6歳以上15歳未満)	100円	30円

(5) 園内シャトルバス

区 分	利用料金 (一日につき)
大人	200円
小人 (中学生以下)	100円

(6) キャンプ料金

① 宿泊料金

宿泊料金は、以下のとおりとし、施設使用料とサイト使用料の合計額とする。			
施設使用料 (駐車料は無料)	区分	個人料金	団体料金(幼児を除く大人、小人20名以上)
	大人 (15歳以上)	800円 (うち入園料400円)	560円 (うち入園料280円)
	小人 (6歳以上15歳未満)	160円 (うち入園料80円)	140円 (うち入園料50円)

サ イ ト 使 用 料	該当日	ゴールデンウィーク・夏休み・土曜日及び土曜日を 含む連休の最終日を除く日の宿泊	左記以外の宿泊
	キャビンA	9,000円	4,500円
	キャビンB	8,000円	4,000円
	キャビンS	15,000円	7,500円
	キャンピングカーサイト	5,000円	2,500円
	スタンダードカーサイト	4,000円	2,000円
	フリーテントサイト (車)	1,500円	750円
	フリーテントサイト (二輪)	500円	250円

② デイキャンプ料金

デイキャンプ料金は、施設使用料とサイト使用料の合計額とする。			
施設利用料	区分	個人料金	団体料金(幼児を除く 大人、小人20名以上)
(駐車料は無 料)	大人(15歳以上)	800円 (うち入園料400円)	560円 (うち入園料280円)
	小人(6歳以上15歳未満)	160円 (うち入園料80円)	140円 (うち入園料70円)

サ イ ト 使 用 料	該当日	ゴールデンウィーク・夏休み・土曜日 ・日曜日・祝日	左記以外の平日
		キャビンA	4,500円
	キャビンB	4,000円	2,000円
	キャビンS	7,500円	3,750円
	キャンピングカーサイト	2,500円	1,250円
	スタンダードカーサイト	2,000円	1,000円
	フリーテントサイト(車)	0円	0円
	フリーテントサイト(二輪)	0円	0円

③ その他

センターハウス内売店におけるキャンプ用品の貸出、飲食物・みやげ物等の販売、園地及びセンターハウス内では自動販売機による飲料等の販売を行うものとし、その料金は市場価格並みとする。

第5章 収益施設の改修等

北海道開発局札幌開発建設部が行う大規模な躯体、構造等の修繕を除き、原則、収益施設の改修等は事業者の負担とする。

設備設置などの建物に影響を与える恐れがある（例：建物に留め付けが必要なもの、電気を使用するものなど）設置工事等は北海道開発局札幌開発建設部と協議し、承認を得る必要がある。変更の際も同様である。

北海道開発局札幌開発建設部が施工する内装及び設備以外の厨房器具、什器及び店内改装費等、運営に必要と思われる投資は事業者の負担とする。投資を行う際は北海道開発局札幌開発建設部と協議し、承認を得るものとする。

第6章 運営経費及び諸修繕等について

通常の飲食施設及び物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる費用、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に係る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕等）及び各種保険料は、事業者の負担とする。

収益施設の運営に起因しない公園施設の大規模修繕等を行う場合は、北海道開発局札幌開発建設部の負担とする。

第7章 光熱水費

(1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で北海道開発局札幌開発建設部がアロケーションを行い負担するものとする。

(2) 従量料金

水道及びガス料金については、各フロアに設置している子メーター計量により負担するものとする。電気料金については、サービス拠点施設全体に対する収益施設面積分によるアロケーションで負担するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

第8章 収益施設の使用料

収益施設の運営期間は3年間とする。ただし、使用料については年度毎に1年間分を北海道開発局札幌開発建設部に納入しなければならない。

北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

収益施設の名称	使用料(1年分)
レストラン (カントリーハウス) 【必須施設】	円 1,944,900
用具貸出所 (カントリーハウス) 【必須施設】	円 1,175,400
中央管理所売店 【裁量施設】	円 178,000
子供の谷休憩所売店 【必須施設】	円 1,497,000
レストラン (溪流園) 【裁量施設】	円 770,000
釣堀 (フィッシング・タキノ) 【裁量施設】	円 320,000
鱒見口売店 【裁量施設】	円 36,000
溪流口売店 (ロッジゆきざさ) 【必須施設】	円 300,000
東口情報センターレストハウス棟売店 【裁量施設】	円 614,000
駐車場 【必須施設】 及び 【裁量施設】	円 10,139,000
園内移動施設 (リフト) 【裁量施設】	円 364,000
サイクリング施設 【裁量施設】	円 150,000
オートキャンプ場 【裁量施設】	円 6,223,000
計	円 23,711,300

第9章 手続きについて

事業者は、北海道開発局に都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可申請を行うものとする。基本的には提案内容に基づき申請を行うが、本要領に記載されている条件によるものとする。

第10章 都市公園法第5条の申請条件

施設の施工	①内装については事業者が施工する。 ②什器等（初期投資）は開店までに事業者が準備するものとする。 ③事業者が施工した固定資産（償却資産）は、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。 ④管理の許可が消滅した場合には、事業者の費用と責任において施設に付加したものを撤去し、施設を原状に復して北海道開発局札幌開発建設部に渡すものとする。
許 認 可	①事業者は飲食店営業の許認可等各種法令で定められた許可の取得や届出の内、自己の責任によるものについては所定の期日までに行うものとする。 ②事業者はキャンプ場営業のための旅館業法で定められた許可の取得や届出を所定の期日までに行うものとする。 ③園内移動施設（リフト）の運営に必要な鉄道事業法に基づく索道事業譲渡譲受認可申請書、安全管理規程の作成、索道技術管理者及び索道技術管理員を所定の期日までに選任するとともに、北海道運輸局に届出を行わなければならない。 ④各種保険等については自己の負担において加入するものとする。
共用部分の 利用	①施設周囲に工作物を設ける、商品を陳列する等の行為は、北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ許可を得て行うものとする。 ②施設の周囲に倉庫、荷解き場等の増改築は原則できないものとする。

第 11 章 収益施設運営提出様式の記入方法及び記載上の留意事項

(1) 記入方法

「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加しようとする者は、別紙様式 1-9-1～1-9-4 により収益施設運営提案書を提出しなければならない。

また、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の事業者は、収益施設について業務開始の 4 月 1 日までに都市公園法第 5 条の申請を行い、許可を得なければならない。なお、申請には別紙様式 1-9-5～1-9-8 を添付しなければならない。

各様式には、必要に応じて図面・写真等参考資料を添付できる。様式 1-9-3 は A 4 両面 3 枚までとし、他の添付資料は認めない。文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

(2) 記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
収益施設運営実績	応募資格の経験要件に示したレストラン、売店及び駐車場について記載する。 記載様式は様式1-9-2とする。
収益施設運営計画	収益施設全体の運営計画について、これらの施設が国営公園内に設置される公園施設であることを踏まえ、その全体の運営計画について、運営時間、料金設定、サービス等について基本的な考え方及び取り組み方策について記載する。 この内容は、運営維持管理業務における加点項目審査10) 収益施設の運営に関する提案の評価対象とする。 記載様式は様式1-9-3とする。
過去3年以内の保健所からの指摘事項及び改善措置状況	自社又は他社のレストラン、売店において、自社又は運営させた他社が過去3年の保健所から以内に保健所から受けた指摘事項及び改善措置状況を記載すること。 なお、共同体の場合は、収益施設運営業務の業務責任者が属する企業について記載すること。 記載様式は様式1-9-4とする。
出店状況	事業者が運営している、運営対象収益施設の代表例について記載する。 記載様式は様式1-9-6とし、施設毎に作成するものとする。
収益施設毎の運営計画	収益施設の内、レストラン及び売店については予定される主なメニューの内容と価格等を任意の書式で添付すること。 また、その他の収益施設についても、運営時間、料金設定、サービス等について、具体的に施設毎の運営計画を作成するものとする。 この内容は、運営維持管理業務における加点項目審査10) 収益施設の運営に関する提案の評価対象とする。 記載様式は様式1-9-7とする。
初期投資及び人員配置計画	初期投資をする場合はその計画と予定される閑散期、通常期及び繁忙期における従業員数を記載すること。 記載様式は様式1-9-8とする。

第12章 提出先

(1) 入札参加時

入札参加者は、提出様式1-9-1～1-9-4提出しなければならない。
なお、書類の提出時までには様式が提出場所に到達しなかった場合は選定されない。

提出先

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局 札幌開発建設部 契約課 契約専門官
電 話 011-611-0111(内線 2243)
F A X 01-641-5214

(2) 申請時

運営維持管理業務特定後、事業者は、提出様式1-9-5～1-9-8を提出しなければならない。
なお、2月下旬までに様式が提出場所に到達しなかった場合は選定されない。

提出先

〒005-0862 北海道札幌市南区滝野247番地
国営滝野すずらん丘陵公園事務所 庶務課
電 話 011-594-2100 (代)
F A X 011-594-2120

提出部数	正本1部を提出するものとする。
提出締切	入札実施手続に必要な申請書類と併せて提出する。
その他	提出書類は一切返却しないものとする。 申し込みのために要する費用は、申込者の負担とする。

第13章 問合わせ先

宛 先	〒005-0862 北海道札幌市南区滝野247番地 国営滝野すずらん丘陵公園事務所 庶務課
電 話	011-594-2100 (代)
F A X	011-594-2120

第2編 仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の収益施設運営業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 作業員の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けること。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに北海道開発局札幌開発建設部に報告しその指示に従うものとする。
3. 車両の運転については、公園利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
4. 安全管理には十分注意し運営すること。
5. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
6. 全ての作業員について、総括責任者の指定する名札を作成し着用すること。
7. 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
8. 事業者は、北海道開発局に都市公園法第5条第1項に基づく収益施設の管理許可申請を行うものとする。基本的には提案内容に基づき申請を行うが、本個別仕様書に記載されている条件によるものとする。
9. 使用料は、第1編第8章に示す通りとするが、北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。
10. 使用許可された運営内容については、第三者への譲渡または請負は禁止する。また、施設を第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
11. 備品類の一部は事業者へ貸与するが、備品類の修理等は、事業者が行うこととする。
12. 別添3「滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、レストラン等の運営にあたること。

第3条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(責任分担表)

項 目	内 容	北海道	事業者
		開発局 札幌開 発建設 部	
収益施設の管理	収益施設の管理		○
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本要領（案）に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために補修が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く補修にかかる費用（上記を除く。）。		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	
利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な施設管理による利用者の怪我等）		○
	別紙－9「運営維持管理 仕様書（案）」39条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

第4条 施設等の維持管理

1. 事業者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは事業者が行うものとする。

- ① 施設に係る光熱水費
- ② 施設に係る清掃及び塵芥処理

- ③ 施設の点検
 - ④ その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等
- (2) 瑕疵

事業者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したときは、直ちに北海道開発局札幌開発建設部に届け出るものとし、それが、瑕疵に起因する場合の補修は、事業者において対処するものとする。

第5条 運営計画書等の提出

1. 事業者は、次の各号に掲げる事項について、北海道開発局札幌開発建設部に報告するものとする。
 - ① 管理運営計画書（工程表、体制含む） — 契約日より7日以内に提出
 - ② 作業月報 ————— 翌月の5日迄に提出
 - ③ 業務打合簿 ————— 打合せ毎に終了後すみやかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 点検後すみやかに提出
 - ⑤ 管理運営報告書（月毎の利用者数等） 業務完了時
 - ⑥ その他北海道開発局札幌開発建設部が指示する書類 ——— 適宜
2. 事業者は、定期的にアンケートを実施すること。アンケート結果に基づき、運営の改善に努めることとし、その結果を北海道開発局札幌開発建設部へ報告すること。

第6条 事故等の対策

1. 業務責任者は、利用者の安全を確保するため、公園施設及び販売品の衛生管理規則等を定めて十分な安全指導を行い事故防止に努めること。

第7条 消防計画・危険物予防規定

1. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するほか、北海道開発局札幌開発建設部が別途定める消防計画・危険物予防規定を遵守する。
2. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、北海道開発局札幌開発建設部に報告（別添—19「防火管理自主検査チェック表」参照）するものとする。

第8条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。但し、北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、公園利用者に利便性を図るために管理運営計画を維持することとする。

第9条 業務の解除

1. 事業者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときには、北海道開発局札幌開発建設部は事業者の指定を取り消すことができる。

2. 事業者の財務状況が著しく悪化し、収益施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、北海道開発局札幌開発建設部は事業者との契約を解除することができる。
3. 上記1または2により事業者の指定を取り消された場合には、事業者は北海道開発局札幌開発建設部に生じた損害を賠償しなければならない。

第10条 その他留意事項

1. 施設周囲に工作物を設けたり、商品を陳列する等の行為は、北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ許可を得て行うものとする。
2. 施設の周囲に倉庫、荷解き場等の増改築はできないものとする。
3. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて協議することとする。

第2章 飲食施設及び物販施設運営

第11条 飲食施設及び物販施設の概要

1. 今回の運営対象場所は次のとおりとする。

必須施設は、

- ① レストラン（カントリーハウス）
- ② 用具貸出所（カントリーハウス）
- ③ 溪流口売店（ロジューキざさ）
- ④ 子供の谷休憩所売店

裁量施設は、

- ① レストラン（溪流園）
- ② 鱒見口売店
- ③ 中央管理所売店
- ④ 東口情報センターレストハウス棟売店 とする。

「必須施設」は、公園利用者サービスを確保するため、公園の開園日時に合わせて運営する施設とする。

「裁量施設」は、多様な公園利用者サービスを提供するため、公園の開園日時内で運営日時等を設定できる施設とする。

第12条 運営日時、利用料金等

1. 必須施設は、公園の開園日時で施設を運営することとし、最低限の日時として以下を想定している。

平成22年4月1日から運営開始することとするが、運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。

(参考) (必須施設)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
レストラン (カントリーハウス)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00
用具貸出所 (カントリーハウス)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00
溪流口売店	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00
子供の谷 休憩所売店	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00

2. 裁量施設については、北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ、事業者の裁量で運営することができる。参考として、過年度までの運営日時等を明示する。運営日時等については、事前に北海道開発局札幌開発建設部へ届出し、協議するものとする。協議が整わない場合は、北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うこと。

(参考) (裁量施設)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
レストラン (溪流園)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—
鱒見口売店	期間中の土日祝 9:00～ 17:00	期間中の土日祝 9:00～ 18:00	期間中の土日祝 9:00～ 17:00	—
中央口管理所 売店	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	期間中の土日 祝及び冬休み 9:00～ 16:00
東口情報センター レストラン棟売店	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00

注) 食事メニューについては、10:30～閉園30分前までとする。

3. 公園利用者へ提供する食べ物、飲料、物販品目及び価格は提案された内容とするが、販売価格は市場価格並みとすること。過年度までの実績は、下記のとおりである。

(参考) (必須施設)

施設名	販売品目
レストラン (カントリーハウス)	飲食 (和定食・洋風セット・中華セット・カレー・オムライス・ピラフ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・唐揚げ・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・アイスクリーム等) 物販 (つまみ・スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Tシャツ・花鉢・リース等)
溪流口売店	飲食 (カレー、うどん、そば、アメリカンドック、フランクフルト、牛丼、かき氷、ソフトクリーム、鶏唐揚げ、ポテト、揚げいも、おでん、たこ焼き、お菓子、塩、コショウ、缶ビール、ワンカップ、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ) 物販 (タバコ、玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ)
子供の谷休憩所売店	飲食 (ごはん類、パスタ類、クレープ類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類) 物販 (お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、インスタントカメラ、紙おむつ、衛生用品、カットパン、ホッカロン)

必須品目

施設名	販売品目
用具貸出所 (カントリーハウス)	レンタル (スキー・歩くスキー)

(参考) (裁量施設)

施設名	販売品目
レストラン (溪流園)	飲食 (ジンギスカン、サガリ、ホルモン、カルビ、タン、冷メン、生ビール、ジュース、缶ビール) 物販 (タバコ)
鱒見口売店	飲食 (チャーハン、たこ焼き、アメリカンドック、フランクフルト、唐揚げ、焼きそば、アイスクリーム、フライドポテト、菓子、缶ビール) 物販 (カメラ、フィルム、タバコ)
中央口管理所売店	飲食 (チャーハン、たこ焼き、ホットドック、焼おにぎり、フライドポテト、缶ビール、アイスクリーム、缶コーヒー、お茶、菓子) 物販 (玩具類・オリジナルリース・タバコ)
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食 (菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー) 物販 (使い捨てカメラ、フィルム、ドライフラワー等)

裁量品目

施設名	販売品目
用具貸出所 (カントリーハウス)	レンタル (マウンテンバイク)

4. 自動販売機については缶又はペットボトル又は紙パック、ヌードル、たばこ、紙コップの飲料品 (乳飲料を含む) とする。
5. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
6. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
7. 自動販売機では、AED (自動体外式除細動器) の機種も設置する。ただし、AED 搭載の自動販売機を用意できない場合は、AED のレンタル (維持管理を含む) も設置できることとする。
8. AED は普及モデル (大人用の電極パッド・バッテリーつき) とし、その仕様については次のとおりとする。
 - ・一般市民の使用可能なAED として薬事法上認められていること。
 - ・治療方針の決定のため、経過時間と除細動回数が表示できること。
 - ・不足の事態に対応可能なように、除細動パッド (電極) の取替えが簡便であること。
 - ・除細動回数・心肺蘇生法施行時間が厚生労働省のガイドライン変更時に遅滞なく無償で変更が可能であること。あるいは無償で交換できるものであること。
 - ・24時間電話でのサポートが可能であること。

第13条 基本事項

1. 事業者は飲食店運営の許認可等各種法令で定められた許可の取得や届出の内、自己の責任によるものについては所定の期日までに行うものとする。また、自己の負担において各種保険等に加入するものとする。

第14条 費用の負担

1. 自動販売機の購入、設置、更新、撤去並びに保守・故障対応等に要する経費、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する経費は、事業者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、事業者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、設置業者の負担とする。
4. 自動販売機の設置に伴う光熱水費等日常の管理経費は、設置業者の負担とする。
5. AED 搭載自動販売機について、AED の使用後の消耗品交換費用・消耗品等の定期交換費用は、設置業者の負担とする。

第15条 レストラン等の衛生管理等

1. 衛生管理及び安全管理は、事業者において全責任を負うものとする。
2. レストラン及び売店等は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき衛生管理及び安全管理等を行うこと。
4. 法令点検等の結果については、遅滞なく北海道開発局札幌開発建設部に報告すること。

第16条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、事業者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。
5. AED 搭載自動販売機については、AED についても同様に、盗難、破損、故障時における無料交換など、事業者の責任において維持管理を行うこと。

第17条 その他留意事項

1. 事業者は、未成年者の飲酒の防止に資する種々の施策を実施すること。
2. 事業者は、車両等を運転する恐れがあるものに対して酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならない。
3. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、事業者が行うこと。
4. 決定された自動販売機設置は、北海道開発局札幌開発建設部との必要な手続きを実施したうえで自動販売機を設置すること。また、設置にあたっては事前に北海道開発局札幌開発建設部と協議すること。
5. 販売商品等については事前に北海道開発局札幌開発建設部と協議し、決定すること。
6. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
7. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うこと。

第18条 安全管理

1. 事業者は、安全管理規則を定め、十分な安全指導を行い、安全に万全の注意を払うものとする。標識、看板等により利用者に対し、安全指導を行うとともに、ヘルメットなどを備え付けて、その着用を指導するものとする。
2. その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
3. 事業者は、用具を貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。
 - ① タイヤの空気量
 - ② スキーのビンディング
 - ③ ブレーキ 等
4. 次の各号の時は、事業者は、運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者への的確に告知すると共に、北海道開発局札幌開発建設部に報告するものとする。
 - ① 天変地異のとき
 - ② 台風、大雨等悪天候のため、走行に危険が予想されるとき
 - ③ 修理、その他工事をするとき
 - ④ 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき
 - ⑤ その他指示のあったとき
5. コースにおいて事故が発生し又はその恐れがあるときは、MTB コースおよび滝野スノーワールド整備を行う運営維持管理業務の業務責任者とともに直ちに必要な措置を取ることとする。
6. 貸し出し用具の使用中の破損（パンクを含む）等の修理費は、使用者の負担とする。ただし、劣化等による破損は除く。

7. 貸し出し用具の使用中の盗難等、紛失した場合は、使用者責任として、事業者が定める損害料を徴収する。

第19条 利用制限

1. 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ① 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し風俗を害する恐れのある者
 - ② 公園施設で定める制限事項に違反する者

第20条 自転車使用条件

1. 事業者は、自転車を使用しようとする者（以降、「使用者」とする）に対して、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。
 - ① 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
 - ② 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
 - ③ 安全運転をすること。
 - ④ 乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないこと。
 - ⑤ 自転車の使用を終了したときは、簡単な掃除を行い所定の場所に返還すること。
 - ⑥ 無謀運転、酒気帯び運転、その他交通法規に違反する行為をしないこと。
 - ⑦ 危険箇所、不適當な場所での使用をしないこと。
 - ⑧ 歩行者等の通行障害となるような行為をしないこと。
 - ⑨ 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第21条 施設等の維持管理

1. 事業者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
 - (1) 施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施する。
 - (2) 施設の運営に係る光熱水費、施設の維持点検及び軽微な補修又は軽微な部品の交換等の経常的なものについて行うものとする。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、貸出しの全部又は一部を中止することができるものとする。
3. 貸出しを中止することが、利用者へ影響が与えられられる場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議を行う。

第22条 保険の加入

1. 事業者は、利用者を生じる恐れのある人的及び物的損害のための保険に被保険者として加入すること。
2. 各章の利用制限に示す使用を行った使用者に対して事業者は一切責任を負わない。

第3章 釣堀施設運営

第23条 釣堀施設の概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ① 釣堀運営に関すること。
 - ② 釣堀施設の維持管理に関すること。
 - ③ 釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ④ 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 釣堀（裁量施設）は、多様な公園利用者サービスを提供するため、公園の開園日
 時内で運営日時等を設定できる施設とする。

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 (フィッシング・タキ)	(木造建) 四阿	(土手、四阿、目方釣堀等) 面積：1700.83m ²
	延床面積：10.89m ²	
	釣り具貸出棟1	(水面、護岸) 面積：581.14m ²
	延床面積：9.92m ²	
釣り具貸出棟2		
	延床面積：9.92m ²	

第24条 運営日時、利用料金等

1. 北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ、事業者の裁量で運営することができる。運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。

参考として、過年度までの運営日時等を明示する。

運営日時、料金等については、事前に北海道開発局札幌開発建設部へ届出し、協議するものとする。協議が整わない場合は、北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うこと。

(参考) (裁量施設) (運営日時)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日
釣堀	10:00～16:00	10:00～17:00	10:00～16:00

第25条 費用の負担

1. 事業者は、業務対象施設（裁量施設）内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を事業者の負担で設置すること。

第26条 安全管理等

1. 次の各号の時は、事業者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者への的確に告知すると共に、北海道開発局札幌開発建設部に報告するものとする。
 - ① 天変地異のとき
 - ② 台風、大雨等悪天候のため、走行に危険が予想されるとき
 - ③ 修理、その他工事をするとき
 - ④ 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき
 - ⑤ その他指示のあったとき

2. 事業者は、前項の規定により釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
3. 釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。
4. 水利使用規制は遵守すること。

第27条 利用制限

1. 次の各号に該当する場合は、釣堀の利用を禁止するものとする。
 - ① 係員の指示に従わない者
 - ② 公園施設で定める制限事項に違反する者
 - ③ 酒気を帯びた者
 - ④ 付添者を伴わない10才未満の者
 - ⑤ 他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第28条 施設等の維持管理

1. 日常の管理上で必要があると認められたときは、釣堀の運営を中止することができるものとする。
2. 釣堀の運営を中止することが、利用者へ影響が与えらるる場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議を行うこと。

第29条 保険の加入

1. 事業者は、利用者を生じる恐れのある人的及び物的損害のための保険に被保険者として加入すること。

第4章 駐車場施設運営

第30条 駐車場施設の概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ① 駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
 - ② 回数券の販売及び領収書の発行に関すること。
 - ③ パスポート利用者の受付、パスポートの発行及び領収書の発行に関すること。
 - ④ 入園料の徴収（滝野の森口駐車場料金ブース）
 - ⑤ 駐車場施設の維持管理に関すること。
 - ⑥ 駐車自動車及び駐車場施設の保険に関すること。
 - ⑦ 駐車場施設の排除雪に関すること。
 - ⑧ 駐車場施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ⑨ 前各号に掲げる業務に付随すること。

2. 今回の運営対象場所は次のとおりとする。

必須施設は、

 - ①中央口駐車場
 - ②溪流口駐車場（料金ブース含む）
 - ③東口駐車場
 - ④南駐車場（料金ブース含む）
 - ⑤滝野の森口駐車場（料金ブース含む）

裁量施設は、

- ⑥鱒見口駐車場（料金ブース含む） とする。

「必須施設」は、公園利用者サービスを確保するため、公園の開園日時に常時営業する施設とする。

「裁量施設」は、多様な公園利用者サービスを提供するため、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設とする。

名 称	延床面積*1	駐車収容台数（内 台身体障害者用台数）
中央口駐車場	28,654m ²	976台*2（内11台）
鱒見口駐車場	4,253m ²	167台（内5台）
溪流口駐車場	4,029m ²	157台（内8台）
東口駐車場	19,248m ²	628台*2（内5台）
南駐車場	9,452m ²	233台*2（内10台）
滝野の森口駐車場	6,591m ²	221台（内5台）
合計	72,243m ² *1	2,382台*2（内976台）

*1：料金徴収ブース用地等含む

*2：大型用含む

4. 運営対象料金ブース概要

名称	延床面積	概要
鱒見口駐車場	4.52m ²	S造平屋
溪流口駐車場	11.27m ²	木造平屋(6.75m ² ×2)
南駐車場	4.52m ²	プレハブ
滝野の森口駐車場	6.76m ²	木造平屋(3.38m ² ×2)

第31条 運営日時、利用料金等

1. 必須施設は、公園の開園日時で運営することとし、最低限の日時として以下を想定している。運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。また、駐車場利用料金は、第1章第4章のとおりとし、提案された料金とする。

平成22年4月1日から運営開始することとするが、運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。

(参考) (必須施設)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
中央口駐車場	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—
溪流口駐車場 (料金ブース含む)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—
東口駐車場	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00
南駐車場 (料金ブース含む)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00
滝野の森口駐車場 (料金ブース含む)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	9:00～ 16:00

回数券の取り扱い

イ) 回数券の販売

回数券の発行と同時に発効日の入った領収印を押印し、上記の料金で販売を行う。

ロ) 回数券の利用

回数券を利用する際に使用印を押印し、回数券の使用済みの証明とする。

ハ) 回数券の無効

回数券を切り離したものは無効とする。

ニ) 回数券の払戻し

回数券の払戻しは行わないものとする。

2. 裁量施設の鱒見口駐車場(料金ブース含む)は、北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ、事業者の裁量で運営することができる。

参考として、過年度までの運営日時等を明示する。

運営日時、料金等については、事前に北海道開発局札幌開発建設部へ届出し、協議するものとする。協議が整わない場合は、北海道開発局札幌開発建設部の指示従うこと。

(参考) (裁量施設)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
鱒見口駐車場 (料金ブース含む)	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—

第32条 費用の負担

1. 北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。
2. 事業者は、業務対象駐車場（必須施設、裁量施設）内に、駐車場の利用規制等を記載した看板（既設の看板の更新も含む）を事業者の負担で設置すること。
3. 駐車場の管理、点検、除雪等に係る経費については、事業者の負担とする。

第33条 安全管理

1. 事業者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 管理上の必要性から、駐車場の出入口の一部を閉鎖することができるものとする。
4. 管理上必要があるときは、駐車位置を変更していただくことができるものとする。
5. 駐車場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。
6. 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じるものとする。
7. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は入園者及び利用者に的確に告知すると共に北海道開発局札幌開発建設部に報告するものとする。
8. 駐車場の除雪は、別紙一7個別仕様書（運営維持管理）の第3編滝野スノーワールド整備（園内圧雪工）に準じて行うものとする。

第34条 利用指導

1. 駐車場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。
 - ① 標識又は係員の指示に従うこと。
 - ② 「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること
 - ③ 車両通行速度は、時速20キロメートルを超えないこと。
 - ④ 追い越しをしないこと。
 - ⑤ 火気等の取り扱いをしないこと。
 - ⑥ 駐車場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。
 - ⑦ 車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。
 - ⑧ その他、事業者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと

第35条 利用制限

1. 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を禁止するものとする。
 - ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合。
 - ② 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理に支障があると認められる自動車が駐車する場合。

第36条 施設等の維持管理

1. 駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。

(参考資料)

駐車料金身体障害者等割引の適用方法

適用区分	割引適用の方法等	
(1) 運転者が障害者	手帳の提示があれば適用する。	
(2) 同乗者が障害者	① 同乗者 10 人以下の場合	同乗の障害者 1 名の手帳の提示があれば適用する。
	② 同乗者 11 人以上の場合	同乗の障害者 2 名の手帳の提示があれば適用する。
(3) 事前許可を受けた車両	養護学校等の車両で、北海道開発局札幌開発建設部から割引を適用する旨の証書の交付を受けた車両は当該証書を提示すれば適用する。	

- (1) 手帳とは身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健手帳を指す。
- (2) 障害者とは身体障害者手帳療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けた者である。
- (3) 観光バスとは道路運送法第 3 条 1 号ロの事業の用に供される車両をさす。
- (4) 養護学校等とは障害者の団体、ボランティア団体等障害者の社会参加を支援する団体を含む。
- (5) 表中(3)の適用を受けるための申請方法等について
申請があり、適用することが妥当と北海道開発局札幌開発建設部が判断した車両に対し、割引が適用される旨を証した書面〔学校名等、車両ナンバー等を記載し有効期間 1 年間（4 月から翌年 3 月迄）を北海道開発局札幌開発建設部発行する。
駐車場利用に際しては、当該書面を提示することで割引を適用する。

2 周知方法等

- (1) (3)の対象となる学校等が既に判明している場合は、事業者から利用案内を送付する。
- (2) 当分の間、当該割引制度の内容に係る説明書面を料金徴収ブースに備え、求めがあれば配布することとする。

3 割引措置実績の報告

適用実績を日別、料金所別、上記 1 の表区分別に整理する。

第5章 園内移動用施設（リフト）運営

第37条 リフト施設の概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ① リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
 - ② 回数券の販売及び領収書の発行に関すること。
 - ③ 団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。
 - ④ リフト施設の維持管理に関すること。
 - ⑤ リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）
 - ⑥ リフト施設利用に伴う損害に関すること。
 - ⑦ リフト施設に関連する排除雪に関すること。
 - ⑧ リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ⑨ 前各号に掲げる業務に付随すること。

リフト施設（裁量施設）は、多様な公園利用者サービスを提供するため、公園の開園日時内で運営日時等を設定できる施設とする。

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
カントリーガーデン園内 移動用施設	延長 258.45m 機器 48台	リフト
機器保管倉庫 (中央口休憩棟内)		(鉄筋コンクリート造) 延床面積：77.40m ²

第38条 運営日時、利用料金等

1. リフト施設の運営は、冬期開園日時とすることとし、最低限の日時として以下を想定している。平成22年12月23日から運営開始することとするが、運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。

(参考) (裁量施設)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
リフト施設	—	—	—	9:00～ 16:00

発券時間： 公園の開園時間から公園施設の運営終了時間の15分前まで。
12月22日が日曜日の場合、12月22日は開園とする。

2. リフト施設の利用料金は、第1編第4章のとおりとし、提案された料金とする。
 - (1) 学校利用券の対象となる学校とは、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者を含み、かつ、利用人数の制限はしない。
 - (2) 団体券は1組20人以上の団体及び厚生利用券持三者に対して発券する。
 - (3) 利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は、市場価格並みとする。

第39条 費用の負担

1. 事業者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を事業者の負担で設置すること。
2. リフト搬器の移動、設置、撤去については、事業者の負担で行うこと。

第40条 安全管理

1. 事業者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。
3. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができるものとする。
4. リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。

第41条 利用指導

1. リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。
 - ① リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったりしないよう指導すること。
 - ② リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。
 - ③ 付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。
 - ④ 酒気を帯びた者の利用は断ること。
 - ⑤ その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
 - ⑥ 施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。
 - ⑦ その他、事業者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第42条 利用制限

1. 次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止するものとする。
 - ① 利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。
 - ② 1つの搬器の定員は2人とし、大人、小人の区別はしない。

第43条 施設等の維持管理

1. 事業者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。また、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。
 - (1) 日常管理
日常管理として、次の各号に掲げるものは事業者が行うものとする。
 - ① 施設に係る光熱水費
 - ② 施設に係る清掃及び塵芥処理
 - ③ 施設の維持点検及び軽微な補修
 - ④ 軽微な部品の交換等の経常的なもの
2. リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められたときは、利用を制限することができるものとする。

3. リフト施設を閉鎖することが、利用者へ大きな影響を与えられとされる場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議を行うこと。

第44条 その他留意事項

1. 運営期間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第6章 サイクリング施設運営

第45条 サイクリング施設の概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ① 自転車の貸出に関すること。
 - ② サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - ③ 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ④ 前各号に掲げる業務に付随するもの。

サイクリング施設（裁量）は、多様な公園利用者サービスを提供するため、原則として公園の開園日時内で運営日時等を設定できる施設とする。

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
サイクルセンター （鱒見口）	サイクリング施設 187.00m2 （参考 自転車 110台）	（鉄骨造） 延床面積：247.00m2

第46条 運営日時、利用料金等

1. 北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ、事業者の裁量で運営することができる。運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。運営日時、料金（料金は、第1編第4章のとおりとし、提案された料金とする）等については、事前に北海道開発局札幌開発建設部へ届出し、協議するものとする。協議が整わない場合は、北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うこと。

（参考）（裁量施設）（運営日時、料金）

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
サイクルセ ンター （鱒見口）	9：00～ 17：00	9：00～ 18：00	9：00～ 17：00	—

第47条 費用の負担

1. 事業者は、サイクリング施設（裁量施設）内に、サイクリング施設の利用規制等を記載した看板を事業者の負担で設置すること。
2. 自転車は、事業者の負担で用意すること。

第48条 安全管理

1. 事業者は、安全管理規則を定め、十分な安全指導を行い、安全に万全の注意を払うものとする。標識、看板等により利用者に対し、安全指導を行うとともに、ヘルメットを備え付けて、その着用を指導するものとする。
2. その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
3. 事業者は、自転車を貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。
 - ① タイヤの空気量
 - ② ブレーキ等

4. 次の各号の時は、事業者は、運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者には的確に告知すると共に、北海道開発局札幌開発建設部に報告するものとする。
 - ① 天変地異のとき
 - ② 台風、大雨等悪天候のため、走行に危険が予想されるとき
 - ③ 修理、その他工事をするとき
 - ④ 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき
 - ⑤ その他指示のあったとき
5. 事業者は、前項の規定によりサイクリング施設を中止したときは、再開の前にサイクリングコースの点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
6. サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。
7. レンタル自転車の使用中の破損（パンクを含む）等の修理費は、使用者の負担とする。ただし、劣化等による破損は除く。
8. レンタル自転車の使用中の盗難等、自転車を紛失した場合は、使用者責任として、事業者が定める損害料を徴収する。

第49条 利用制限

1. 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ① 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し風俗を害する恐れのある者
 - ② 公園施設で定める制限事項に違反する者
 - ③ 自転車に乗れない者

第50条 自転車使用条件

1. 事業者は、自転車を使用しようとする者（以降、「使用者」とする）に対して、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。
 - ① 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
 - ② 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
 - ③ 安全運転をすること。
 - ④ 乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないこと。
 - ⑤ 自転車の使用を終了したときは、簡単な掃除を行い所定の場所に返還すること。
 - ⑥ 無謀運転、酒気帯び運転、その他交通法規に違反する行為をしないこと。
 - ⑦ 危険箇所、不適切な場所での使用をしないこと。
 - ⑧ 歩行者等の通行障害となるような行為をしないこと。
 - ⑨ 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第51条 施設等の維持管理

1. 事業者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

- (1) 施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施する。
 - (2) 施設の運営に係る光熱水費、施設の維持点検及び軽微な補修又は軽微な部品の交換等の経常的なものについて行うものとする。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出しの全部又は一部を中止することができるものとする。
 3. 自転車の貸出しを中止することが、利用者へ影響が与えられられる場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議を行う。

第52条 保険の加入

1. 事業者は、利用者に生じる恐れのある人的及び物的損害のための保険に被保険者として加入すること。
2. 各章の利用制限に示す使用を行った利用者に対しては事業者は一切責任を負わない。

第7章 オートキャンプ場運営

第53条 オートキャンプ場の概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ① オートキャンプ場利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
 - ② 団体利用者の受付、割引券の発行及び領収書の発行に関すること。
 - ③ オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。
 - ④ 駐車自動車及び駐車場施設の保険に関すること。
 - ⑤ オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。
 - ⑥ オートキャンプ場の駐車場施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ⑦ 前各号に掲げる業務に付随すること。

オートキャンプ場（裁量施設）は、多様な公園利用者サービスを提供するため、原則として公園の開園日時内で運営日時等を設定できる施設とする。

オートリゾート滝野【裁量施設】		
名称	数量	備考
キャンピングカーサイト	23サイト	AC電源、炊事施設、TVアンテナ付、 管理面積 10,706㎡ (除 便所棟、残り火入れ、自販機置場)
スタンダードカーサイト	40サイト	AC電源付、管理面積4,990㎡ (除 炊事棟、便所棟)
キャビンサイトA	14サイト	サイトA (木造中2階、AC電源付) 延床面積415.80㎡、 管理面積2,037㎡ (除サイト、炊事棟、残り火入れ)
キャビンサイトB	5サイト	サイトB (木造平屋建) 延床面積114.75㎡ 管理面積552㎡ (除 サイト)
キャビンサイトS	6サイト	サイトS (木造平屋建) 延床面積328.32㎡ 管理面積3,590㎡ (除 サイト)
フリーテントサイト		管理面積5,116㎡ (除 サニタリーハウス)
センターハウス	1棟	(木造2階建) 延床面積984.94㎡ 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、 宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、 ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、 多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク (木造平屋建) 延床面積15.12㎡ 離れ倉庫 (木造平屋建) 延床面積18.23㎡ (仮設物置含む)
管理用駐車場	1カ所	管理面積441㎡ (15台)
駐車場	21カ所	管理面積1,417㎡ (フリーテントサイト用62台)
サニタリーハウス	1棟	(木造平屋建) 延床面積155.52㎡ 炊事施設、トイレ
車庫棟	1カ所	(木造平屋建) 延床面積46.08㎡

炊事棟	7棟	(木造平屋建) 延床面積98.01㎡ (スタンダードカーサイト5棟、キャンピングAサイト2棟)
便所棟	2棟	(木造平屋建) 延床面積79.38㎡ (キャンピングカーサイト1棟、スタンダードカーサイト1棟)
ゲートシステム	1カ所	カーゲート、アームキャッチャー、タンキーボックス、カメラ 2台
園内監視システム	1式	監視カメラ4台、屋外制御盤 4面、モニターテレビ 1台
放送設備	1式	スピーカー 16台
園路誘導灯	49カ所	
ゴミステーション	2カ所	(木造平屋建) 管理面積29㎡ (入口付近1カ所、キャンピングBサイト1カ所)
残り火入れ	4カ所	
自動販売機置場	3カ所	管理面積8㎡
ダンプステーション	1カ所	(木造平屋建) 延床面積1.89㎡ (汚水ポンプ棟内)

第54条 運営日時、利用料金等

1. 公園の開園中で運営することとし、最低限の日時として以下を想定している。また、オートキャンプ場利用料金は、第1編第4章のとおりとし、提案された料金とする。運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。平成22年4月1日から運営開始することとするが、運営時間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。

(参考) (裁量施設)

運営期間 オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間
4月20日から11月10日とする。

運営時間

ゲート開閉時間	7:00~22:00
チェックイン時間	13:00~17:00 (6/1~8/31は18:00まで)
チェックアウト時間	8:00~11:00
オートキャンプ場 管理センター	8:00~20:00 (事故及び病気等の対応は24時間体制で実施する。)

日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

利用状況により運営時間の延長を行う。

異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、北海道開発局札幌開発建設部と協議し、臨機の措置をとるものとする。

割引制度

- (1) 団体割引 (小学生以上の者合わせて30人以上を対象)
団体利用の場合には、入園料を団体料金とする。
- (2) 平日割引
宿泊、日帰り利用の設定期間外の利用の場合には、サイト使用料を50%割引

とする。

(3) 割引券の発行

割引券を発行し、これを持参する者に対しては割引券記載の金額を割り引いた利用料金とする。

キャンセル料

キャンセル料は事業者の定めるものとする。参考に過年度は、サイト使用料から以下の料率で徴収している。

キャンセル日	8日以前	7日～前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	0%	20%	50%	100%

2. オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意するものとする。なお、参考1に示す過去の品目を参考に運営事業が決められるものとする。
3. 第1編第4章 利用料金で示している入園料については、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者へ引継ぎ、事業者は国庫に納入するものとする。

第55条 費用の負担

1. 事業者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制を記載した看板を事業者の負担で設置すること。
2. オートキャンプ場の光熱水費の負担方法は、以下の考え方による。北海道開発局札幌開発建設部への支払い方法は、北海道開発局札幌開発建設部に確認する。

期 間	光熱水費の負担者
4月1日から11月30日	事業者

第56条 安全管理

1. 事業者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができるものとする。
4. 管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができるものとする。
5. オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。
6. オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じるものとする。
7. 利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。
8. 運営時間中は、宿直者を配置する。

第57条 利用指導

1. オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。
 - ① 標識又は係員の指示に従うこと。
 - ② 「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること
 - ③ 車両通行速度は、時速20キロメートルを超えないこと。
 - ④ 追い越しをしないこと。
 - ⑤ 火気等の取り扱いをしないこと。
 - ⑥ オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。
 - ⑦ 車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。
 - ⑧ その他、事業者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと

第58条 利用制限

1. オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。
 - ① 指定場所以外で直火・たき火を行なうこと
 - ② 指定場所以外で花火を使用すること
 - ③ カラオケ・発電機等を使用すること
 - ④ 指定場所以外にゴミを捨てること
 - ⑤ 小動物等のペットを持ち込むこと
 - ⑥ その他北海道開発局札幌開発建設部の指定する行為

第59条 施設等の維持管理

1. 事業者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
 - (1) 日常管理
日常管理として、次の各号に掲げるものは事業者が行うものとする。
 - ① 施設に係る光熱水費
 - ② 施設に係る清掃及び塵芥処理
 - ③ 施設の維持点検及び軽微な補修
 - ④ 軽微な部品の交換等の経常的なもの
2. オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。
3. 駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えられられる場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議を行うこと。
4. 施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利用できるよう良好な状態に努めるものとする。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、事業者は北海道開発局札幌開発建設部とその対応について協議するものとする。
5. 設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

6. 電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施するものとする。

(参考1)

売店等販売品目

1 販売品目一覧表

分類	販売品目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタンハンガー、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー・ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品）、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	・日用品 箸、スプーン、フィルム、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品 歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品 菓子、Tシャツ、タオル、マグカップ等
書籍	・道路地図 ・観光情報誌等

2 レンタル品目一覧表

分類	販売品目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子、マウンテンバイク等

3 喫茶販売品目一覧表

分類	販売品目
品目	清涼飲料水、生ビール等

4 販売価格等 市場価格とする。

第8章 園内シャトルバス運営

第60条 園内シャトルバスの概要

1. 事業者は、次の業務を行うものとする。
 - ①シャトルバス利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
 - ②園内シャトルバスの維持管理に関すること。
 - ③園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。
 - ④園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - ⑤前各号に掲げる業務に付随すること。

園内シャトルバス（裁量）は、多様な公園利用者サービスを提供するため、原則として公園の開園日時内で運営日時等を設定できる施設とする。

第61条 運営日時、利用料金等

1. 北海道開発局札幌開発建設部と協議のうえ、事業者の裁量で運営することができる。運営期間、時間を延長する場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議することとする。運営日時、料金（料金は、第1編第4章のとおりとし、提案された料金とする）等については、事前に北海道開発局札幌開発建設部へ届出し、協議するものとする。協議が整わない場合は、北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うこと。
2. 天候等の影響により中止と判断した場合は、運行前日の17時までに北海道開発局札幌開発建設部に連絡すること。

(参考) (裁量施設) (運営日時、料金)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
園内シャトルバス	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—

第62条 安全管理

1. 事業者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。

第63条 バスの仕様

1. 運行するバスの仕様を示す。変更がある場合は北海道開発局札幌開発建設部と協議する。

- ・大型バス1台（70人乗り）、運転手込み

第64条 経路およびバス停の設置

1. 経路

中心ゾーン東口～滝野の森口駐車場

2. バス停

- ・東口
- ・すずらの丘展望台前
- ・滝野の森 森の交流館前
- ・滝野の森 森の情報館前
- ・滝野の森口駐車場前

※バス停の設置箇所については、北海道開発局札幌開発建設部と協議し変更できることとする。

第9章 参考資料

(運営日時)

施 設		運営日時設定の考え方
レストラン（カントリーハウス）	必須施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議）
用具貸出所（カントリーハウス）	必須施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議）
中央管理所売店	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
子供の谷休憩所売店	必須施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議）
レストラン（溪流園）	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
釣堀	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
鱒見口売店	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
溪流口売店	必須施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議）
東口情報センターレストハウス棟売店	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
駐車場	必須・裁量施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議） 鱒見口駐車場のみ、北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
園内移動用施設（リフト）	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
サイクリング施設	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定
園内シャトルバス	裁量施設	公園の開園日時に運営（延長は北海道開発局札幌開発建設部と協議）
オートキャンプ場	裁量施設	北海道開発局札幌開発建設部に届出し協議のうえ事業者が設定

(利用料金)

施 設		内 容	価格設定の考え方
レストラン（カン トリーハウス）	必須施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
用具貸出所（カン トリーハウス）	必須施設	ゲレンデスキーセット クロスカントリースキーセット マウンテンバイク	提示額を超えない範囲で 定める
中央管理所売店	裁量施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
子供の谷休憩所売 店	必須施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
レストラン（溪流 園）	裁量施設	飲食	市場価格並
釣堀	裁量施設	利用料金 餌と竿の貸出料金＋釣果重量	提示額を超えない範囲で 定める
鱒見口売店	裁量施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
溪流口売店	必須施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
東口情報センター レストハウス棟売 店	裁量施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	市場価格並
駐車場	必須・裁 量施設	駐車料金	提示額を超えない範囲で 定める
園内移動用施設 （リフト）	裁量施設	飲食物・みやげ物、自動販売機に よる飲料等	提示額を超えない範囲で 定める
サイクリング施設	裁量施設	自転車利用料金	提示額を超えない範囲で 定める
園内シャトルバス	裁量施設	利用料金（1日）	提示額を超えない範囲で 定める
オートキャンプ場	裁量施設	施設利用料＋サイト使用料	施設利用料＋サイト使用 料は提示額を越えない範 囲で定める
		キャンプ用具貸出、飲食物・みや げ物、自動販売機による飲料等	市場価格並

花見頃期間対象花壇位置図



No	面積	No	面積
①	4,260m ²	⑦	1,530m ²
②	3,530m ²	⑧	1,010m ²
③	2,730m ²	⑨	9,140m ²
④	3,570m ²	⑩	4,960m ²
⑤	3,550m ²	⑪	4,200m ²
⑥	1,110m ²	⑫	1,020m ²
		計	40,610m ²

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
		18年度	19年度	20年度	
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	564,600	562,000	562,000	
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)		564,600	562,000	562,000	
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)		564,600	562,000	562,000	
(注記事項) ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく) ・平成18年～平成20年までに、業務範囲の変更はない。 ・平成19年～平成21年は3カ年国債のため、平成19年、平成20年の金額の変更は無し。 ・業務毎の委託費は別紙12決算報告書を参照。					

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	18年度	19年度	20年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(平成22年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件
同種、類似業務の実務経験

2. 技術力に関する要件
○植物管理業務
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成19年)

1. 知識、経験に関する要件

①総括責任者

植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたる維持管理業務の実施について全般を統括する者。

②部門責任者

国営公園の管理は、植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたり、またその遂行には総務や経理等が含まれる。このような業務全体を大きく分け、あるいは、いくつかのグループをつくり業務を進めるなど、様々な執行方法・執行体制が想定されるが、そうした業務部門等を統括する者。

③係の長

上記部門責任者相当職が統括する業務部門に属する各業務について責任を持って遂行する者。

2. 技術力に関する要件

① 以下に掲げる資格を持つ技術者等をそれぞれに明示した人数を有すること。

○技術士(建設部門(都市および地方計画)) 2名

○1級造園施工管理技士 4名

○1級土木施工管理技士 2名

○サービス接客検定(1級～3級) 2名

○防火管理者(甲種または乙種) 2名

○普通救命講習修了者 2名

○衛生管理者(1種もしくは2種) 2名

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)

・平成18年度～平成20年度、委託企業の職員13名及び非常勤職員37名が従事していた。

・従事者に求める知識や技術は、平成19年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧及び別紙3主要建築物調書、別紙13提供物品調書及び別紙15修繕履歴を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)

4 従来の実施における目的の達成の程度

	18年度		19年度		20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間利用者数		587,072		624,850		588,237
札幌市圏外の地域からの利用者の割合		9.2		11.2		12.1
人数対象施設における行催事の参加人数		—		—		10,603
非常に満足の回答比率(無積雪時期)		47.5		45.7		51.8
非常に満足の回答比率(積雪時期)		50		52.4		46.8
非常に不満の回答比率(無積雪時期)		0.4		0.8		0.4
非常に不満の回答比率(積雪時期)		1.2		1.0		0.9
花見頃期間数の割合				18		17
利用プログラムの開催回数		159		194		278
利用プログラムの参加人数		35,783		57,765		41,595
利用プログラムの同時開催期間数		—		26		26
件数対象施設における行催事の件数	—	—	—	—	—	—
ホームページのアクセス数		—		—		338,000
マスコミによる報道件数		190		240		313
自主事業の実施回数		—		—		—

(注記事項)

1.(指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標
運営管理の重点事項を選定している。

2.(目標値・計画値の設定根拠)

現在は設定しない。

3.(実績の計算・把握の方法)

実施要項1.2.4モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより

4.件数対象施設における行催事の件数は、平成21年度より供用した部分であり実績は無い。

5.上記における花見頃期間数は、「山のお花畑、花のテラス、花のまきば、花人の隠れ家、まきばのせせらぎ、峠の庭、歓迎の花壇、水の広場、収穫の谷、カントリーハウス周辺、(滝野公園HP参照)」の箇所において七分咲き3箇所以上で算出している。
平成22年度から花見頃対象花壇箇所を見直し「別紙10」に示す。花壇箇所⑨～⑫を追加し、七分咲きしている花壇4箇所以上とする。

6.利用プログラムの同時開催期間数の「滝野の森クイズラリー」を同時開催の対象としている。

平成21年度、平成22年度において新規エリア増分も考慮し、設定は35週以上とする。

・利用者数は、別紙16入園者数を参照。

・満足・不満の回答比率は、別紙17利用者満足のアンケートを参照。

・利用プログラム件数および内容は、別紙18行催事一覧を参照(別紙20環境学習を含む)

・マスコミによる報道件数は、別紙14マスコミによる報道件数を参照。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法
・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・花の演出、利用プログラム、自主事業を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。

(注記事項)

・別紙19市民参加活動一覧、別紙20環境学習実施一覧、別紙21一般廃棄物の排出量、別紙22廃棄物の発生・処理・活用量、別紙23苦情・要望の内容及び件数を参照。

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状			民間競争入札			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(主な受託者)	A以外の業者	国土交通省	B(請負者)	B以外の業者	
国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	①企画立案及びマネジメント業務	企画立案及びマネジメント		○			○		通年
	②運営維持管理業務	建物管理		○			○		通年
		工作物管理		○			○		通年
		清掃		○			○		開園期間 (4月～11月、12月～3月)
		運営管理		○			○		通年
		利雪		○			○		11月～3月
	③植物管理業務	植物管理		○			○		4月～11月
④収益施設運営業務	収益施設運営			○		○		通年	

決 算 報 告 書				
平成20年度 (※供用面積192.3ha)		(単位：円)		
経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘 要
植物管理	127,300,000	118,770,190	8,529,810	
芝生管理	29,391,000	23,312,318	6,078,682	芝刈機等整備費用の減、発注工事の3か年契約による諸経費減および落札差額
低木管理	19,895,000	20,153,720	▲ 258,720	低木（ハマナス等）の新規植栽による増
高木管理	15,579,000	13,025,800	2,553,200	枯損木処理数量の減、発注工事の3か年契約による諸経費減および落札差額
草花管理	62,435,000	62,278,352	156,648	発注工事の3か年契約による諸経費減および落札差額
建物管理	15,718,000	14,059,620	1,658,380	
建物維持修繕	4,620,000	4,042,275	577,725	修繕実績による減
建物設備維持修繕	1,700,000	442,720	1,257,280	ボイラー保守点検が国へ移管しことによる減
建物清掃	9,398,000	9,574,625	▲ 176,625	冬季の建物除雪の状況により増
工作物管理	29,700,000	34,241,890	▲ 4,541,890	
工作物維持修繕	17,800,000	23,580,216	▲ 5,780,216	遊具（コニーデ等）修繕の増加と定期点検回数の見直しによる増
設備維持修繕	11,900,000	10,661,674	1,238,326	関係設備故障の発生状況による減
清 掃	58,688,000	68,969,650	▲ 10,281,650	
植栽地等清掃	56,758,000	67,871,080	▲ 11,113,080	小雪により、除圧業務にてコース整備およびイベント開催のための雪運搬の必要が生じたこと等による増
工作物清掃	1,930,000	1,098,570	831,430	虹の巣ネットの清掃方法の変更による減
諸 掛	137,831,000	139,406,094	▲ 1,575,094	
利用者指導費	81,843,000	84,927,003	▲ 3,084,003	冬季ソリゲレンデコース増設による安全管理のためのスタッフ増員、ソリチューブの部品補充による増
自動車維持費	6,988,000	7,899,128	▲ 911,128	燃料高騰による増、車輛（スノーモービル）点検および修繕費の増
広報宣伝費	49,000,000	46,579,963	2,420,037	有料広告の中止（秋以降）による減
運営管理	117,344,000	111,133,556	6,210,444	
人件費	105,309,000	100,442,408	4,866,592	人事異動に伴う減
旅 費	684,000	152,587	531,413	実績減
庁 費	11,351,000	10,538,561	812,439	硬貨計数機再リースによる減
小 計	486,581,000	486,581,000	0	
一般管理費	48,657,096	48,657,096	0	
小 計	535,238,096	535,238,096	0	
消費税相当額	26,761,904	26,761,904	0	
合 計	562,000,000	562,000,000	0	

平成19年度

(※供用面積192.3ha)

決算報告書

(単位：円)

項	目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘要
植物管理		129,100,000	123,065,207	6,034,793	
	芝生管理	29,391,000	24,893,250	4,497,750	植物管理工事の3ヵ年発注による諸経費減、落札差金
	低木管理	19,895,000	19,187,390	707,610	"
	高木管理	15,579,000	17,425,361	▲ 1,846,361	着雪被害木対応の増、間伐強化
	草花管理	64,235,000	61,559,206	2,675,794	草花管理工事の3ヵ年発注による諸経費減、落札差金
建物管理		15,718,000	14,962,096	755,904	
	建物維持修繕	4,620,000	4,142,371	477,629	修繕実績により減
	建物設備維持修繕	1,700,000	543,500	1,156,500	ポイラー保守点検が国へ移管しことによる減
	建物清掃	9,398,000	10,276,225	▲ 878,225	冬季建物除雪を追加したことによるの増
工作物管理		29,700,000	31,682,664	▲ 1,982,664	
	工作物維持修繕	17,800,000	21,198,288	▲ 3,398,288	遊具(コニーデ等)修繕増加と高架遊具の安全対策の追加による増
	設備維持修繕	11,900,000	10,484,376	1,415,624	関係設備故障等の発生状況による減
清掃		58,688,000	64,475,043	▲ 5,787,043	
	植栽地等清掃	56,758,000	63,076,873	▲ 6,318,873	雪不足によるソリゲレンデ等への雪運搬の回数増加による増
	工作物清掃	1,930,000	1,398,170	531,830	虹の巣ネット使用中止に伴う清掃実施回数の減
諸掛		137,831,000	142,587,303	▲ 4,756,303	
	利用者指導費	81,843,000	83,330,506	▲ 1,487,506	
	自動車維持費	6,988,000	7,886,797	▲ 898,797	燃料高騰等による増
	広報宣伝費	49,000,000	51,370,000	▲ 2,370,000	広報強化(折込・雑誌広告・ラジオCM等)による増
運営管理		115,544,000	109,808,687	5,735,313	
	人件費	103,509,000	97,593,234	5,915,766	人事異動に伴う減
	旅費	684,000	286,347	397,653	
	庁費	11,351,000	11,929,106	▲ 578,106	
小計		486,581,000	486,581,000	0	
一般管理費		48,657,096	48,657,096	0	
小計		535,238,096	535,238,096	0	
消費税相当額		26,761,904	26,761,904	0	
合計		562,000,000	562,000,000	0	

平成18年度 決算報告書

(※供用面積192.3ha)

(単位：円)

項	目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	摘 要
植物管理		141,500,000	136,113,870	5,386,130	
	芝生管理	27,232,000	29,174,108	▲ 1,942,108	芝生管理の機械整備による増
	低木管理	20,685,000	21,773,130	▲ 1,088,130	花木の保守による増
	高木管理	11,431,000	9,443,713	1,987,287	作業一部国整備費へ移行による減
	草花管理	82,152,000	75,722,919	6,429,081	落札差金
建物管理		15,906,000	15,379,505	526,495	
	建物維持修繕	4,650,000	3,921,413	728,587	
	建物設備維持修繕	1,700,000	1,158,200	541,800	
	建物清掃	9,556,000	10,299,892	▲ 743,892	
工作物管理		28,660,000	32,030,920	▲ 3,370,920	
	工作物維持修繕	17,290,000	19,967,146	▲ 2,677,146	歩くスキーコース変更による増
	設備維持修繕	11,370,000	12,063,774	▲ 693,774	
清 掃		58,830,000	58,067,063	762,937	
	植栽地等清掃	56,930,000	56,854,563	75,437	
	工作物清掃	1,900,000	1,212,500	687,500	
諸 掛		131,580,000	136,795,861	▲ 5,215,861	
	利用者指導費	83,420,000	84,899,929	▲ 1,479,929	現場臨時職員増に伴う増
	自動車維持費	6,160,000	7,636,949	▲ 1,476,949	燃料費高騰による増
	広報宣伝費	42,000,000	44,258,983	▲ 2,258,983	利用促進による増
運営管理		112,356,000	110,444,781	1,911,219	
	人件費	99,282,000	98,490,054	791,946	職員超勤削減による減
	旅 費	684,000	589,080	94,920	
	庁 費	12,390,000	11,365,647	1,024,353	消耗品削減による減
小 計		488,832,000	488,832,000	0	
一般管理費		48,882,286	48,882,286	0	
小 計		537,714,286	537,714,286	0	
消費税相当額		26,885,714	26,885,714	0	
合 計		564,600,000	564,600,000	0	

滝野すずらん丘陵公園維持管理業務 提供物品調書

番号	品名	位	数量	摘要
1	スノーモービル	ヤマハ VK540D (銅色)	台	1 (02-954)
2	スノーモービル	ヤマハ ET410PT (赤色)	台	1 (07-951)
3	スノーモービル	ヤマハ ET410 (青色)	台	1 (08-952)
4	スノーモービル	ヤマハ VK540EⅢ (緑色)	台	1 (11-5028)
5	連絡車	トヨタ ランドクルーザーブレード	台	1 (12-91)
6	連絡車	トヨタ エスティマハイブリッド	台	1 (14-91)
7	連絡車	トヨタ エスティマ	台	1 (12-92)
8	作業車	トヨタ ダイナ(LPG)	台	1 (11-91)
9	作業車	イスズ エルフ クレーン付き平ボディ 2t 積	台	1 (02-92)
10	スクーター	ヤマハ ギア	台	1 (08-502)
11	マウンテンバイク		台	1
12	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	1
13	ガレージジャッキ	M-300M 3t	台	1
14	テント	屋型式4面ウォール	張	2
15	エアコンプレッサー	東芝 GP5-75	台	1
16	スノーボード	ヒッチメンバー レール付き	式	1
17	資材庫	作業センター横(5.6×3.85)	棟	1
18	資材庫	作業センター裏(7.22×2.53)	棟	1
19	資材庫	ワックスルーム(5.55×2.74)	棟	1
20	資材庫	資材置場(14.4×5.4)	棟	1
21	キャビン	4.2×3.3	棟	2
22	物置	2.5×5.5	棟	5
23	テレビジョン	TH-48HGI、天文台	台	2
24	ビデオ	HR-W5、天文台	台	2
25	サッカーゴール	215×500×80×150	組	1
26	発電器	ヤマハ EF900S	台	1
27	発電器	ヤマハ EF2300SE	台	2
28	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2
29	テーブル	天文台	台	20
30	椅子収納用台車	天文台	台	3
31	画像伝送装置		式	1
32	ポリグラフ検測棒	15m×15段	本	3
33	土壌挿入式PH計	PHS-120	台	2
34	土壌硬度計	山中式、No.351	個	2
35	デジタルメジャー	モデルⅡ	台	2
36	スノースクート		台	6
37	オイルヒーター	サンポット、可搬形、RJ330	台	3
38	ボール設置用ドリル	日立DS13DT	台	3
39	投光器	ナショナル 狭角HD1000W	台	3
40	投光器	ナショナル 超狭角HD1000W	台	3
41	屋形テント	2間×3間、ワンタッチ式	張	10
42	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5
43	救護用ベッド	KA4271	台	3
44	屑入れ(大型)	ダストパーキング、YW-721	台	5
45	屑入れ(大型)専用内容器	410×610×730	台	15
46	立体金属工芸品	4体セット	組	1
47	緩衝マット(安全マット)	100×1000×2400	枚	30
48	緩衝マット(安全マット)	380×1000×2000	枚	45
49	緩衝マット(安全マット)	880×1000×2000	枚	100
50	緩衝マット(安全マット)	100×1000×2000	枚	38
51	救命用ボート	アルミアキアボート	台	2
52	スライディングチューブ	カバー付	個	251
53	給茶器	ホシザキ PT-12H EWE-T	台	2
54	コインロッカー	ウチダ 2列4段	台	35
55	バルクリーン	MKS-CO15BJW-B	台	5
56	電動四輪車	サンワ マイキャブ400	台	5
57	電動四輪車	サンワ スーパーマイキャブSPX4000	台	5
58	テレビ	パナソニック32型	台	4
59	草刈機	パロネス 自走ロータリーモアGM650	台	4
60	刈払機	共立 SRE260SL/U	台	3
61	刈払機	ハスクバーナ フライモアL470	台	3
62	刈払機	BC2610 DW型ゼノア	台	3
63	芝刈機	ホンダ RC216型自走式	台	2
64	スノーモービル	ヤマハ VK540EⅢ (青色)	台	1 (14-5094)
65	スノーモービル	ヤマハ VK540EⅢ (青色)	台	1 (14-5095)
66	搭乗式芝刈機	パロネス GM1600(傾斜地用)	台	1
67	搭乗式芝刈機	IHIシバウラ MC-234(平地用)	台	1
68	芝生管理用作業車	クッシュマン トラックスター	台	1 (14-5093)
69	ハンズフリーラウドスピーカー	ファレボ HFS-02	台	5
70	エアコンプレッサー	日立ベビコン 3.7P-9.5VB/6	台	1
71	携帯ハンディライト	ロングアーム RI-2400-A	台	1
72	ハンディライトスタンド	TA1200-SL-85J	個	1
73	ビククリボール	フィジオギムニクφ120cm	個	75
74	ベビーカー	ウエルキッズGT-350	台	50
75	蜂用防護服	ミツウマおたる8M型	個	1
76	コインロッカー	3列2段、パークゴルフ用	台	2
77	ベビーカー	コンビ めちゃかるセカンド	台	12

マスコミによる報道件数

【平成20年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑・広報等	取材件数	投込件数
公園全体の紹介 4/20(日)～11/10(月)	北海道新聞、朝日新聞他 7件(有料0件、無料7件)	HTB、HBC他 4件(有料0件、無料4件)	STV他 じゃらん、ファミリーウォーカー他 65件(有料9件、無料56件)	76 件	1 件
イベント紹介 4/20(日)～11/10(月)	北海道新聞、朝日新聞他 10件(有料0件、無料10件)	STV、HTB 2件(有料0件、無料2件)	STV、HBC他 北海道ウォーカー他 43件(有料5件、無料38件)	55 件	4 件
溪流ゾーン 4/20(日)～11/10(月)	-	NHK 1件(有料0件、無料1件)	ファミリーウォーカー他 3件(有料0件、無料3件)	4 件	- 件
滝 4/20(日)～3/31(火)	-	HBC、UHB 2件(有料0件、無料2件)	STV 北海道ウォーカー、ぶらら他 4件(有料0件、無料4件)	6 件	- 件
カントリーガーデンの花の紹介 4/20(日)～11/10(月)	北海道新聞、読売新聞 3件(有料0件、無料3件)	STV、HTB、NHK他 17件(有料0件、無料17件)	趣味の園芸、花新聞他 19件(有料1件、無料18件)	39 件	6 件
こどもの谷 4/20(日)～11/10(月)	北海道新聞 1件(有料0件、無料1件)	-	HBC サンキュ！、BRUTUS 3件(有料0件、無料3件)	4 件	- 件
オートリゾート滝野 4/20(日)～11/10(月)	-	UHB、STV、HTB 3件(有料0件、無料3件)	北海道キャンプ場ガイド他 2件(有料0件、無料2件)	5 件	-
アシリベツの滝ライトアップ・祭り 8/1(金)～8/3(日)	北海道新聞、読売新聞 4件(有料0件、無料4件)	HTB、HBC 3件(有料0件、無料3件)	ラジオカロスサッポロ 1件(有料0件、無料1件)	8 件	1 件
パークゴルフ場 4/20(日)～11/10(月)	まんまる新聞 1件(有料0件、無料1件)	-	-	1 件	- 件
スノーワールド紹介 12/23(祝・火)～3/31(火)	北海道新聞、読売新聞他 5件(有料0件、無料5件)	STV、HBC、HTB、UHB 10件(有料0件、無料10件)	Air-G他 Ha-Naプランニング他 40件(有料6件、無料34件)	55 件	3 件
冬季イベント紹介 12/23(祝・火)～3/31(火)	北海道新聞、朝日新聞 4件(有料0件、無料4件)	-	Air-G他 Ha-Naプランニング他 10件(有料1件、無料9件)	14 件	3 件
滝野公園歩くスキー大会 1/12(祝・月)	北海道新聞 5件(有料0件、無料5件)	TVH 1件(有料0件、無料1件)	花新聞他 2件(有料1件、無料1件)	8 件	- 件
その他	北海道新聞他 27件(有料0件、無料27件)	STV、NHK他 7件(有料0件、無料7件)	花新聞、My LoFE他 4件(有料0件、無料4件)	38 件	2 件
合計	67件	50件	196件	313 件	20 件

【平成19年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑・広報等	取材件数	投込件数
公園全体の介 4/20(金)～11/10(土)	朝日新聞、千歳民報 2件(有料0件、無料2件)	HTB 2件(有料0件、無料2件)	FMアップル じゃらん、ぶらら、My LoFE他 41件(有料3件、無料38件)	49 件	1 件
イベント紹介 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞 3件(有料0件、無料3件)	STV 2件(有料0件、無料2件)	北海道ウォーカー他 21件(有料6件、無料15件)	30 件	3 件
溪流ゾーン 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞(リルビット) 1件(有料0件、無料1件)	HTB、UHB 2件(有料0件、無料2件)	北海道ウォーカー、るるぶ他 4件(有料0件、無料4件)	9 件	0 件
滝 4/20(金)～3/31(月)	毎日新聞(厳寒期の滝) 1件(有料0件、無料1件)	TVH 1件(有料0件、無料1件)	-	2 件	1 件
カントリーガーデンの花の介 4/20(金)～11/10(土)	読売新聞 1件(有料0件、無料1件)	STV、HTB、UHB、NHK他 9件(有料0件、無料9件)	花新聞、オープンガーデン他 AIR-G、STV-R他 18件(有料7件、無料11件)	32 件	6 件
こどもの谷 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞 2件(有料0件、無料2件)	UHB、HBC 2件(有料0件、無料2件)	My LoFE他 2件(有料0件、無料2件)	6 件	0 件
オートリゾート滝野 4/20(金)～11/10(土)	-	-	ファミリーウォーカー 1件(有料1件、無料0件)	1 件	0 件
札幌近郊花めぐりスタンプラリー 4/28(土)～10/8(祝)	北海道新聞 1件(有料0件、無料1件)	-	花新聞 1件(有料0件、無料1件)	2 件	1 件
アシリベツの滝ライトアップ・夜祭り 8/3(金)～8/5(日)	北海道新聞 3件(有料0件、無料3件)	-	おしゃべりからす他 2件(有料0件、無料2件)	5 件	1 件
パークゴルフ場 4/20(金)～11/10(金)	-	-	パークゴルフガイド 1件(有料0件、無料1件)	1 件	0 件
緑花試験 11/11(日)	-	-	花新聞 1件(有料0件、無料1件)	1 件	2 件
スノーワールド 介 12/23(土)～3/31(土)	北海道新聞 3件(有料0件、無料3件)	STV、HBC 2件(有料0件、無料2件)	FMアップル、AIR-G他 じゃらん他 28件(有料6件、無料22件)	38 件	1 件
冬季イベント 介 12/23(祝)～3/31(月)	北海道新聞、朝日新聞 6件(有料0件、無料6件)	STV、UHB 2件(有料0件、無料2件)	HBC Ha-Naプランニング他 11件(有料3件、無料8件)	24 件	2 件
滝野公園歩くスキー大会 1/14(祝)	北海道新聞 9件(有料0件、無料9件)	-	-	9 件	1 件
その他	北海道新聞他 18件(有料0件、無料18件)	HTB、NHK 2件(有料0件、無料2件)	My LoFE他 7件(有料0件、無料7件)	31 件	6 件
合計	50件	24件	138件	240 件	25 件

【平成18年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑・広報等	取材件数	投込件数
公園全体の紹介 4/20(木)～11/10(金)	北海道新聞 4件	STV、HBC、TVH 4件	グリーンFM、るるぶ、ファミリーウォーカー等 39件	47件	1件
イベント紹介 4/20(木)～11/10(金)	北海道新聞 4件	HTB、HBC 3件	STV、花新聞、広報さつぼろ、北海道じゃらん等 13件	20件	6件
溪流ゾーン 4/20(木)～11/10(金)	北海道新聞 1件	STV、NHK 5件	ファミリーウォーカー、花新聞、オントナ、るるぶ等 8件	14件	1件
アシリベツの滝 4/20(木)～3/31(土)	-	STV、NHK 2件	オントナ、全郵政ほっかいどう 3件	5件	1件
カントリーガーデンの花の紹介 4/20(木)～11/10(金)	北海道新聞 毎日新聞 4件	TVH、STV、HTB 10件	花新聞、まいろふえ、オープンガーデン等 11件	25件	7件
こどもの谷 4/20(木)～11/10(金)	北海道新聞 3件	-	プレス、親子で楽しむ札幌雨の 日雪の日のおでかけスポット 3件	6件	1件
オートリゾート滝野 4/20(木)～11/10(金)	-	UHB 1件	観光百景 1件	2件	-
札幌近郊花めぐりスタンプラリー 4/29(祝)～10/9(祝)	北海道新聞 1件	HBC 1件	恵庭市広聴課、開発こうほう、 花新聞、NEOneo 5件	7件	1件
パークゴルフ場 4/20(木)～11/10(金)	-	-	パークゴルフガイドブック 1件	1件	1件
アシリベツの滝ライトアップ・夜祭り 8/4(金)～8/6(日)	読売新聞 北海道新聞 3件	HTB、STV 4件	グリーンFM、北海道ウォーカー 2件	9件	1件
緑花試験 11/12(日)	-	-	趣味の園芸 1件	1件	1件
スノーワールド紹介 12/23(祝)～3/31(土)	北海道新聞 読売新聞 朝日新聞 9件	UHB、HTB、STV 3件	STV、HBC、Air's G、はっぴーマ マ、観光百景、じゃらん等 25件	37件	4件
冬季イベント紹介 12/23(祝)～3/31(土)	北海道新聞 朝日新聞 2件	HBC 1件	グリーンFM、HBC、広報さつぼ ろ等 5件	8件	1件
滝野公園歩くスキー大会 1/8(祝)	北海道新聞 1件	-	-	1件	1件
その他 4件	北海道新聞 4件	HTB 1件	中央バス、北海道キャラクター ガイド 2件	7件	1件
合計	36件	35件	119件	190件	28件

修繕履歴(平成20年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	2008/8/15	第1ロープトウ監視小屋	休憩所小屋	第一ロープトウ休憩所小屋の階段を表面部材にて補修		
		車庫・倉庫修繕	2008/8/20	車庫棟	計量器鍵	鍵2個、送料		
			2008/10/15	第1ロープトウ監視小屋	山麓側倉庫	山麓側倉庫入り口階段の化粧板補修		
		便所修繕	2008/9/20	東口ボランティア棟(スキーヤーズサロン)	便座	便座用固定ナットの部品交換		
			2008/12/15	バイオトイレ(ドンガバ・ペンギン・子供の森コースヘアピン)	バイオトイレ	3箇所のバイオトイレの雪囲い作業		
		その他維持修繕	2008/8/15	森のすみか	デッキ・階段・屋根	森の隠れ家デッキ、階段部及び屋根の塗装剥離箇所塗装		
	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕	2008/6/14	全園	煙感知器	光電式スポットFDK246ベース式		
		その他維持修繕	2008/5/8	天文台	パソコン	パソコンのCOSMIC CRUISERが不良のためCPUボードの交換と専用ソフトの再インストール		
			2008/5/15	オートリゾート滝野センターハウス	温度計	センターハウス向かい側設置の温度計センサーユニットの交換		
			2008/5/28	電気設備	内線電話専用回線	カントリーハウス内設置の内線専用回線内基板の交換		
2008/7/18			天文台	望遠鏡	内 ハードディスクをシリコンディスクに交換し、通信確認を行う			
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2008/5/14	ミスパショウ園	木道	ミスパショウ園周辺木道踏板(1200×150×45 38枚 1500×150×45 11枚)及び縁木(90×30×3600 8本)の部材交換		
			2008/6/30	カントリーハウス	枕木	カントリーハウス前及び花人の隠れ家付近設置の腐食枕木の交換		
			2008/7/8	全園	デッキ	展望デッキの丸太15本の部材交換及び塗装		
			2008/7/11	炊事遠足広場	丸太階段	遠路横杭(焼丸太Φ90×L300@200:110本、丸太階段横木(円柱加工Φ120×L600@1500:6本、Φ120×L1500@2800:12本)交換		
			2008/7/11	カントリーガーデン	丸太階段	カントリーガーデン横基準点山の丸太階段横木(円柱加工Φ100×L600)10本@1400交換		
			2008/7/11	あり塚の塔	丸太階段	あり塚の塔横丸太階段横木(円柱加工Φ100×L1500@2100:5本、Φ100×L2000@2500:5本)		
			2008/7/20	中央口駐車場便所	インターロッキング	中央口駐車場便所バス停側のインターロッキングの調整、ノンスリップ部の交換		
			2008/7/20	溪流園便所	インターロッキング	溪流便所前インターロッキングの修繕		
			2008/8/2	どんぐり広場(山の家)	広場	バックホウにてセメント及び砂を入れ転圧を行い、整正を人力にて行う		
			2008/8/15	MTBコース	MTBコース	MTBコースの不陸箇所の整正作業		
			2008/8/27	リスの散歩道	チップ	ちびまるち のり無し同等品(40入)140袋、木琴1基		
			2008/10/15	中央口	平板	中央口周辺の平板の段差調整、補修		
			2008/10/15	鱒見の谷	ベンチ	鱒見の谷ベンチの座板4本(75×75×1800)を交換		
			2008/10/15	秘密の抜け道(森のすみか)	階段	秘密の抜け道入口前枕木(ケンパス材15枚)の交換作業		
			2008/10/15	カントリーハウス	枕木	カントリー周辺の枕木交換		
			2008/10/18	MTBコース	MTBコース	MTBコースの不陸箇所の整正作業		
			2008/10/20	ロジゆきざさ	階段	木階段の横木3本、杭3本の交換		
			2008/10/20	平成の森	手摺	四阿の階段入り口横手摺の横木1本、支柱1本の交換、防腐塗装		
			2008/11/8	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	リサイクルボード	MIKボード同等品@5430、37枚		
			2008/11/20	全園	木製チップ	熊巡回ルートに木材チップ(500m3)散布、4tダンプで運搬しタイヤショベルにて敷き均しを行う		
			2008/12/10	中央口	クロスポイント	中央口クロスポイントの鉄板敷き作業(9枚)		
			遊具維持修繕		2008/5/8	森のすみか	遊具	森のすみか内メロディーきのこ木琴の補修及び設置
					2008/5/20	オートリゾート滝野木製遊具	コンビネーション遊具	コンビ遊具内クライミングウォール破損板交換(ジャラ材リーディング加工1000×125×35)
					2008/5/20	溶岩滑り台	溶岩滑り台前	溶岩滑り台前にヘルメット置き場を4基作成、設置
					2008/5/20	森のすみか	デッキ・柵	森のすみか材木飛ばしのデッキ及び柵の塗装・増し締め作業
					2008/6/9	オートリゾート滝野木製遊具	木製遊具	腐食部材の交換、安全ネットの設置
					2008/6/10	森のすみか	遊具	森のすみか家内遊具のチップ不足箇所の補充作業
					2008/6/22	ありの巣トンネル	通路	ありの巣トンネル内通路ゴムチップの剥離箇所の補修
					2008/6/22	溶岩滑り台	溶岩滑り台	溶岩滑り台降り口部のゴム剥離箇所の溶接補修
					2008/6/22	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデの剥離箇所8箇所@6500ウレタン注入材で溶着及び取り付け部10箇所にウレタン特殊マットを設置@19500
	2008/7/25	虹の巣ネット			虹の巣ネット	ネット全体のバランス調整を行い、荷重の偏りを均一にする		
	2008/8/11	虹の巣ドーム	虹の巣ドーム内安全ネット	安全ネットの補修作業(ネット編みこみ)				
	2008/8/11	マウントコニーデ	コニーデ	こどもの谷マウントコニーデ剥離箇所5箇所(H:1900×3本、H:1200×2本)を溶着補修				
	2008/8/11	森のすみか	遊具	森のすみかの木登りネットのフック(1箇所)の部品交換				
	2008/10/3	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ17本の溶着補修				

修繕履歴(平成20年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
			2008/10/3	こもれびネット(ハンモック)	ハンモック	こもれびネットのロープ(切断部)を新規ロープで再固定	
			2008/10/17	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコーン 60本)	
			2008/10/18	トロッコ遊具	デッキ、木柵、登坂部	トロッコ橋展望台遊具のデッキ、木柵、登坂部の塗装	
			2008/10/20	オートリゾート滝野木製遊具	木製遊具	木製部材の交換、塗装	
			2008/10/25	あり塚の塔	開口部	あり塚の塔内開口部(6箇所)にクッション材(ウレタンフォーム900×1800×20mm)を加工し設置	
			2008/11/2	マウントコニーデ	コニーデ	剥離箇所7箇所(H=1900)の溶着補修	
			2008/11/11	フワフワエッグ(白)	コンパネ	コンパネ(パネコートイエロー)200枚	
			2008/11/18	フワフワエッグ(白)	冬養生	膜状面の養生(土のう400袋、コンパネ300枚(支給))	
			2008/11/25	カントリーハウス	看板	看板体の塗装剥離部の塗り替え	
			2008/12/10	フワフワエッグ(白)	バアタフライ弁	フワフワエッグのバタフライ弁養生(2箇所)	
			2008/12/10	溶岩滑り台	溶岩滑り台前	ヘルメット小屋養生、ゲート下駄設置	
			2009/1/6	虹の巣ネット	虹の巣ネット	入り口テープ(w30×9500青・緑・赤)7巻	
			その他維持修繕	2008/5/8	公園入口(溪流側)	フェンス	溪流口フェンス交換、パネル(1100×1950)交換及びメッキ塗装、通り調整
				2008/5/8	虹の巣ドーム	虹の巣ドーム手摺補修	虹の巣ドーム内階段手摺(Uエンド手摺Φ38、平ビスΦ6.5)を交換
				2008/5/8	案内所		手摺交換5箇所(丸棒Φ48×L=1000、防水スプレー)
				2008/5/8	中央口アプローチデッキ	高欄	中央口高欄のキャップ取り付け(ビス、キャップ、塗料)
				2008/5/18	全園	鯉のぼり	鯉のぼりロープ、レインクレヨン
				2008/5/18	全園	標識、ポール	速度標識、リングバンド、ZCPポール
				2008/5/19	東口	掲示板	東口料金所横掲示板下地パネルの部材交換(下地ベニヤ900×2000ペルフォーム900×2000)
	2008/5/20	不老の滝		橋基礎部	不老の滝周辺設置の橋基礎部の再固定及び踏み板の再設置		
	2008/5/20	溪流園便所		背もたれ式ベンチ	溪流園便所前の背もたれ式ベンチの脚部破損を固定		
	2008/5/20	森の工房		石ベンチ	森の工房周辺設置の石ベンチ横化粧岩の再設置をセメントにて再固定		
	2008/6/11	カントリーガーデン		手摺	花のテラス四阿周辺の手摺土台の再固定及び手摺(Φ46×L=2300)の部品交換		
	2008/6/11	東口		フェンス	東口研修棟裏フェンスの格子(1本)の溶接及び調整作業		
	2008/6/11	中央口A棟		格子フェンス	中央口A棟裏の格子フェンス(H=1800)の再固定		
	2008/6/11	材木飛ばし(上/下)		手摺	材木飛ばし付近手摺の角パイプ(19×19×1.6)の調整と塗装及び再固定		
	2008/6/22	森の池(ビーバーダム)		ビーバーダム	ビーバーダムの土留めを周辺にベグを打ち込んだ後、クレモナロープ(Φ16×500)で固定		
	2008/7/24	こどもの谷		案内看板	ビックリボールの遊び方案内看板、誘導案内看板購入		
	2008/8/11	森の池(ビーバーダム)		ビーバーダム	ビーバーダムの土留めを周辺部に固定ピン(2本)打ち込み		
	2008/8/15	全園		ベンチ	溪流ゾーン内アシリベツの谷便所及び溪流園便所前設置の木製ベンチをタルキ及び木板にて再固定		
	2008/10/3	こどもの谷		森の池内縁の土留めロープ	森の池内縁の土留めロープを固定ピン25本取り付け再固定		
	2008/10/10	カントリーガーデン		パラソル	ガーデンパラソルΦ2100×H2550グリーン5本		
	2008/10/15	MTBコース		MTBコース看板	MTBコース内看板基礎の撤去及び再設置		
	2008/11/5	スノーパーク		ネキストポール、ネキストフック	ネキストポール35φ*2900L150本ネキストフック300個スノーポール3000mm赤白100本		
	2008/11/10	全園		ベンチ	さまよいの洞窟、あり塚の塔入口、コニーデ前、東口休憩所テラスの各ベンチの塗装作業		
	2008/11/14	第2ロープトウ		第2ロープトウ	保安ケーブル:330m、ゴムライナーΦ1500:2巻		
	2008/11/20	第1ロープトウ		第1ロープトウ	Tバーフック:20個、ワイヤー駆動ゴム(15×27×1000):4本		
	2008/11/20	第1ロープトウ		第1及び第2ロープトウ	第1及び第2ロープトウ設置作業		
	2008/11/25	鱒見口広場		看板	看板体の既存画工シート剥がし及び全面塗り替え後、看板画工(塩ビインクジェット出力シート)を張替		
	2008/11/25	スノーパーク		看板、木柵	開閉園に伴う看板設置、撤去、木柵撤去作業		
	2008/11/25	中央口		看板	中央池前の看板体の既存画工シート剥がし及び全面塗り替え後、破損部補強、看板画工張替え		
	2008/11/25	あり塚の塔		看板	看板体の既存画工シート剥がし及び全面塗り替え後、破損部補強、看板画工を張替え		
	2008/11/28	スノーパーク		遊具	開閉園に伴う遊具撤去・収納作業		
	2008/12/5	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	積雪柵	展望台～天文台間115.6m、展望台裏幹線園路73.1m、やまびこトンネル15.3m、設置作業			
	2008/12/5	全園	標識	盤面の塗装。固定紐をチェーンに交換。台のレベル調整。番号変更。屋根部補修			
	2008/12/8	スノーパーク	発泡スチロール板 厚口ポリ袋他	発泡スチロール板、厚口ポリ袋他、PPバンド、コンパネ			
	2008/12/8	スノーパーク	鍬他	鍬、唐鍬、窓ホー、パパさんダンプ、ラッカースプレー、シリコンアクリルスプレー、不凍液、ブルーシー			
	2008/12/10	第1ロープトウ	第1ロープトウ 第2ロープトウ	第1ロープトウ車両搬入用コンパネ設置撤去 係員用防護柵設置			
	2008/12/10	スノーパーク	看板	歩くスキーコースのスタート・ゴール看板設置(パークブリッジ下、つどいの森)			
	2008/12/10	滝野第1リフト H14～	コンパネ	整備に伴って車両の進入路用にコンパネを運搬し、終了後撤去。リフト制動試験用土の運搬			
2008/12/10	森の池(ビーバーダム)	ビーバーダム	ビーバーダムを単管・リサイクルボードにて養生				
2008/12/30	スノーパーク	カラビナ	ステンレスカラビナ 1.2.3.社同等品5個、カラビナ ラッキー社同等品5個				
設備維持修繕	電気設備維持修繕	2008/5/15	オートリゾート滝野サニタリーハウス	電気時計駆動器	サニタリーハウス周辺の電気時計駆動器の交換作業		
		2008/8/3	溪流ゾーン	仮設照明	夜祭用照明器具10基設置		
	2008/8/12	全園	街路灯	電球(NH360W HL×5箇所)及び安定器(4HL-2025HW-A-1M×3箇所)の交換			
	2008/10/3	秘密の抜け道(森のすみか)	照明器具、センサー	秘密の抜け道内設置のエゾモモンガ用照明器具部品及びセンサーの交換			
	水道設備維持修繕	2008/6/10	カントリーハウス	水飲み台	カントリーハウス前水飲み台取手部の水抜き栓及びハンドル部の調整とパテ埋め作業		
2008/6/10		つどいの森	散水栓	つどいの森ログハウス周辺設置の散水栓バルブ用ボックス(B-3B-0)の交換作業			

修繕履歴(平成20年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
			2008/6/28	さまよいの洞窟	噴霧ノズル	噴霧ノズルの洗浄及びプラグ交換30箇所(SUS製 8A)、配管破損部の溶接補修
			2008/9/20	カントリーガーデン	水のみ台	水のみ台の取手レバー補修
			2008/9/20	あり塚の塔	給水管	給水用硬質塩化ビニル管の交換及びアルミ保温筒被覆
			2008/9/20	溪流園	散水栓	散水栓ボックスの段差調整・固定
			2008/10/15	森の吊橋	トイレ	トロッコ橋展望台横便所内給水管上の圧力ゲージに付属されているメートルコックの交換作業
	水循環設備維持修繕		2008/5/1	森のせせらぎ	クロルテスター	DPDテストキット3箱、ハイライトSPA60 1箱
			2008/5/30	森のせせらぎ	水路	グレーチングフックの設置及びオゾン生成紫外線ランプ、電極板の交換
			2008/6/18	森のせせらぎ	水路	こどもの谷森のせせらぎ水路内目皿(40AVP・VU兼用)2箇所交換
			2008/6/23	森のせせらぎ	クロルテスター	DPDテストキット2台
			2008/8/8	森のせせらぎ	計量器鍵	DPDテストキット4箱、ハイクロンT1箱
			2008/10/15	まきばのせせらぎ	水路の水抜き栓	まきばのせせらぎ水路の水抜き栓レバー、ユニオンナット、ソケット、割りカラーの交換
			2008/11/5	森のせせらぎ	クロルテスター	DPDテストキット3箱
	放送設備維持修繕		2008/9/30	カントリーハウス	CDプレイヤー	スタッフルーム設置のCDプレイヤーの誤作動の修繕
			2008/10/8	どんぐり広場(山の家)	スピーカー	どんぐり広場内設置のスピーカー2基の修繕
			2008/11/22	カントリーガーデン	マイクユニット	ファレボォホーン修理費
	汚水処理設備維持修繕		2008/5/3	炊事遠足広場	排水管	排水管内の汚泥を引き抜き、高圧洗浄を行う
			2008/6/8	汚水終末処理場	排出ポンプ	排出ポンプ槽設置のレベルスイッチ(LC-12)の交換作業
			2008/6/10	こどもの谷	排水汚水蓋	こどもの谷救護室横排水汚水蓋及び土台(150A)の交換及び高さ調整
			2008/9/20	溪流口駐車場便所	便所	ブラッシュバルブ交換

※平成20年度の修繕費合計額は18,849千円である。

修繕履歴(平成19年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	2007/10/31	汚水終末処理場	ガラス	汚水処理場ガラス(770×1140 網入磨6.8 3枚)の交換		
		休憩所等修繕		2007/4/2	東口駐車場	ワックスルーム	ワックスルームを清水沢口駐車場へ移設	
				2007/4/16	東口	ログハウス	つどいの森ログハウスを東口休憩所前へ移動(25tクレーン、10tトラック)	
				2007/4/18	東口駐車場	ワックスルーム	ワックスルームへの電線供給ケーブルを清水沢口資材倉庫へ撤去(CV5.5-2C 80m)	
				2007/4/18	パークブリッジ下	ワックスルーム	イベント用電源ボックスからワックスルームへの電源供給ケーブル等撤去(CCVZ14-2C 40m)	
				2007/6/21	東口レストハウス	窓アーム	東口レストハウス内窓アームの一部補修作業	
				2007/7/8	展望台	窓	展望台4階の回転窓4箇所の回転軸と開閉部品の補修	
				2007/9/25	天文台	屋根	天文台内天体望遠鏡可動式上屋ガイドローラー(シングルタイプ 1箇所)を交換	
				2007/10/31	東口駐車場	ワックスルーム	清水沢駐車場よりワックスルームを移設	
				2007/11/30	バックヤード北棟	ログハウス	つどいの森にバックヤード北棟前のログハウスを移動(25tクレーン、10tトラック)	
				2007/6/28	バックヤード北棟	シャッター	北棟オーバースライダーシャッター部調整作業	
		車庫・倉庫修繕		2007/4/22	全園	便座	幼児用便座購入10基	
				2007/6/21	中央口駐車場	屋根	中央口駐車場便所屋根部の板金修理	
				2007/8/31	中央口A棟便所	スライド式ドア	中央口休憩所A棟内男子多目的便所スライド式ドアの滑車部(スムー度Tα 左引き用 SW1300L)の部品交換作業	
				2007/10/31	東口レストハウス	ベビーシート	東口レストハウス女子多目的便所設置ベビーシートα(コンビ製 B-03227M 1台)のオーバーホールと部品交換作業	
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕		2007/7/21	カントリーハウス	空調機	PAC空調機PA-J630DG 1台点検及び清掃作業	
				2007/7/21	バックヤード北棟	石油ストーブ	バックヤード北棟設置FFストーブ(サンスポット製 密閉式石油ストーブ FF-62TS)のバーナー部、電気・制御系統部、安全装置部、送油系統部、給排気系統、エアークリーンのオーバーホール	
				2007/7/30	虹の巣ドーム	空調機	遠心加湿器HD-10 2台点検清掃作業	
				2007/7/30	中央口B棟	空調機	室外機PFHY-J280M-B 1台、室内機PEFY-J71-MA 4台点検及び清掃作業	
				2007/7/30	中央口A棟	空調機	天井カセットロスナイ10台点検及び清掃作業	
		消防設備維持修繕		2007/7/1	東口ボランティア棟(スキヤーズサロン)	ワイヤー	東口休憩所ボランティア棟内排煙窓ワイヤー(10m)の交換	
				2007/8/31	東口ボランティア棟(スキヤーズサロン)	ワイヤー	東口休憩所ボランティア棟内奥から3つ目の排煙窓ワイヤーの調整作業	
			2007/7/10	子供の谷休憩所(キッチンきのた)	ジェットタオル	ジェットタオル(JT-WB220CS2)の基盤交換作業		
			2007/8/9	カントリーハウス	ジェットタオル	カントリーハウス女子トイレ内ジェットタオルの不良部品(プロワ M45607400×1個 カバースイッチ M45616813×1個)の交換作業		
			2007/10/15	ビジターセンター	センサー	自動ドアセンサー1箇所交換		
			2007/10/15	展望台	センサー	展望台自動ドアセンサー1箇所交換		
			2007/10/15	東口研修棟	センサー	東口研修棟外部1箇所センサー交換		
			2007/10/15	東口ボランティア棟(スキヤーズサロン)	センサー	東口ボランティア棟外部センサー1箇所交換		
			2007/10/15	東口軽食コーナー	センサー	東口軽食コーナー外部1箇所		
			2007/10/15	子供の谷休憩所(キッチンきのた)	センサー	4箇所自動ドアセンサー交換作業		
			2007/10/22	天文台	パソコン	パソコンのCOSMIC CRUISERが不良のためCPUボードの交換と専用ソフトの再インストール		
		工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2007/4/2	中央口	クロスポイント	クロスポイントの鉄板を撤去
					2007/4/11	つどいの森	芝生	スタート・ゴール看板撤去の跡に張芝4m2
2007/5/15	アシリベツの谷便所～アシリベツの				園路	アシリベツの谷便所付近園路に粒度調整砕石7号(2.5～5.0、6m3補充)敷設作業		
2007/5/15	MTBコース				MTBコース	MTBコースの不陸整正作業((3tブル 2.5×1000m 砕石12m3)		
2007/5/23	中央口				平板	中央ゲート周辺の平板の段差(23m2)、破損をモルタルにて調整補修。		
2007/5/23	カントリーガーデン水景施設(中央				洗出し舗装	洗い出し樹脂舗装(11.5m2)補修作業		
2007/5/25	アシリベツの谷便所～アシリベツの				園路	アシリベツの滝方面園路敷設用ゴムシート設置(10m、6本)		
2007/6/10	平成の森				ヒューム管	平成の森前厚別川野裏面設置のヒューム管周辺土壌陥没箇所の修復作業(1m3)		
2007/6/10	MTBコース				MTBコース	MTBコースの不陸整正作業(砕石1m3)		
2007/6/13	溪流口駐車場便所				インターロッキング	溪流口駐車場便所周辺インターロッキング補修(15m2)及び追加(1m2)		
2007/6/13	作業センター横便所				インターロッキング	作業センター横便所周辺インターロッキング(8m2)の段差調整作業		
2007/6/13	アシリベツの谷便所～アシリベツの				インターロッキング	アシリベツの谷便所周辺インターロッキング(3.5m2)及び石粉舗装(2m2)の補修		
2007/7/7	カントリーガーデン				枕木	カントリーハウス周辺の枕木交換作業(13枚)		
2007/7/11	ロッジゆきざさ				丸太階段	ロッジゆきざさ～幹線園路木階段(横木16本縦杭17本)の部材交換・ロッジゆきざさ～スイングボール間木階段(横木11本縦杭11本)の部材交換		
2007/7/11	展望台				丸太階段	展望台横～幹線園路木階段(横木4本縦杭13本)の部材交換		
2007/8/2	せせらぎコース				木道、丸太階段	せせらぎコース上の木道、木階段の補修		
2007/9/14	ハイキングコース				ナイトハイクコース	ドンガバ村周辺、清水沢口周辺、ナイトハイクコース不陸箇所の整正作業		
2007/9/18	カントリーガーデン				園路	カントリーガーデン中段～下段の土壌系園路を専用糊と火山灰により補修		

修繕履歴(平成19年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
			2007/9/18	中央口	平板	中央口男子多目的便所側周辺タイルの段差調整作業
			2007/9/18	ミズバショウ園	木道	ミズバショウ園周辺木道踏板(1200×150×45 66枚 1500×150×45 15枚)及び縁木(90×30×3600 9本)の部材交換
			2007/10/15	カントリーガーデン	枕木	カントリーハウス周辺の枕木交換作業(ケンバス材 10枚)
			2007/11/12	中央口	クロスポイント	クロスポイントに鉄板を9枚敷き養生
	遊具維持修繕		2007/4/2	フワフワエッグ(白)	バタフライ弁グレーチング	バタフライ弁グレーチングをブルーシート・土のうの養生撤去
			2007/4/16	マウントコニーデ	コニーデ下側マット	マウントコニーデ園路ゴムチップ(4m ²)のり補修
			2007/4/19	マウントコニーデ	コニーデ	既存コニーデ(10本)H=2300をH=1900に改良
			2007/4/19	溶岩滑り台	溶岩滑り台半分周囲	溶岩滑り台左側(下から)に人止めフェンス設置(計70m)
			2007/5/2	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコン 40本)
			2007/5/15	フワフワエッグ(白)	送風機	送風機のオーバーホール及び歯車シャフト部の芯出し調整
			2007/5/15	オレンジエッグ	送風機	送風機のオーバーホール及び歯車シャフト部の芯出し調整
			2007/5/17	オートリゾート滝野木製遊具	コンビネーション遊具	ターザンロープ末端部にクッションボール設置
			2007/5/24	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコン 48本)
			2007/5/30	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ頭部の溶着補修(H=1900 3本、H=1500 2本、H=600 6個)
			2007/5/31	森のすみか	遊具	森のすみか内遊具のチップ不測箇所の補充作業
			2007/5/31	秘密の抜け道(森のすみか)	影絵	影絵遊び用ステンレス棒の玉購入
			2007/6/8	フワフワエッグ(白)	送風管	フワフワエッグ(大)送風管内の水抜き作業
			2007/6/8	フワフワエッグ(白)	圧力計	子供の谷機械室内減圧弁ピット圧力計(圧力計100mm×2MPs 1個、圧力計100mm×1MPs 1個)の交換及びピット内清掃
			2007/6/8	オレンジエッグ	送風管	オレンジエッグ送風管水抜き作業
			2007/6/25	空中鳥の巣デッキ	緩衝材	鳥の巣デッキ内設置クッション材(黒4箇所)を新規部材と交換
			2007/7/14	秘密の抜け道(森のすみか)	ワイヤー	「飛ばし線」のワイヤー修理
			2007/7/14	秘密の抜け道(森のすみか)	レバー	「木球パチンコ」のスタートレバーの調整作業
			2007/7/22	フワフワエッグ(白)	フワフワエッグ	フワフワエッグ(大)のウレタン補充
			2007/7/22	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ本体(H=1900 3本、H=1500 2本)の溶着補修
			2007/7/22	光の遊具	遊具	光の遊具稼働部隙間補充(3mm以上)
			2007/7/25	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコン 48本)
			2007/8/10	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ(1800mmタイプ 1基)周辺部の隙間を埋めるためウレタン性発泡ゴムの敷詰め作業
			2007/8/27	メロディきのこ	木琴	木琴2基についてビス及びゴムの交換
			2007/9/1	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコン 48本)
			2007/9/9	森のすみか	遊具	森のすみか内遊具のチップ不測箇所の補充作業
			2007/9/17	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデの隙間補充のため、特殊ウレタンマット(ドーナツ型 中心部補強加工 滑り止め加工)10
			2007/9/24	森の吊橋	シャックル	吊り橋シャックル(ピンシャックル 16mm)29箇所の部品交換及び吊り橋支柱(展望台側)2本のコーキング
			2007/9/25	スイングボール	スイングボール	スイングボール取り付け金具(Φ6.3チェーン溶融亜鉛メッキ 使用荷重250kg 122m・Φ9シャックル溶融亜鉛メッキ 使用荷重200kg)74個を交換
			2007/9/29	マウントコニーデ	コニーデ	外膜が破れた本体(H=1900 6本、H=1300 2本)8本を溶着補修
			2007/10/7	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ頭部の溶着補修(1箇所)
			2007/10/7	空中鳥の巣デッキ	ロープ	鳥の巣デッキのロープ補修(Φ12クレモナロープ15m)
			2007/10/7	秘密の抜け道(森のすみか)	レバー	「木球パチンコ」のスタートレバーの交換及び調整作業
			2007/10/7	リスの散歩道	ネット	リスの散歩道のロープ補修(Φ12クレモナロープ15m)
			2007/10/7	ゆらゆらきのこ	ネット	既存ネット部をクレモナネット(Φ12×70目)に交換し調整作業
			2007/10/8	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台滑走面塗布用スプレー購入(信越シリコン 40本)
			2007/10/12	フワフワエッグ(白)	送風管	フワフワエッグ(大)送風管内の水抜き作業
			2007/10/12	オレンジエッグ	送風管	オレンジエッグ送風管水抜き作業
			2007/10/15	溶岩滑り台	ヘルメット置き場	溶岩滑り台(大)乗り口側にヘルメット置き場(ベニヤ板 厚さ8mm タルキ40mm×30mm)を3
			2007/10/18	オートリゾート滝野木製遊具	木製遊具	大型コンビ(床丸太2本、支柱丸太2本)雲梯(張り丸太1本)ラダー(床丸太1本タイヤ横(床丸太1本)丸太渡り(踏み丸太2本)小デッキ(支柱1本)小型コンビ(床丸太4本、吊り輪梁1本)の交換
		2007/11/10	フワフワエッグ(白)	コンパネ	フワフワエッグ(大)養生用コンパネ(150枚)購入	
		2007/11/12	フワフワエッグ(白)	バタフライ弁グレーチング	バタフライ弁グレーチングをブルーシート・土のうで養生	
		2007/11/12	ローンスタジアム	ビクリボール用テント	ローンスタジアム下側ビクリボール専用テント下側にパレットの撤去	
		2007/11/12	オレンジエッグ	オレンジエッグ	ブルーシートと土のうで養生	
		2007/11/12	溶岩滑り台	溶岩滑り台滑走面	溶岩滑り台下から見て左側5レーンをブルーシート及び土のうで養生	
		2007/11/12	メロディきのこ	木琴	木琴をブルーシートで養生	
		2007/11/12	ゆらゆらきのこ	ネット	ゆらゆらネットを撤去した後ブルーシートで養生	
		2007/11/21	フワフワエッグ(白)	冬養生	膜状面の養生(土のう400袋、コンパネ300枚(支給))	

修繕履歴(平成19年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
		その他維持修繕	2007/12/23	溶岩滑り台	溶岩滑り台乗口	溶岩滑り台下から見て右側5レーンの鉄柵の撤去作業
	2007/4/2		つどの森	スタートゴール看板	歩くスキースタートゴール看板を撤去	
	2007/4/2		溪流ゾーン	鯉のぼり	鯉のぼり用ポール8本を設置	
	2007/4/3		全園	看板	アプローチ園路沿い設けられているサイクル看板11ヶ所14基の設置	
	2007/4/5		第1ロープトウ	ロープトウ	1)ロープ巻取った物と、支柱2本、滑車を虹の巣電気室へ収納2)山麓支柱養生。	
	2007/4/5		第2ロープトウ	ロープトウ	ロープ、滑車(山頂・山麓)、支柱(山頂・山麓)、原動機、ハンガーを清水沢口倉庫に撤収する(0.2m3バックホー)	
	2007/4/11		溪流ゾーン	鯉のぼり	鯉のぼり(3m8本、<3m8本、<赤鯉8本、吹流し3m8本	
	2007/4/11		清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	やまびこトンネル上及び展望台近く	展望台～天文台間115.6m、展望台裏幹線園路73.1m、やまびこトンネル15.3m、撤去作業	
	2007/4/11		カントリーガーデン	看板	カントリーガーデン看板2基を所定位置に設置しスノーパーク利用看板4基撤去	
	2007/4/11		MTBコース	木柵、看板	MTBコース入口木柵設置(16組15m)、及び誘導看板2基設置	
	2007/4/11		ロンスタジアム	木柵	ロンスタ上部ホーストッキングコース沿いの木柵4スパン設置(圧雪作業開口部)	
	2007/4/11		中央口A棟	看板	中央口A棟屋上のリフト券売場看板1基を撤去	
	2007/4/11		滝野第1リフト H14～	看板	運転室・監視室の利用約款の案内板(6枚プラスチック整/クリア)の撤去	
	2007/4/12		炊事遠足広場	残り火入れ	残り火入れ6個購入(蓋付、取っ手付、グレー塗装)	
	2007/4/18		アシリベツ橋	立入禁止看板	立入禁止看板塗装用着色防腐剤ガードラック購入	
	2007/4/19		ラティス(中央口B棟横)	ラティス	中央口B棟横にラティス(8枚)設置	
	2007/4/19		アシリベツ橋	アシリベツ橋	アシリベツの滝前に立入禁止看板(シラカバ、園内発生間伐材6120×2000×15滝野ブラウン塗	
	2007/4/30		中央口駐車場	道路標識	中央口駐車場設置用速度規制看板購入(止まれ3枚、付属部品3セット、リングバンド)	
	2007/5/3		森の池(ビーバーダム)	ビーバーダム偽木	森の池と親水施設境界部の偽木養生(網掛け)	
	2007/5/7		炊事遠足広場	ブロック	軽量ブロック(150mm1級)800個購入	
	2007/5/7		中央口	ゲート	中央口門扉ベアリング部の補修とキャスター溶接作業	
	2007/5/7		園外	外周柵	旧監督員詰所周辺外周柵(H1800×W2000)8箇所の金具、ジョイント、格子の修繕	
	2007/5/14		溪流ゾーン	ベンチ	溪流ゾーンベンチナンバープレート取り付け作業、60枚	
	2007/5/14		こどもの谷	ベンチ	中心ゾーンベンチナンバープレート取り付け作業、60枚	
	2007/5/18		溪流口広場	看板	溪流口門衛所周辺設置の速度規制看板(30km)の基礎部破損修理	
	2007/6/10		ラティス(中央口B棟横)	ラティス	中央口B棟横設置のラティスをバックヤード北棟前に8m移設。新規増設(90×1800 2枚、90×1200 8枚)と同時に中央池上部の仮柵に番線設置。	
	2007/6/20		カントリーガーデン	看板	カントリーガーデン設置園路誘導看板(2基:中央口B棟横、バックヤード南棟上側園路)修理作業	
	2007/6/25		カントリーハウス	看板	カントリーハウス内出入口設置の案内サインの一部シート貼り修正作業	
	2007/6/25		カントリーガーデン水景施設(中央)	看板	中央池内設置の立入禁止看板(6基)を新規看板(ステンレス製)と交換	
	2007/6/25		MTBコース	看板	MTBコースの利用上注意看板の補修(支柱2本取替え、文字欠損部の修復)	
	2007/6/30		中央口駐車場	看板	中央口駐車場分岐前設置用駐車場混雑情報看板A型看板(1基)製作	
	2007/6/30		園外	看板	御陵線沿いに設置の駐車場情報看板(4基)	
	2007/7/13		車庫棟	マルチキャリア	マルチキャリア(ブルー2台、シルバー3台)購入	
	2007/8/7		溪流口駐車場	標識	溪流口入口側設置の横断歩道標識基礎部の溶接及び金具の交換	
	2007/9/9		清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	看板	歩行者園路最徐行看板1基製作作業	
	2007/9/12		ロンスタジアム	ビックリボール用テント	ロンスタジアム下側ビックリボール専用テント下側にパレットの埋設	
	2007/9/12		くらしの花園(カントリーハウス)	手摺	階段周辺部の手摺溶接部(10箇所)のが破損しているため既設量より肉厚に再溶接を実施し通りの修正も実施。	
	2007/10/1		溪流口駐車場	リヤカー	溪流口リヤカー倉庫の収納リヤカー1台のホイール、チューブ、タイヤ組み換え作業	
	2007/10/15		全園	看板	溪流口～中央口幹線園路沿いの看板類の増し締め作業	
	2007/10/22		スノーパーク	支柱、クイ	木角材(55×55×3600 茶)20本、木角材(40×40×3600 白)10本、木角クイ材(55×55×1800 茶)20本、木角クイ材(40×40×1200 白)101本	
	2007/10/28		スノーパーク	ラッカスプレー	皮スキ類、ラッカスプレー赤、アイスピック、コースレッド、ブルーシート、軍手、ケーブルロックタイ、タワシ等	
	2007/10/30		スノーパーク	スノーポール	スノーポール(φ38×L3000)50本購入	
	2007/10/30		スノーパーク	ネクストポール、ネクストフック	ネクストポール35φ*2900Lオレンジ60本セーフティフック35φ(W)120個	
	2007/10/30	こどもの谷	ベンチ	半割れ丸太(11基)をケレン掛け作業(グラインダー、サンダー、サンドペーパー)と防腐剤(2回)の塗布作業		
	2007/10/30	森の池(ビーバーダム)	ビーバーダム偽木	森の池偽木養生用ボード(MIKボード グリーン購入適合品)15枚購入		
	2007/11/1	パークブリッジ下	看板	溪流口パークブリッジ下側設置のスタートゴール看板の支柱(6000×150)4本を部材交換		
	2007/11/1	スノーパーク	ネクストポール、ネットフェンス	ネクストポール35φ*2900Lオレンジ60本ネットフェンス1.2H×50mオレンジ3本		
	2007/11/1	滝野第1リフト H14～	土のう	リフト制動試験用土のう40袋(20kg)の製作		
	2007/11/1	森の池(ビーバーダム)	ビーバーダム偽木	ビーバーダム偽木の養生(幅12m)製作設置作業		

修繕履歴(平成19年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
			2007/11/12	つどいの森	スタートゴール看板	歩くスキースタートゴール看板を設置		
			2007/11/12	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	やまびこトンネル上及び展望台近く	展望台～天文台間115.6m、展望台裏幹線園路73.1m、やまびこトンネル15.3m、設置作業		
			2007/11/12	第1ロープトウ	ロープトウ	整備に伴って車両の進入路上にコンパネ50枚設置し、整備終了後は撤去		
			2007/11/12	第1ロープトウ	ロープトウ	第1ロープトウ山麓に滑車防護施設設置(単管、コンパネ、タルキ)		
			2007/11/12	第2ロープトウ	ロープトウ	第2ロープトウ係員用防護柵をコンパネ、単管にて設置		
			2007/11/12	ラティス(中央口B棟横)	ラティス	中央口B棟横設置のラティスを撤去		
			2007/11/14	スノーパーク	クーラント液、ブルーシート他	窓張りフィルム(0.1×2m×50m 2本)、ブルーシート(10m×10m 10枚:5.4m×7.2m 5枚)、コンパネ60枚、クーラント液(18ℓ 10缶)		
			2007/11/14	スノーパーク	クーラント液、ブルーシート他	窓張りフィルム(0.1×2m×50m 2本)、ブルーシート(10m×10m 10枚:5.4m×7.2m 5枚)、コンパネ60枚、クーラント液(18ℓ 10缶)		
			2007/11/15	第2ロープトウ	ハンガーバー	ハンガーバー (290/81)11個		
			2007/11/15	カントリーガーデン	看板	スノーパーク利用看板4基を設置し、カントリーガーデン看板2基を撤去(中央口B棟へ収納)		
			2007/11/15	MTBコース	木柵	MTBコース入口木柵撤去(16組)		
			2007/11/15	ローンスタジアム	木柵	ローンスタ上部ホーストレッキングコース沿いの木柵4スパン撤去(圧雪作業開口部)		
			2007/11/15	中央口A棟	看板	中央口A棟屋上にリフト券売場看板1基を設置		
			2007/11/15	滝野第1リフト H14～	看板	運転室・監視室に利用約款の案内板(6枚プラスチック整/クリア)設置		
			2007/11/20	ドンガバ村	野外卓、椅子	ドンガバ村野外卓(木製/9m2/基×5基=45m2)の塗装(ケレン、2回塗)及び卓上脚(20本)の補		
			2007/11/27	スノーパーク	スノーポール	スノーポール(φ38×L3000)50本購入		
			2007/11/27	東口	看板	スノーワールド誘導看板改修1基(既存看板改修/1800×900矢印変更)と新規製作設置4基「合流注意!」×2基「ソリゲレンデ」誘導×2基)		
			2007/11/27	歩くスキーコース	看板、支柱	歩くスキーコース標識看板13枚(プラスチック板13枚下地シート張り・シート切抜き文字張り)2枚(プラスチック板/カイドック・KDP8400白 1000×2000×3.0)製作設置作業		
			2007/11/27	溪流口広場	看板	溪流プース横にゲレンデ情報看板1基(木角材60×60×3600、コンパネ1800×900×12、カラートン0.35mm白0.35mm1830×915、ステンレス製コーチスクリュー10×100加工組立・OP塗り白、マグネットシート0.8mm 1000×1000、看板体加工/シート切抜き文字張り)新規設置作業		
			2007/12/23	中央口駐車場	看板支柱	中央口駐車場内誘導看板3基の支柱を50cmかさあげ		
			2007/12/27	スノーパーク	角スコップ、剣先スコップ、アイスピック	角スコップ10丁、剣先スコップ3丁、灯油ポンプ5本、氷割用ツルハシ4丁、コンビネーションレンチ1丁、アイスピック3丁、ハンマー3.6kg1丁、切断砥石2箱、土嚢袋50枚入1袋、スケール5.5m2個、ポッシュジグソーブレード2個		
			2007/12/27	スノーパーク	鍬、ほうき、スノーカート	鍬、ほうき、スノーカート購入		
			2008/1/16	第1ロープトウ	標識	標識サイン、Uターン矢印、スタート地点・コース状況表示用看板制作		
			2008/1/28	第1ロープトウ	標識	構内標識、スライド式コンクリート台		
			設備維持修繕	電気設備維持修繕	2007/4/9	作業センター横便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	炊事遠足広場便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	アシリベツの谷便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	天文台	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	鱒見口便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	溪流園便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	鱒見の谷便所	水復旧	水復旧作業
					2007/4/9	さまよいの洞窟	水復旧	水飲み台復旧
					2007/4/9	さまよいの洞窟横便所	水復旧	水復旧作業(水飲み台外部量水器フレンジ復旧含む)
					2007/4/9	大地の広場便所	水復旧	水復旧作業(水飲み台含む)
					2007/6/8	カントリーハウス	圧力計	カントリーハウス機械室内加圧給水ポンプ圧力計(60mm×1MPs)の交換
					2007/6/8	溪流園炊事コーナー	水飲み台	水飲み台の詰まり除去
					2007/6/8	カントリーガーデン	水飲み台	カントリーハウス前水飲み台のバルブ及びモルタル補修
					2007/8/23	カントリーハウス～天文台	スプリンクラー	カントリーハウスレストラン横芝生内設置のポップアップ式スプリンクラー(可変半径ノズル式 飛散半径5.5m 906ℓ/h トロ社)3基を同等部品と交換
					2007/10/12	虹の巣ドーム	水飲み台	虹の巣ドーム内水飲み台ストレーナー洗浄及び調整作業
					2007/4/9	あり塚の塔	水復旧	神秘的泉ポンプ水復旧作業
2007/4/11	カントリーガーデン水景施設(中央)	濾過装置			濾過機滅菌灯紫外線ランプ(SUV110DH-2)11本購入			
2007/6/6	森のせせらぎ	クロルテスター			DPDテストキット1台ハイライトSPA60 1箱(2.5kg×4)			
2007/6/22	森のせせらぎ	水路			DPD試薬(500袋入)1箱			
2007/8/10	カントリーガーデン	花人の隠れ家池			まきばのせせらぎ水路に水位電極蓋を新規設置			
2007/8/10	森のせせらぎ	コンプレッサー	森のせせらぎ水路濾過用コンプレッサー(AC0610型 日東工器製)交換					
2007/8/10	中央口B棟	動力盤変換機	中央口B棟内水系施設用動力盤変換機(S82K-01524型 オムロン製 パワーサブライ)の交換					
2007/9/1	森のせせらぎ	固形塩素	固形塩素購入(ハイクロント 100錠/袋×10袋/箱<20kg> ハイライトSPA 2.5kg×4/箱)					

修繕履歴(平成19年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
		水循環設備維持修繕	2007/4/12	炊事遠足広場便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/4/27	鱒見の谷便所	水抜き栓	電動水抜き栓(操作部 D6型50)、電動弁起動部(TH470EAI)及びモーター部の補修	
			2007/4/30	森の池(ビーバーダム)	集水桝	森の池周辺集水桝カバー用マット購入(91cm×10mグリーン 1巻)	
			2007/5/23	全園	トイレパーツ	ピストンバルブ(TOTO THY328 10個)、ピストン部(INAX A-3189 4個)、シートパッキン(TOTO TH321 10枚)、リング(TOTO 91300H 10個)、32mm水栓用パッキン(THY91140 5枚)、電動弁起動部(TH470EAI 1個)、バキュームブローカー(INAX CF-V5 1個)、幼児用補助便座2個、幼児用便座4個、便座あたり止め8個	
			2007/6/8	作業センター横便所	フラッシュバルブ、小便器起動部	作業センター横多目的便所小便器起動部(1個)交換及び大便器フラッシュバルブピストン部交換	
			2007/6/8	アシリベツの谷便所	フラッシュバルブ	アシリベツの谷便所ピストン部(1箇所)交換	
			2007/6/8	サイクルセンター	ピストン部	サイクルセンター便所ピストン部交換	
			2007/7/27	全園	トイレパーツ、便座当り止め	ピストンバルブ(TOTO THY328 5個)、シートパッキン(TOTO TH321 5枚)、便座当り止め(TS-152 20個)、ボールバルブ(エコボール Z025-600型 4個)	
			2007/8/10	虹の巣ドーム	排水管	虹の巣ドーム内男子便所の手洗い排水管の洗浄作業	
			2007/9/5	東ロボランティア棟(スキヤーズサロン)	ウォッシュレットノズル部	東ロボランティア棟内多目的便所のウォッシュレットノズル部(TOTO TH503)1箇所の部品交換作業	
			2007/11/12	作業センター横便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/11/12	アシリベツの谷便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/11/12	鱒見口便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/11/12	溪流園便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/11/12	鱒見の谷便所	水抜き	水抜き作業	
			2007/11/12	オートリゾート滝野便所棟	便所棟1・2	便所棟1・2のキャンプ場職員が水抜きした箇所の確認	
			2007/11/12	さまよいの洞窟横便所	水抜き	水抜き作業(水飲み台含む)	
			汚水処理設備維持修繕	2007/11/12	天文台	水抜き	水抜き作業
				2007/11/12	あり塚の塔	水抜き	水抜き作業
				2007/11/12	さまよいの洞窟	水抜き	水飲み台水抜き作業
		2007/11/30		車庫棟	給油計量機	車庫横地下タンク給油計量機のディスプレイの交換及び巣トレーナー清掃	

※平成19年度の修繕費合計額は19,037千円である。

修繕履歴(平成18年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	休憩所等修繕	2006/4/22	東口	ログハウス	つどいの森ログハウスを東口休憩所前へ移動(25tクレーン、10tトラック)
			2006/7/15	虹の巣ドーム	手摺	ドーム内階段手摺修繕
			2006/11/13	東口駐車場	ワックスルーム	清水沢駐車場よりワックスルームを移設
			2006/11/13	パークブリッジ下	ワックスルーム	清水沢駐車場よりワックスルームを移設
			2006/11/13	天文台	水抜き	水抜き作業
		2006/7/20	バックヤード北棟	ドア鍵	北棟出入口の鍵穴分解調整	
		便所修繕	2006/4/28	清水沢口駐車場、清水沢資材置き	バイオトイレ	駐車場設置のバイオトイレ窓ガラス(W765×H795)が破損の為交換
			2006/5/10	中央口駐車場便所	鍵	男子便所出入口のシリンダー鍵老朽化により交換
		その他維持修繕	2006/8/18	ビジターセンター	多目的便所ドア	多目的便所スライドドア上部取付金具修繕調整
			2006/4/28	汚水終末処理場	ガラス	入口横ガラス窓破損により交換(W750×H1125)
	2006/5/23		秘密の抜け道(森のすみか)	温度・湿度計	調査のため温度・湿度計設置	
	2006/8/18		汚水終末処理場	ガラス	入口横ガラス窓破損により交換(W750×H1110×8)	
	2006/9/1		くらしの花園(カントリーハウス)	床面、屋根	くらしの花園床面シート破損部修繕(塩ビ塗料)及び手摺にクッション材設置	
	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	2006/4/10	中央口A棟	空調	ボイラー室の温水暖房加熱器が異常停止のため、補給水注入及び各パネルヒーターエア抜き作業
			2006/6/10	中央口A棟	空調	パネルヒーターのレタンバルブ部のコーキング及び調整
			2006/9/26	カントリーハウス	床暖房	1F床暖房用エア抜きバルブ(20A(3/4)TA-11)4個破損の為交換
			2006/11/30	東口駐車場	ワックスルーム	休憩所に東口レストハウス外部コンセントからの電源供給
			2006/11/30	パークブリッジ下	ワックスルーム	休憩所に東口レストハウス外部コンセントからの電源供給
			2006/12/5	公園入口(渓流側)	電話	門衛所内設置電話が外線不通により調査・修理(モジュラー2個・保安器交換、
			2006/12/22	中央口A棟	電話	ネットワークアダプターIC部故障により修理
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2006/4/10	第2ロープトウ	進入路	整備に伴って車両の進入路上にコンパネ50枚設置し、整備終了後は撤去
			2006/4/10	中央口	クロスポイント	クロスポイントの鉄板を撤去
			2006/4/12	つどいの森	芝生	スタート・ゴール看板撤去の跡に張芝4m2
			2006/5/31	カントリーガーデン	枕木	カントリーハウス前枕木3箇所修繕
			2006/5/31	ミズバショウ園	木道	ミズバショウ園周辺木道補修(120×1500 8本)
			2006/7/21	あり塚の塔	路肩	CG園路脇～あり塚の塔周辺の土砂流出部に黒土補充し、あり塚の塔出入口周辺部に植栽土のう
			2006/7/25	森のすみか	木製床板	森のすみかエリア内の木製床板点検
			2006/7/27	ロッジゆきざさ	木製階段	ロッジゆきざさ北側正面丸太階段杭部9箇所腐食のため交換
			2006/8/9	ロッジゆきざさ	木製階段	ロッジゆきざさ裏表階段の破損部の交換(道内産カラマツ横木8本、杭10本)
			2006/8/9	オートリゾート滝野	木製階段	破損木道階段(道内産カラマツ)20本、杭30本交換
			2006/8/17	カントリーガーデン	水飲み台周辺園路	水飲み台周辺の園路舗装剥離部分に砕石で埋め戻した後におがくずを糊を使用し被覆する。
			2006/9/4	MTBコース	MTBコース	MTBコースの不陸整正作業(3tブル 2.5×1300m 砕石18m3)
			2006/9/11	中央口	平板	中央ゲート周辺の平板の段差、破損をモルタルにて調整補修
			2006/9/11	東口	平板	東口ゲート周辺の平板の段差、破損をモルタルにて調整補修
			2006/9/12	森の池(ビーバーダム)	木デッキ	木デッキ両端部2箇所のグラツキ修繕
			2006/9/12	森のすみか	森の回廊	森の回廊木材腐食部に防腐剤塗布(OGR16L1缶)及びコーキング
			2006/9/19	清水沢口駐車場、清水沢資材置き	清水沢資材置き場	3tブルにて不陸整正
			2006/9/19	ハイキングコース	中の沢ろ過機械室前	中の沢ろ過機械室前3tブルにて不陸整正
			2006/9/19	放牧場	地面	放牧場前が陥没部不陸整正
			2006/11/13	中央口	クロスポイント	クロスポイントに鉄板を9枚敷き養生
			2006/4/10	オレンジエッグ	バタフライ弁グレーチング	バタフライ弁グレーチングのブルーシート・土のう撤去
			2006/4/10	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ設置(64本)
			2006/4/10	こもれびネット(ハンモック)	ハンモック	ハンモック3基設置
			2006/5/18	オートリゾート滝野木製遊具	コンビネーション遊具	コンビネーション遊具点検結果に基づき、要補修箇所を修復
			2006/5/18	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ補修(大22本、小6本)の溶着補修
			2006/5/18	秘密の抜け道(森のすみか)	遊具	「飛ばし線」内金属導線破損修理「ホテルが飛んだ」コーナー下側赤外線センサー破損のため交換
			2006/7/27	スイングボール	スイングボール	ボール部すぐ上のロープ磨耗により3本交換
			2006/7/27	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ補修(大10本、小2本)の溶着補修
			2006/7/27	メロディきのこ	木琴	木琴1台新規作り直しし、既存の部品は他の3台の欠品等に充当する
			2006/8/17	光の遊具	基礎部	光の遊具1箇所の基礎部鉄フック露出のため黒土にて被覆と填圧
			2006/8/21	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ補修(大10本)の溶着補修
			2006/9/30	オレンジエッグ	送風管	オレンジエッグの送風管内の水抜き作業
			2006/10/13	マウントコニーデ	コニーデ	コニーデ補修(大25本)の溶着補修
			2006/11/6	フワフワエッグ(白)	冬養生	膜状面の養生(土のう400袋、コンパネ300枚(支給))
			2006/11/13	あり塚の塔	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	フワフワエッグ(白)	バタフライ弁グレーチング	バタフライ弁グレーチングをブルーシート・土のうで養生
			2006/11/13	虹の巣ネット	仮設足場	仮設足場材(500×1800mm2枚×5段)及び床面コンパネを搬入、撤去(3日分賃料含)
			2006/11/13	オレンジエッグ	オレンジエッグ	ブルーシートと土のうで養生
			2006/11/13	オレンジエッグ	バタフライ弁グレーチング	バタフライ弁グレーチングをブルーシート・土のうで養生

修繕履歴(平成18年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
			2006/11/13	こもれびネット(ハンモック)	ハンモック	3基を外し多目的便所に収納
			2006/11/14	虹の巣ネット	虹の巣ネット・ざぶとん	ネット本体、本体網目、ぶら下がりがりホール、安全ネット、引き手ロープ、金具カバー、取付金具の点検、ざぶとん遊び18個の点検
	その他維持修繕		2006/4/10	パークブリッジ下	スタートゴール看板	歩くスキースタートゴール看板を撤去
			2006/4/10	つどいの森	スタートゴール看板	歩くスキースタートゴール看板を撤去
			2006/4/10	溪流ゾーン	鯉のぼり	鯉のぼり用ポール8本を設置
			2006/4/10	全園	看板	アプローチ園路沿い設けられているサイクル看板11ヶ所14基の設置
			2006/4/10	第1ロープトウ	防護施設	ロープトウ防護柵撤去
			2006/4/10	第1ロープトウ	ロープトウ	1)ロープ巻取った物と、支柱2本、滑車を虹の巣電気室へ収納2)山麓支柱養生3)原動機ギヤモーターオイル交換(35L)4)ワイヤー交換(400m)
			2006/4/10	第2ロープトウ	防護施設	ロープトウ防護柵撤去
			2006/4/10	案内所	手摺	案内所横スロープ手摺の堆雪で破損部材交換(カラマツL=1500一本)
			2006/4/10	中央ロアプローチデッキ	手摺	アプローチデッキアルミ高欄で堆雪で変形した5本を溶接、塗装にて補修(工場にて補修)外している期間は単管養生
			2006/4/10	ラティス(中央ロB棟横)	ラティス	中央ロB棟横にラティス(8枚)設置
			2006/4/12	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	やまびこトンネル上 及び展望台近く	積雪柵(やまびこトンネル15.3m×2、展望台近く115.6m+73.1m)を設置
			2006/4/12	カントリーガーデン	看板	カントリーガーデン看板2基を所定位置に設置しスノーパーク利用看板4基撤去
			2006/4/12	MTBコース	木柵、看板	MTBコース入口木柵設置(16組15m)、及び誘導看板2基設置
			2006/4/12	中央ロA棟	看板	中央ロA棟屋上のリフト券売場看板1基を撤去
			2006/4/12	滝野第1リフト H14～	運転室・監視室	運転室・監視室の利用約款の案内板(6枚プラスチック整/クリアー)の撤去
			2006/4/12	熊侵入防止柵	フェンス	グリーンシーズン開園中毎金曜日(計29回)外周柵点検
			2006/4/13	第2ロープトウ	ロープトウ	ロープ、滑車(山頂・山麓)、支柱(山頂・山麓)、原動機、ハンガーを清水沢口倉庫に撤収する
			2006/4/28	全園	看板	堆雪により破損した園内各所看板の修復
			2006/5/10	炊事遠足広場	残り火入れ	残り火入れ3個購入(蓋付、取っ手付、グレー塗装)
			2006/5/31	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	看板	20Km規制看板(上下穴あき)5枚タイラップ43cm白(100本入り)2袋(
			2006/6/1	溪流ゾーン	看板	溪流ゾーンの看板9箇所の修繕
			2006/6/5	熊侵入防止柵	フェンス	熊巡回特別点検(H18.6/5～11)、及び清水沢既設門扉に熊侵入防止用柵設置(コンパネ使用)
			2006/6/7	全園	看板	ゴミ箱表示板燃えるゴミ25枚、資源ごみ25枚
			2006/7/10	中央ロ	幹線園路隣接ゲート	門扉(幹線園路隣接)(H1800×W5000)の支柱とフェンス連結丁番溶接部のめくれにより交換、及び基礎部修正
			2006/7/13	パークゴルフ	スタートマット	パークゴルフ スタートマット(アシックスGGG052)5枚購入
			2006/7/14	森の池(ビーバーダム)	除藻	森の池の除藻のため、微生物資材(EM-1)をH18.7/14～8/31毎回300リットル 計8回投入
			2006/7/15	花人の隠れ家	手摺	四阿横設置の手摺表面のケレン・塗装
			2006/7/18	全園	看板	看板修復作業1)東口軽食コーナー前MTB案内2)中央ロロータリー自転車駐車場案内3)カントリーガーデン身障者園路案内4)森のすみか花広場表示板取外し
			2006/7/24	全園	セフティコーン	セフティコーン(公園名入)50個購入
			2006/7/25	カントリーガーデン	手摺	サイロ横設置の階段手摺補修作業
			2006/7/27	全園	土のう袋	土のう袋(50枚入)4袋購入
			2006/8/12	全園	看板	パウチ貼り付け用スチール看板20台、パウチ貼り付け用A型看板3基
			2006/8/20	こどもの谷	ベンチ	II基地区のベンチ塗装半割り丸太ベンチ16基、背無しベンチ6基のケレン、塗装
			2006/8/21	全園	鉄ピン	鉄ピン購入16φ×1510mmチョコ色100本購入
			2006/9/19	全園	ベンチ	園内設置の背もたれベンチ100基の塗装。グラツキがあるベンチについては補強する。
			2006/10/14	全園	コンパネ	コンパネ50枚購入
			2006/10/25	スノーパーク	スノーポール	スノーポール(φ38×L3000)50本購入
			2006/10/27	スノーパーク	エースロープ等	エースロープNo. 310φ5mm20巻、結束バンド250mm(B)100本入5袋、AKラッカースプレー300ml48本入2箱、立入禁止テープ30本入1箱等購入
			2006/10/30	スノーパーク	アイスピック先端	アイスピック先端スペア20本購入
			2006/10/30	森のせせらぎ	コーキング剤	シリコンコーキング(クリア)20本購入
			2006/11/13	パークブリッジ下	スタートゴール看板	歩くスキースタートゴール看板設置
			2006/11/13	ラティス(中央ロB棟横)	ラティス	ラティスを撤去し中央ロB棟倉庫へ保管
			2006/11/14	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	やまびこトンネル上 及び展望台近く	積雪柵(やまびこトンネル15.3m×2、展望台近く115.6m+73.1m)を設置
			2006/11/14	カントリーガーデン	看板	スノーパーク利用看板4基を設置し、カントリーガーデン看板2基を撤去(中央ロB棟へ収納)
			2006/11/14	MTBコース	木柵	MTBコース入口木柵撤去(16組)
			2006/11/14	ロンスタジアム	木柵	ロンスタ上部ホースドレッシングコース沿いの木柵4スパン撤去(圧雪作業開口部)
			2006/11/14	中央ロA棟	看板	中央ロA棟屋上にリフト券売場看板1基を設置
			2006/11/14	滝野第1リフト H14～	看板	運転室・監視室に利用約款の案内板(6枚プラスチック整/クリアー)設置

修繕履歴(平成18年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
設備維持修繕	電気設備維持修繕		2006/11/15	第1ローフトウ	ローフトウ	第1ローフトウ設置し設置終了後安全点検表に基づき、試運転、・安全点検実施
			2006/11/20	清水沢入口～公園事務所、山の家幹線園路	看板	20Km規制看板用支柱6本購入(6,000)
			2006/11/20	スノーパーク	ネクストポール等	ネクストポール35φ*2900Lオレンジ60本セーフティフック35φ(W)120個
			2006/11/20	スノーパーク	スノーポール	スノーポール(φ38×L3000)50本購入
			2006/11/21	第2ローフトウ	ローフトウ	第2ローフトウの設置し設置終了後安全点検表に基づき、試運転、・安全点検実施
			2006/12/4	つどいの森	ゴール看板	歩くスキーゴール看板制作
			2006/12/4	つどいの森	スタート看板	歩くスキースタート看板を既存の部材を流用し製作・設置
			2006/12/15	第1ローフトウ	Tバーフック	Tバーフックの修理30本
			2006/4/10	パークブリッジ下	電線供給ケーブル	イベント用電源ボックスからワックスルームへの電源供給ケーブル等撤去(CCVZ14-2C 40m)
			2006/4/17	電気設備	電気工作物	1)月巡視点検(電気メーター検針含)2)年次点検3)電気設備の調整、消耗品の交換または軽微な修理及び作業4)業務の実施に伴う記録及び報告5)その他監督員が指示する事項
	2006/5/10	秘密の抜け道(森のすみか)	影絵遊び	ステンレス球32φ取付加工		
	2006/6/20	中央口	タイムスイッチ	電気室内タイマー交換(15601K)		
	2006/7/10	電気設備	修繕部品	ケーブル、電気修繕道具備品購入		
	2006/7/30	全園	外灯	中央口駐車場付近幹線園路2箇所、パークブリッジ1箇所の電球交換(NH360FD・L支給)		
	2006/8/1	溪流ゾーン	仮設分電盤	夜祭り準備として溪流園電気室、アシリベツの谷便所にライトアップ用分電盤設置等		
	水道設備維持修繕		2006/4/10	作業センター横便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	炊事遠足広場便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	アシリベツの谷便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	天文台	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	鱒見口便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	溪流園便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	鱒見の谷便所	水復旧	水復旧作業
			2006/4/10	大地の広場便所	水復旧	水復旧作業(水飲み台含む)
			2006/4/11	東口駐車場	量水器	東口駐車場歩道側の量水器が凍結破損のため量水器交換(アイチ40mm)
			2006/5/22	カントリーガーデン	散水栓	散水栓関連部品、アダプター、エルボ、チーズ、ソケット、プラグ各100個、クリップハンド300個、白継手プラグ30個白継手キャップ50個購入
			2006/6/10	バックヤード北棟	散水栓	北棟内散水栓用金具(T26NH13)及びステンレス継手水栓ソケット(20×30)破損のため交換
			2006/7/5	カントリーハウス	水質	カントリーハウス給湯設備のレジオネラ菌群分析
2006/7/5			カントリーガーデン水景施設(中央)	水質	中央池、滝2箇所の採水しレジオネラ菌分析	
2006/7/5			森のせせらぎ	水質	森のせせらぎ水路しレジオネラ菌分析	
2006/11/13	さまよいの洞窟	水抜き	水飲み台水抜き作業			
水循環設備維持修繕		2006/4/10	あり塚の塔	水復旧	神秘的泉ポンプ水復旧作業	
		2006/5/10	森のせせらぎ	循環ポンプ	ポンプピット内ろ過機循環ポンプ(US50-5075SX脱着式)の交換及びマグネットスイッチの交換	
		2006/5/11	カントリーガーデン水景施設(中央)	ダストバケツ	ダストバケツ(SUS製、金網2.5-#5.870×870×H430)	
		2006/6/7	森のせせらぎ	固形塩素	固形塩素購入(ハイクロンT 100錠/袋×10袋/箱<20kg>)	
		2006/8/3	森のせせらぎ	クロールテスター	DPDテストキット1台、DPD試薬(500袋入)1箱	
		2006/8/11	森のせせらぎ	塩素投入装置	塩素錠ハイクロン用簡易塩素投入器設置	
		2006/8/14	あり塚の塔	循環ポンプ	神秘的泉循環ポンプ(32φ×100L/min×5m)故障により交換	
		2006/9/19	カントリーガーデン水景施設(中央)	濾過装置	濾過機滅菌灯紫外線ランプ(SUV110DH-2)13本購入、石英ジャケット1本購入	
放送設備維持修繕		2006/9/19	森のせせらぎ	濾過装置	濾過機滅菌灯紫外線ランプ(70W)1本購入	
		2006/7/3	カントリーハウス	CDデッキ	スタッフルーム設置CDミュージックプレーヤー(WB-655)故障(ヒカリビックアップ、スピンドルモーター)により修理(修理期間中代替機対応)	
汚水処理設備維持修繕		2006/4/5	汚水終末処理場	汚水処理場	H18年度終末処理場36回の点検。機器類の点検作業。	
		2006/4/5	オートリゾート滝野汚水Aピット	汚水Aピット	H18年度Aピット17回の点検。機器類の点検作業。	
		2006/4/5	オートリゾート滝野汚水Bピット	汚水Bピット	H18年度Bピット18回の点検。機器類の点検作業。	
		2006/4/10	鱒見の谷便所	地下ピット	地下ピット内パッキン(50A×10kg)破損のため交換(水抜き作業含む)	
		2006/4/24	中央口駐車場	雨水樹	駐車場入口付近雨水樹1箇所の陥没補修	
		2006/4/24	焼肉ガーデン「アシリベツ」周辺	マンホール	焼肉ガーデンアシリベツ前、釣り堀前のマンホール2箇所の陥没の補修	
		2006/4/28	オートリゾート滝野サニタリーハウス	屋根	サニタリーハウス屋根(ガラス)が既定箇所からずれているため定位置に固定	
		2006/4/30	バイオトイレ(ドンガバ・ペンギン・子供の森コースヘアピン)	バイオトイレ	3箇所のバイオトイレ紙葉点検、保守点検、格納点検(5~10月 1回/月 計6回×3箇所)	
		2006/6/10	カントリーハウス	トイレ系水槽	ポイラー室内トイレ系統内水槽設置のボールタップ(FM20)破損のため交換	
		2006/6/10	中央口A棟便所	外部便所	男子便所和式のフラッシュバルブピストン部(THY328)交換	
		2006/6/28	バイオトイレ(ドンガバ・ペンギン・子供の森コースヘアピン)	バイオトイレ	ドンガバ・ペンギン村バイオトイレの菌床取替・バッテリー液補修作業(ドンガバ村はインバーター補修作業追加)	
		2006/7/28	東口ボランティア棟(スキヤーズサロン)	多目的便所	多目的便所ピストンバルブ(THY328)故障により交換調整	

修繕履歴(平成18年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
			2006/11/13	作業センター横便所	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	炊事遠足広場便所	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	アシリベツの谷便所	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	鱒見口便所	水抜き	水抜き
			2006/11/13	溪流園便所	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	鱒見の谷便所	水抜き	水抜き作業
			2006/11/13	さまよいの洞窟横便所	水抜き	水抜き作業(水飲み台含む)
			2006/11/15	アシリベツの谷便所	水抜き	水抜き作業
			2007/1/5	汚水終末処理場	破砕機モーター	破砕機用減速器モーター交換(CNVN02 0.2kw 200V)
		その他維持修繕	2006/6/21	中の沢ろ過機械室	電磁流量計	配水池送水系統のバルス式電磁流量計(FIQ-3)修理

※平成18年度の修繕費合計額は18,390千円である。

		区分				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度		
夏季 (中心ゾーン) ※1	有料エリア (中心ゾーン)	東口※2	一般大人	90,275	90,825	90,205
			一般小人	27,685	25,725	26,067
			団体大人	7,376	8,118	7,228
			団体小人	4,796	5,643	3,578
			計	130,132	130,311	127,078
		中央口	一般大人	32,896	30,359	21,312
			一般小人	8,667	5,812	4,976
			団体大人	3,269	2,127	1,898
			団体小人	2,350	1,407	1,992
			計	47,182	39,705	30,178
		清水沢口 (青少年 山の家)	一般大人	545	540	548
			一般小人	119	178	199
			団体大人	8,532	8,456	8,786
			団体小人	19,394	20,607	20,350
			計	28,590	29,781	29,883
	計	123,716	121,724	112,065		
	一般小人	36,471	31,715	31,242		
	団体大人	19,177	18,701	17,912		
	団体小人	26,540	27,657	25,920		
	合計	205,904	199,797	187,139		
	大人	525	532	1,323		
	小人	29	21	144		
	計	554	553	1,467		
	一般	94,020	109,444	108,008		
	身体障害者	4,324	3,793	4,615		
	計	98,344	113,237	112,623		
	一般(大人+小人)※3	135,427	142,707	135,052		
	団体(大人+小人)※3	26,532	30,411	27,287		
	一般(大人+小人)	90,394	106,919	96,550		
	団体(大人+小人)※4	28,066	28,229	25,314		
	団体(青少年山の家)	1,851	2,997	2,805		
	入園者総数(人)	587,072	624,850	588,237		
	団体利用件数(件)	1,200	1,132	1,047		

※1 夏季：4/20～11/10、冬季：12/23～3/31、閉園期間：4/1～4/19・11/11～12/22

※2 天文台入園者数を含む

※3 総団体入園者数(有料の団体用件に満たないのみなし団体を含む)から有料団体入園者を差し引いた推計値

※4 溪流口から入った団体入園者数(有料の団体要件に満たないのみなし団体を含む)と青少年山の家利用者を合算した推計

※5 溪流口を含む

年度別利用実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	夏 (4~11月)	冬 (12~3月)	月平均	累計
昭和58年度				5,000	46,216	53,713	29,483	4,070					138,482	138,482	0	27,696	138,482
昭和59年度	5,180	43,180	42,320	66,470	109,416	83,890	46,860	7,790					405,106	405,106	0	50,638	543,588
昭和60年度	20,128	100,586	77,639	77,698	119,441	90,747	51,437	8,778		2,716	5,007	4,300	558,477	546,454	12,023	50,771	1,102,065
昭和61年度	11,396	90,202	94,829	80,026	146,507	108,714	57,929	12,015		3,817	15,665	5,827	626,927	601,618	25,309	56,993	1,728,992
昭和62年度	20,029	122,159	136,381	132,213	168,179	132,470	77,220	10,214		7,758	16,241	6,716	829,580	798,865	30,715	75,416	2,558,572
昭和63年度	12,539	152,103	96,768	155,302	133,226	118,407	74,839	7,033		11,457	23,451	8,121	793,246	750,217	43,029	72,113	3,351,818
平成元年度	14,048	77,006	57,781	69,760	75,747	64,711	44,246	7,547	1,207	14,669	16,064	9,862	452,648	410,846	41,802	37,721	3,804,466
平成2年度	8,735	82,326	74,356	75,916	80,625	69,894	43,514	5,161	1,578	17,343	20,533	15,902	495,883	440,527	55,356	41,324	4,300,349
平成3年度	8,300	89,276	82,906	64,912	99,734	74,393	40,380	4,745	1,155	14,975	23,439	13,407	517,622	464,646	52,976	43,135	4,817,971
平成4年度	4,174	70,833	82,655	54,920	64,644	51,506	44,583	3,746	1,477	17,985	21,373	10,361	428,257	377,061	51,196	35,688	5,246,228
平成5年度	7,351	76,176	62,452	66,751	66,936	59,581	43,014	6,020	1,713	19,908	19,145	12,536	441,583	388,281	53,302	36,799	5,687,811
平成6年度	4,893	77,608	98,437	88,574	97,549	58,081	44,187	3,881	1,477	19,060	18,859	12,817	525,423	473,210	52,213	43,785	6,213,234
平成7年度	10,383	78,645	73,808	77,158	75,887	59,059	41,146	3,415	1,170	18,636	22,458	11,801	473,566	419,501	54,065	39,464	6,686,800
平成8年度	10,476	54,551	67,208	66,528	88,441	62,565	41,956	5,801	1,279	18,358	28,295	11,824	457,282	397,526	59,756	38,107	7,144,082
平成9年度	17,195	61,392	73,787	78,748	85,815	54,135	37,252	5,905	830	20,434	24,031	14,390	473,914	414,229	59,685	39,493	7,617,996
平成10年度	12,771	83,807	58,832	70,021	80,583	57,249	38,302	6,158	816	21,756	26,545	12,344	469,184	407,723	61,461	39,099	8,087,180
平成11年度	13,411	65,638	70,733	68,462	95,994	42,861	26,528	2,353	4,762	41,066	28,881	15,802	476,491	385,980	90,511	39,708	8,563,671
平成12年度	10,500	49,336	68,688	102,224	132,217	49,215	48,523	7,440	4,700	44,508	26,841	16,391	560,583	468,143	92,440	46,715	9,124,254
平成13年度	23,958	81,295	79,064	78,415	124,547	72,294	44,126	2,440	6,965	47,997	35,495	15,811	612,407	506,139	106,268	51,034	9,736,661
平成14年度	36,229	74,320	70,081	81,813	122,345	108,049	53,638	2,775	8,304	43,367	33,636	21,234	655,791	549,250	106,541	54,649	10,392,452
平成15年度	17,318	83,029	74,130	94,747	115,426	82,793	42,175	10,594	4,497	42,316	28,023	13,054	608,102	520,212	87,890	50,675	11,000,554
平成16年度	13,216	74,895	85,217	99,284	127,539	82,311	44,605	3,537	7,283	55,350	34,100	17,537	644,874	530,604	114,270	53,740	11,645,428
平成17年度	8,935	66,659	95,984	92,817	102,198	67,807	39,809	6,598	7,560	50,838	32,879	14,332	586,416	480,807	105,609	48,868	12,231,844
平成18年度	14,133	68,337	70,985	95,103	105,116	70,713	38,919	5,221	3,179	52,972	44,750	17,644	587,072	468,527	118,545	48,923	12,818,916
平成19年度	21,506	70,539	98,725	92,989	92,511	68,940	40,410	3,881	6,875	60,998	46,320	21,156	624,850	489,501	135,349	52,071	13,443,766
平成20年度	14,582	74,038	64,980	83,185	96,916	85,030	43,962	3,375	6,410	60,041	37,291	18,427	588,237	466,068	122,169	49,020	14,032,003

より良い公園運営の参考にアンケート調査を行っています。ご協力をお願いします。

Q1. あなたの性別は？……………男 ・ 女

Q2. あなたの年齢は？

- A 小学生 B 中学生 C 15～18歳 D 19～29歳 E 30～39歳 F 40～49歳 G 50～59歳 H 60～69歳 I 70歳以上

Q3. あなたの住所は？

- 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村 _____

Q4. 本日はどなたといっしょにいらっしゃいましたか？

- A 一人で _____ B 友人・知人と _____ C カップルで _____ D 夫婦で _____ E 家族と _____ F 学校の団体
G 地域の団体 _____ H 職場の団体 _____ I その他 (_____)

Q5. 主に利用した交通機関は？

- A 自家用車 _____ B リンカー _____ C バイク _____ D 自転車 _____ E 路線バス _____ F 地下鉄+路線バス _____ G 貸し切りバス
H その他 (_____)

Q6. ご来園までの所要時間は？

- A 30分以内 _____ B 1時間以内 _____ C 1時間～1時間30分 _____ D 1時間30分～2時間 _____ E 2時間以上

Q7. 公園に入園された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。

- 来園時間 _____ 時 _____ 分頃 ●お帰りの予定時間 _____ 時 _____ 分頃

Q8. この公園にはまだびたびたいらっしゃいますか？

- A ほぼ毎日 _____ B 週に2～3回 _____ C 週に1回 _____ D 月に2～3回 _____ E 月に1回 _____ F 年に数回
G 年に1回 _____ H 数年に1回程度 I 今回初めて

Q9. 本日、この公園にきたきっかけは何ですか？(3つまで)

- A イベントをやっているから _____ B 景色がいいから _____ C 料金が安いから _____ D 広大としているから
E 花がきれいだから _____ F 一日中遊べるから _____ G パーキングができるから _____ H 近くに家だから
I 友人に誘われたから _____ J 子供を安心して遊ばせられるから _____ K 散歩始めへの一環
L キャンプができるから _____ M 自然に癒やれるから _____ N その他 (_____)

Q10. チューリップフェスタはご存知でしたか？

- A 知っている _____ B 知らなかった

Q11. 公園内の花壇または花畑をご覧になっていかかバですか？

- A とてもきれい B まあまあきれい C あまりよくない D よくない E 見ていないのでわからない

Q12. 最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか？(3つまで)

- A 新聞 _____ B テレビ _____ C ラジオ _____ D 新聞広告
E 雑誌(じゃらん等) _____ F 情報誌(オクト等) _____ G 市町村の広報誌 _____ H 公園情報紙「すずらんメール」
I 公園のホームページ _____ J 知人に聞いて _____ K 一般の方のブログ
L その他 (_____)

Q13. Q12で「H」公園情報紙「すずらんメール」とお答えになられた方にお聞きます。具体的にどちらでご覧になりましたか？

- A 市区役所・町村役場 _____ B 観光案内所 _____ C ホテル・旅館 _____ D 子どもの学校・幼稚園(自由)
E 公園で訪れたらった _____ F 銀行・郵便局等 _____ G その他 (_____)

Q14. 普段お出かけの際にどのような雑誌・情報誌を見られていますか？(3つまでお選びください)

- A 北海道じゃらん _____ B 北海道カーカー _____ C コアミリーカーカー _____ D 道新オクトナ _____ E 花新聞ほっかいどう
F MLoFE _____ G フロコ _____ H ハッピー _____ I ヴァチャラッド J HeNa Press
K その他 (_____)

Q15-1. 公園の整備内容(施設)に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____ 点

- A 非常に満足 (満足点: _____) _____ B まあまあ満足 _____ C やや不満 _____
D 非常に不満 (不満足点: _____) _____

Q15-2. 公園の受付・案内等のサービス面に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____ 点

- A 非常に満足 (満足点: _____) _____ B まあまあ満足 _____ C やや不満 _____
D 非常に不満 (不満足点: _____) _____

Q16. 園内、飲食・物販施設等の利用・衛生・安全の面でお気づきの点かございましたらご記入ください。

(_____)

Q17. その他、公園を利用されて、お気づきの点かございましたらご記入ください。

(_____)

国営滝野すずらん丘陵公園 利用実態調査アンケート

夏期実施

より良い公園運営の参考にアンケート調査を行っています。ご協力をお願いします。

Q1. あなたの性別は？……………男 ・ 女

Q2. あなたの年齢は？

A 小学生 B 中学生 C 15～18歳 D 19～29歳 E 30～39歳 F 40～49歳 G 50～59歳 H 60～69歳 I 70歳以上

Q3. あなたの住所は？

道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村 _____

Q4. 本日はどなたといっしょにいらっしゃいましたか？

A 一人で _____ B 友人・知人と _____ C カップルで _____ D 夫婦で _____ E 家族と _____ F 学校の団体
G 地域の団体 _____ H 職場の団体 _____ I その他 (_____)

Q5. 主に利用した交通機関は？

A 自家用車 _____ B シンカー _____ C バイク _____ D 自転車 _____ E 路線バス _____ F 地下鉄+路線バス _____ G 貸し切りバス
H その他 (_____)

Q6. ご来園までの所要時間は？

A 30分以内 _____ B 1時間以内 _____ C 1時間～1時間30分 _____ D 1時間30分～2時間 _____ E 2時間以上

Q7. 公園に入園された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。

●来園時間 _____ 時 _____ 分頃 ●お帰りの予定時間 _____ 時 _____ 分頃

Q8. この公園にはまだびたびたいらっしゃいますか？

A ほぼ毎日 _____ B 週に2～3回 _____ C 週に1回 _____ D 月に2～3回 _____ E 月に1回 _____ F 年に数回
G 年に1回 _____ H 数年に1回程度 I 今回初めて

Q9. 本日、この公園にきたきっかけは何ですか？(3つまで)

A イベントをやっているから _____ B 景色がいいから _____ C 料金が安いから _____ D 広大としているから _____
E 休みだから _____ F 一日中遊べるから _____ G パーベキューができるから _____ H 近くに売店から _____
I 友人に誘われたから _____ J 子供を安心して遊ばせられるから _____ K 散歩がめぐるのー環 _____
L キャンプができるから _____ M 自然に癒やれるから _____ N その他 (_____)

Q10. ラベンダーフェスタはご存知でしたか？

A 知っている _____ B 知らなかった

Q11. 公園内の花壇または花畑をご覧になっていかかですか？

A とてもきれい B まあまあきれい C あまりよくない D よくない E 見ていないのでわからない

Q12. 最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか？(3つまで)

A 新聞 _____ B テレビ _____ C ラジオ _____ D チラシ(ラベンダーフェスタ) _____
E 雑誌(じゃらん等) _____ F 情報誌(オクト等) _____ G 市町村の広報誌 _____ H 公園情報紙「すずらんメール」 _____
I 公園のホームページ _____ J 知人に聞いて _____ K 一般の方のブログ _____
L その他 (_____)

Q13. Q12で[D]ラベンダーフェスタと答ええにいられた方にお聞きます。具体的にどこらでご覧になりましたか？

A 市区役所・町村役場 _____ B 観光案内所 _____ C ホテル・旅館 _____ D 新聞販売 _____
E 公園で訪ねられた _____ F 銀行・郵便局等 _____ G その他 (_____)

Q14. 普段お出かけの際にどのような雑誌・情報誌を見られていますか？(3つまでお選びください)

A 北海道じゃらん _____ B 北海道カーカー _____ C コアミジャーナル _____ D 道新オクトナ _____ E 花新聞ほっかいどう
F MyLoFE _____ G フロコ _____ H ハッピーマ _____ I マッチャラッド J HaNa Press _____
K その他 (_____)

Q15-1. 公園の整備内容(施設)に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____点

A 非常に満足 (満足点: _____) _____ B まあまあ満足 _____ C やや不満 _____
D 非常に不満 (不満足点: _____) _____

Q15-2. 公園の受付・案内等のサービス面に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____点

A 非常に満足 (満足点: _____) _____ B まあまあ満足 _____ C やや不満 _____
D 非常に不満 (不満足点: _____) _____

Q16. 園内、飲食・物販施設等の利用・衛生・安全の面でお気づきの点がございましたらご記入ください。

(_____)

Q17. その他、公園を利用して、お気づきの点がございましたらご記入ください。

(_____)

国営滝野すずらん丘陵公園 利用実態調査アンケート

秋季実施

より良い公園運営の参考にアンケート調査を行っています。ご協力をお願いします。

- Q1. あなたの性別は？…………… 男 ・ 女
- Q2. あなたの年齢は？
 A 小学生 B 中学生 C 15～18歳 D 19～29歳 E 30～39歳 F 40～49歳 G 50～59歳
 H 60～64歳 I 65歳～69歳 J 70歳以上
- Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村
- Q4. 本日はどなたといっしょにいらっしゃいましたか？
 A 一人で B 友人・知人と C カツリで D 夫婦で E 家族と F 学校の団体
 G 地域の団体 H 職場の団体 I その他 ()
- Q5. 主に利用した交通機関は？
 A 自家用車 B レンタカー C バイク D 自転車 E 路線バス F 地下鉄+路線バス G 貸し切りバス
 H その他 ()
- Q6. ご来園までの所要時間は？
 A 30分以内 B 1時間以内 C 1時間～1時間30分 D 1時間30分～2時間 E 2時間以上
- Q7. 公園に入園された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。
 ●来園時間 _____ 時 _____ 分頃 ●お帰りの予定時間 _____ 時 _____ 分頃
- Q8. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
 A ほぼ毎日 B 週に2～3回 C 週に1回 D 月に2～3回 E 月に1回 F 年に数回
 G 年に1回 H 数年に1回程度 I 今回が初めて
- Q9. 本日、この公園にきたきっかけは何ですか？(3つまで)
 A イベントをやつてゐるから B 景色がよいから C 料金が安いから D 広々としているから
 E 花がきれいだから F 一日中遊べるから G パーキングができるから H 近くに売店から
 I 友人に誘われたから J 子供を安心して遊ばせられるから K 静かな場所だから
 L キャンプができるから M 自然にふれ合えるから N その他 ()
- Q10. コスモスフェスタはご存知でしたか？
 A 知っている B 知らなかった
- Q11. 公園内の花壇または花畑をご覧になりましたか？
 A どれもきれい B まあまあきれい C あまりよくない D よくない E 見てほしいのだから
- Q12. 最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか？(3つまで)
 A 新聞 B テレビ C ラジオ D チラシ(コスモスフェスタ)
 E 雑誌(じやらん等) F 情報誌(オソトナ等) G 市町村の広報誌 H 公園情報紙「すずらんメール」
 I 公園のホームページ J 知人に聞いて K 一般の方のブログ
 L その他 ()
- Q13. Q12で「D」コスモスフェスタとお答えになりましたら、具体的などこからご覧になりましたか？
 A 市役所・町役場 B 観光案内所 C ホテル・旅館 D 新聞社
 E 公園の前もちろった F 銀行・郵便局等 G その他 ()
- Q14. 普段お出掛けの際にどのような雑誌・情報誌を見られていますか？(3つまでお選びください)
 A 北海道じやらん B 北海道ウォーカー C コアミューウォーカー D 道新オソトナ E 花新聞まっかいどう
 F MyLOFE G ホロコ H ハッピーワワ I ワッチャラジド J Ha-Na Press
 K その他 ()
- Q15-1. 公園の整備内容(施設)に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____ 点
 A 非常に満足(満足点)) B まあまあ満足 C やや不満足
 D 非常に不満足(不満足点))
- Q15-2. 公園の受付・案内等のサービス面に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____ 点
 A 非常に満足(満足点)) B まあまあ満足 C やや不満足
 D 非常に不満足(不満足点))
- Q16. 園内、飲食・物販施設等の利用・衛生・安全の面でお気づきの点がございましたらご記入ください。
 ()
- Q17. その他、公園を利用されて、お気づきの点がございましたらご記入ください。
 ()

滝野国営滝野すずらん丘陵公園 利用者実態調査アンケート

冬季実施

- Q1. あなたの性別は？……………男 ・ 女
- Q2. あなたの年齢は？
 A 小学生 B 中学生 C 15～18歳 D 19～29歳 E 30～39歳 F 40～49歳 G 50～59歳
 H 60～64歳 I 65歳～69歳 J 70歳以上
- Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村
- Q4. 本日はどなたといっしょにいらっしゃいましたか？
 A 一人で B 友人・知人と C カツリで D 夫婦で E 家族と F 学校の団体
 G 地域の団体 H 職場の団体 I その他 ()
- Q5. 主に利用した交通機関は？
 A 自家用車 B レンタカー C バイク D 自転車 E 路線バス F 地下鉄+路線バス G 貸し切りバス
 H その他 ()
- Q6. ご来園までの所要時間は？
 A 30分以内 B 1時間以内 C 1時間～1時間30分 D 1時間30分～2時間 E 2時間以上
- Q7. 公園に入園された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。
 ●来園時間 _____ 時 _____ 分頃 ●お帰りの予定時間 _____ 時 _____ 分頃
- Q8. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
 A ほぼ毎日 B 週に2～3回 C 週に1回 D 月に2～3回 E 月に1回 F 年に数回
 G 年に1回 H 数年に1回程度 I 今回が初めて
- Q9. 最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか？(3つまで)
 A 新聞 B テレビ C ラジオ D チラシ(メニューカード) E 雑誌(じゅらん等)
 F 情報誌(オプトナ等) G 市町村の広報誌 H 公園情報紙「すずらんメニュー」 I 公園のホームページ
 J 友人・知人に聞いて K 一般の方のブログ L その他 ()
- Q10. 本日、何を目的にいらっしゃいましたか？(3つまで)
 A グリーンキー B スキースクール C 歩くスキー D チューブそり
 E スノーシュー F 虹の楽ホームで遊具遊び G フットサル遊び
 H かまくらモチ焼き I 雪だるま作り J 散策
 K その他 ()
- Q11-1. 公園の整備内容(施設)に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？
 A 非常に満足 (満足な点:) B まあまあ満足 C やや不満
 D 非常に不満 (不満な点:)
- Q11-2. 公園の受付・案内等のサービス面に満足されましたか？また、100点満点で何点ですか？ _____ 点
 A 非常に満足 (満足な点:) B まあまあ満足 C やや不満
 D 非常に不満 (不満な点:)
- Q12. 園内、飲食・物販施設等の利用・衛生・安全の面でお気づきの点がございましたらご記入ください。
 ()
- Q13. その他、公園を利用して、お気づきの点がございましたらご記入ください。
 ()

ご協力ありがとうございました。

行 催 事 一 覧

【平成20年度】

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
1	灌野の森のクリスマス	一般希望者	カントリーガーデン・こどもの谷全域を使ってのクリスマスを行った。公園や建物、キャラクターにちなんだ問題でスタンプを押しながら解答し、全問正解者にはシュークリームをプレゼント。	---	4月20日～ 11月10日	カントリーガーデン・こどもの谷 森のすみか 27,592人
2	灌野の森のわんぱくフェスタ 遊びサマソングショー	一般希望者	日本の伝統遊びや北海道洞爺湖サミットに参加する各国の遊びや軽音楽を楽しめる遊びのコーナーを設置。子犬ワグルワ(アキカ)、ターツ(アキラ)、ホーネジューズ(イダリ)、キッポール(カチカ)、カントリーアカ(イロ)、ペンペン(ワラシ)、カッキー(ロツア)、なつかり遊び(日本)	利用	4月26日～ 4月29日 全3回	カントリーハウス横芝生広場 730人
3	森のお花屋さん	一般希望者	春から初夏に咲く代表的な草花の苗販売。家庭で育てる時のアドバイスも実施。	利用	4月26日～ 7月13日 全13回	東口休憩所前 1,797人
4	25×2(ニコニコ)携帯録日記コンテスト	一般希望者	灌野公園で家族や仲間と過ごした楽しい思い出を、カメラ付き携帯電話から、写真と文章で投稿してもらうコンテストを実施(応募者36人)。優秀作品はHPで公開。 (応募期間4/26～8/17 展示期間9/13～11/10)	---	4月26日～ 11月10日	公園内(展示 東口休憩所) 有料エリア入園者数(展示期間) 69,429人
5	灌野の森の乗馬倶楽部 ホーネ乗馬体験 ホーネストッキング作り他	一般希望者	北海道ならではのイベントとして、小さな子どもから乗馬が初めてな希望者を対象に特設(ホッポを2周(約300m)引き馬で周回するホーネ乗馬体験や、小学校4年生以上の希望者を対象に、東口ホッポから展望台までをベルト(約30分)とした乗馬のトレーニングを楽しむだけでなく、(期間中GW、夏休み、秋の連休、スノーフェスティバル期間の土日祝に開催)	利用	4月26日～ 2月11日 全53回	夏季・東口特設ホッポ 冬季・こどもの森特設会場 クリューンシューズ 5,030人
6	森のはなとびあ 早春花物語 ～メロツカス・パピジー・ピョラの競演～	来園者	カントリーガーデン歓迎の花壇・花のクリスマスツリーのクリスマスとカントリーハウス周辺からこどもの谷にかけてのピョラ・パピジーのコルカシヨ(鼓)の演奏を紹介。	---	4月27日～ 5月11日	カントリーガーデン他 33,051人
7	ちかれんじスタンプラリー	一般希望者	GWのファミリーや子どもを対象とした園内をめぐりながら、環境に関するクイズをスタンプラリー。ゴールではほししろうツツスなどを進呈。	持ち込み	5月3日～ 5月6日	こどもの谷 有料エリア入園者数 4,859人
8	集まれ！春風感じ隊 スカイカイト作り	一般希望者	ファミリーや子どもを対象とした専門家の指導による特製スカイカイト作り。つどいの森の広い空間を活用したイベントで、スカイカイトのデモンストラシヨも披露された。	利用	5月3日・ 5月4日	5月3日(祝)…201人 5月4日(祝)…200人
9	集まれ！春風感じ隊 スノーシュー作り	一般希望者	ファミリーや子どもを対象にスノーシュー作りを指導。	利用	5月3日～ 5月5日	つどいの森 東口休憩所 446人
10	集まれ！春風感じ隊 パピジー・ラッポ作り	一般希望者	大人から子どもまでを対象としたパピジーやラッポのようにつどいに取り付けたゴムの伸縮により、空中への跳躍を楽しむワラツシヨ。	利用	5月4日～ 10月13日 全10回	つどいの森 698人
11	灌野の森のわんぱくフェスタ ちびっ子きのこと作り	一般希望者	穴を空けたスズナラのぼた木にシイタケ種の運動を植え付けてもらい、参加者の方には記念品として2年前に植え付けを行ったぼた木を配布。	利用	5月4日～ 5月6日	カントリーハウス横芝生広場 603人
12	集まれ！春風感じ隊 紙飛行機作り	一般希望者	GWの繁忙期前プログラムとしてファミリーや子どもたちを対象に、簡易なペーパーグライダー作りと、飛ばし方を指導。	利用	5月5日	つどいの森 69人
13	森のはなとびあ 薫風の調べ ～スズレン・チューリップフェスタ～	来園者	カントリーガーデン内のスズレンとチューリップの修景を紹介。	---	5月11日～ 6月8日	カントリーガーデン他 32,889人
14	花入ピエゴ	一般希望者	UPに不便の1つとして、指定した各花の開花期間中に来園するとスタンプが1つ押印され、ピエゴかできるど花の種類を進呈。	---	5月11日～ 9月28日	カントリーガーデン 有料エリア入園者数 1,057人
15	第19回 ユースラリー北海道	申込み参加者	園内を会場としたオリエンテーリング大会。	持ち込み	5月16日	公園内 106人
16	花のみどころガーデンツアー	一般希望者	ラッポ・ガイト・ホラチアがカントリーガーデンの花の見どころを案内(2回/日)。	---	5月18日～ 9月28日	カントリーガーデン 699人
17	子ピッコ釣り大会	申込み参加者	小学生を対象とした釣り大会。1時間内に釣った魚の総量により上位を表彰。	利用	5月24日～ 10月11日 全6回	釣り堀(ラッポ・灌野) 140人
18	人・花・緑…トウモロコシと北のくらし楽し	一般希望者	カントリーの郷土産物、トウモロコシをテーマにしたイベント。トウモロコシの種まき、民による公開トウモロコシコンテスト。	利用	6月1日	カントリーハウス横芝生広場 200人

No	行事名	対象	内容	区分	実施日	備考
19	季節の花観賞ビュートツク	申込み参加者	ラフォーカ・カネボウ・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパを案内。ラフ子を採んでカネパ・カネパ・カネパを案内した他に、押し花作りも体験してもらい、花を使った案内し方も紹介。	利用	6月7日～ 9月6日 全3回	カネパ・カネパ 6月7日(土)…16人 7月5日(土)…8人 9月6日(土)…中止
20	森のはなびあ ～青い花の誘い～	来園者	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの青い花の修繕を紹介。	利用	6月14日～ 6月22日	花人の隠れ家他 42,671人 有料エリア入園者数 2,320人
21	ハツチウークキルト展	来園者	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの青い花の修繕を紹介。	利用	6月8日～ 7月6日	花人の隠れ家他 42,671人 有料エリア入園者数 2,320人
22	アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパ	申込み参加者	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの青い花の修繕を紹介。	利用	6月15日～ 8月17日 全3回	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 6月15日(日)…150人 7月27日(日)…85人 8月17日(日)…80人
23	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ	一般希望者	地味に優しい生活を送るためのヒントを楽しくみながら体験できるエコイベント。エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの青い花の修繕を紹介。また、エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの青い花の修繕を紹介。	利用	6月29日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 300人
24	北海道新聞社主催撮影会	申込み参加者	写真家の指導による自然やアサヒ・カネパ・カネパ・カネパの撮影会。	持ち込み	7月6日	公園内 94人
25	森のはなびあ ラベンダーフェスタ	来園者	開園25周年を記念し、「趣味の園芸」の公開収録を行うとともに、トークショーや花フェスタなどを実施。出演：柳生真吾(園芸家)・金子明人(園芸研究家)・山田香織(盆栽家) NHK教育「趣味の園芸」において滝野公園のラベンダー風景と、収録のラベンダー講座が放送。【放送】7月20日(日)、【再放送】7月25日(金)	---	7月6日～ 7月7日	カネパ・カネパ・カネパ 42,086人 有料エリア入園者数 250人
26	趣味の園芸フェスティバル滝野	一般希望者	開園25周年を記念し、「趣味の園芸」の公開収録を行うとともに、トークショーや花フェスタなどを実施。出演：柳生真吾(園芸家)・金子明人(園芸研究家)・山田香織(盆栽家) NHK教育「趣味の園芸」において滝野公園のラベンダー風景と、収録のラベンダー講座が放送。【放送】7月20日(日)、【再放送】7月25日(金)	利用	7月13日	カネパ・カネパ・カネパ 250人
27	日本ハニー・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 国々フェスティバル滝野	申込み参加者	全国の花のシーズンで活躍するハニー・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパが、滝野公園で全国大会を開催。また、一般の公園利用者も参加可能な「北国のカネパ・アサヒ・カネパ・カネパ」をテーマに、北海道型ガーデンで活躍するゲストが、花の持つ力や地域の力について語るトークショーも実施。	利用	7月17日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 250人
28	滝野の夜祭りを照らそう！手作りらんたん作り	一般希望者	半紙を使用したらんたん作り体験を開催。作品はアサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの滝野公園で展示して演出。	利用	7月19日～ 7月27日 全5回	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 328人
29	ラベンダー一掃み取り体験	一般希望者	ついでに森に植栽されているラベンダーの種の掃み取り体験。	利用	7月19日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 763人
30	滝野・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ	来園者	道民・市民の日頃の「アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ」をテーマとした活動披露。	利用	7月20日～ 7月21日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 1,168人
31	アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパ	来園者	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの音楽、和太鼓演奏、カネパ・カネパ・カネパ・カネパの演奏など多彩な演出による音楽会。	利用	7月25日～ 7月26日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 870人
32	森のはなびあ ハムロカリスのグルメナイト	来園者	カネパ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの紹介。	---	7月27日～ 8月10日	カネパ・カネパ・カネパ 34,376人 有料エリア入園者数
33	夏休み特別企画 アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの森の夜祭り	来園者	アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの森をメインに、滝野公園でアサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの夜祭りを開催。また、アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパの森の夜祭りを提供。	利用	8月1日～ 8月3日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 1,950人
34	ハニー・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 親子・青空体験フェスティバル滝野	招待者	親子を対象としたハニー・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパの紹介。	持ち込み	7月29日	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 55人
35	エコアツツク・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ スタンプラリー・DVDで学ぶ分別	一般希望者	環境に関するクイズに答えながら園内をめぐるスタンプラリーの開催。	持ち込み	8月9日 8月17日	有料ゾーン 6,165人
36	森のはなびあ 夏の夜祭りの花物語	来園者	「アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ・カネパ」など、夏の終わりの修景紹介。	---	8月10日～ 8月31日	カネパ・カネパ・カネパ 41,266人 有料エリア入園者数
37	ヤマメのつかみ取り大会	一般希望者	厚別川に放したヤマメ・ニジマスをつかみ取り大会。	利用	8月10日	滝野公園・アサヒ・カネパ・カネパ・カネパ 143人

No	行事名	対象	内容	区分	実施日	備考
38	森のはなびあ 秋色群舞 コスモスユエタ コスモス花の万華鏡づくり	一般希望者	コスモスの花びら(押し花)を使った万華鏡作り体験。	利用	8月31日～ 9月15日 全6回	東口休憩所 8月31日(土)…53人 9月6日(土)…56人 9月7日(日)…17人 9月13日(土)…40人 9月14日(日)…35人 9月15日(祝)…35人
39	森のはなびあ 秋色群舞 コスモスユエタ	来園者	カントリーガーデンのコスモス修景の紹介。	---	8月31日～ 9月28日	有料エリア入園者数 59,572人
40	森のはなびあ 秋色群舞 コスモスユエタ コスモスセンターガーデン コスモス花の壁飾りづくり	来園者	屋内庭園を作り、その中でコスモスの品種を紹介。	---	8月31日～ 9月28日	東口休憩所 59,572人 有料エリア入園者数
41	森のはなびあ 秋色群舞 コスモスユエタ テコローションコスモスでハンギングバスケットづくり	一般希望者	テコローションコスモスを使ったハンギングバスケットづくり。	利用	9月13日・ 9月20日 全2回	東口休憩所 9月13日(土)…22人 9月20日(土)…23人
42	STVラジオ・ツルハグリーニングフォーラム2008	招待者	園内をめぐるオナーグリーンと今井ゆうぞうのステージショー・抽選会の開催。 有料区域内を会場としたオリエンティング競技大会。	持ち込み	9月15日 9月20日	有料ゾーン 9月15日(日)…51人 9月20日(土)…22人
43	オリエンティング大会	申込み参加者	園内をめぐるオナーグリーンと今井ゆうぞうのステージショー・抽選会の開催。	持ち込み	9月20日	有料ゾーン 9月20日(土)…22人
44	森のはなびあ 秋色群舞 コスモスユエタ コスモス花の壁飾りづくり	一般希望者	コスモスの押し花と間伐材を使った壁飾り作り。	利用	9月20日～ 9月28日 全5回	東口休憩所 9月20日(土)…39人 9月21日(日)…67人 9月23日(祝)…55人 9月27日(土)…31人 9月28日(日)…51人
45	野菜市・木工体験	一般希望者	札幌近郊で収穫した新鮮な野菜販売。	利用	10月4日・ 10月5日	カントリーハウス横芝生広場 10月4日(土)…11人 10月5日(日)…34人
46	滝野式スポーツの祭典	一般希望者	遊びとスポーツの要素を組み合わせた種目の体験。	利用	10月11日～ 10月13日	つどいの森特設会場 10月11日(土)…281人 10月12日(日)…611人 10月13日(祝)…824人
47	テューリップを植まよう	一般希望者	都市緑化月間にちなみ、菜香カントリーガーデンを彩るテューリップの植栽体験。	利用	10月18日・ 10月19日	カントリーハウス周辺 10月18日(土)…60組 10月19日(日)…92組
48	氷を使っておもしろ造形キャンディづくり	一般希望者	氷を使って変わった形のキャンディ作り。	利用	12月23日～ 1月18日	カントリーハウス横広場 12月23日(祝)…36人 1月17日(土)…60人 1月18日(日)…48人
49	滝野スキースクール	一般希望者	初心者や初級者を対象に、スキースクールを開催し、リフトの乗り方からハの字滑りまでの入門段階の指導を実施。	利用	12月23日～ 3月8日	つどいの森 歩くスキーコース 7,356人
50	歩くスキー教室	一般希望者	歩くスキーの安全な走行方法と、ツカスの正しい使い方について学ぶ教室を開催。	利用	12月23日～ 3月31日	歩くスキーコース 16人
51	歩くスキー100kmコンペ	一般希望者	滝志距離5kmにつき1個のスタンプを押印。期間内100km達成者には粗品を運呈。	---	12月24日～ 2月28日	カントリーハウス中央口休憩所 284人
52	ウインタースポーツ★ピッコ!	一般希望者	札幌市内のスキー、歩くスキー、スケート場をめぐるスタンプラリー。	---	12月27日・ 12月28日	東口休憩所 12月27日(土)…19人 12月28日(日)…48人
53	青竹を使った門松づくり	申込み参加者	北海道では自生しておらず、日頃目にする機会が少ない竹を使い、新年を迎える門松づくりの体験。	利用	12月27日・ 12月28日	東口休憩所 12月27日(土)…19人 12月28日(日)…48人
54	Happy New Year Present	一般希望者	リフト券などが当たる抽選会を開催。 2等＝リフト4時間券(合計：60本)	利用	1月1日～ 1月3日	カントリーハウス横広場 1月1日(祝)…446人 1月2日(祝)…870人 1月3日(土)…1,051人
55	新春雪んこ祭り	一般希望者	公園オリジナルのジャンボホルタ取り、マスケットキャラクター「まのたん」のジャンボ爆栗のほめ、チューンソリを使った雪中ゲームなどを開催。	利用	1月3日・ 1月4日	カントリーハウス横広場 1月3日(土)…74人 1月4日(日)…90人
56	踏売ニューイヤ歩くスキー大会	申込み参加者	8km・10km・16kmの種目による歩くスキー大会。	持ち込み	1月3日	つどいの森 歩くスキーコース 151人
57	氷で固めるきのたんあめ細工体験	一般希望者	冬にちなんだイベントとして、氷を使って、公園のキャラクター「まのたん」の顔型のアめを作る体験。	利用	1月10日・ 1月11日	カントリーハウス横広場 1月10日(土)…34人 1月11日(日)…34人
58	MEGA MILK ～パワビ～乳(New)イヤー！	来園者	新年度の牛きである牛にちなみ、氷柱をガラスに見立てた巨大な牛乳瓶のオブジェ制作・展示。 初日(1月10日)にはWelfareアイスfromなかしべつ(北広島市)の協賛でアイスクリームを先着100名にプレゼント。	---	1月10日～ 1月25日	カントリーハウス前 1月10日(土)…1,120人 1月11日(日)…1,320人 1月12日(祝)…2,475人 1月17(土)…1,550人 1月18日(日)…2,297人 1月24日(土)…800人 1月25日(日)…1,403人
59	Weekend スノーシューサー	一般希望者	ハバド村のそりスノーシューサー滑走体験。	---	1月10日～ 1月25日 全7回	そりゲレンデ 10,965人

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
60	クロスカントリースキーレッスン	申込み参加者	クロスカントリースキーのスターティング技術レッスン。	利用	1月10日～ 2月28日 全9回	つどいの森 歩くスキーコース 1月10日(土)…11人 1月21日(水)…9人 1月24日(土)…18人 1月28日(水)…6人 1月31日(土)…7人 2月4日(水)…5人 2月14日(土)…12人 2月18日(水)…9人 2月28日(土)…7人
61	Weekend かまくらモテ歩き	一般希望者	かまくらの中でのモテ歩き体験。	利用	1月10日～ 3月1日 全18回	カントリーパーク又種広場 1月10日(土)…114人 1月11日(日)…110人 1月12日(祝)…102人 1月17日(土)…121人 1月18日(日)…107人 1月24日(土)…92人 1月25日(日)…120人 1月31日(土)…102人 2月1日(日)…115人 2月7日(土)…107人 2月8日(日)…99人 2月11日(祝)…71人 2月14日(土)…75人 2月15日(日)…142人 2月21日(土)…16人 2月22日(日)…87人 2月28日(土)…120人 3月1日(日)…119人
62	第25回滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	完歩することを目的とした6km・10km・16kmコース2種目の大会。	利用	1月12日	つどいの森 歩くスキーコース 6km…132人 10km…184人 16km…201人
63	道央雪合戦チヤレンジカップ	申込み参加者	道央エリアの雪合戦大会、16チームが参加。	持ち込み	1月17日・ 1月18日	つどいの森 1月17日(土)…180人 1月18日(日)…170人
64	Weekend 雪だるま作り	一般希望者	大小のボールと温らせた雪を使って、雪だるま作りを来園者に体験していただき、制作した雪だるまを園内の雪だるま展示コーナーに設置。	---	1月17日～ 2月22日 全13回	カントリーパーク又種広場 1月17日(土)…200人 1月18日(日)…330人 1月24日(土)…114人 1月25日(日)…286人 1月31日(土)…100人 2月1日(日)…160人 2月7日(土)…270人 2月8日(日)…160人 2月11日(祝)…320人 2月14日(土)…80人 2月15日(日)…120人 2月21日(土)…2人 2月22日(日)…140人
65	第29回 障害者歩くスキーの集い	申込み参加者	障害を持った方々を対象とした歩くスキー大会。	持ち込み	1月18日	溪流ゾーンパークリッジ下特設会場 1月24日(土)…10人 2月21日(土)…5人
66	ハブチキヤツクスキー入門教室	申込み参加者	障害を持った方々を対象としたスキー教室。	利用	1月24日～ 2月21日 全2回	ファミリーゲレンデ 1月24日(土)…10人 2月21日(土)…5人
67	道新ぶんぶんクラブ スキー遠足	申込み参加者	3km、6km、初心者講習の種目での歩くスキーの集い。	利用	1月24日	つどいの森 歩くスキーコース 2月21日(土)…82人
68	歩くスキーで健康教室	一般希望者	健康講座と歩くスキーの体験。	利用	1月25日～ 2月14日 全2回	つどいの森 歩くスキーコース 真川休憩所 1月25日(日)…10人 2月14日(日)…2人
69	Weekend スノーコーンスター	一般希望者	ラチオンゴボート(最大8人乗り)で長さ約150mの急斜面を一気に滑り降りていただく「ラチオンゴボ」。	利用	1月31日～ 2月22日 全9回	そりゲレンデ 1月31日(土)…1105人 2月1日(日)…917人 2月7日(土)…1149人 2月8日(日)…247人 2月11日(祝)…1248人 2月14日(土)…387人 2月15日(日)…886人 2月21日(土)…中止 2月22日(日)…888人
70	スノーエスティバブル	一般希望者	公園マスコットキャラクターの雪像と氷の滑り台、雪だるま作り、ハチエターゼり体験コーナーのほか、雪上ならではの楽しいバーブコーナーを設置。	利用	2月7日～ 2月11日	つどいの森特設会場 2月7日(土)…123人 2月8日(日)…133人 2月9日(月)…80人 2月10日(火)…30人 2月11日(水)…82人
71	第24回道民・札幌市民歩くスキーの集い	申込み参加者	5km・6km・10km・16kmのコースを完歩する歩くスキーの大会	持ち込み	3月15日	つどいの森 歩くスキーコース 2月28日(土)…19人

利用 プログラム	総実施回数 278回
	参加人数 41,595人

【平成19年度】

No	行 事 名	対象	内 容	区分	実 施 日	備 考
1	滝野の森のクイズラリー	一般希望者	空間調整者が9,600名を越えるなど、参加者にはかなりの割合で、全域をまわっていた。	—	4月20日～ 11月10日	カントリーガーデン・こどもの谷 19,861人
2	滝野のはなとびあ 森のはなとびあ写真展	一般希望者	東口駐車場からの動線上に掲示していたため、多くの来園者に目撃されていた。	—	4月20日 11月10日	東口研修棟 15,679人
3	早春花物語 ～クワッカス・バビジャー・ピオラの遊園	来園者	カントリーガーデンに植えられた7万球のクワッカスやカントリーハウス周辺園路に植えられた200種のピオラ、バビジャーにより、春開園の広報の目玉となったと共に、来園者を花の宝庫に出迎えることができた。	—	4月22日 5月13日	カントリーガーデン池 24,528人 当日入園者数
4	滝野の森のわんぱくフェスタ ちびっこきこの作り	一般希望者	穴を空けたミニテラのほたて木にシヤクソの種を植え付け、おもひ、参加者の方には記念品として3年前に植え付けを行ったほたて木を配布した。昨年度の参加者ら同様に見受けられた。	利用	4月28日～ 4月30日 至3回	カントリーハウス横芝生広場 584人 参加者数
5	滝野のはなとびあ 森のお花屋さん	一般希望者	代葉的な草花の花苗を格安で販売した。仮設のログハウスを設置し様々な季節の花の販売を行った。また、家庭で育てる時のアドバイスも行った。	利用	4月28日～ 6月24日 至13回	カントリーハウス周辺 ログハウス 1,234人
6	礼拝近郊花めぐりフェスタクワッカラリー2007	一般希望者	礼拝近郊の施設をスポットライト化するなどで、他施設に訪れていた方にも、当公園の存在を知っていただくことができた。	—	4月28日～ 10月8日	カントリーガーデン池 16,464人
7	滝野の森の乗馬倶楽部 ホニニ乗馬体験	一般希望者	4月28日より、東口特設バビッカにて、断続的に乗馬体験を行った。	利用	4月28日～ 2月11日 至35回	東口特設バビッカつどいの森特設会場 6,526人 参加者数
8	滝野の森のわんぱくフェスタ なつかしの遊びコーナー	一般希望者	昔からの伝承遊びや紙芝居など、老若男女が楽しめる遊びのコーナーを設置した。その他、ニューズホーン、チャレンジゲームによる遊びのコーナーも設置した。早春の時期に芝生遊びのプログラムを提供することは来園者の満足度向上にもつながる内容となった。	利用	4月29日・ 4月30日	カントリーハウス横芝生広場 1,122人 参加者数
9	集まれ！春風感じ隊 スカイカー作り	一般希望者	専門家による指導のもと、特製スカイカー作りを行った。ファミリー層の利用者が多く見られる時期のため、親子で楽しめる当イベントを企画。近年は毎年企画しているイベントである。定員200名に対してほぼ定員に達する結果となった。	利用	5月3日～ 5月4日	つどいの森 409人
10	集まれ！春風感じ隊 鯉のぼり作り	一般希望者	子供の日になちなみ、テテロンを使用した鯉のぼりの工作を行った。制作した鯉のぼりを飛ばす遊びは比較的好評ではあったが、定員150名に対して見込みの参加者には達しなかったが、安価な材料で開催できるイベントである。	利用	5月3日～ 5月6日 至4回	つどいの森 302人
11	集まれ！春風感じ隊 ハンズオンラリー	一般希望者	つどいの森での開催は、東口駐車場からの見通しもよく、イベント会場のクイズラリーとしての役割も担う効果があった。また、これまでの実績から、本イベントは人気が高く、来園者の満足度を高めるものとして他のイベント時にも開催しても良いと考えられる。	利用	5月5日～ 10月2日 至2回	つどいの森 882人 参加者数
12	集まれ！春風感じ隊 紙飛行機作り	一般希望者	ファミリー層の利用者が多く見受けられる時期のため、親子で楽しめる当イベントを企画。制作した紙飛行機を飛ばす遊びは、障害物の少ないつどいの森の芝生広場が適した場所であり、安全かつ快適な利用が可能と考えられる内容となった。	利用	5月13日～ 6月10日	カントリーガーデン 24,265人
13	滝野のはなとびあ スライム・チューリップフェスタ	来園者	ゴールデンガーデンフェスタで迎えた花のキャンペーン中にスライムを押し、ピョコとねれば農品として花の種の入った袋を贈呈したが、約200枚が農品として贈呈された。	—	5月13日～ 9月24日	カントリーガーデン 1,464人
14	滝野のはなとびあ 花人ピョコ	一般希望者	参加者は、FGVのメンバーや花北塾のメンバーもおり、花に関する興味の違いが早速わかれた。	利用	5月19日	東口休憩所 11人
15	花と森のある北のくらし塾 宿根植物おもしろ講座	申込み参加者	本イベントのわらわらあったアトラクションの魅力伝えることと、溪流ラインの故事逸史広場の利用活性化を目的に企画したが、当日は天候が悪く、当初の狙いどおりの利用者が見込めなかった。	利用	5月26日・ 5月27日	故事逸史広場 50人
16	新緑アクトフェスタ 紙飛行機作り	一般希望者	天候、場所、時期によっては集客性の可能性も見込めるかもしれないが、今後の開催に向けては検討が必要になる。	—	5月13日～ 6月10日	カントリーガーデン 24,265人
17	新緑アクトフェスタ チューリップアートカーピョッコショー	来園者	溪流ライン・バウカワリが付近の芝生広場にチューリップを使用し、木彫りの作品を制作するラフタイムを行った。溪流ラインの利用者が増えるこの時期に、利用者向けピョッコを目的に開催したが、あいにくの悪天候のため、来園者が少なく、思った様な集客がなかった。	利用	5月26日・ 5月27日	故事逸史広場 90人
18	新緑アクトフェスタ シヤクソ・バウムクーヘン作り	来園者	森林系のイベントでも頻繁に行われているバウムクーヘン作りを行った。溪流ラインの利用者が増えるこの時期に、アクトフェスタを行うことにより、利用者向けピョッコを目的に開催したが、天候不順のため思ったような参加者は無かった。	利用	5月26日・ 5月27日 全3回	カントリーガーデン 59人
19	花と森のある北のくらし塾 季節の花観賞ピョッコ	申込み参加者	テテロンを危険し、ゴビを展示した。また同時に各公園のリーフレットを配布したが、ほぼ全て持ち帰られた。公園・緑地に対する興味を喚起できたと思われる。	—	6月24日～ 6月24日	東口休憩所研修棟 20,370人 当日入園者数
20	絶滅危惧植物展	一般希望者	本イベントは、植物への理解を深めながら、花や緑を使った文化を生活の中に取り入れることを目的として開催したが、参加者数は定員に達しなかった。	利用	6月9日	東口休憩所 13人
21	花と森のある北のくらし塾 ミニベツタウルカー作り講座	申込み参加者	初夏の気温が上がる時期に、青い花を重点的に広報し、涼やかさを強調することができた。	—	6月10日～ 7月6日	カントリーガーデン 26,004人
22	滝野のはなとびあ 青い花の誘い	来園者		—		

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
21	チューリング球根テレビゼント	一般希望者	都市緑化月間にちなみ、菜香カンパニーガーデンを彩るチューリングを本箱に植え付けていただきました。植え付けました。菜香チューリングの咲く頃にまた来ようねと約束する親子も見受けられました。	利用	6月17日	カントリーガーデン 1,600人
23	滝野の森の音楽会	来園者	ハチオリー・ジャズ・ブラスバンド・ギター・三線・ブローニアなどを使った演奏5組のアラチュア演奏者に参加していただきました。	利用	6月24日	カントリー・ハウス横芝生広場 400人
24	ハチチローケルト展	来園者	真口駐屯地からの動線上で、花や風景など、斎藤純子先生と生徒さん達のキルト作品を展示し、多くの人に手芸の楽しみを知っていただけた。	利用	6月30日～ 7月8日 全9回	真口休養所 862人
25	滝野のはなとびあ ラベンダーフェスタ	来園者	色彩と香りをテーマに、ラベンダーが一面に花を咲かせる様子を広報し、夏の集客につながった。	—	7月8日～ 7月22日	カントリーガーデン 当日入園者数 16,681人
26	手作りらんたん作り	一般希望者	半紙を使用したらんたん作り体験を開催した。8月9日・4日・5日の点灯に向けて7日間の作成期間にて目標の500個を作成。天候により最終日のみ「ツリバネ」の漣ライトアップ&滝野の森の夜祭りにて点灯した。	利用	7月14日～ 10月14日 全28回	ホーストレッキング特設コース 39人 参加者数
27	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング	一般希望者	ハーアの効能、育て方を中心に講義を開いていたとき、参加者も満足しておられた。	利用	7月21日	真口研修棟 11人
29	滝野のはなとびあ ヘムロカリーダンスナイト	来園者	夏の花の目玉として積極的に広報でき、来園者にも楽しんでいただけた。	—	7月22日～ 7月29日 全7回	カントリーガーデン 12,506人
30	ラベンダー箱み取り体験	一般希望者	つどいの森に植栽されているラベンダーの種の箱み取り体験を開催した。参加者へは、ハサミの貸し出しをおこない、一人20本まで箱み取っていただけた。	利用	7月22日	つどいの森 462人 参加者数
31	夏休み特別企画 ツリバネの漣ライトアップ&滝野の森の夜祭り	来園者	ツリバネの漣をメインに溪流ゾーンを照明でライトアップを行う。夜店も出店し溪流ゾーンの来園者へのサービス向上、利用促進につながるプログラムを提供した。	利用	8月3日～ 8月5日 全3回	溪流ゾーン(溪流ゾーン・アジバネの漣) 2,396人
32	滝野のはなとびあ 夏の夜祭りの花物語	来園者	夏の終わりに向けて、風になびいて爽やかさを感じさせる花火を広報することできた。	—	8月5日～ 8月26日	カントリーガーデン 21,370人
33	滝野のはなとびあ ヤマのつかみ取り大会	申込み参加者	参加者はほぼ定員数に達し、混乱もなかつた。参加者も満足していただいた魚の量もほぼ無駄も参加者の手に渡る結果となった。	利用	8月12日	溪流ゾーン 厚別川 192人 参加者数
34	わくわく移動動物園	来園者	ふれあい体験コーナー、エサやり体験も人気があった。哺乳類から爬虫類まで種類は様々あり、夏休みも再収集中、親子連れを中心に比較的多くの参加者が見受けられた。	利用	8月14日・ 8月15日	カントリーハウス周辺 2,000人
35	滝野のはなとびあ コスモスフェスタ	来園者	多品種大規模のコスモス畑など、秋の滝野の花を広報することができた。	—	8月26日～ 9月24日	カントリーガーデン 23,300人
36	ツリバネラッシュアップナイト2007	一般希望者	応募者から抽選を行い、1,850名分の当選券が送られたが、当日参加はその6割程度だった。園内クイズラリーとコンサートを実施。なお、イベントの一部(主にコンサート)は、STVラジオで生放送された。	持ち込み	9月17日	カントリーガーデン 23,300人
37	滝野の森の夜祭り	一般希望者	大鼓演奏に加え、樽蒸きパン体験、手作りパン体験なども行い、秋の行楽にふさわしい賑わいを見せた。	利用	9月23日・ 9月24日	カントリー・ハウス横芝生広場 当日入園者数 12,871人
38	滝野の森の夜祭り	一般希望者	北海道そば研究会の皆様を講師にお迎えし、そば打ちの体験教室を行いました。初めてそばを打つ参加者も多く、慣れない手つきながら講師の丁寧な指導の下、美味しそうな出来たと喜んでおられました。	利用	9月29日・ 9月30日	カントリーハウス周辺 526人 参加者数
39	Art Project in 滝野	来園者	札幌市立大学・札幌市高等専門学校によるランドスケープデザイン作品展示を開催。パークラッシュ下から篠肉ガーデンあしりべつの間4つの作品を展示。10月13日には北海道東洋大学収養学部による演奏を行い溪流ゾーンの利用促進を目的に開催した。	利用	9月29日～ 10月14日 全29回	溪流ゾーン 5,034人
40	滝野式スポーツの祭典	一般希望者	メニュー競技7種目、時間限定チャレンジ2種、有料競技1種、有料プログラムの開催、ラリーナイトイベント開催の最後の集客性を持たしたイベント。直営の売店も設置。	利用	10月7日・ 10月8日	つどいの森特設会場 1,803人 参加者数
41	チューリングを植えよう	一般希望者	都市緑化月間にちなみ、菜香カンパニーガーデンを彩るチューリングを本箱に植え付けていただきました。植え付け後、参加者の方々には記念のホログラム写真をプレゼントしました。菜香チューリングの咲く頃にまた来ようねと約束する親子も見受けられました。	利用	10月13日・ 10月14日	カントリーハウス前 1,80人 参加者数
42	Happy New Year & 29th Anniversary Present ギフト券大抽選会	一般希望者	新年を迎えた慶びと、公園開園25周年を迎える年が明けたくことを祝い、ギフト券1が当たる特別抽選会を実施した。 1等=ギフト1日券(合計:30本) 2等=ギフト4日間券(合計:60本) 3等=ギフト1回券(合計:300本) 4等=お菓子 また、来園者の方に、新春特別として「甘酒」を振る舞った。	利用	1月1日 1月5日 全3回	カントリーハウス横広場 1,878人
43	2008 読売ニューイヤーステップス大会	申込み参加者	新春を迎えた滝野スノーランドで、お正月にちなんだ遊びや雪遊びにチャレンジしていただきました。 公園オリジナルのジャンボカルタ取り、マスケットキヤラウター「きのだんの」ジャンボ福笑いのほか、チューンソリを使った雪中ゲームなどを開催した。 また、おけ物を各日先着300名に召し上がっていただきた。	—	1月5日～ 1月20日 全7回	そりゲレンデ 7,385人
44	新春雪心祭り	一般希望者	そりゲレンデちびっこそりコーナーで、ハンドドルジャーキの付いたそりやスノーシューサークルにて自分でそりを操作してスノーゲーム体験を楽しんでほしい。	利用	1月5日～ 1月6日	カントリーハウス横広場 1,215人
45	期間限定！Weekend雪遊びアラカルト Weekendメニューサーサー	一般希望者	雪国の雰囲気を楽しんでいただきたためにかまぐら制作し、その中で七輪を使ってまき焼き体験をしてほしい。	—	1月5日～ 1月23日 全11回	カントリーハウス横広場 1,337人
46	期間限定！Weekend雪遊びアラカルト Weekendメニューサーサー	一般希望者	雪国の雰囲気を楽しんでいただきたためにかまぐら制作し、その中で七輪を使ってまき焼き体験をしてほしい。	—	1月5日～ 1月23日 全11回	カントリーハウス横広場 1,337人
47	期間限定！Weekend雪遊びアラカルト Weekendメニューサーサー	一般希望者	雪国の雰囲気を楽しんでいただきたためにかまぐら制作し、その中で七輪を使ってまき焼き体験をしてほしい。	—	1月5日～ 1月23日 全11回	カントリーハウス横広場 1,337人

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
48	期間限定！Weekend雪遊びア・ラ・カルト Weekend雪だるま作り	一般希望者	大小のボールと運らせた雪を使って、雪だるま作りを菜園者に体験していただき、制作した雪だるまを園内の雪だるま展示コーナーに設置していただきました。	－	1月12日～ 2月3日 全9回	カントリーハウス横広場 1,725人
49	歩くスキー入門教室	申込み参加者	歩くスキーを初めてする方や、初級者を対象とした「歩くスキー入門教室」を実施した。 レベルに応じてクラス編成を行い、講師による指導を行った。	利用	1月13日～ 2月24日 全3回	つどいの森・歩くスキーコース 30人
50	歩くスキー大会 第24回 滝野公園 歩くスキー大会	申込み参加者	6km・10km・16kmのコースを完歩する歩くスキー大会（16kmは10kmと6kmを合わせてコース）を開催した。 スベリアルゲストとして、元オリンピック選手である古澤緑氏を招き、デモスタートレースを開催していただいた。また、開園25周年を記念して特別抽選会をゴール後に行なった。	利用	1月14日	歩くスキーコース 547人
51	道央雪合戦チャレンジジャッジア	申込み参加者	1月中旬に開催される道央エリアの雪合戦チャレンジアズカワの「滝野スナージュ」を開催。北海道産にも選定されている雪合戦を滝野でも開催し、一般菜園者にもPRを行った。 一日8チームによるトーナメント形式により行った。	持ち込み	1月19日・ 1月20日	つどいの森 200人
52	第28回 障害者歩くスキーの集い	申込み参加者	歩くスキーの1km、3km、5km、7kmのコースを設定した。	持ち込み	1月20日	つどいの森・歩くスキーコース 198人
53	ハブチオキヤツクスキー入門教室	申込み参加者	心身障害者の方と身体障害者の方を対象にフタシリーゲリンチでスキー教室を開催した。 参加者一人一人に指導員が付き添い、リフトの乗降を補助したり、滑走の補助をしながら、スキーの楽しさをお伝えした。	利用	1月26日～ 2月23日 全2回	ファミリーゲレンデ 20人
54	Weekendスノーシュースター	一般希望者	ラフテイングブーツに最大8人が一藉に乗って、急斜面を一気に降り降りるアトラクションで、行列ができるなど、人気を博した。	利用	2月2日～ 2月24日 全9回	そりゲレンデ 7,773人
55	スノーシューイベント	一般希望者	冬のたんの雪像&氷の滑り台の他、ハッパル付きそりやスノーシューサークルや二人乗りそり、円盤型そりな様々なそりを準備。その他にも雪だるま作りや人間カールリング、雪中ピリヤードなどいろいろなゲームも用意し、来園者の好評を博した。	利用	2月9日～ 2月11日 全3回	つどいの森特設会場 4,306人
56	第33回道民・札幌市民歩くスキーの集い	申込み参加者	恒例行事となった歩くスキー大会で、好天の下、コースの状況も良いコンディションで行われた。概ね好評で、次年度以降も行われる予定。	持ち込み	3月9日	つどいの森・歩くスキーコース 216人 参加者数

実施回数：実測数・カレンダーより算出

参加人数は、(財)公園緑地管理財団 滝野管理センター資料

利用 プログラム	総実施回数 194回
	参加人数 57,765人

【平成18年度】

No	行 事 名	対象	内 容	区分	実 施 日	備 考
1	滝野の森のイスタリー	一般希望者	カントリーガーデン、こどもの谷全域を使ってのイスタリーを行った。公園や植物、キヤラクターごちなんが話題でスタンプを押しながら解答し、全問正解者にはボールを記念品として進呈。	—	4月20日 11月10日	カントリーガーデン こどもの谷 21,400 4/20～11/10D 日開催
2	花のある 景写真展	来園者	滝野の四季を撮り続けているプロカメラマンの写真を展覧開催した。 四季折々に豊かな表情を見せる滝野公園の風景をご覧いただいた。	—	4月20日 11月10日	東口休憩所前 30,400 4/20～11/10D 毎日開催
3	滝野の森のお花ばぐ エスタスタ ちびっ子の作り	一般希望者	穴を空けたぼた木にツバメやハチの種駒を植え付けてもらい、参加者の方には記念品として3年前に植え付けを行ったぼた木を配布した。	利用	5月5日 5月7日	カントリーハウス横芝生広場 600
4	滝野の森の乗馬倶楽部	一般希望者	夏季オープンイベント特設バドミントンコートで親子などの引き馬、ホースレッキングを行った。 冬季はこどもの森特設会場を設けて雪上を馬そり引き馬の2種類を行った。	利用	4月29日 10月15日 全33回	東口特設バドミントン 5,020 4/29,30,5/3,4,5,6,7,17,15,16,17,2 2,23,29,30,8/5,6,12,13,14,15,16,9 /16,17,18,23,24, 30,10/1,7,8,9,14,15
5	札幌近郊花 ぐい スタンプラリー—2006	一般希望者	札幌近郊の花施設17箇所によりスタンプラリーを実施し、札幌近郊に多数ある花観光資源の存在をそれぞれ資源の魅力で道民・市民に対しネットワーキングとしてアピールすることを目的に行う。17施設のうち10施設以上でスタンプを押した方には記念品をプレゼントした。	—	4月29日 10月9日	カントリーハウス、案内所 全施設の参加者 16,300人
6	森のばとびお 森のお花屋さん	一般希望者	季節のの草花、野菜苗、観葉植物、園芸用品などを格安価格にて販売した。	利用	4月29日 7月2日	東口休憩所前特設会場 1,500 4/29,30,5/3,4,5,6,7,14,21, 28,6/4,11,17,18,25,7/2
7	滝野の森のお花ばぐ エスタ たまであがれスカイカイト	一般希望者	講師の方々による指導のもと、スカイカイトキルトを完成させた。完成後、参加者がつどいの森にてスカイカイトを飛ばしたほか、札幌市の会によるスカイカイトのデモンストラーションも行った。	利用	5月3日 5月4日 全2回	つどいの森 410人
8	ファミリーネット	申込参加者 ・来園者	中央口駐車場にて、ファミリーネットを開催した。(出店者は事前申込みにによる。)	持	5月14日 7月1日 全3回	中央口駐車場 990
9	森のばとびお 滝野の着 初夏 着いた花の誘い	申込参加者	花人の贈り愛のイングリッシュガーデンにはじまり、メダリオンや山のお花畑に植栽されているシペリアヤマなどの青い花が真ごころなる。イングリッシュガーデン植栽面積400㎡、メダリオンは2品種400株、シペリアヤマは6品種10,000株を植栽。同時に広報も展開した。	—	6月11日 7月9日	カントリーガーデン 23,200 6/11～7/9D 毎日開催
10	森のばとびお 千葉万香 ラベンダーフェスタ 色彩と香りのハーモニー	来場者	カントリーガーデンの花のまきば、収穫の会に植栽された、3品種、開花期に合わせた各種イベントも開催予定。広報として、開花期に合わせた各種イベントも開催予定。	—	7月9日 7月23日	カントリーガーデン 16,400 7/9～23の毎日開催
11	滝野の森の秋祭り 滝野の森のそば道場 ～そば打ち体験教室～	申込参加者	北海道そば研究会の講師の協力により、そば打ちの体験教室を行うとともに、公園内で種れこそばを捏せさせた。販売、そばがき作り、石臼挽き体験コーナーも行った。	利用	9月30日 10月11日 全2回	カントリーハウス 憩室 そば打ち体験教室 29人
12	滝野の森の秋祭り ～そばがき作り体験 ～	一般希望者	北海道そば研究会の指導により、そばがき作り体験・石臼挽き体験を行った。出ま上がつたそばがきは、炒麺と醬油を付けて、その場で召し上がっていただいた。	利用	9月30日 10月11日 2	カントリーハウス横芝生広場 80
13	滝野の森の秋祭り ～滝野産そば粉入り手打ちそば～	一般希望者	北海道そば研究会の「そば打ち名人」が打つた滝野産のそば粉の入った手打ちそばの販売を行った。	利用	9月30日 10月11日 全2回	カントリーハウス 憩室 495
14	滝野の森の秋色 ペット チューリップを植えよう	一般希望者	カントリーガーデンを彩るチューリップを木箱に植え付けていただいた。	利用	10月8日 10月9日	カントリーガーデン横芝生広場 75
15	滝野の森の秋祭り 滝野式スボーツの 典	一般希望者	スボーツの初にちなみ、滝野ならではの競技からフリスビーでもおなじみの競技まで、様々なスボーツ競技をチャレンジできる「滝野式スボーツ」の祭典を開催した。	利用	10月14日 10月15日 全2回	つどいの森 1,290
16	2007読売 ユーイヤー スキー大会	申込参加者	新春恒例の完歩を目的とした歩くスキー大会を開催した。つどいの森スタートゴールの6km・10km・16kmの3コースで開催した。	持	1月3日	6kmノウサギコース・10kmキタキツネコース・16kmキツツキコース 300
17	第23回 滝野公園歩 スキー 会	申込み参加者	今回(21)回目を数えた。完歩を目的とした歩くスキー大会。つどいの森スタートゴールの6km・10km・16kmの3コースで開催した。	利用	1月8日	6kmノウサギコース・10kmキタキツネコース・16kmキツツキコース 381
18	第27回 障害者歩 スキーの集	申込み参加者	障害者を対象とした歩くスキー大会を漂流ゾーンせせらぎコースにて開催した。1km、3km、5km、7kmの4コースを設定。	持	1月14日	せせらぎコース(1km、3km、5km、7km) 220
19	ハンデイクッキングスキー入門教室	申込み参加者	身体に障害のある方を対象として、専門の指導員によるハンデイクッキング教室を開催した。	利用	1月27日 2月24日 全2回	ファミリーキッチン 19
20	歩くスキー入門教室	申込み参加者	初心者から初級者の方を対象に、ベテラン指導員による歩くスキーの体験教室を開催した。	利用	1月13日 2月25日 3	つどいの森スタートゴール(集合場所:東口休憩所スキーヤーズサロウ) 19
21	スノーフェスティバル	一般希望者	各種雪中ゲームやかまくらでのもち焼き体験、馬そり引き馬体験、雪像すべり台や、バリエーションリ体験を行った。	利用	2月10日 2月12日 全3回	つどいの森特設会場 6,100

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
22	第32回 道民・県市民歩 スキーの集い	申込み参加者	第32回を迎えた、完走を目的とした歩スキー大会。つどいの森スターコースの6km・10km・16kmの3コースで開催した。	持	3月18日	5km(カラリカ)6km(ウサギコース)10km(キタキョース)16km(キツキョース)
23	ラベンダーフェスタ ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	つどいの森花畑で満開のラベンダーを摘み取り体験を開催。家族連れを中心とした来園者が多く参加された。	利用	7月23日	つどいの森ラベンダー
24	環境学習・自然体験 ログラム 星空観察会	一般希望者	滝野天文台にある望遠鏡を使い、星空の解説を交えながらの星空観察会を実施した。	利用	5月13日 9月23日 全10回	天文台 5/13,27,6/10,24,7/8,22, 8/12,26,9/9,23 開催予定10 中3 実施 (天候状況により)
25	森のほなとびあ 早春花物語 クロカス・ソビエト・ピオラの競演	来園者	5万球のクロッカスと200品種のソビエト・ピオラの開花時期に合わせて、広報、イベントを開催。	—	4月23日 5月14日	カントリーガーデン 20,400
26	滝野の森のわんぱくフェスタ 業人大道芸デビュー	来園者	アサユキアの大道芸人を集め、カントリーガーデンやつどいの森で開催。ソビエト・ピオラ・ソビエト・ピオラ・ソビエト・ピオラを主催。	利用	4月29日 4月30日	つどいの森 1,000
27	環境学習・自然体験 ログラム 滝野・森の楽校	来園者	森の中で木の葉、木の枝などを使ったクラフト作りや、ネイチャーゲームを楽しみながら自然への理解を深めていくログラムを開催。	利用	5月21日 3月18日 7	森のすみか(夏・季) 東口研修等地(季) 5/21,6/18,8/20,9/17, 10/15,2/18,3/18
28	緑・花知っ得ツアー	来園者	園内の植物の解説をクイズ形式のシートにし、楽しみながら植物への理解を深めていく内容。	—	6月1日 11月10日	カントリーガーデン 24,600
29	森のほなとびあ 薫風の調べ スイセツ・チューリップフェスタ	来園者	カントリーガーデンまきばのせせらぎでスイセツが、歓迎の花壇、ハット花壇でチューリップが最後の見頃を迎える。スイセツ=80品種40,000本、チューリップ=135品種140,000球を植栽。広報を充実させ記者クラブ、各種スコミへ活発な情報発信をおこなった。	—	5月14日 6月11日	カントリーガーデン 18,000
30	花と緑のあるのくらし塾 ハッペンバ・バスケット作り	来園者	春の草花を使って、色鮮やかなハッペンバ・バスケットを作りを行った。	利用	5月28日	東口研修棟 14
31	花と緑のあるのくらし塾 季節の花の奇 植え 座	来園者	クラウガバ・ボランテアによるカントリーガーデンの案内、カントリーガーデンの植栽、計画コンセプトなどより深くガーデンの魅力を知っていただく内容で開催。	利用	6月3日 9月2日	カントリーガーデン 58
32	花と緑のあるのくらし塾 季節の花の寄せ植え講座	来園者	寄せ植え教室を開催。作品づくりの後、講師による講評、フィードバックが行われた。	利用	6月17日	東口研修棟 10人
33	チューリップの球根 レゼント	来園者	カントリーガーデンで咲き終えたチューリップの球根の掘り取り体験。	利用	6月18日	カントリーガーデン 1,600
34	花のハッペンバ・バスケット	来園者	ハッペンバ・バスケットの専門家及びその生徒さんによる作品展示と、講習会を開催。	利用	7月1日 7月9日 全9回	東口研修棟 147
35	花人ピョンゴ	来園者	カントリーガーデンで見ごろを迎えた花のキャンペーン期間にスタンプを押し、ピョンゴがみれば景品を贈呈。季節「山のお花畑」に群生するハムロカリスの開花の時期に合わせて広報を強化。	—	5月14日 9月24日	カントリーガーデン 1,600
36	森のほなとびあ へムロカリスの ほほのクマカマシ	来園者	カントリーガーデンの花のまきば「カントリーガーデン」や、セキラン、スイコーンなど一年草が見ごろを迎える。それに合わせて、広報を強化した。	—	8月27日 8月27日	カントリーガーデン 23,600
37	森のほなとびあ 夏の牧場の花物語 敷きの雪	来園者	一口休憩所にて、ハーブ作り講座を開催。講師はハーブ・クオーターの方に、ハーブの基礎知識、活用方法もレクチャーしていただきました。	利用	7月17日 7月22日	東口研修棟 10
38	森の花とびあ 秋の群舞コスモスフェスタ 花物語の イナーシ	来園者	一口休憩所にて、ハーブ作り講座を開催。講師はハーブ・クオーターの方に、ハーブの基礎知識、活用方法もレクチャーしていただきました。	利用	7月15日	東口研修棟 189
39	森の花とびあ ハーブのある み方講座 〜ハーブにホカ〜	来園者	ハーブ・クオーターの方に、ハーブの基礎知識、活用方法もレクチャーしていただきました。	利用	8月27日 9月24日	8/27〜9/24の 日開催 東口研修棟 25,600
40	花と緑のあるのくらし塾 ハーブクラフト	来園者	ハーブクラフト作り講座を開催。講師はハーブ・クオーターの方に、ハーブの基礎知識、活用方法もレクチャーしていただきました。	利用	7月22日 7月22日	カントリーガーデン内 250
41	花と緑のあるのくらし塾 ハーブの香りに包まれた 奏会	来園者	奏・12回の演奏を行った。	利用	8月11日	東口研修棟・カントリー周辺有料ゾーン 20
42	花と緑のあるのくらし塾 コナチンガーデニングセミナー	来園者	日本の第一人者による、RHSコンテナガーデン・タール・レイ・モノクハット・スターを対象とした公開講習会を開催。	利用	8月19日	東口研修棟 7人
43	花と緑のあるのくらし塾 ドライクラフト・アレンジメント講座	来園者	クラフト作り講座を開催。講師はハーブ・クオーターの方に、ハーブの基礎知識、活用方法もレクチャーしていただきました。	利用	7月16日	森のすみか 153人
44	滝野・森の楽校 夏の楽校祭	来園者	コンサード・札幌に協力を得て、サッカー教室を開催。基礎練習、ミニゲームを開催。参加者によるサッカーの試合を行う。	利用	8月13日 8月15日	溪流口・こどもの森 3,200人
45	少年少女 ッカー 室	来園者	つどいの森	—	7月30日	東口研修棟 中止
46	さのたんやフェリー 集合	来園者	さのたんやフェリーの着ぐるみを使って来園者へサッパースを行う。溪流口、こどもの森の2箇所で開催。来園者へのサッパースを行った。	利用	9月16日	東口研修棟 31人
47	花と緑のあるのくらし塾 木の葉を使った秋色トビエリー作り	来園者	専門家による、樹木に関する生態や文化に関する講義を開催。植物の名前の由来や、形態についての内容など参加者が興味を引くような内容となった。	利用	10月21日	東口研修棟 1,000
48	緑・花文化講座	来園者	札幌近郊で行われた野菜の格安販売会を行った。	利用	9月23日 10月9日 6	東口研修棟 (10/8天候不慮の為中止)
49	滝野の森の秋色 フェット 滝野の森の野菜市	来園者	食彩フェスタと同時開催の時は、調理した野菜も販売し好評を博していた。	利用	9月23日 10月9日 6	東口研修棟 (10/8天候不慮の為中止)

No	行 事 名	対 象	内 容	区 分	実 施 日	備 考
50	滝野の森の秋祭り 滝野の森の 葉 エスタ	一般希望者	礼拝近郊の採わけて野菜を使い料理を販売。 樽焼き、べっ体験、スノーリブ販売など、食をテーマにしたイベントを開催。	利用	10月8日 10月9日 10月9日 ²	カントリーハウス横芝生広場 776
51	滝野ウインターフェスティバル リフト券大抽選会	一般希望者	リフト券の抽選会を開催。1日券、4時間券、1回券を用意。その他甘酒のサービス、獅子舞のサービスも行った。	利用	12月23日 1月3日 1月5日 ⁵	カントリーハウス横広場 2,100
52	雪んこ祭り	一般希望者	かまぐらモ子焼き体験・雪だるまつり、じやんぼ種笑いなど様々な遊びの場を提供。	—	1月21日 1月6日 1月8日 ³	カントリーハウス横広場 500
53	新春雪遊び エスタ	一般希望者	雪上の雪遊びを開催。	利用	12月23日 12月24日 ²	270
54	絵手紙講座	一般希望者	絵手紙の道具を使ってクリスマスカードと年賀状の制作講座。	利用	12月23日 12月24日 ²	東口研修棟 27
55	滝野 森の葉校 冬の葉校祭	来園者	東口研修棟・カントリーハウス周辺でスノーシューをほいで自然観察や、竹スキーつりなどを開催。 スノーシューをほいで自然観察を行った。動物の足跡観察や、樹木観察など自然を学べる内容を盛り込んだ自然ハイクを開催。	利用	1月21日 3月4日	東口研修棟・スノーシューコース 88
56	スノーシュー体験教室	申込み参加者	スノーシューをほいで自然を学べる内容を盛り込んだ自然ハイクを開催。	利用	3月4日	スノーシューコース 14人
57	Weekendかまぐら 子焼き	一般希望者	つどいの森とカントリーハウスの横に製作したかまぐらの中でモ子焼き体験を楽しんで頂きたいです。	利用	1月13日 2月4日 2月8日 ⁸	カントリーハウス横広場 916人
58	Weekend「雪だるまつり」	一般希望者	カントリーハウス横と、つどいの森で雪だるまつりを行う。ポールにシャーベットの氷を入れた杖で手や顔の装飾を行った。作成した雪だるまは短期間ではあるが園内に飾りとして設置した。	—	1月13日 2月4日 全8回	カントリーハウス横広場 1,073
59	Weekend「ユーゴル」	一般希望者	つどいの森に「ユーゴル」特設会場を設置。 全ホール。ウララとポールは貸し出し無料。	—	2月17日 3月4日 3月6日 ⁶	つどいの森 59
60	溪流ゾーン「重要キヤンペーン」 ジジギスカン 昼	申込み参加者	溪流ゾーンの活性化を目的にジジギスカン大会を開催。 おにぎり、野菜販売を行う。	利用	2月22日 10月22日	溪流ゾーン 炊事場足広場 57
61	STV「リノヴァ」リノヴァオーケストラ2006	申込み参加者	公園内で「リノヴァ」を演奏し、みなさんの「リノヴァ」を開催した。オーケストラ「終了後には「森の音楽会」と題して野外コンサートイベントを開催し、その模様はSTVラジオにて生中継された。	持	9月18日	カントリーガーデン ¹ どもの 1,300
62	Weekend スノーシュースター	一般希望者	200Mの長さの特設会場にて「ラフィングボート」に搭乗し滑走する新企画を開催。最大7人まで同時搭乗が可能。期間中の週末のみの開催で企画。	利用	1月20日 2月24日 2月24日 ⁹	そりテレンヂ 設会場 6,200
63	Weekend スノーシュースター	一般希望者	特設会場にて、イベント付きそりに搭乗し滑走する新企画を開催。2人乗りも可能。期間中の週末のみの開催で企画。	—	2月24日 3月11日	そりテレンヂ 設会場 700人

実施回数、実施回数・利用プログラム並びに出
参加人数は、(財)公園緑地管理財団 滝野管理センター資料

利用プログラム	総実施回数 159回
	参加人数 35,783人

【平成20年度】

平成20年4月

	実施日	行事名	4月												5月	
			18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	4月26日 ~ 4月29日	滝野の森のわんぱくフェスタ 遊びサミットコーナー								○	○		○			
3	4月26日 ~ 7月13日	森のお花屋さん	休園							○	○		○			
5	4月26日 ~ 2月11日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験・ホースストレッチング								○	○		○			
	実施日計(日)			0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	0	0	
	実施日計(日)/週		0						9							
	同時開催期間の判定								○							
	同時開催期間数(週)		対象としない						1							

凡例	
○	利用プログラム
●	持込プログラム

○ 週3日同時開催
△ 週2日同時開催

平成20年5月

	実施日	行事名	5月																			6月															
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	4月26日 ~ 7月13日	森のお花屋さん		○	○	○	○																														
5	4月26日 ~ 2月11日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験・ホースストレッチング		○	○	○	○																														
7	5月3日 ~ 5月5日	ちやれんじスタンプラリー		●	●	●	●																														
8	5月3日 ~ 5月4日	集まれ！春風感じ隊 スカイカイト作り		○	○																																
9	5月3日 ~ 5月5日	集まれ！春風感じ隊 スペースシャトル作り		○	○	○																															
10	5月4日 ~ 10月13日	集まれ！春風感じ隊 バンジートランポリン			○	○																															
11	5月4日 ~ 5月6日	滝野の森のわんぱくフェスタ ちびっ子のこ作り			○	○	○																														
12	5月5日	集まれ！春風感じ隊 紙飛行機作り			○																																
15	5月16日	第19回 ユースラリーin北海道															●																				
17	5月24日 ~ 10月11日	チビッコ釣り大会																									○										
18	6月1日	人・花・緑…トークセッション&北のくらし楽しみ講座																																		○	
72	5月10日 ~ 8月9日	星空観察会									○																										
73	5月18日 ~ 2月15日	滝野 森の楽校																																			
74	6月1日 ~ 6月29日	国・道・市「都市のみどり」ふれあいラリー																																			○
	実施日計(日)		0	5	7	7	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	実施日計(日)/週		23						1						2						2					3											
	同時開催期間の判定		○												△						△																
	同時開催期間数(週)		1																																		

平成20年6月

	実施日	行事名	6月																												7月		
			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3			
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー	○	○	○																												
3	4月26日 ~ 7月13日	森のお花屋さん			○																												
17	5月24日 ~ 10月11日	チビッコ釣り大会																															
19	6月7日 ~ 9月6日	季節の花観賞ピクニック		○																													
21	6月14日 ~ 6月22日	パッチワークキルト展										○	○	○	○	○	○	○	○														
22	6月15日 ~ 8月17日	ディスクドッグ競技会											●																				
23	6月29日	エコアップジャンボリー																															
72	5月10日 ~ 8月9日	星空観察会																															
73	5月18日 ~ 2月15日	滝野 森の楽校											○																				
74	6月1日 ~ 6月29日	国・道・市「都市のみどり」ふれあいラリー		○	○					○			○														○	○					
	実施日計(日)		0	2	2	0	0	0	0	1	0	1	4	1	1	1	1	1	4	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0				
	実施日計(日)/週		5					9					8					3															
	同時開催期間の判定		○					○					○					△															
	同時開催期間数(週)		3																														

平成20年7月

	実施日	行事名	7月																											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー	○	○	○																									
3	4月26日 ~ 7月13日	森のお花屋さん											○																	
5	4月26日 ~ 2月11日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験・ホーストレッキング																		○	○	○					○	○		
17	5月24日 ~ 10月11日	チビッコ釣り大会																												
19	6月7日 ~ 9月6日	季節の花観賞ピクニック		○																										
22	6月15日 ~ 8月17日	ディスクドッグ競技会																												
24	7月6日	北海道新聞社主催撮影会				●																								
26	7月13日	趣味の園芸フェアin滝野											○																	
27	7月17日	日本ハンギングバスケット協会 第11回全国マスター会in滝野														○														
28	7月19日 ~ 7月27日	滝野の夜祭りを照らそう! 手作りらんたん作り																		○	○	○					○	○		
29	7月19日	ラベンダー摘み取り体験																		○										
30	7月20日 ~ 7月21日	滝野パフォーマンスフェスティバル																			○	○								
31	7月25日 ~ 7月27日	アフタヌーン音楽会																												
34	7月29日	ポッカレモンで楽しもう! 親子 青空焼肉クッキングin滝野																												
72	5月10日 ~ 8月9日	星空観察会																												
73	5月18日 ~ 2月15日	滝野 森の楽校																												
	実施日計(日)		0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4	4	3	0	0	0	1	4	4	0	1	0	
	実施日計(日)/週		2					3					11					10												
	同時開催期間の判定		△					△					○					○												
	同時開催期間数(週)		2																											

平成20年8月

	実施日	行事名	8月																													9月					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	4月26日 ~ 2月11日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験・ホーストレッキング	○	○	○																																
17	5月24日 ~ 10月11日	チビッコ釣り大会																																			
22	6月15日 ~ 8月17日	ディスクドッグ競技会																																			
33	8月1日 ~ 8月3日	夏休み特別企画 アシリベツの滝ライトアップ&滝野の森の夜祭り	○	○	○																																
35	8月9日 ~ 8月17日	エコ×クイズ スタンプラリー・DVDで学ぶ分別									●	●	●	●	●	●	●	●	●																		
37	8月10日	ヤマメのつかみ取り大会									○																										
38	8月31日 ~ 9月15日	森のはなとびあ 秋色群舞 コスモスフェスタ、コスモス花の万華鏡づくり																																			○
72	5月10日 ~ 8月9日	星空観察会									○																										
73	5月18日 ~ 2月15日	滝野 森の楽校														○																					
75	8月16日 ~ 2月1日	プロジェクトワイルドkids~親子ふれあい自然発見塾! ~																○																			
	実施日計(日)		1	2	2	0	0	0	0	0	3	3	1	1	1	2	1	3	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	実施日計(日)/週		5				11				8				1				1																		
	同時開催期間の判定		○				○				○																										
	同時開催期間数(週)		3																																		

平成20年9月

	実施日	行事名	9月																											10月								
			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2								
1	4月20日 ~ 11月10日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	4月26日 ~ 2月11日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験・ホーストレッキング																																				
17	5月24日 ~ 10月11日	チビッコ釣り大会																																				
19	6月7日 ~ 9月6日	季節の花観賞ピクニック		○																																		
38	8月31日 ~ 9月15日	森のはなとびあ 秋色群舞 コスモスフェスタ、コスモス花の万華鏡づくり		○	○							○	○	○																								
41	9月13日 ~ 9月20日	ハンギングバスケットづくり									○																											
42	9月15日	STVラジオ・ツルハグリーンウォーク2008																																				
43	9月20日	オリエンテーリング大会																																				
44	9月20日 ~ 9月28日	森のはなとびあ 秋色群舞 コスモスフェスタ コスモス花の壁飾りづくり																																				
73	5月18日 ~ 2月15日	滝野 森の楽校																																				
	実施日計(日)		0	2	1	0	0	0	0	0	3	2	3	0	0	0	0	5	3	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	実施日計(日)/週		3				8				10				2																							
	同時開催期間の判定		△				○				○				△																							
	同時開催期間数(週)		2																																			

同時開催期間数(週)		2
------------	--	---

平成21年3月

	実施日	行事名	3月																											
			6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火		
49	12月23日 ~ 3月8日	滝野スキースクール	○	○	○																									
71	3月15日	第34回道民・札幌市民歩くスキーの集い									●																			
	実施日計(日)		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	実施日計(日)/週		3							1							0							0						
	同時開催期間の判定																													
	同時開催期間数(週)		0																											

月	対象(週)	同時開催期間数(週)○	2日同時開催(△)
4月	1	1	
5月	5	1	2
6月	4	3	1
7月	4	2	2
8月	5	3	
9月	4	2	2
10月	5	1	2
11月	0	0	
12月	1	0	
1月	5	5	
2月	4	2	2
3月	4	0	
計	42	20	31

【平成18年度】

平成18年4月

	実施日	行事名	4月												5月									
			14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験															○	○			○	○		
6	4月29日 ~ 7月2日	森のはなとびあ 森のお花屋さん															○	○			○	○		
7	5月3日 ~ 5月4日	滝野の森のわんぱくフェスタ 天まであがれスカイカイト																				○	○	
26	4月29日 ~ 4月30日	滝野の森のわんぱくフェスタ 素人大道芸レビュー															○	○						
	実施日計(日)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
	実施日計(日)/週		0				0				12													
	同時開催期間の判定										○													
	同時開催期間数(週)		対象としない				1																	

凡例				
○	利用プログラム			
●	持込プログラム			

- 週3日同時開催
- △ 週2日同時開催

平成18年5月

	実施日	行事名	5月																													6月					
			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1							
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
3	5月5日 ~ 5月7日	滝野の森のわんぱくフェスタ ちびっ子のこ作り	○	○	○																																
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験	○	○	○																																
6	4月29日 ~ 7月2日	森のはなとびあ 森のお花屋さん	○	○	○																																
8	5月14日 ~ 7月1日	フリーマーケット																																			
24	5月13日 ~ 9月23日	環境学習・自然体験プログラム 星空観察会																																			
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																																			
30	5月28日	花と緑のある北のくらし塾 ハンギングバスケット作り講座																																			
	実施日計(日)		3	3	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
	実施日計(日)/週		9				3				2				3																						
	同時開催期間の判定		○				△				△																										
	同時開催期間数(週)		1																																		

平成18年6月

	実施日	行事名	6月																												7月								
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6		
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	4月29日 ~ 7月2日	森のはなとぴあ 森のお花屋さん			○						○							○	○							○								○					
8	5月14日 ~ 7月1日	フリーマーケット			●																													●					
24	5月13日 ~ 9月23日	環境学習・自然体験プログラム 星空観察会									○														○														
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																		○																			
31	6月3日 ~ 9月2日	花と緑のある北のくらし塾 季節の花観賞ピクニック		○																																○			
32	6月17日	花と緑のある北のくらし塾 季節の花の寄せ植え講座																		○																			
33	6月18日	チューリップの球根プレゼント																		○																			
34	7月1日 ~ 7月9日	花のパッチワークキルト展																																	○	○	○	○	○
	実施日計(日)		0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	2	1	1	1	1		
	実施日計(日)/週		3						2						5						2						9												
	同時開催期間の判定		△						△						△						△						○												
	同時開催期間数(週)		1																																				

平成18年7月

	実施日	行事名	7月																													8月					
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3							
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験									○	○	○					○	○							○	○										
4'	7月15日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング									○	○	○					○	○							○	○										
23	4月23日	ラベンダーフェスタ ラベンダー摘み取り体験																		○																	
24	5月13日 ~ 9月23日	環境学習・自然体験プログラム 星空観察会			○															○																	
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校										○																									
34	7月1日 ~ 7月9日	花のパッチワークキルト展	○	○	○																																
39	7月15日	花と緑のある北のくらし塾 ハーブの楽しみ方講座~ハーブビネガー~									○																										
40	7月17日	花と緑のある北のくらし塾 ハーブクラフト												○						○																	
41	7月22日	花と緑のある北のくらし塾 ハーブの香りに包まれたハーブ演奏会																		○																	
42	8月1日	花と緑のある北のくらし塾 コンテナガーデニングセミナー																											○								
44	7月16日	滝野・森の楽校 夏の楽校祭										○																									
45	7月30日	少年少女サッカー教室																																	○		
	実施日計(日)		1	2	1	0	0	0	0	0	3	4	3	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0							
	実施日計(日)/週		4						10						8						6																
	同時開催期間の判定		○						○						△						○																
	同時開催期間数(週)		3																																		

平成18年8月

	実施日	行事名	8月																														
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験		○	○																												
4'	7月15日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング		○	○																												
24	5月13日 ~ 9月23日	環境学習・自然体験プログラム 星空観察会									○																						
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																		○													
43	8月19日	花と緑のある北のくらし塾 ドライフラワーアレンジメント講座																		○													
実施日計(日)			0	2	2	0	0	0	0	0	3	2	2	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0			
実施日計(日)/週			4							11							2							1									
同時開催期間の判定			△							○							△																
同時開催期間数(週)			1																														

平成18年9月

	実施日	行事名	9月																											10月					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験																○	○	○											○	○			
4'	7月15日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング																○	○	○											○	○			
11	9月30日 ・ 10月1日	滝野の森の秋祭り 滝野の森のそば道場～そば打ち体験教室～																													○	○			
12	9月30日 ・ 10月1日	滝野の森の秋祭り 滝野の森のそば道場～そばがき作り体験～																													○	○			
13	9月30日 ・ 10月1日	滝野の森の秋祭り 滝野の森のそば道場～滝野産そば粉入り手打ちそば～																													○	○			
24	5月13日 ~ 9月23日	環境学習・自然体験プログラム 星空観察会									○																								
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																		○															
31	6月3日 ~ 9月2日	花と緑のある北のくらし塾 季節の花観賞ピクニック		○																															
47	9月16日	花と緑のある北のくらし塾 木の実を使った秋色トピアリー作り																		○															
49	9月23日 ~ 10月9日	滝野の森の秋色イベント 滝野の森の野菜市																													○	○			
61	9月16日	STVツルハグリーンウォーク2006																																	
64	12月23日 ~ 3月11日	滝野スキースクール																																	
65	10月21日 ~ 2月12日	プロジェクトワイルドエデュケーター講習会																																	
実施日計(日)			0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	3	3	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	6	6			
実施日計(日)/週			1							1							11							7							12				
同時開催期間の判定																	○							△							△				
同時開催期間数(週)			1																																

平成18年10月

	実施日	行事名	10月																													11月	
			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2			
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	4月29日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー体験		○	○	○					○	○																					
4'	7月15日 ~ 10月15日	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング		○	○	○					○	○																					
14	10月8日 ・ 10月9日	滝野の森の秋色イベント チューリップを植えよう			○	○																											
15	10月14日 ・ 10月15日	滝野の森の秋祭り 滝野式スポーツの祭典									○	○																					
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校										○																					
48	10月21日	花と緑のある北のくらし塾 緑・花文化講座																				○											
49	9月23日 ~ 10月9日	滝野の森の秋色イベント 滝野の森の野菜市			○	○																											
50	10月8日 ・ 10月9日	滝野の森の秋祭り 滝野の森の食菜フェスタ			○	○																											
60	10月22日	溪流ゾーン満喫キャンペーン ジンギスカン大会																					○										
65	9月18日 ~ 2月14日	プロジェクトワイルドエドゥケーター講習会																					○										
	実施日計(日)		0	2	5	5	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0				
	実施日計(日)/週		12							7							3							0									
	同時開催期間の判定		○							△							△																
	同時開催期間数(週)		1																														

平成18年11月

	実施日	行事名	11月													
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	4月20日 ~ 11月30日	滝野の森クイズラリー	○	○	○	○	○	○	○	○						
65	9月18日 ~ 2月14日	プロジェクトワイルドエドゥケーター講習会									○				休園	
	実施日計(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
	実施日計(日)/週		0							1						
	同時開催期間の判定															
	同時開催期間数(週)		0							対象としない						

平成18年12月

	実施日	行事名	12月							1月						
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4
16	1月3日	2007読売ニューイヤークスキー大会												●		
51	12月23日 ~ 1月3日	滝野ウインタープレゼンツ リフト券大抽選会	休園	○	○								○	○	○	
54	12月23日 ・ 12月24日	絵手紙講座	休園	○	○											
64	12月23日 ~ 3月11日	滝野スキースクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	実施日計(日)		0	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	1
	実施日計(日)/週		10							11						
	同時開催期間の判定		△							○						
	同時開催期間数(週)		4							1						

平成9年1月

	実施日	行事名	1月																													2月	
			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1			
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
17	1月17日	第23回 滝野公園歩くスキー大会				○																											
18	1月14日	第27回 障害者歩くスキーの集い										●																					
19	1月27日 ・ 2月24日	ハンディキャップスキー入門教室																															
20	1月13日 ~ 2月25日	歩くスキー入門教室									○																						
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																								○							
53	1月6日 ~ 1月8日	新春雪遊びフェスタ		○	○	○																											
55	1月21日	滝野・森の楽校 冬の楽校祭																															
57	1月13日 ~ 2月4日	Weekendかまくらモチ																															
62	1月20日 ~ 2月12日	Weekend スノーコースター																															
64	12月23日 ~ 3月11日	滝野スキースクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	実施日計(日)		1	2	2	3	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	3	5	1	1	1	1	1	4	3	1	1	1				
	実施日計(日)/週		11							11							13							12									
	同時開催期間の判定		○							△							△							△									
	同時開催期間数(週)		1																														

平成19年2月

	実施日	行事名	2月																												3月		
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1			
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
19	1月27日 ・ 2月24日	ハンディキャップスキー入門教室																															
20	1月13日 ~ 2月25日	歩くスキー入門教室			○																												
21	2月10日 ~ 2月12日	スノーフェスティバル										○	○	○																			
27	5月21日 ~ 2月18日	環境学習・自然体験プログラム 滝野・森の楽校																															
57	1月13日 ~ 2月4日	Weekendかまくらモチ			○	○																											
62	1月20日 ~ 2月12日	Weekend スノーコースター			○	○						○	○	○																			
64	12月23日 ~ 3月11日	滝野スキースクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
65	9月18日 ~ 2月14日	プロジェクトワイルドエドゥケーター講習会												○	○																		
	実施日計(日)		1	3	4	1	1	1	1	1	3	3	4	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1				
	実施日計(日)/週		12							15							8							9									
	同時開催期間の判定		△							○														△									
	同時開催期間数(週)		1																														

平成19年3月

	実施日	行事名	3月																													
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	3月18日	第32回 道民・札幌市民歩くスキーの集い																	●													
56	3月4日	スノーシュー体験教室			○																											
64	12月23日 ~ 3月11日	滝野スキースクール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
	実施日計(日)		1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実施日計(日)/週		8							3							1							0							0	
	同時開催期間の判定																															
	同時開催期間数(週)		0																													

月	対象(週)	同時開催期間数(週)	2日同時開催(△)
4月	2	1	0
5月	4	1	2
6月	5	1	4
7月	4	3	1
8月	4	1	2
9月	5	1	2
10月	4	1	2
11月	1	0	0
12月	2	1	1
1月	4	1	3
2月	4	1	2
3月	4	0	0
計	43	12	31

市民参加活動一覧

【平成19年度】

(活動団体数:3団体 延べ活動者数:528名 登録人数:46名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	フラワーガードボランティア	公園内カントリーガーデンの草花をカットすることを目的に、公園が募集、研修会を開催し、平成13年度に活動を開始して7年目を迎える。ボランティア自らで研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。花の魅力の伝道者としてガードの存在は欠かせない。	494	24	126
2	天文ボランティア	天文愛好家らの市民で構成されたボランティアであり、公園内天文台を利用したイベント時において望遠鏡の操作の他、星や星座等の天文ガイドも行っている。イベント開催時以外にも自ら公園に集まり、イベント参加者に配布する天文ガイド紙(季刊)を制作している。	14	12	3
3	へにはな研究会	公園サイドと協働で活動している市民団体、夢プランにて開始。園内つどいの森花畑にて工芸植物「へにはな」を育成している。併せて秋の文化祭に協力いただいている。	20	10	10

青少年山の家

(活動件数:41件 延べ活動者数:133名 登録人数:74名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	野外活動ボランティア	青少年山の家主催行事であるキャンプに、リーダーとして参加し運営補助を行う。また、利用者からの要請に応じて、レクリエーションの講師活動・利用補助を行っている。	78	55	18
2	植物ボランティア	青少年山の家主催事業「自然観察ハイキング」にて講師活動を行う。また、利用者からの要請に応じて、講師活動・利用補助も行っている。	40	13	12
3	天文ボランティア	青少年山の家利用者が天文観察をする際の講師活動を行っている。	15	6	11

【平成18年度】

(活動団体数:7団体

延べ活動者数:830名 登録人数:167名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	フラワーガイトボランティア	公園内カントリーガーデンの草花をガイトすることを目的に、公園が募集、研修会を開催し、活動を開始して6年目を迎える。ボランティア自らで研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。花の魅力の伝道者としてガイトの存在は欠かせない。	481	25	134
2	天文ボランティア	天文愛好家らの市民で構成されたボランティアであり、公園内の施設である「天文台」でのイベント「星空観察会」における望遠鏡等の操作及び天文ガイトを行う。	15	12	3
3	へにばな研究会	園内つどいの森の花畑にて工芸植物「へにばな」を育成。秋の文化系イベント時の運営を	50	10	10
4	キャンテックボランティア	社会教育系団体の出身者で構成されている団体で、キャンテック場で実施されるイベントを主な活動としている。	142	37	37
5	野外活動ボランティア	青少年山の家主催行事であるキャンテックに、リーダーとして参加し運営補助を行う。また、利用者からの要請に応じて、レクリエーションの講師活動・利用補助を行っている。	91	69	19
6	植物ボランティア	青少年山の家主催事業「自然観察ハイキング」にて講師活動を行う。また、利用者からの要請に応じて、講師活動・利用補助も行っている。	37	10	7
7	天文ボランティア	青少年山の家利用者が天文観察をする際の講師活動を行っている。	14	4	12

青少年山の家

(活動件数:38件

延べ活動者数:142名 登録人数:83名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	野外活動ボランティア	青少年山の家主催行事であるキャンテックに、リーダーとして参加し運営補助を行う。また、利用者からの要請に応じて、レクリエーションの講師活動・利用補助を行っている。	91	69	19
2	植物ボランティア	青少年山の家主催事業「自然観察ハイキング」にて講師活動を行う。また、利用者からの要請に応じて、講師活動・利用補助も行っている。	37	10	7
3	天文ボランティア	青少年山の家利用者が天文観察をする際の講師活動を行っている。	14	4	12

環境学習実施一覧

【平成19年度】				プログラム数	13件	実施回数計	17回	参加人数計	648人
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数	648人	
星空観察会	07.5.12～07.9.22 19.30～21.30	107人	3回	天文ボランティア	事前申込者	天文台にて星空観察			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.5.20 19.30～19.45	29人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.6.17 19.30～19.45	79人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
プロジェクト・マイルド フオローアップ研修会	07.7.7～07.7.8 19.30～19.00	8人	1回	山本 幹彦	事前申込者	環境学習プログラムの有資格者に対するフオローアップ研修会			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
プロジェクト・マイルド KIDS～青少年山の家・ 自然発見塾！～	07.7.8～08.23 10.00～19.00	92人	3回	山本 幹彦	事前申込者	環境学習プログラムの体験と青少年山の家提供プログラムムの体験			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.7.15 19.30～19.45	55人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.8.16 19.30～19.45	24人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.8.19 19.30～19.45	44人	1回	山本 幹彦	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等				
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.9.16 19.30～19.45	60人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.10.14 19.30～19.45	19人	1回	山本 幹彦	一般来園者	ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.12.9 10.00～17.30	14人	1回	山本 幹彦	事前申込者	環境学習プログラムの一般指導者(エネキーター)養成講習会			
	実施状況								
プロジェクト・マイルド エネキーター講習会									
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
滝野・森の楽校	07.12.9 10.00～17.30	14人	1回	山本 幹彦	事前申込者	環境学習プログラムの一般指導者(エネキーター)養成講習会			
	実施状況								
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体	内容	参加人数		
プロジェクト・マイルド エネキーター講習会									
	実施状況								

【平成18年度】		プログラム数 11件 実施回数計 16回 参加人数計 920人			
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
星空観察会	06.5.13～06.9.23 19:00 21:30	115人	3回	天文ボランティア	事前申込者 天文台にて星空観察
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	06.5.21 13:30 15:30	97人	1回	山本 幹彦	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	06.6.18 13:30 15:30	52人	1回	山本 幹彦	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	06.7.16 10:00 15:30	153人	1回	山本 幹彦他	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校 「夏 の楽校祭」	06.8.20 13:30 15:30	28人	1回	山本 幹彦	一般来園者 クラフト作り
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	06.9.17 13:00 15:00	185人	1回	山本 幹彦	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	06.10.15 13:00 15:00	28人	1回	山本 幹彦	一般来園者 ネイチャーゲーム・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	07.1.21 10:30 15:00	88人	1回	山本 幹彦他	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	07.2.28 13:00 15:00	29人	1回	山本 幹彦	一般来園者 ネイチャーゲーム・自然観察・クラフト等
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
滝野・森の楽校	07.9.18・07.24 10:00～15:00	42人	2回	山本 幹彦	事前申込者 (エデュケーター)養成講習会
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
プロジェクト・ワイルド KIDS～青少年山の家・ 自然発見塾！～	07.10.21～07.2.12 10:00～15:00	103人	3回	山本 幹彦	事前申込者 環境学習プログラムの体験と青少年山の家提供プログラムでの体験
	実施状況				
プログラム名	実施日時	参加人数	実施回数	講師	参加対象・参加団体 内容
プロジェクト・ワイルド KIDS～青少年山の家・ 自然発見塾！～	07.10.21～07.2.12 10:00～15:00	103人	3回	山本 幹彦	事前申込者 環境学習プログラムの体験と青少年山の家提供プログラムでの体験
	実施状況				

一般廃棄物の排出量

ゴミの種類	ゴミの内容	発生量		処分方法
		平成18年度	平成19年度	
可燃ゴミ	生ゴミ、紙屑、ダンボール等	54,095 kg	54,000 kg	収集運搬業者により 市の所定処理場へ搬出
資源ゴミ (1)サイクル	スチール・アルミカン、 ペットボトル	26,175 kg	20,000 kg	収集運搬業者により 各メーカーに搬出
不燃ゴミ	鉄屑、ブロツク、 廃プラスチック等	32,000 kg	24,000 kg	収集運搬業者により 市の所定処理場へ搬出

植物性廃棄物の発生・処理・活用量

【平成19年度】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	979.0m ³	929.0m ³	園外処分	289.0m ³		
		50.0m ³	堆肥化	40.0m ³	マジサイへの施肥	18m ³
剪定枝、伐採木等	783.5m ³	783.5m ³	園外処分	188.0m ³		

【平成18年度】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	1,020.5m ³	155m ³	園外処分、一部堆肥化	2m ³	花畑等土壌改良材としての可否を調査するため試験植栽を実施。	0.4m ³
		266m ³	チップ処理	266m ³	園路及び植栽地等におけるマルチング材として利用予定	0m ³
剪定枝、伐採木等	380.0m ³	266m ³	チップ処理	266m ³		

■ 苦情・要望の内容及び件数

分類	別名	苦情内容	件数
運営管理	イベント	申込方法	1
		受付時間繰り上げ時の情報提供が不十分なこと	1
		スキースクール募集抽選であること	1
		用紙配布場所が分かりにくい	1
		申込板が汚い	1
		HPが分かりにくい	1
		HP掲載内容が不十分	4
		HP掲載地区が印刷できない	1
		HP未更新	2
		パンフレットの情報が不十分	1
		イベントに関する情報提供不足	3
		広告が分かりにくい	1
		調解を乞う写真の掲載	1
		注意放送がうるさい	1
駐車料金に対する情報提供が不十分な時刻表の掲載が不十分な	1		
スワップ	公園関係	施設利用不可期間の情報提供が不十分な	4
		公園関係業者のメンバー	4
		顧客対応	6
		不明徹借機の提供	3
		フロワーガイドボタンの対応	1
		歩くスキーコース内の整備	4
利用		歩くスキーコースの整備	1
		貸出チューブの持ち時間が未定	1
		貸出スキーカー数が足りぬ	1
		休憩室での飲酒	1
		個人情報漏洩	1
		撮影業者による一般者利用制限	2
		電車乗降子貸出場所の運手車場から遠い	1
		三ヶ文を踏まえた工事時期となっていない	1
		ゴミの分別区分が不十分な	1
		バス便が少なすぎる	1
利用者の粉末	1		
料金		利用者メンバー	6
		施設利用ルール不足	1
施設	維持管理	各種料金が分かりにくい	1
		料金体系が強い	2
		臨時閉園のため年間パスポートが破れないことなどの付近に駐車場・レストラフがない	1
		周辺道路のサイン不足	1
		サイン表示が不適切	2
		サインが分かりにくい	1
		利用不可サインがない	1
		トイレの電気がついていない	1
		スキーカー置き場がない	1
		放送が聞き取りにくい	1
		施設にクモの巣がっている	1
		トイレが汚い	1
		靴の裏による占有	1
		遊具	1
利用不可期間が長い	1		
利用不可遊具が多い	1		
注意事項の明記漏れ	1		
在給制限がある	1		
木製遊具のささくれ	1		
ルールを守らない利用者が多い	1		
動植物		休憩室内の虫	1
		毛虫の発生	1
		野生植物の減少	1
		ハンギングバスケットの花の表示	1
		花の量が少なすぎる	1
合計	91		

*特定公園施設への苦情・要望は除く

分類	別名	要望内容	件数		
運営管理	イベント	記念品の充実	2		
		開催場所案内表示の設置	1		
		スキースクールの継続実施	1		
		スキースクール受付場所の増設	1		
		スキースクールの定員増	1		
		スキースクールを受講できる仕組みの検討	2		
		学校の休み期間に合わせたイベント期間設定	1		
		HPへの入場無料掲載	1		
		広報		英語版HPの作成	1
				英語版パンフレットの作成	3
				パンフレットへの利用可能期間の明示	1
				英語版誌物の増加	1
				記念スナップの作成	1
				スナップの掲載	1
スワップ		花置がほしい	1		
		花飾がほしい	1		
		花トピックの配布	1		
		花トピックへの花の位置明記	5		
		花のパンフレットがほしい	2		
		イベントのチラシがほしい	1		
		森のおみくじのパンフレットの配布	2		
		子どものおみくじのパンフレットの配布	1		
		わくわくマップの配布	4		
		翌月以降のイベント等を知りたい	10		
料金表示を分かりやすくしてほしい	1				
施設利用不可期間の情報提供	3				
団体利用者への注意事項の周知	1				
歩くスキーコース内の整備	5				
利用		歩くスキーコースへのカッター入れ	2		
		安物な足助野の設置	2		
		園内シャトルバスの導入	1		
		雨天時の無料傘貸出	1		
		園内の禁煙化	1		
		開園時間の延長	2		
		柔軟な施設開放期間設定	1		
		キッズコーナーの充実	1		
		休憩所の予約利用	1		
		下り坂に滑り止め用の砂をまいてほしい	1		
		公共電話のフリーダイヤル利用可能化	1		
		ゴミの分別区分の増加	1		
		スワップによる監視の強化	1		
		そりゲレンデ内の整備	1		
そりコースの充実	1				
コースを広くしてほしい	1				
借物運搬時の園内への車両通行許可	1				
パークゴルフ場のコース充実	1				
パークゴルフ場のコース近接化	1				
バスの増便	1				
料金	施設	花や種の販売	2		
		ゾラズチックソリで遊べる場がほしい	1		
		ペットの入园制限・禁止	1		
		スキーカー貸出場所の増設	3		
		スキーカー貸出場所の増設	1		
		未開園区域への立ち入り	1		
		申込み受付場所への老眼鏡設置	1		
		階梯バス車内放送への施設紹介導入	1		
		貸出チューブの利用ルール設定	2		
		入园料金の引き下げ	1		
		花のない時期の入园料半額化	1		
		花のない時期のバスパスを考慮した価格設定	1		
		民間とのバスパスを考慮した価格設定	1		
		休憩所へのベンチの設置	1		
クローラーの設置	2				
子供用手洗い場の設置	1				
子供用便座の設置	1				
スキーウェア置き場の設置	2				
スキーゲレンデ近くへのソリコーナー設置	3				
各建物への木・松木コーナーの設置	1				
注意事項サインの設置	3				
サインを分かりやすくしてほしい	2				
サインの英語併記	1				
不良部品交換	1				
スキーウェアの増設	1				
トイレの更新	1				
日陰となる休憩場所の増設	1				
冬季の食事サービス整備	1				
冬期に遊べる室内施設の設置	1				
冬季に小さな子供が遊べる場所の確保	1				
スキーカーの貸出	1				
ベンチの増設	1				
まいごセンターの増設	2				
水飲み場の設置	1				
ユニバーサルパスポートの設置	1				
清掃	遊具	清掃の強化	1		
		大人用フワフワエッグの設置	1		
		溪流ゾーンに遊具がほしい	1		
		衣室コーナー付近に遊具がほしい	3		
		安全性強化	1		
		遊具の増設	5		
		種類の増加	3		
		高さ調節	1		
		在給制限付加	2		
		動物を見たい	2		
		動物を売りたい	1		
		モモンガ鳥箱の位置を知りたい	2		
		国産種 地域種を増やしてほしい	1		
		駐車場にも花を植えてほしい	1		
葉天子樹種樹木にプレートを付けてほしい	1				
樹木・草花への名札の設置	1				
ハンギングバスケットの花名表示	1				
夏見られる花の導入	1				
パークゴルフ場内の樹木保護	1				
合計	153				

分類	件数
プラン評価	62
マイナ評価	116
特定公園施設以外	91
特定公園施設	25
要望・提案	173
特定公園施設以外	153
特定公園施設	20
その他	22
全数	373

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	イベント	スタンプ設置場所が分かりにくい	1
		イベントに関する情報提供不足	1
	広報	ガイドマップの誤植	1
		公告が分かりにくい	1
	スタッフ	施設利用不可期間の情報提供がない	2
		公園関係業者のスタッフ スタッフの悪い利用者への対応	1
	利用	大等のふん香	1
		館内放送が聞き取りにくい	1
		サイン表示の不備	1
	料金	スキーコースの整備	1
スキーコース内の整備		3	
スキーコースが抽選であること 利用者スタッフ 利用制限が多い		3	
維持管理	施設	各種料金が高い	1
		入園料金が高い	2
	清掃	ゴミ箱の配置	1
		サインが少なすぎ	2
	遊具	サインが分かりにくい	9
		電灯による電気の無駄	1
	動植物	休憩室内の清掃	2
		灰皿の清掃	1
		虹の巣ドーム内の悪臭	1
		遊具が危険	1
合計	遊具が少なすぎ	2	
	年齢制限がある	1	
	修理がされていかない	1	
	利用不可遊具がある	1	
	MTBコース内への枝の突出	6	
	案内人や総板の整備	1	
パークゴルフ場の芝管理	1		
花の量が少なすぎ	1		
合計	56		

*特定公園施設への苦情・要望は除く

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	イベント内容の充実	2	
		記念品の充実	1	
	広報	キャラクターとの触れ合いイベントがほしい	1	
		HPの充実	1	
	スタッフ	開花情報の充実	1	
		バス時刻表の掲示	1	
	維持管理	利用	花壇の掲示	1
			スタッフの悪い利用者に対して注意してほしい	2
		施設	歩くスキーコースの充実	2
			歩くスキーコースの整備	4
歩くスキーコースへのカッター入れ			3	
合計		スキーコースの整備	1	
		スキーコース内の整備	3	
		移動用カーポートの導入	1	
		ロープトラウルの運行	1	
		園内シャトルバスの導入	2	
	園内の禁煙化	1		
	キャラクターの追加	1		
	自動ペビーカー設置	1		
	貸出用具の増加	1		
	手押し棒付自転車の持ち込み	1		
開園時間の延長	3			
ニースに対応した施設開放	1			
バスの増便	1			
花や種の販売	1			
ペットの入園制限・禁止	2			
利用ルール設定	1			
料金	シルバー割引の導入	1		
	入園無料日の増加	1		
	入園料金の引き下げ	1		
	バスポート料金の改定	1		
	花のない時期の入園無料化	1		
	雨天日の入園料半額化	1		
	介助者の無料化	1		
	敬老の日の老人無料化	1		
	雨の日でも遊べる施設の設置	2		
	スキーゲレンデ近くへのソリコーナー設置	1		
展望台へのエレベーター設置	2			
外灯の設置	1			
ペット用係留ボールの設置	1			
自転車専用道の整備	1			
スロープ位置の設置	1			
喫煙所の増設	1			
テニスコートの増設	2			
ベンチの増設	1			
水飲み場の増設	2			
トイレの増設	1			
サインの増設 (公園内)	1			
サインの増設 (周辺道路)	1			
サインのユニバーサル化	6			
施設の増設	1			
授乳場所の増設・明示	1			
展望台の改良	1			
トイレの更新 (重いため)	1			
炊事コーナーの予約	3			
炊事コーナーの予約	1			
炊事コーナーの予約	1			
炊事コーナーの予約	0			
維持管理	清掃	フリートライミング壁の設置	1	
		炊事コーナー付近に遊具がほしい	1	
	遊具	安全性強化	2	
		高さ調節	1	
	動植物	中学生の遊び場の増設	1	
		ヘルメットの増設	1	
	合計	遊具の増設	3	
		年齢制限解除	2	
	合計	パークゴルフ場の芝管理	1	
		緑陰樹の増加	1	
合計	96			

分類	件数
プランズ評価	50
ライナズ評価	66
特定公園施設以外	56
特定公園施設	10
要望・提案	107
特定公園施設以外	96
特定公園施設	11
その他	7
全数	230

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	イベント 広報	スタンプラリーの地図が分かりにくい	1
		HPにメールアドレスの記載がない	1
		花期が広報と異なる	2
		混雑情報の事前開示がない	1
		施設利用不可期間の情報提供がない	2
		故障物の復旧目処の掲示がない	1
		掲示内容が分かりにくい	1
		新聞記事が分かりにくい	2
		花の抜き取りに対する情報提供がない	4
		顧客対応	4
利用	スタンプ	願いがうるさい	4
		ごどもが多すぎる	3
		ゴミの分別区分が少ない	1
		休憩室での喫煙	1
		展望が貧弱	1
		スキューコースが危険	1
		歩くスキューコースのスキュー以外での利用	1
		道道の渋滞	1
		利用者マナー	1
		ペット同伴者のマナー	1
維持管理	料金	入園料金が安い	2
		花がない時に入園料をとること	1
維持管理	施設	サインが分かりにくい	1
		トイレの水量が少ない	4
		虹の裏ドームの悪臭	1
		遊具が危険	3
		滑り台ヘルメットが足りない	1
		—	1
合 計			44

*特定公園施設への苦情・要望は除く

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント 広報	記念品の充実	1
		スキースクールを受講できる仕組みの検討	1
		スキー教室での先生の話す時間の短縮	1
		かまくらモチ焼きのモチの増量	1
		HPへの「お答練の声」と回答掲載	1
		スキー大会等年間予定表の掲示	1
		施設利用不可期間の情報提供	1
		—	1
		スタンプ	0
		利用	スタンプ
歩くスキーコースへのカッター入れ	1		
スキーコーストンネル内への雪入れ	2		
降雪時の日中のスキーコース圧雪	1		
スキーコース内の坂をなだらかにしてほしい	1		
イベント開催時間の延長	1		
雨天時の無料傘貸出	1		
展望台への双眼鏡設置	1		
園内の禁煙化	1		
遊び場やクイズの充実	1		
維持管理	料金	パークゴルフ場のコース充実	1
		音楽放送がほしい	1
		音楽放送はなくしてほしい	1
		川下りがしたい	1
		規則の緩和	1
		園内の禁煙化	1
		空調設定の改善	1
		手洗い石けんの無添加化	1
		キヤラククイズの販売	1
		ペットの入園制限・禁止	3
維持管理	施設	手荷物預かり所の設置	1
		バスの増便	1
		花や種の販売	2
		利用者マナー	3
		利用ルール設定	1
		入園無料日の増加	2
		入園料金の引き下げ	1
		入園料金または駐車料金の無料化	1
		シルバード引の導入	1
		敬老の日の老人無料化	1
維持管理	施設	野球グラウンドの設置	1
		ユニバーサルベットの設置	1
		トイレ内への着替え台設置	1
		展望台へのエレベーター設置	1
		講習電話への椅子・ベンチ等の設置	1
		煙の広からない喫煙所にしてほしい	1
		太鼓橋に滑り止め対策をしてほしい	1
		駐車場入場前に総合案内所がほしい	1
		スキーゲレンデ近くへのそりコーナー設置	1
		歩くスキーコース途中への休憩所設置	1
休憩所の増設	1		
休憩室の拡充	2		
維持管理	清掃	安全性強化	1
		水飲み場の増設	1
		ゴミ箱の増設	2
		トイレの増設	1
		サインの増設	1
		外国人向けサインの設置	1
		施設利用不可期間の減少	1
		樹木等の名札を見やすくしてほしい	1
		スロープの設置位置改良	1
		トイレ戸の設置	1
トイレの鍵の修繕	1		
維持管理	遊具	トイレの更新	1
		トイレの鍵の修繕	1
		トイレの強化	2
		虹の裏ドームの脱臭	1
		斜面を利用した長い滑り台がほしい	1
		虹の裏ネットへの滑り台の設置	1
		滑り台下にもヘルメットを置いてほしい	1
		滑り台ヘルメットは不要	1
		高さ調節	1
		危険部へのラバー取り付け	1
遊具の増設	6		
維持管理	動植物	種類の増加	1
		動物を見たい	1
		野生動物を増やしてほしい	1
		樹木・草花への名札の設置	1
		施設内の虫への対応	1
		捨てる植物はフレゼントしてほしい	2
		駐車場にも花を植えてほしい	1
		パークゴルフ場の芝管理	1
		合 計	94

分類	件数
プラス評価	68
マイナス評価	52
特定公園施設以外	44
特定公園施設	8
要望・提案	106
特定公園施設以外	94
特定公園施設	12
その他	12
全数	238

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

業務の名称 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務の企画書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
札幌開発建設部長
佐藤 昌志 殿

提出者) 住 所
電話番号
FAX
会社名 ○○○○(株)
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
FAX
E-mail

(共同体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
△△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札による場合は代表者印を押印して下さい。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
社名:○○				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○	<input checked="" type="radio"/> 単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別	1 2 3 4			
○○○○○○○○○○業務	○○	<input type="radio"/> 単独 <input checked="" type="radio"/> 共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別	1 2 3 4			
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)				
平成22年4月1日時点○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出する。
 注4:記載する業務は最大1件までとする。件数による評価は行わない。
 注5:内容種別欄は募集要項の「表1 企業の業務実績等に関する要件」のa)～d)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注6:「表1 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項にそって記載する。

(提出様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日				
所属・役職						
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間
○○○○○○○○○○業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別	1 2 3 4					
○○○○○○○○○○業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別	1 2 3 4					
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月	
業務責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月	
保有資格(植物管理業務責任者のみ記入)						
1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)						

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出する。
- 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
- 注4:記載する業務件数による評価は行わない。注6:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)及び業務経験証明書(提出様式1-8)を添付する。
- 注7:内容種別欄は募集要項の「表2 配置予定者の業務実績に関する要件」のa)～d)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注8:「表2 配置予定者の業務実績に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社則等(守秘義務が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1:守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

(提出様式1-5) 業務実施体制

提案する職務区分名	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等(業務内容に対する適切性について記載)	1週間の勤務時間	備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)			
		○	—	—				

※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する。(任意様式)

※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。

※ 業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※ 備考欄には、履行期間中の常駐場所、共同体の場合は所属企業名を記載する。

(提出様式1-6)実施方針

※別紙5 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務仕様書の「第1条 公園の目的」および別紙4 基本方針に留意すること。

- ※A4版2枚以内以内にまとめる。(図表含む)
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※年間業務計画書を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

(提出様式1-7)再委託の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託の予定のある場合に記入する。

(提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	(年 月 日生)
会社名	
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

住 所

電話番号

FAX

会社名 〇〇〇〇(株)

代表者 役職名 氏名 印

国営滝野すずらん丘陵公園

収 益 施 設 運 営

提 出 様 式

(案)

北海道開発局 札幌開発建設部

(様式 1-9-1)

平成 年 月 日

収益施設運営提案書

公園管理者

国土交通省 北海道開発局 殿

(申込者) 住 所

社 名

代表者

印

電 話

F A X

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営提案を、様式 1-9-2 から様式 1-9-5 により提出します。

記

所 在 地 北海道札幌市南区滝野 2 4 7 番地

対象施設 レストラン (2 箇所)、用具貸出所 (1 箇所)、売店 (5 箇所)、
魚釣場 (1 箇所)、オートキャンプ場 (1 箇所)、
サイクリング施設 (1 箇所)、駐車場 (6 箇所)、
リフト (1 箇所)、園内シャトルバス (1 路線)

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-2)

収益施設運営実績

自社又は他社のレストラン、売店及び駐車場において、自社又は他社に運営させた実績を記載すること。

また、実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、概要が分かる写真を2～3枚（電子データでも可）添付すること。

項目	内 容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇〇〇北海道支店 ・北海道〇〇市〇-〇-〇 ・昭和〇〇年〇〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・ファミリーレストラン ・和食、洋食、デザート ・家族連れ
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 1,000㎡ ・客席数 200席
・売上高	(記入例) ・1,200,000千円/年
・従業員数	(記入例) ・社員10人、パート30人

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-3)

収益施設運営計画

収益施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を記入すること。
また収益施設毎の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス等を記入すること。
様式はA 4 両面 3 枚までとする。(図表を含む)

基本的な考え方
取組方策

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-4)

過去 3 年以内の保健所からの指摘事項及び改善措置状況

自社又は他社のレストラン、売店において、自社又は運営させた他社が過去 3 年以内に保健所から受けた指摘事項及び改善措置状況を記載すること。

なお、共同体の場合は、収益施設運営業務の業務責任者が属する企業について記載すること。

指摘年月日	指 摘 事 項	改 善 措 置

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

※該当がない場合は、「該当なし」と記入すること。

(様式 1-9-5)

平成 年 月 日

都市公園法第 5 条第 1 項に基づく 収益施設の管理許可申請書

公園管理者

国土交通省 北海道開発局 殿

(申込者) 住 所

社 名

代表者

印

電 話

F A X

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設管理許可申請を、様式 1-9-6 から様式 1-9-8 を添付し申請します。

記

所在地 北海道札幌市南区滝野 2 4 7 番地

対象施設 レストラン（2 箇所）、用具貸出所（1 箇所）、売店（5 箇所）、
魚釣場（1 箇所）、オートキャンプ場（1 箇所）、
サイクリング施設（1 箇所）、駐車場（6 箇所）、
リフト（1 箇所）、園内シャトルバス（1 路線）

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-6)

出店状況

収益施設を直接運営することとなる者は、現在運営している対象収益施設に該当する代表例について、下表に記入するものとする。

併せて概要が分かる写真を2～3枚（電子データでも可）添付すること。

項目	内容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇〇〇北海道支店 ・北海道〇〇市〇-〇-〇 ・昭和〇〇年〇〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・ファミリーレストラン ・和食、洋食、デザート ・家族連れ
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 1,000m ² ・客席数 200席
・売上高	(記入例) ・1,200,000千円/年
・従業員数	(記入例) ・社員10人、パート30人

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-7)

収益施設毎の運営計画

収益施設の内、レストラン及び売店については予定される主なメニューの内容と価格等を任意の書式で添付すること。

また、その他の収益施設についても、運営時間、料金設定、サービス等について、具体的に各施設毎の運営計画を作成するものとする。

なお、必須施設と裁量施設の区分は、別添「収益施設一覧」を参照。

収 益 施 設 名 :
基本的な考え方
取組方策

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(様式 1-9-8)

初期投資及び人員配置計画

1 初期投資計画（投資をする場合）

施設名・項目	内 容	金額（千円）
施設名： 項 目：		
施設名： 項 目：		
施設名： 項 目：		
施設名： 項 目：		

2 人員配置計画書

予定される閑散期、通常期および繁忙期における従業員数を下記に記載すること。
通年同じ場合には通常期に記載すること。

		閑 散 期	通 常 期	繁 忙 期
レストラン（カントリーハウス）	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
レストラン（溪流園）	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
魚釣場	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
売 店	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
園内移動施設（リフト）	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
オートキャンプ場	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
駐車場	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
サイクリング施設	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人
園内シャトルバス	社 員	人	人	人
	パート等	人	人	人

※共同体として参加する場合は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務全般について、企画立案を行う者が提出すること。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
札幌開発建設部長
川村 和幸 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注)紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 利用者数の確保に関する提案

※包括的な質に基づき数値目標 (①年間利用者数 (万人単位) ②有料区域利用者数 (万人単位) ③年間有料区域利用者数対前年度比 (%) 少数第1位まで) 記載し、どのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の向上に関する提案

※包括的な質に基づき数値目標 (①4月～11月②12月～3月までの「非常に満足」の割合 (%) 少数第1位まで) を記載し、どのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 北海道の気候風土にあった花風景の演出に関する提案

※包括的な質に基づき数値目標(「花見頃期間(週)」)を記載し、どのような取り組み(花の種類、花の規模、時期、位置等)によってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

(提出様式 2 - 2 - 4)

○) ○○について

※包括的な質および基本方針に基づき、どのような取り組みによってそれを実現するか具体的に記述する。

※各項目毎にA4版2枚以内にまとめる。(図表を含む)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※添付資料は認めない。

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別添資料

平成21年9月

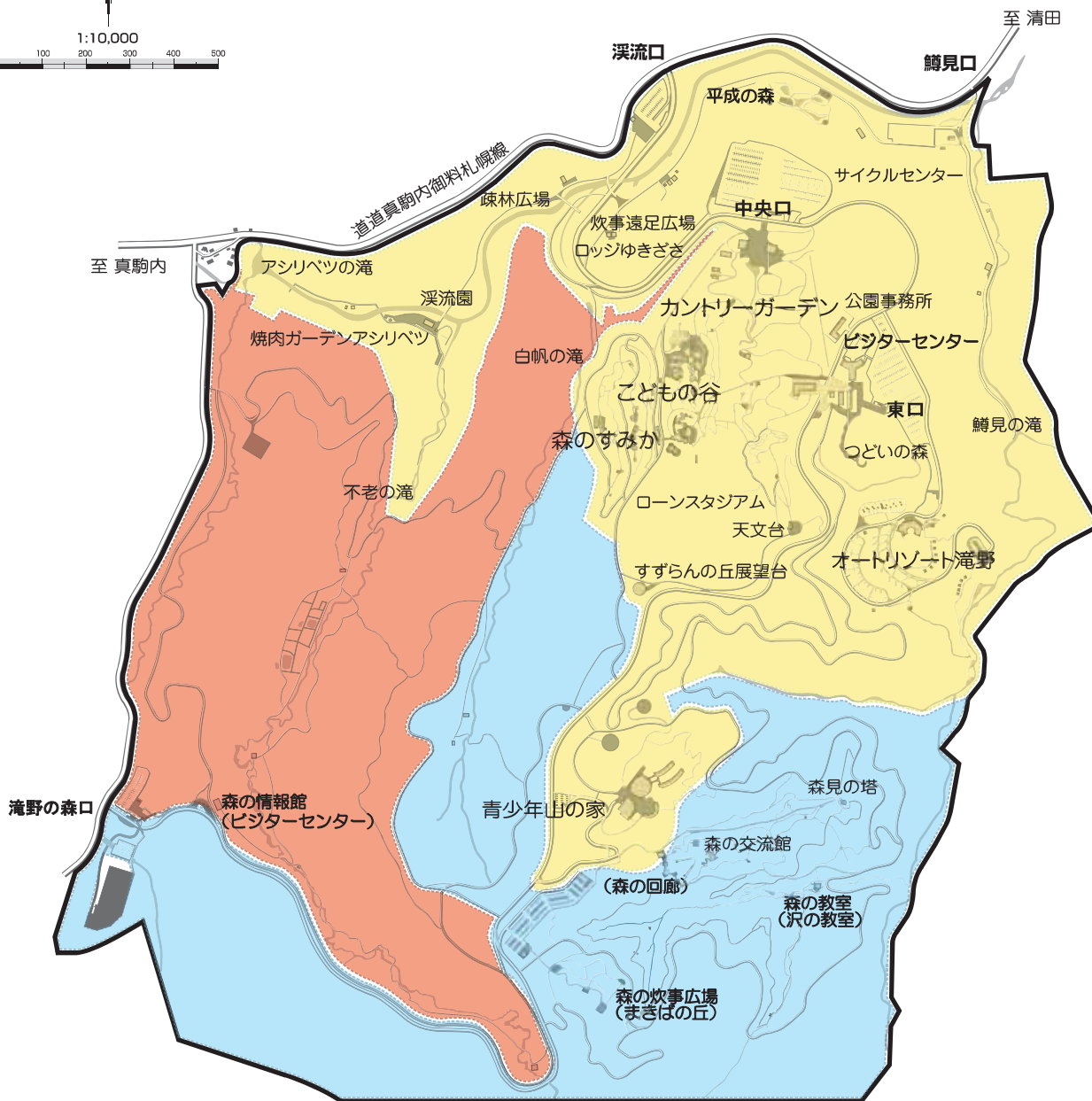
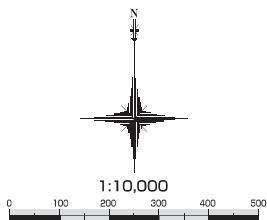
国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

仕様書(案)に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
別 添	別添1	公園平面図	別添 1
	別添2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 2
	別添3	滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領	別添 13
	別添4	「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 21
	別添5	土地利用方針図	別添 23
	別添6	植栽管理区分図(芝生、樹木、草花)	別添 24
	別添7	公園事務所図	別添 27
	別添8	巡視計画書	別添 29
	別添9	申請書	別添 35
	別添10	滝野すずらん丘陵公園における広報・行事等の取扱いについて	別添 51
	別添11	災害対策部運営計画	別添 52
	別添12	滝野すずらん丘陵公園における事故対応	別添 62
	別添13	野生動植物危機管理マニュアル(案)(ヒグマ、スズメバチ)	別添 63
	別添14	提供施設一覧表(建築物)	別添 98
	別添15	提供施設一覧表(機械器具等)	別添 99
	別添16	提供施設等取扱いについて	別添 100
	別添17	取得した備品の取扱い	別添 103
	別添18	滝野公園ボランティア規約(例)	別添 108
	別添19	防火管理自主検査チェック表	別添 113
様 式	様式1	年間管理運営計画	別添様式 1
	様式2	管理月報	別添様式 2
	様式3	管理四半期報	別添様式 3

滝野すずらん丘陵公園

供用区域図



※ () 内は旧名称を示す

	平成20年度までの供用区域	192.3ha
	平成21年度までの供用区域	121.5ha
	平成22年度までの供用区域	81.9ha
		395.7ha

国土交通本省委託契約取扱要領

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正 平成17年6月 2日 国官会第321-2号

改正 平成17年9月 1日 国官会第823号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第3）
- 五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行

体制に関する書面（別記様式第4）

六 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第6 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第5）
- 二 精算報告書（別記様式第6）
- 三 残存物件報告書（別記様式第7）

2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第5に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第7 担当官は、第6第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認められたときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認められたとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第6第2項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認められたときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第8 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第9 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から受理する請求書の宛名は官署支出官官職とし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

別記様式第1（第4）

実 施 計 画 書

（受託の名称）

（単位：千円）

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

- （備考）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
 4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。
 6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2（第4）

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称)

(単位:千円)

経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記入すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記入すること。
3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（ ）書きすること。

再委託 (変更等) 承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付けの「業務契約」
(契約金額 □□□□円、税込み) に関して、下記の通り申請するので、手続き
方お願いします。

記

1. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務及びその範囲 (具体的に記載すること)
2. 再委託の (変更等) 承諾を申請する必要性 (具体的に記載すること)
3. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務の契約 (予定) 金額 (総計)
4. 再委託の (変更等) 承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・業務の再委託に際し、当該業務の履行 (予定) 者から、入札書・見積書を徴収した結果 (この場合、その「写し」を添付)
 - ・継続的な履行関係が存在する (この場合、その証明書 (契約書、協定書) の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者 (支出負担行為担当官等) からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官 ○ ○ ○ ○ 印

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

別記様式第4（第4）

履行体制に関する書面
（実施計画書の別紙資料）

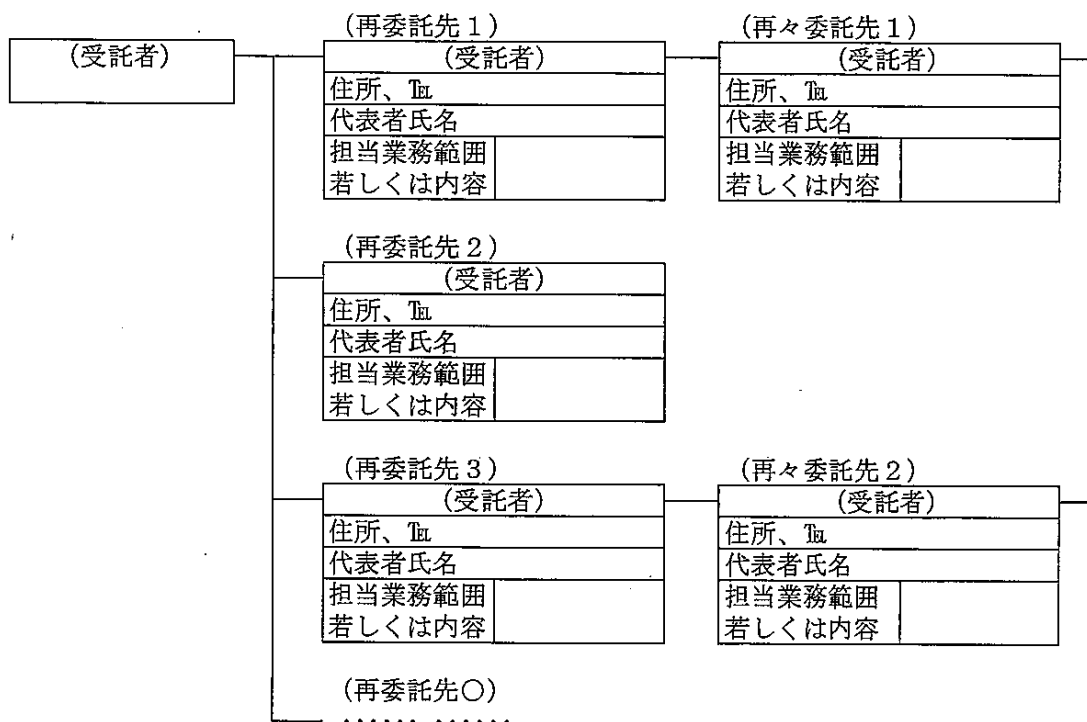
年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

（受託者）

住 所

氏 名



（備考）本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名（若しくは代表者氏名）
- ③再委託を行う業務の範囲

別記様式第5（第6）

完 了 報 告 書			
			年 月 日
支出負担行為担当官			
○ ○ ○ ○ 殿			
		受託者	住 所
		氏 名	印
年 月 日付け契約（契約金額 円）の○○○○が完了したので、成果物及び 下記の書類を添えて報告します。			
記			
1. 精 算 報 告 書		通	
2. 残存物件報告書		通	

（備 考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第6（第6）

精 算 報 告 書

（単位：円）

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘 要
			(A) - (B)	
計				

- （備 考）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記入すること。
 3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第7（第6）

残存物件報告書

取得年月日	物件名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

- （備考）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は、取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記入すること。
 3. 経費区分は別記様式第1備考4の区分により記入し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記入すること。
 4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

国営滝野すずらん丘陵公園事務所

(目的)

第 1 条 この要領は、滝野すずらん丘陵公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(運用)

第 2 条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）、北海道開発局都市公園行為事務取扱手続及びその他関連法令に定めるほか、この要領によるものとする。

(定義)

第 3 条 この要領において「公園内」とは、法の定めるところにより滝野すずらん丘陵公園として公告された次の各号に掲げるものをいう。

- 一 法第 2 条の 2 により、すでに供用が開始されている区域
- 二 法第 33 条第 2 項により定められた区域のうち、すでに公園管理者が権限を取得している区域
- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 北海道開発局（以下、「国」という。）の公園担当職員
 - 二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の公園担当職員
 - 三 国から公園の管理に関する業務を受託した機関（以下「管理センター等」という。）に属する職員
 - 四 機構から、法第 5 条第 3 項に基づく公園施設（以下「特定公園施設等」という。）の貸借を受けた機関若しくは、施設管理を委託された機関の職員
 - 五 管理センター等との契約により、管理センター等の指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行う者
- 3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 前項一、三及び五に該当する者が公園全域を対象に行う公園管理
 - 二 前項二及び四に該当する者が、法第 5 条第 3 項による協議の対象となる区域内で、協議事項の範囲内で行う施設管理
- 4 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園に入る全ての者をいう。

(禁止する行為)

第 4 条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは法第 11 条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉または果実種子等を採取する行為
- 二 別に指定する場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ等の火気（たき火は除く）を使用する行為
- 三 別に指定する場所以外の場所で花火を使用する行為
- 四 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で別に定める行為
- 五 別に指定する場所へペット（盲導犬・介助犬・聴導犬は除く）を持ち込む行為
- 六 別に指定する場所で一輪車、キックボード、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート類を使用する行為
- 七 別に指定する場所以外の場所でパラソル、テント、タープ類を設営する行為
- 八 別に指定する場所以外の場所でスキー類（クロスカンリースキーを除く）、スノーボー

ドを使用する行為

- 九 別に指定する場所以外の場所でクロスカントリースキーを使用する行為
- 十 別に指定する場所以外の場所でチューブそりを使用する行為
- 十一 別に指定する場所以外の場所でプラスチックそり（子供用）、手作りそり、ミニスキー（子供用）を使用する行為
- 十二 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 十三 他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 十四 公園の利用に際し、許可無く次の各号に掲げる物件を持ち込みまたは、使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀等含む。）
 - ロ 花火（手持ち花火を除く）、火薬、大量のガス、油脂類
 - ハ 野球バット（ビニール製を除く）及び野球用の硬球
 - ニ ゴルフクラブ（パークゴルフクラブを除く）
 - ホ ブーメラン、弓矢、パチンコ、スポーツカイト、ラジコン飛行機類
 - ヘ 変形自転車類（二人乗りタンDEM自転車等）
 - ト 職員等が安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし公園施設を毀損する恐れがあると認められたもの

（法第11条の規定に関する適用除外）

- 第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条の規定を適用しない。
- 一 職員等の管理行為として行うもの
 - 二 法第12条の申請により許可された行為
 - 三 緊急車両及び別に定める許可を受けた車両を令第18条第五号に指定する場所以外の場所に乗り入れる行為

（場所の指定）

- 第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第三号、第四号及び第五号に指定する場所は、別に定めるものとする。

（許可を要する行為）

- 第7条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第12条に準ずる行為とみなし、公園管理者の許可を受けるものとする。
- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
 - 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
 - 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
 - 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
 - 五 営利を目的として、または会費などを徴収して写真等の撮影を行うもの
 - 六 公園内に標識または横断幕を掲示して行うもの
 - 七 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの
 - 八 その他、事務所長が公園の利用上または管理上から必要と認められたもの

（法第12条の規定に関する適用除外）

- 第8条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、法第12条の規定を適用しない。

（利用指導）

- 第9条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度、入園の制限または、適切な利用指導を行うものとする。

附則 この要領は平成19年4月1日から適用する。

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目

平成19年3月28日

国営滝野すずらん丘陵公園事務所

(火気)

第1条 要領第4条第二号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 炊事遠足広場、溪流園炊事コーナー、鱒見口炊事コーナー、まきばの丘
- 二 スタANDARDカーサイト、キャンピングカーサイト、フリーテントサイト、キャビンA・B・Sのサイト及びテラス(建物内を除く)
- 三 建物内の炊事施設及び燃焼施設
- 四 くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 五 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 六 法第12条の申請により使用が許可された場所

(花火)

第2条 要領第4条第三号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 オートリゾート滝野(建物内を除く)
- 二 くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(ペット)

第3条 要領第4条第五号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 オートリゾート滝野
- 二 建造物内

(一輪車等)

第4条 要領第4条第六号で指定する場所

- 一 中心ゾーン(幹線園路及び補助幹線園路を除く)

(パラソル等)

第5条 要領第4条第七号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 スタANDARDカーサイト、キャンピングカーサイト、フリーテントサイト、キャビンA・B・S(建物内を除く)
- 二 くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場、風のはらっぱ、屋外ステージその他職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(スキー類等)

第6条 要領第4条第八号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 ファミリーグレンデ(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(クロスカントリースキー)

第7条 要領第4条第九号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 ファミリーゲレンデ、歩くスキーコース(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(チューブそり)

第8条 要領第4条第十号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 そりゲレンデ、プッチそりコーナー(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 風のはらっぱ(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 三 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(プラスティックそり等)

第9条 要領第4条第十号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 ちびっこそりコーナー、プッチそりコーナー(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 風のはらっぱ(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 三 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(たき火)

第10条 令第18条第三号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 炊事遠足広場、溪流園炊事コーナー、鱒見口炊事コーナー、まきばの丘
- 二 建物内の燃焼施設
- 三 くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(立入禁止区域)

第11条 令第18条第四号で指定する区域は次の各号とする。

- 一 保全ゾーン(園路を除く)
- 二 車庫、苗圃
- 三 森林体験ゾーン及び自然観察ゾーンの歩くスキーコース(4月20日から11月10日までの間に限る)
- 四 不老の谷、白帆の谷並びに平成の森、疎林広場及び鱒見の谷の一部で立入禁止の標示をしている区域
- 五 未供用区域
- 六 事務所長が公園の安全上、管理上から臨時に立入禁止が必要と認めた区域

(車両の乗り入れ)

第12条 令第18条第五号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 アプローチ園路
- 二 鱒見口駐車場、溪流口駐車場、中央口駐車場、東口駐車場、南口駐車場(仮称) 予定地、清水沢口(仮称) 駐車場予定地及びそれらの進入路
- 三 オートリゾート滝野のアスファルト舗装を施している園路及び駐車場並びにスタンダードカーサイト、キャンピングカーサイト、キャビンA・B・S(芝生を除く)

(自転車利用)

第13条 要領第4条第四号に定める行為は次の各号とする。

- 一 定められた区域(溪流ゾーンのアスファルト舗装が施されている園路、アプローチ園路、マウンテンバイクコース、オートリゾート滝野のアスファルト舗装を施している園路)以外に自転車を乗り入れること
- 二 定められた場所(駐輪場)以外の場所に自転車を駐輪すること
- 三 スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等、他の利用者の安全に支障が及ぶ行為

(車両許可)

第14条 要領第5条第三号に定める許可を受けようとする者は、「車両入園許可申請書」(別紙様式第1号)を事務所に提出しなければならない。

- 2 事務所長は、公園内の工事に使用する車両その他公園の管理上やむを得ないと認められる場合に限り、前項の申請に基づき「車両入園許可書」(別紙様式第2号)を交付するものとする。
- 3 事務所長は前項の許可に公園の管理上、必要な範囲内で条件を付することができる。

附則 この要領は平成19年4月1日から適用する。

車両入園許可申請書

公園管理者
北海道開発局長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
	担当者名	
	連絡先	

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり車両入園の許可を申請します。

記

公園名	滝野すずらん丘陵公園
目的	
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
時間	午前 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 時 分 から 午後 時 分 まで
台数等	台 乗車人員 計 名 (内訳は別紙のとおり)
その他	

(別紙)

入園車両

	車種	車両番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

乗車人員氏名

	乗車人員氏名		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

入園車両はメーカー・車種・車両番号詳細を記入する。
乗車人員氏名は各車両ごとに乗車する者全員の氏名を記入する。
内容等に変更があった場合には、速やかに変更または追加申請を行うものとする。

車両入園許可書

申請者

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった車両入園の許可については、滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成 年 月 日

公園管理者

北海道開発局長

公園名	滝野すずらん丘陵公園
目的	
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
入園台数等	台 乗車人数 計 台 (内訳は申請書のとおり)
許可条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園内では、必ず「車両入園許可証」をフロントガラスに掲示(入退園時を含む)すること。 2 入園許可の期間が満了した時または入園を必要としなくなった時は、直ちに「車両入園許可証」を返還すること。 3 公園内では原則として駐車は認めない。やむを得ず駐車する場合または停車する場合は、一般入園者の通行及び利用の支障とならないよう十分配慮すること。 4 公園内では徐行し、歩行者、自転車、特に幼児の飛び出しには十分注意し、その安全の確保に努めること。 5 公園内では園路のみの走行とし、芝生への乗り入れは認めない。 6 業務上必要ない場所へは乗り入れないこと。 7 公園内の国有財産(樹木含む)を滅失または毀損した場合は、当局の指示に基づき現状に回復し、または損害を賠償すること。 8 第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること。 9 入園目的以外の行為を行わないこと。 10 公園内における行動は、許可書によるほか、公園を管理する職員等に指示に従うこと。 11 その他注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1)歩行者、自転車を優先すること。 (2)クラクションは、みだりに使用しないこと。 (3)公園利用者及び公園施設の安全に細心の注意を払うこと。 (4)アプローチ園路及び駐車場以外の場所に乗り入れる場合には、原則として所属する会社名等を車両に標示し、黄色の回転灯を点灯すること。
備考 (追加条件等)	

「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

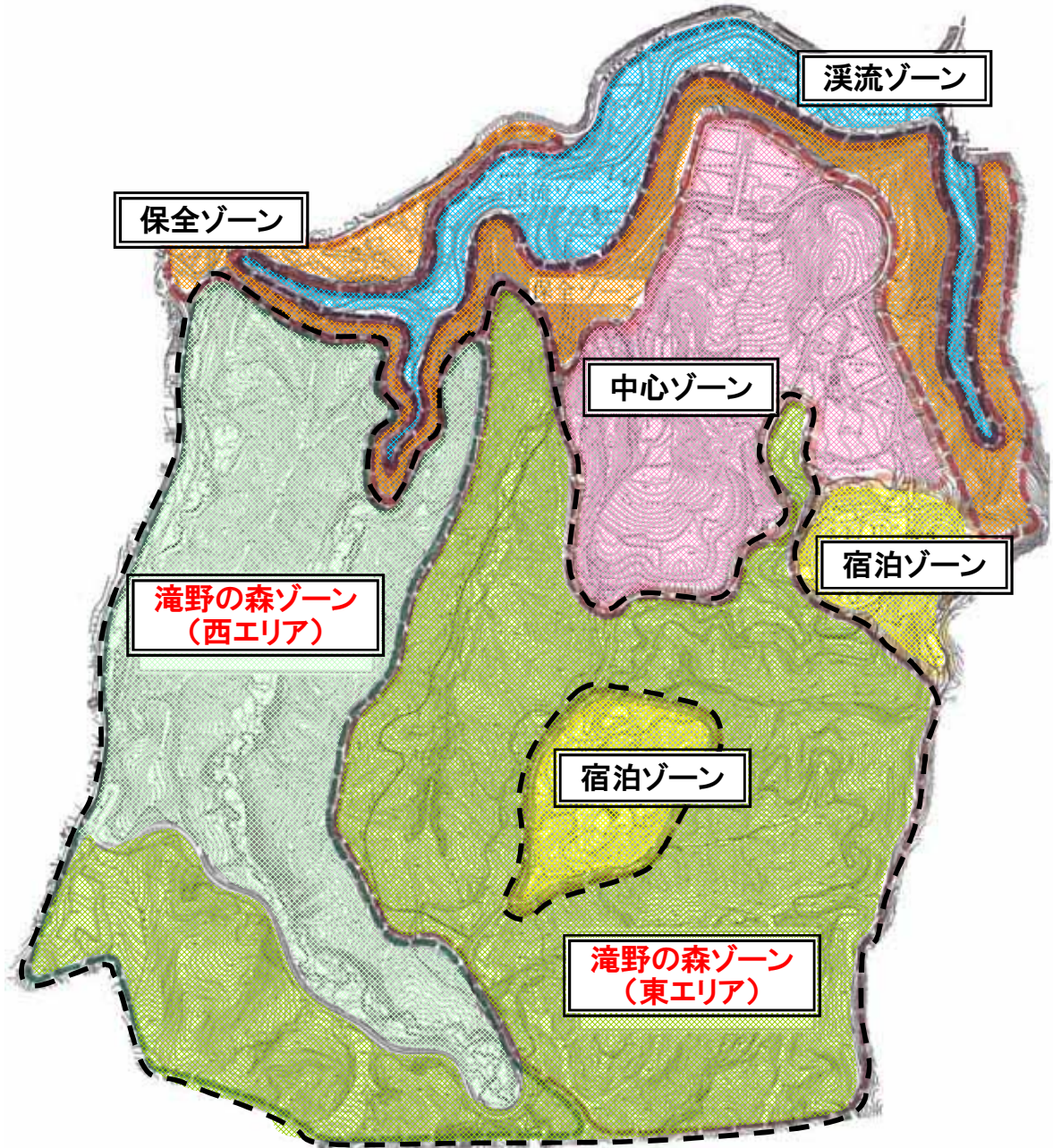
第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

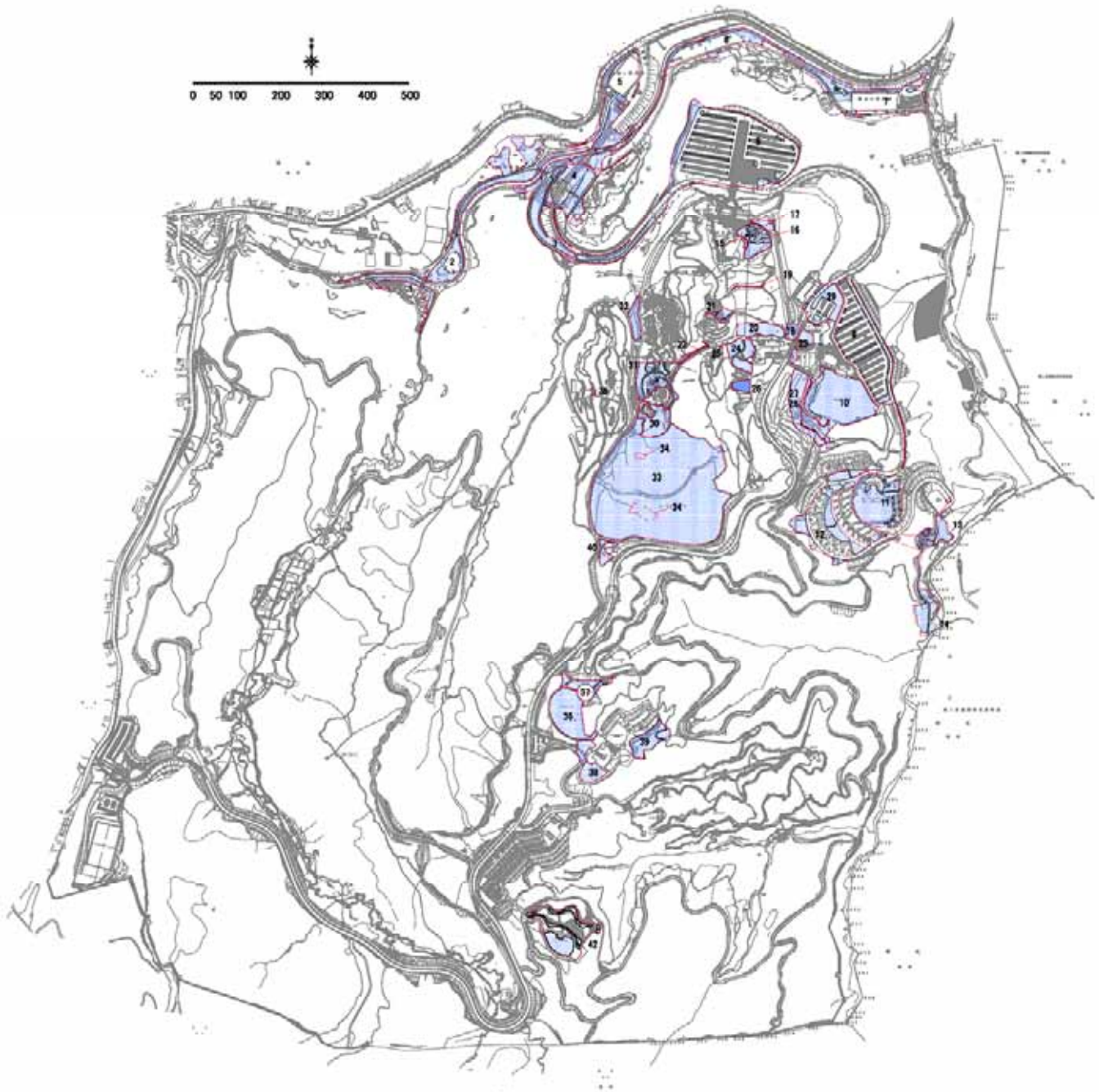
第12条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

滝野すずらん丘陵公園

土地利用方針図



滝野すずらん丘陵公園 植栽管理区分図 【芝生管理】

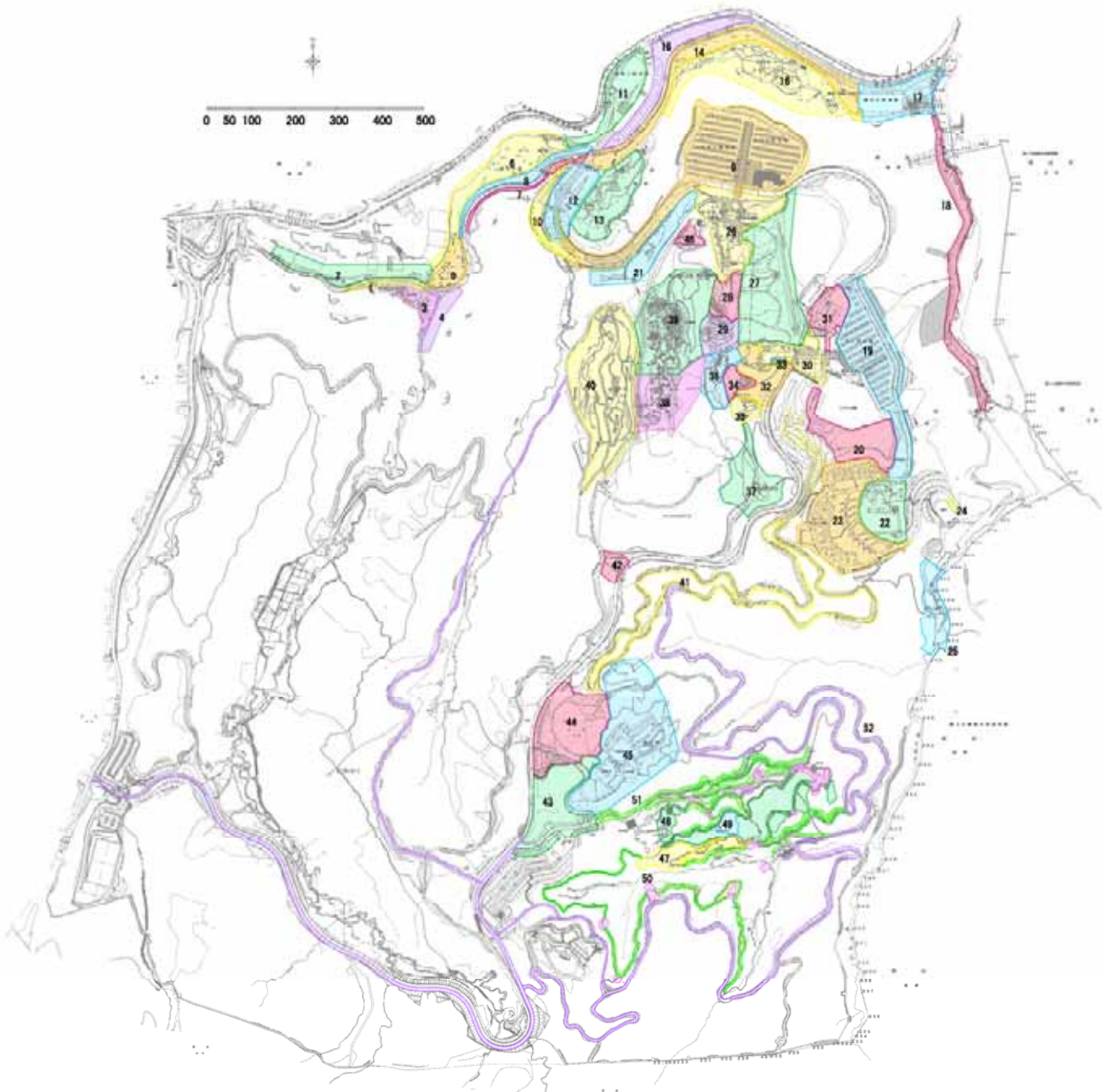


区域名	番号	管理区域名	数量(m ²)
溪流ゾーン			70,720
	1	溪流園	3,570
	2	厚別川上流	10,600
	3	パークブリッジ下	7,030
	4	ロッジ前	7,090
	5	溪流口駐車場	5,470
	6	厚別川下流	5,910
	7	鱒見口駐車場	4,950
	8	中央口駐車場	6,570
	9	東口皇主車場	1,510
	10	つどいの森	18,020
オートリゾート滝野			20,660
	11	センターハウス前広場	8,210
	12	キャンピングカーサイト	7,290
	13	フリーテントサイト	2,420
	14	彩りの森	2,740

区域名	番号	管理区域名	数量(m ²)
カントリーガーデン			22,272
	15	水の広場	140
	16	花のまきば(1)	3,430
	17	花のまきば(2)	1,160
	18	花のまきば(3)	940
	19	花のまきば(4)	48
	20	花のまきば(5)	2,250
	21	収穫の谷(1)	640
	22	収穫の谷(2)	220
	23	東口広場	1,290
	24	カントリーハウスの庭園(1)	2,800
	25	カントリーハウスの庭園(2)	74
	26	花のテラス	640
	27	パークゴルフ場/フェアウェイ	500
	28	パークゴルフ場/ラフ	5,530
	29	事務所周辺	2,610

区域名	番号	管理区域名	数量(m ²)
こどもの谷			78,080
	30	こどもの谷(1)	4,270
	31	こどもの谷(2)	4,420
	32	こどもの谷(3)	800
	33	ローンスタジアム	66,120
	34	ローンスタジアム(補植箇所)	1,800
	35	森のすみか	670
青少年山の家			16,130
	36	風のはらっぱ(1)	7,750
	37	風のはらっぱ(2)	1,640
	38	多目的ホール	3,030
	39	宿泊棟前	2,660
	40	展望台周辺	1,050
滝野の森ゾーン(東エリア)			3,983
	42	森の炊事広場	3,983
合計			211,845

国営滝野すずらん丘陵公園 植栽管理区分図 【高木管理】



区域名	番号	管理区域名	寄植 (m2)	単木 (本)	高木 (本)
溪流ゾーン			5,558	2,593	4,522
1	アシリベツの谷右岸	86	14	31	
2	アシリベツの谷左岸	261	329	155	
3	溪流園	231	16	142	
4	野牛沢	7	29	107	
5	溪流園炊事遠足広場	141	10	73	
6	疎林広場	296	73	145	
7	厚別川右岸(1)	73	3	142	
8	厚別川左岸(1)	150	15	92	
9	中央口	1,302	310	281	
10	パークブリッジ下	68	0	36	
11	溪流口	377	97	183	
12	ロッジ前	57	348	27	
13	炊事遠足広場	105	69	139	
14	厚別川右岸(2)	117	20	263	
15	厚別川左岸(2)	60	678	1,314	
16	平成の森	130	365	139	
17	鱒見口	400	21	173	
18	鱒見の谷	72	156	126	
19	東口駐車場	592	29	319	
20	つどいの森	541	11	635	
21	連絡通路沿	492	0	0	

区域名	番号	管理区域名	寄植 (m2)	単木 (本)	高木 (本)
オートリゾート滝野			788	131	393
22	センターハウス前広場	74	11	104	
23	キャンピングカーサイト	634	61	201	
24	フリーテントサイト	8	17	30	
25	彩りの森	72	42	58	
カントリーガーデン			4,477	1,766	3,767
26	水の広場	1,835	730	1,622	
27	花のまきば	82	165	86	
28	まきばのせせらぎ	63	102	151	
29	取種の谷	64	64	239	
30	東口広場	132	25	99	
31	事務所周辺	1,278	60	397	
32	カントリーハウス庭園	342	118	235	
33	くらしの花園	0	74	0	
34	花のテラス	77	39	239	
35	時の庭	61	46	50	
36	花人の隠れ家	197	123	332	
37	山のお花畑	346	220	317	
こどもの谷			1,473	87	625
38	こどもの谷(1)	273	0	221	
39	こどもの谷(2)	1,200	87	404	
40	森のすみか	0	0	0	

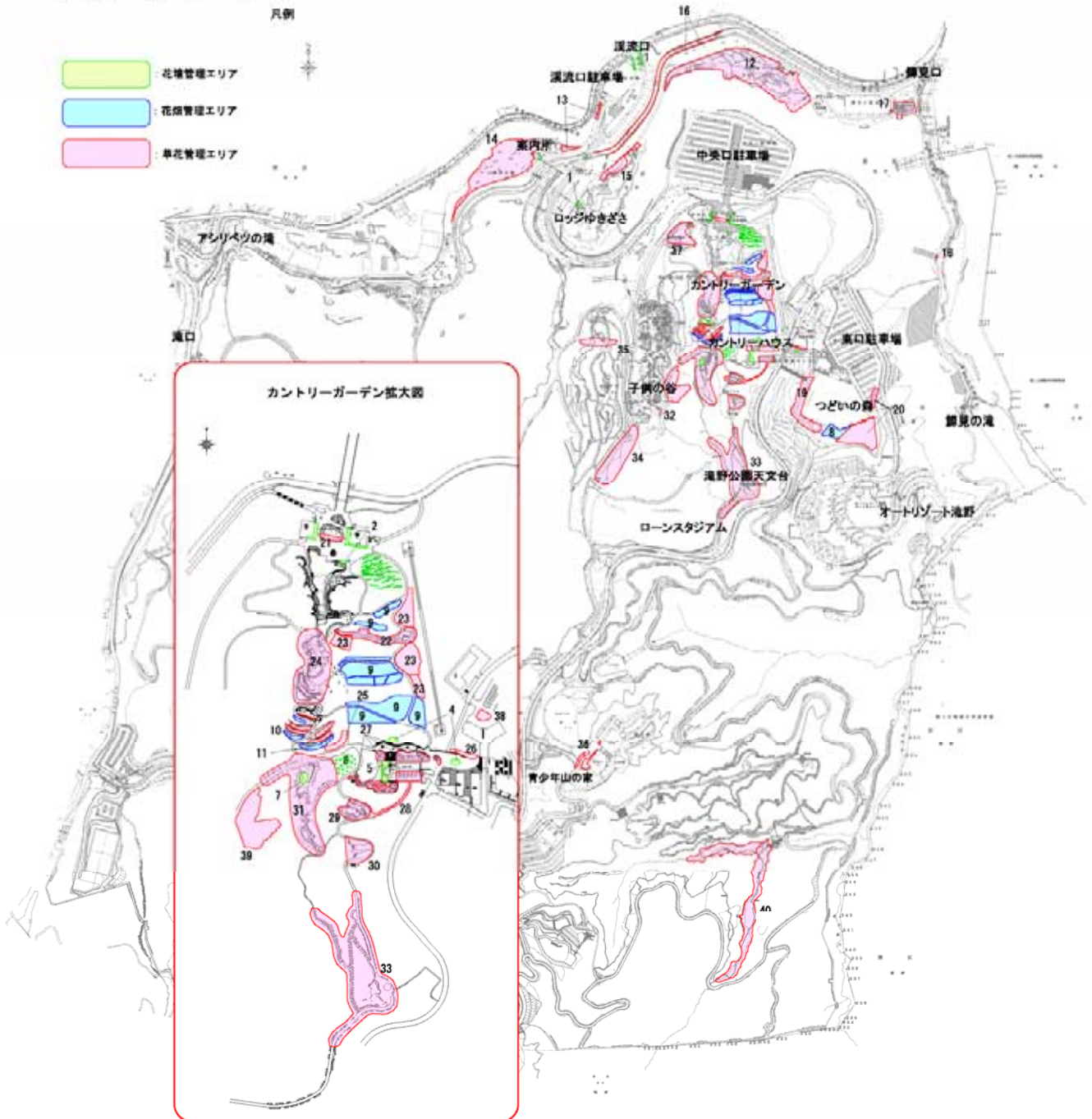
区域名	番号	管理区域名	寄植 (m2)	単木 (本)	高木 (本)
MTBコース			328	37	545
41	MTBコース周辺	328	37	545	
青少年山の家			526	1,218	1,293
42	展望台周辺	115	3	69	
43	配水池周辺	48	970	195	
44	風のはらっぱ	96	225	369	
45	山の家周辺	267	20	660	
園場			43	0	0
46	バックヤード園場	43	0	0	
滝野の森ゾーン(東エリア)					
47	疎林				
48	準疎林				
49	カラマツ林				
50	展望				
51	管理用園路L=10,598				
52	幹線園路L=7,001				

一式

国営滝野すずらん丘陵公園 植栽管理区分図 【草花管理】

0 50 100 200 300 400 500
凡例

- 花壇管理エリア
- 花畑管理エリア
- 草花管理エリア



	番号	区域名	植栽種別	数量 (㎡)
花壇管理	1	溪流口	フラワーバスケット	一式
	2	中央口休憩所周辺	ハンギングバスケット、モルト樽	一式
	3	歓迎の花壇	1年草(pot植栽)	409
	4	滝口の広場	ワグム、フラタ、箱庭花壇	一式
	5	カントリーハウス周辺	7ランタナ、ハンギングバスケット	一式
	6	バレット花壇	1年草	144
花畑管理	7	花人の隠れ家	オブジェ、オブジェプランター	一式
	8	つどいの森花畑	1年草(播種)	一式
	9	花のまきば花畑	1年草(播種)	6,376
	10	取穂の谷	1年草(播種)	408
	11	取穂の谷	キッチンガーデン、カボチャ畑	302

	番号	区域名	植栽種別	数量 (㎡)
草花管理	12	平成の森	宿根草	5,238
	13	溪流口周辺	宿根草	253
	14	森林広場周辺	宿根草	76
	15	取穂の谷	宿根草	683
	16	滝口下流周辺	宿根草	1,289
	17	観音口	宿根草	170
	18	観音の谷	宿根草	13
	19	つどいの森花畑	宿根草	617
	20	つどいの森ランダー畑	宿根草	一式
	21	水の広場ランダー畑	宿根草	117
	22	花のまきば宿根草花壇	宿根草	760
	23	花のまきばランダー畑	宿根草	3,214
	24	まきばのせせらぎ	宿根草	一式
	25	取穂の谷ランダー畑	宿根草	251
	26	滝口の広場	宿根草	57
	27	カントリーハウス周辺	宿根草	420
	28	くらしの花園	宿根草、1年草	100
	29	花のテラス	宿根草	190
	30	神の庭	高山植物	一式
	31	花人の隠れ家	宿根草	一式
	32	こどもの谷	宿根草	20
	33	山のお花畑	宿根草	942
	34	ローススタジアム	ワイルドフラワー	5,525
	35	森のすみか	野草	404
	36	山の家	宿根草	858
	37	バックヤード	宿根草、1年草	603
	38	事務所前	スズラン	15
	39	すずらんの小径	スズラン	2,067

公園事務所図

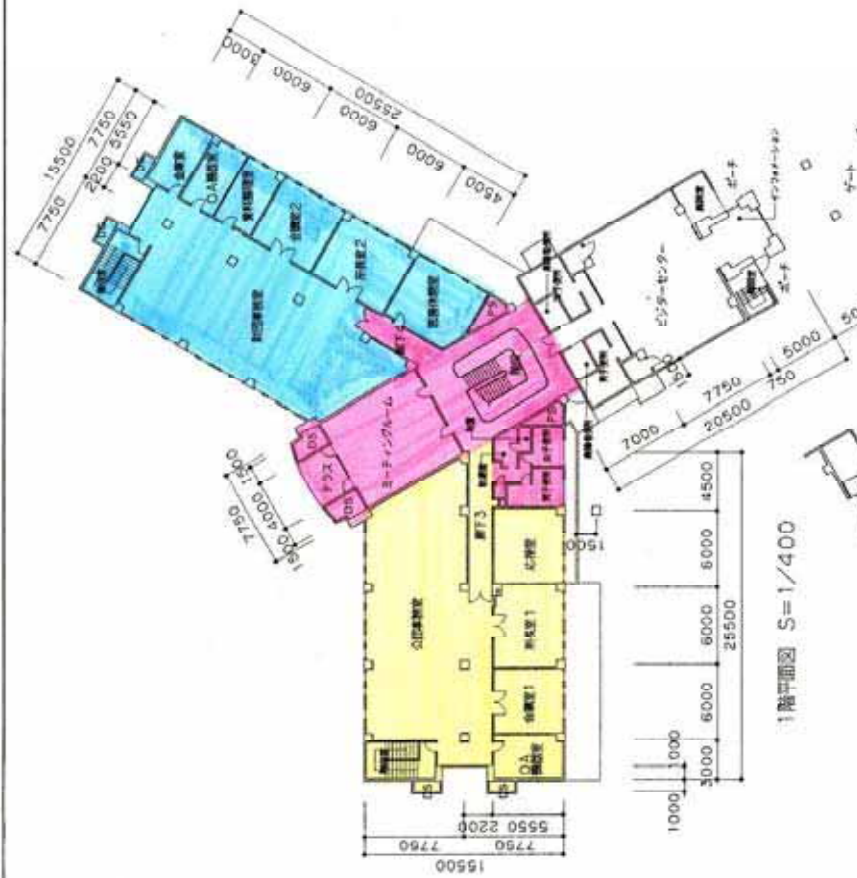
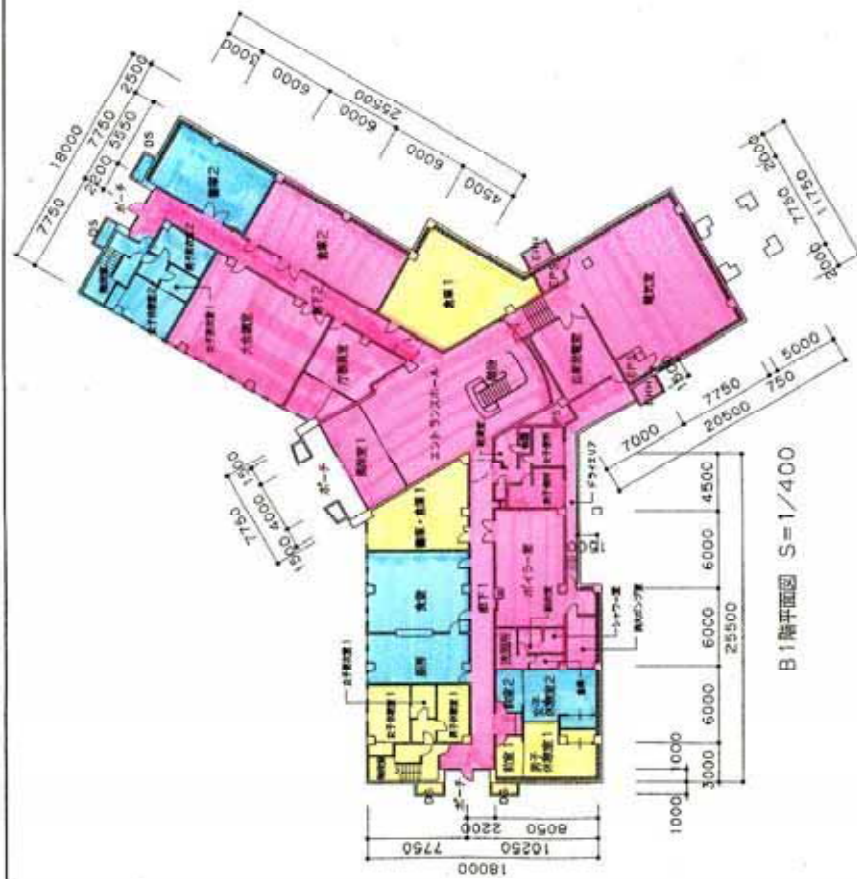
□ 地名 滝野すずらん丘陵公園

名称 車庫



施設使用区分	色
黄色	黄色
青色	青色
桃色	桃色

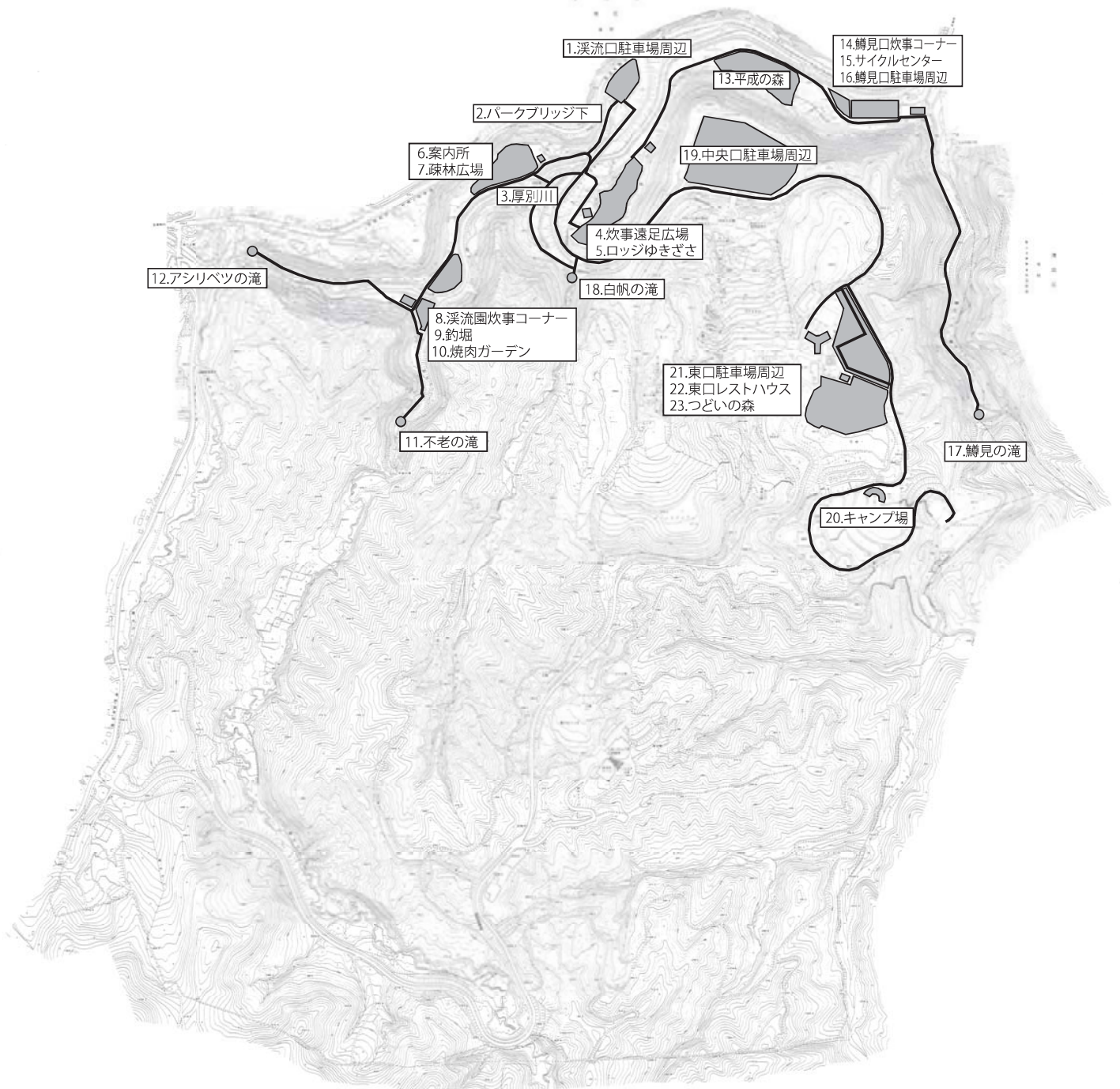
図名	滝野すずらん丘陵公園	図番	
所在地	東京都目黒区滝野	縮尺	1/200
面積	50	平面図	
建築費	828.00	建築費	
構造	RC造平家2階	完成日	



施設使用区分	
国	黄色
事業者	青色
共通部分	桃色

口座名	滝野すずらん丘陵公園	索引番号	平面図	図面番号	第 几
所在地	札幌市中央区滝野	図面の名称		縮尺	1/400
層階番号	4.7	建築物名称	中央ゾーン公園事務所	調査年月日	
建築年度	12.08.43	図面番号	2315.05	建築又は改修場所	
構造	RC造2階建		備考	図面名	

滝野すずらん丘陵公園 夏季A巡視ルート図



滝野すずらん丘陵公園 夏季B巡視ルート図

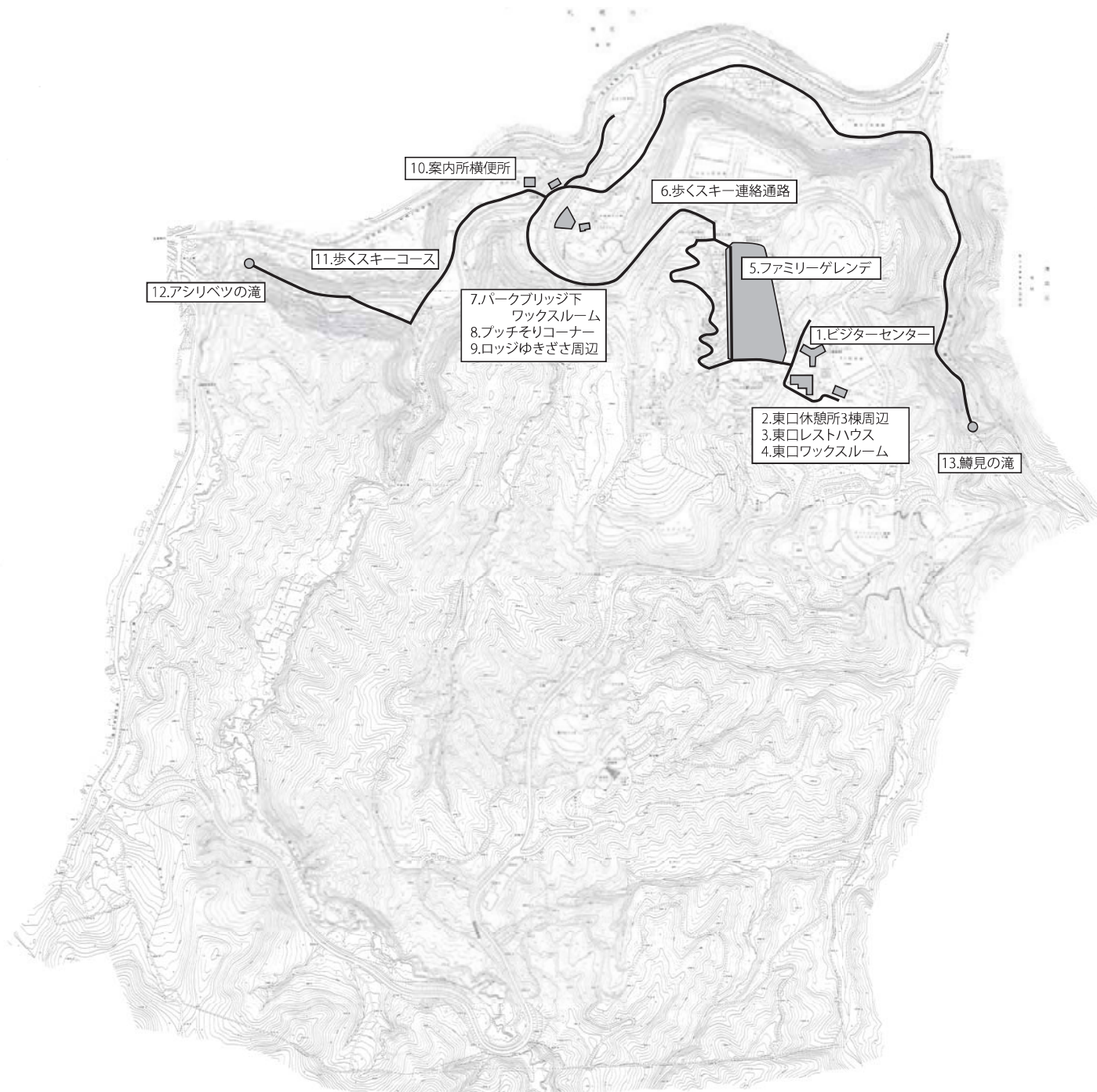


園内巡視順路（夏季）

A巡視(通常巡視)	B巡視(通常巡視)	C巡視(繁忙日巡視)
管理センター (溪流口駐車場周辺場) パークブリッジ下 厚別川 炊事遠足広場 ロッジゆきざさ 案内所 疎林広場 溪流園炊事コーナー 釣堀 焼肉ガーデンアシリベツ 不老の滝 アシリベツの滝 平成の森 鱒見口炊事コーナー サイクルセンター (鱒見口駐車場周辺) 鱒見の滝 白帆の滝 (中央口駐車場周辺) キャンプ場 (東口駐車場周辺) 東口レストハウス つどいの森 管理センター	管理センター 管理事務所周辺 東口休憩所3棟及びその周辺 カントリーハウス周辺 天文台 展望台 ローンスタジアム こどもの谷 カントリーガーデン 中央口周辺 旧監督官詰め所 滝口 滝野の森口 野牛沢 (配水池) MTBコース ハイキングコース 資材置場 ペンギン村 中の沢 バックヤード北棟 管理センター	・混雑状況に応じて適宜入園 ゲート周辺及び駐車場を巡回 し利用者指導及び案内・誘導 を実施 ・配水池は2回/日巡回 ・東口駐車場周辺 ・中央口駐車場周辺 ・溪流口駐車場周辺 ・鱒見口駐車場周辺 ・配水池

*C巡視を配置している時は、()箇所をC巡視で巡回

滝野すずらん丘陵公園 冬季A巡視ルート図



滝野すずらん丘陵公園 冬季B巡視ルート図



園内巡視順路（冬季）

A巡視(通常巡視)	B巡視(通常巡視)	C巡視(通常巡視)
管理センター ビジターセンター 東口休憩所3棟及びその周辺 東口レストハウス 東口ワックスルーム ファミリーグレンデ 歩くスキー連絡通路 パークブリッジ下ワックスルーム プッチそりコーナー ロッジゆきざさ周辺 案内所横便所 歩くスキーコース ・アシリベツの滝 ・鱒見の滝 歩くスキー連絡通路 管理センター	管理センター 管理事務所周辺 歩くスキーコース ・展望台 ・風のはらっぱトイレ ・中の沢 ・つどいの森 管理センター	・混雑状況に応じて適宜入園 ゲート周辺及び駐車場を巡回 し利用者指導、案内・誘導及 び軽微な除雪作業を実施 ・配水池は2回/日巡回 ・東口駐車場周辺 ・中央口駐車場周辺 ・溪流口駐車場周辺 ・配水池

申請書

設置・管理許可申請書 様式ア

公園管理者以外の方が、公園内に売店等の公園施設を設け、又はその公園施設を管理しようとするときは、申請書（別紙）を公園管理者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

公園管理者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条

行為の許可申請書 様式イ

公園管理者以外の方が、公園内において物品販売、頒布、ロケーション、コンサートや展示会等の行為をしようとするときは、申請書（別紙11）を実施日の2週間前までに公園管理者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

公園管理者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

申請書、使用箇所図の他に目的・内容等の確認ができる具体的な企画書などを添付して下さい。

車両入園許可申請・占用申請がある場合は一緒に提出して下さい。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条

車両入園許可申請書 様式ウ

公園内は原則的に車両の乗り入れは禁止です（駐車場を除く。）。機材搬入等で車両を乗り入れる必要がある場合に提出して下さい。駐車料は徴収しません。

占用申請書 様式エ

設置・管理許可申請書又は行為の許可申請書の申請の際に、公園を独占的に使用する場合に申請が必要です。

大型の機材（レール、イントレなど）やテントなどを設置する場合や、コーンやロープなどで場所を仕切って独占的に使用する場合に申請が必要です。

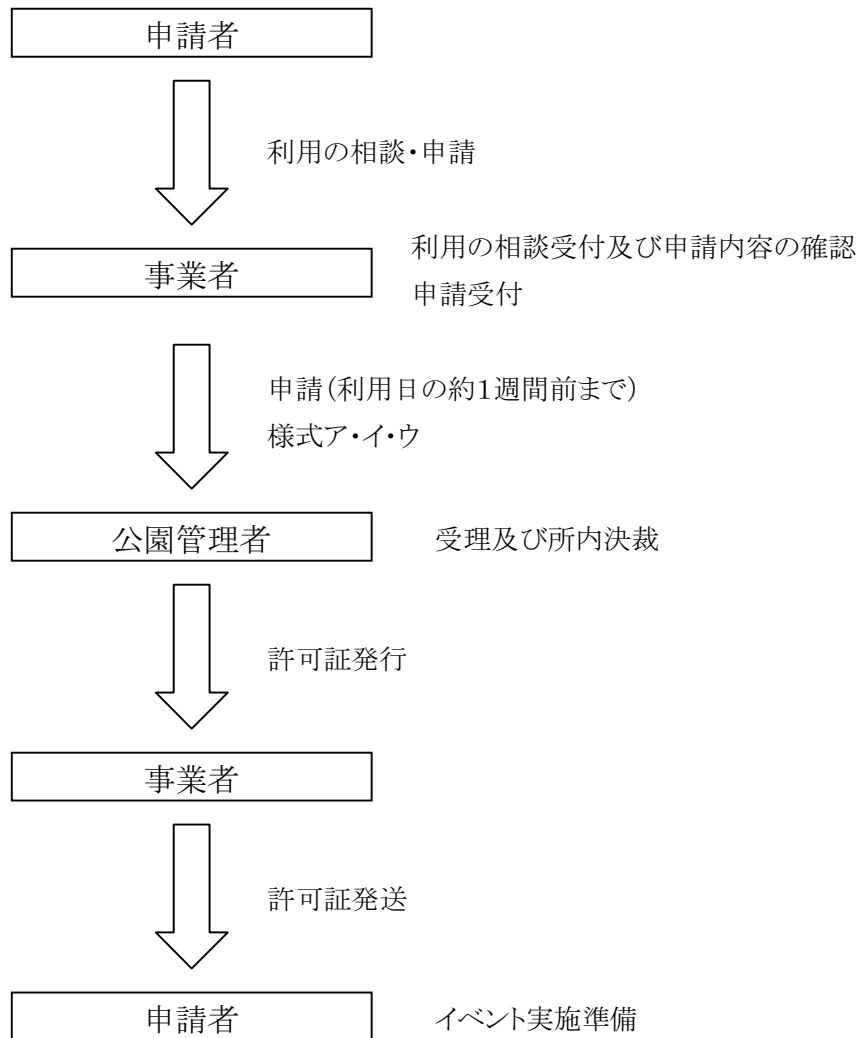
占用料が必要となります。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条

その他、申請にあたっては「滝野すずらん丘陵公園利用規則」をご確認下さい。

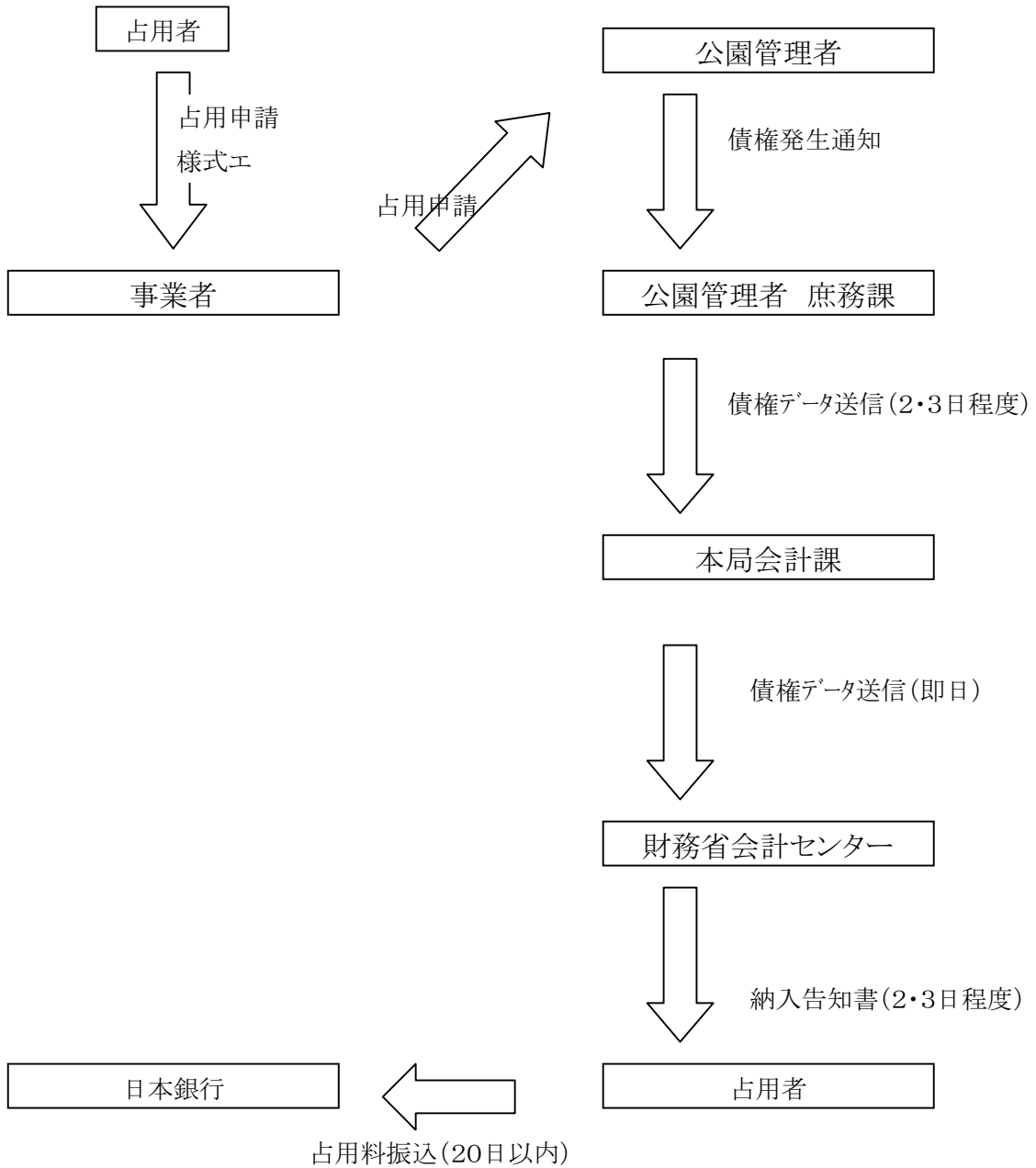
申請手続きの流れ

(都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条、第12条）



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

占用申請手続きの流れ
(都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条）



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

(記載例)

平成 年 月 日

公園管理者

国土交通省北海道開発局長

●● ● 殿

申請者 住所

氏名

印

都市公園法第5条第二項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

設置目的	公園内●●に●●及び●●を設置し、来園者の便宜を図る。
設置期間	平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで
設置場所	国営滝野すずらん丘陵公園内 (別添図面参照)
施設の構造	別添図面のとおり。
施設の外観	別添図面のとおり。
施設の管理方法	●●●が責任を持って管理する。 管理者：
復旧方法	原形復旧します。

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

公園管理者
国土交通省北海道開発局長
● ● ● 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日 () : ~ :
場 所	
目 的	
内 容	
その他参考と なるべき事項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 「申請者氏名」は、法人等の組織名称及び代表者肩書・氏名を記入し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「行為の種別」は、「展示会」、「競技会」「集会」「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（ ）書きで記入して下さい。
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入して下さい。
7. 「場所」は、原則として園内施設名を記入して下さい。
なお、本部棟の利用に当たっては、室名等を記入して下さい。（複数利用する場合も全ての室名等を記入して下さい。）
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入して下さい。
9. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付して下さい。
10. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（ で図示）・給水箇所・救護テント等を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付して下さい。
11. 模擬店を出す場合は、別途占用申請書を提出して下さい。

※ 園内の樹木、その他の公園施設を損傷した場合、他の利用者の方に不快感を与える行為をした場合、許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く事があります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

車両入園許可申請書

国営滝野すずらん丘陵公園事務所長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
	担当者名	
	連絡先 TEL	

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり車両入園の許可を申請します。

記

公園名	滝野すずらん丘陵公園
目的	
期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
時間	午前 〇〇時 〇〇分 から 午前 〇〇時 〇〇分 まで 午後 〇〇時 〇〇分 から 午後 〇〇時 〇〇分 まで
台数等	〇〇台 乗車人員 計 〇〇名 (内訳は別紙のとおり)
その他	

入園車両

	車種	車両番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

乗車人員氏名

	乗車人員氏名		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

- ※入園車両はメーカー・車種・車両番号詳細を記入する。
- ※乗車人員氏名は各車両ごとに乗車する者全員の氏名を記入する。
- ※内容等に変更があった場合には、速やかに変更または追加申請を行うものとする。

車両入園許可書

申請者

住所

氏名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった車両入園の許可については、滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国営滝野すずらん丘陵公園事務所長

〇〇 〇〇

公 園 名	滝野すずらん丘陵公園
目 的	
期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
時 間	午前・午後 〇〇時〇〇分 から 午前・午後 〇〇時〇〇分 まで
入 園 台 数 等	〇〇 台 乗車人数 計 〇〇台 (内訳は申請書のとおり)
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園内では、必ず「車両入園許可証」をフロントガラスに掲示（入退園時を含む）すること。 2 入園許可の期間が満了した時または入園を必要としなくなった時は、直ちに「車両入園許可証」を返還すること。 3 公園内では原則として駐車は認めない。やむを得ず駐車する場合または停車する場合は、一般入園者の通行及び利用の支障とならないよう十分配慮すること。 4 公園内では徐行し、歩行者、自転車、特に幼児の飛び出しには十分注意し、その安全の確保に努めること。 5 公園内では園路のみの走行とし、芝生への乗り入れは認めない。 6 業務上必要ない場所へは乗り入れないこと。 7 公園内の国有財産（樹木含む）を滅失または毀損した場合は、当局の指示に基づき現状に回復し、または損害を賠償すること。 8 第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること。 9 入園目的以外の行為を行わないこと。 10 公園内における行動は、許可書によるほか、公園を管理する職員等に指示に従うこと。 11 その他注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩行者、自転車を優先すること。 (2) クラクションは、みだりに使用しないこと。 (3) 公園利用者及び公園施設の安全に細心の注意を払うこと。 (4) アプローチ園路及び駐車場以外の場所に乗り入れる場合には、原則として所属する会社名等を車両に標示し、黄色の回転灯を点灯すること。
備 考 (追加条件等)	

占有場所	園路	占用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	申請者		占用分類		受付番号		
	その他									
申請者	許可申請 新規、更新、変更 (第 号) 申請番号 第 号 備 職 年 月 日 平成 年 月 日				公園管理者 北海道開発局長 殿 住所 氏名 担当者 都市公園法第 6 条の規定により 許可を申請 する。 TEL 郵便番号 □□□□ - □□□□					
	(占有目的)		(復旧方法)							
.....		原形復旧								
記入欄	(占有物件の名称、規模及び数量)				(占有場所)					
				(占有期間) 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間) (工事期間) 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)					
(占有物件の外観)		別添のとおり		園路			その他			
(占有物件の管理の方法)		当方で責任を持って管理します。		長	幅	面積	長	幅	面積	
				面積計	面積計		面積計			

住所 氏名 殿		許 可 書 昭 公 園 設 第 号 平成 年 月 日	
公園管理者 北海道開発局長 殿		許 可 平成 年 月 日付けで申請のあった都市公園占有については、下記のとおり 許 可 する。	
(占有物件の名称、規模及び数量)		(占有期間) 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)	
.....		(工事期間) 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)	
(占有物件の管理の方法)		申請者が責任を持って管理する。	
		園路	
		その他	
		長	幅
		面積	面積
		面積計	面積計
(復旧方法)		(占有料)	
原形復旧		総 額 ¥ 年 額 ¥ 初年度 ¥ 最終年度 ¥	
(許可条件) 下記のほか別紙のとおり		(履行期限) 納入通知書により指定する期限	
記入要領			
1. 申請者は最上段太く内は記載しないこと。		7. 「占有物件の外観」の欄には、地下埋設の場合は、「地下埋設」と記載すること。	
2. (新規、更新、変更(号)) については、該当するものを○で囲み、更新及び変更の年月日		8. 「占有物件の管理の方法」の欄には、管理方法及び方法を記載すること。	
3. 申請者が法人である場合には、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載するとともに、担当者の所属、氏名及び職階番号を記載すること。		9. 「復旧方法」の欄には、占有を中止した時の復旧方法について記載すること。	
4. 「占有目的」の欄には、占有物件を設置する理由を具体的に記載すること。		10. 「工事方法」の欄には、工事を伴うものについて工事の方法(埋設の場合は「埋設」、「シールド」、追加で足場を組む場合は「足場」等)を記載すること。	
5. 「占有物件の名称、規模及び数量」の欄には、工作物、物件又は施設の名前、規模(縦、横、高さ等についての寸法)、数量を記載すること。		11. 「工事期間」の欄には、工事の方法を記載したものについて、その工期を記載すること。	
6. 「占有場所」の欄には、地番まで記載すること。又広場名も記載すること。		12. 「埋設面積」の欄には、埋設を伴うものについてのみ記載すること。	
		13. 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の上部に変更後のものを、下部に変更前のものを() すること。	

占用許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
「 第 号
 2. 新規、更新、変更（）については、該当するものを○で囲み、更新及び変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記入して下さい。
 3. 「氏名」は、法人等の組織名称及び代表者名・担当者名を記入し、代表者印を押印して下さい。
 4. 「占用目的」の欄には、「〇〇工事の現場事務所」「〇〇競技会の本部」等、具体的に記入して下さい。
 5. 「占用物件の名称、規模及び数量」の欄は、「詰所 m²」「仮設テント張 m²」等記入し、数量の端数処理は不要です。
 6. 「占用物件の外観」がわかる様な寸法・占用面積計算を記入した図面を添付して下さい。
 7. 「占用場所」の欄には、「現場事務所村」「みんなの原っぱ」等、具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付して下さい。
 8. 「占用期間」は、事前設置の期間（工事期間）も含めて記入して下さい。
 9. 許可書は、納入告知書（＝使用料請求書）と一緒に申請書記載の住所へ送付します。
- ※申請書は、添付図と共に物件を設置する2週間前までに提出して下さい。

占用許可条件書

1. 占用期間の更新を行うときは、占用期間の満了2週間前までに書面をもって公園管理者北海道開発局長（以下「甲」という。）に協議して下さい。
2. 占用料は、有償・無償とします。
3. 占用者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって当該占用物件を管理して下さい。
4. 乙は、占用期間中に当該占用物件を当該目的以外に供してはいけません。
5. 乙は、当該占用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはいけません。
6. 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に協議の上、当該占用物件に係る協議内容の取消、又は変更を行う事ができます。
 - (1) 乙が本許可、回答書に示す条件に違反したとき。
 - (2) 公園施設に支障が生じたとき、又は生じる恐れのあるとき。
 - (3) 公園計画上、占用物件の構造を変更する必要性のあるとき。
7. 占用期間が満了し、又は占用物件に係る協議を前条により取消し、当該占用物件の撤去を行ったときは、速やかに原状回復しなければなりません。ただし、占用期間の更新がなされる時、又は甲が承認したときはこの限りではありません。
8. 本件に関し疑義のあるとき、その他占用物件についての疑義を生じたときは甲乙協議の上決定します。

滝野すずらん丘陵公園利用規則

(目的)

第1条 この規則は、滝野すずらん丘陵公園（以下「公園」という。）における利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、公園の利用に関し必要な事項を定め、もって公園の円滑な利用促進に資することを目的とする。

(適用)

第2条 公園利用者の行為の禁止等については、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）、都市公園法施行規則（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「規則」という。）その他法令、通達等に別段の定めのあるほか、この規則の定めるところによる。

(公開日時)

第3条 公園の公開期間及び公開時間は次のとおりとし、開園及び閉園の期日については、公園管理者が毎年定める。ただし、管理運営上の理由があるときは、公園の全部もしくは一部の臨時閉園、又は公開日時の変更を行うことができる。この場合においては、入り口にその旨を掲示する。

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 一 | 公開期間 |
| (1) | 12月下旬から3月31日まで |
| (2) | 4月下旬から11月上旬まで |
| 二 | 公開時間 |
| (1) | 12月下旬から3月31日まで
午前9時から午後4時まで |

- (2) 4月下旬から5月31日まで
午前9時から午後5時まで
- (3) 6月1日から8月31日まで
午前9時から午後6時まで
- (4) 9月1日から11月上旬まで
午前9時から午後5時まで
- (入園料)
- 第4条 公園の入園料は、当分の間徴収しないものとする。
(利用者の安全確保)
- 第5条 公園管理者は、利用の安全の確保及び円滑な利用を図るため、次に掲げる事項を行う。
- 一 公園内の巡視活動による施設等の保安及び適正利用の確保
 - 二 利用者（車両を含む）の利用指導
 - 三 救護活動
 - 四 不適正利用者の排除
 - 五 広報及び宣伝並びに催物等の実施及び誘致による公園の利用促進
 - 六 管理運営上の必要による利用制限
 - 七 都市公園法その他関係法令等及び本規則により禁止された行為の阻止活動
- (公園内における禁止行為)
- 第6条 公園内においては、法第10条の2及び令第18条の規定に定めるもののほか次に掲げる行為については、これを禁止する。
- 一 吸い殻入れのあるところ以外での喫煙
 - 二 野球又はゴルフ等、他人の迷惑となるような行為
 - 三 指定された園路以外への自転車の乗り入れ
 - 四 サイリングプール以外での自転車の駐車

五 スキーコース以外での歩くスキーマの利用（一方通行コースでの逆走を含む。）

（車両の入園制限）

第7条 公園利用者の安全等を図るため、公園内（公園管理者の指定した場所を除く。）への車両の乗り入れを禁止する。ただし、公園管理者は、次に掲げる車両に限り必要に応じ入園の許可をすることが出来る。

- 一 管理業務用車両
- 二 植物管理及び清掃等管理上必要があると認められた車両
- 三 特定公園施設業務用車両
- 四 工事用車両
- 五 公園整備等に関わる車両
- 六 その公園管理者が必要と認められた車両

（車両の入園許可等）

第8条 公園管理者は、前条に掲げる車両の入園許可にあたっては、「車両入園許可申請書」（別紙様式第1号）による申請に基づき、第2項各号に掲げる条件を付した「車両入園許可書」（別紙様式第2号、省略。）「車両入園許可証」（別紙様式第3号、省略）の交付をもって行う。この場合、できる限り閉園時間帯での入園を指導するとともに、原則として乗用車の使用を認めてはならない。

許可条件

- 一 公園内では、必ず「車両入園許可証」をフロントガラスに掲示（入退園時を含む。）すること。
- 二 公園内では原則として駐車は認めない。やむをえず駐車をする場合、一般入園者の通行及び利用の支障とならないよう配慮すること。
- 三 公園内では徐行し、歩行者、自転車、特に幼児の飛び出しに充分注意し、その安全の確保を行うこと。
- 四 公園内では、園路及び広場のみの走行とし、芝生への乗り入れは認めない。

（緊急車両の特例）

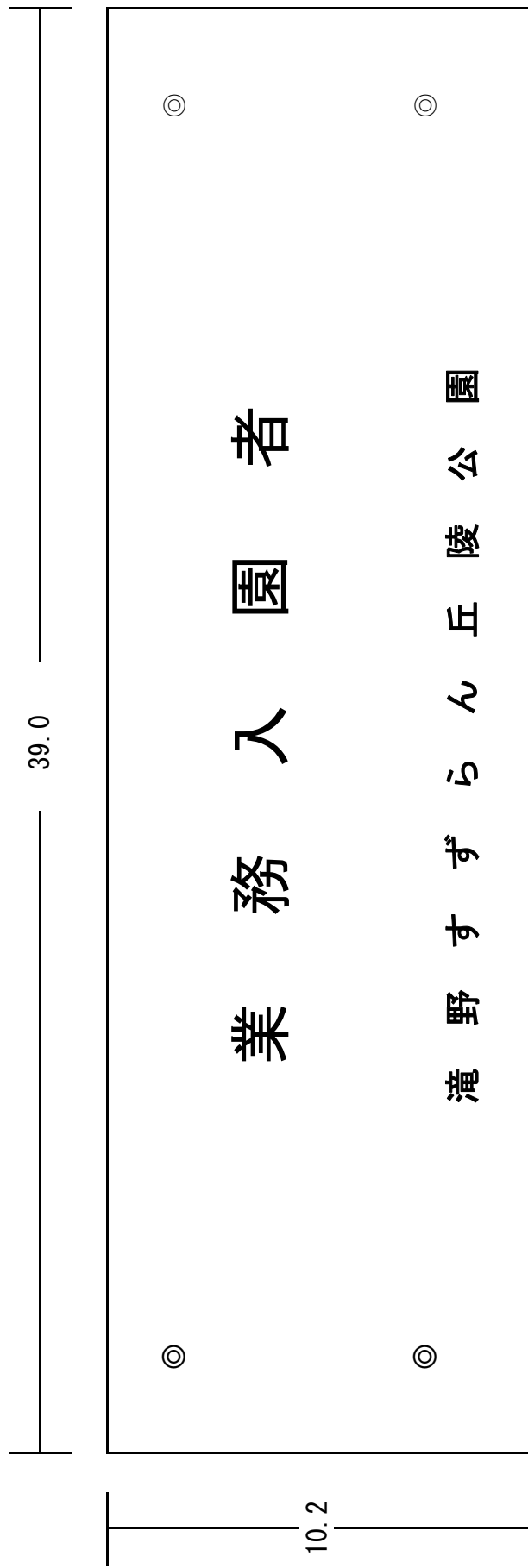
- 第9条 第7条及び第8条の規定は、緊急車両にはこれを適用しない。
（利用者への周知）
- 第10条 本規則の利用者への周知については、別に定める「滝野ずらん丘陵公園利用者心得」（省略。）により行うこととする。

滝野すずらん丘陵公園内の事故防止基本方針

滝野すずらん丘陵公園内の事故防止のため、工事用車両の開園区域内の通行にあたっては下記の措置を講じなければならぬ。

1. 原則として開園区域内への進入の禁止。
2. 公園管理者の許可によりやむを得ず進入する場合は、監督職員と進入経路及び駐車場所について協議し、図面により承諾を得るほか、公園利用者（歩行者、自転車）と工事用車両及び工事現場を分離する措置を講じる。
 - 1) 広場等と進入経路が並行している所は安全ロープ等により区分し、立入禁止等の表示を行う。
 - 2) 必要に応じ現場及び道路の出入口に誘導員の配備。
 - 3) 必要に応じ公園利用者の園路利用を禁止し代替園路の設置。
 - 4) 交差部に交通整理員を配備。
3. 原則として園路以外の通行及び駐、停車の禁止。
4. 利用者（歩行者、自転車）の最優先。
5. 走行速度 20 km/h以下及び交差部の一旦停止。
6. 車両の黄色回転灯及び通行許可証の装添。
7. その他利用者の安全確保に必要な措置。

公園内に立ち入る際使用する腕章は下記の仕様を標準とし、作成数を監督職員に届け出るとともに、工事完了後園営滝野すずらん丘陵公園事務所に返却するものとする。



1. 材料は布を使用し、ビニール（透明）で覆うこと。地は黄色、文字は緑とする。
2. 文字の大きさは、大タテ3.7×ヨコ3.5cm、小タテ1.2×ヨコ1.3cmとする。

滝野すずらん丘陵公園における広報・行事等の取扱いについて

滝野すずらん丘陵公園における広報・行事等の取扱いについては以下に従い施行するものとする。

記

1. (印刷物の作成及び行事の実施についての協議)

当公園内で行事を実施する場合又は委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により広報宣伝又は利用者指導等に関する印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には、十分な時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得るものとする。

2. (公園内行事における北海道開発局の名義使用等について)

公園内行事における北海道開発局の名義使用等は、以下に従って施行するものとする。

①委託費が投入（一部他の資金の活用を含む。）される場合

北海道開発局は「主催」または「共催」とする。

②委託費の投入がなく、他の資金により行われる場合

その内容が

(1) 宗教的・政治的色彩がないこと

(2) 公共性が高く、公園内のイメージアップにつながること

の条件を両方とも満たすものについては（後援依頼文書の提出を受けて）、「後援」をするものとする。この場合、主催者は文書により北海道開発局の名義使用の許可を得なければならない。

3. (印刷物及び行事に係わる表示)

委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には当該印刷物を作成し、又は行事を実施する者として、次に掲げる表示を行うものとする。ただし、表示の詳細については個別に協議をして定めるものとする。

北 海 道 開 発 局
受 託 者 名

国営滝野すすらん丘陵公園
災害対策部運営計画

平成20年7月1日

北海道開発局札幌開発建設部
国営滝野すすらん丘陵公園事務所

国営滝野すすらん丘陵公園災害対策部運営計画

第1条（目的）

この計画は、北海道開発局防災対策事務規程第12条に基づく国営滝野すすらん丘陵公園内における各種災害（地震、風水害、火災等、）及び事故が発生した場合または発生の恐れがある場合において、災害対策時の組織運営について明確にし、適切かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第2条（災害対策部の設置及び体制）

国営滝野すすらん丘陵公園事務所長は、災害が発生または発生する恐れのある場合は災害対策部設置基準（別紙1）により以下の体制を発令するとともに災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。

- ・注意体制
- ・警戒体制
- ・非常体制

また、対策部を設置した場合は、速やかに札幌開発建設部道路建設課長補佐並びに北海道開発局事業振興部都市住宅課公園係に報告することとする。

なお、各体制は基本的に開園時間内のものであり、深夜未明に災害が発生した場合には二次災害等を考慮し、発令及び人員徴集については対策部長が適宜判断することとする。

第3条（組織）

対策部は、対策部長、対策副部長、班長・副班長・班員及び災害対策部員をもって組織し、別紙2のとおりとする。

- ・対策部長は、滝野公園事務所長とし、対策部を統括する。
- ・対策副部長は、滝野公園事務所庶務課長、工務課長及び滝野管理センター長とし、対策部長を補佐するとともに、対策部長に事故あるときは、工務課長が対策部長の業務を代行する。
- ・班長及び班員は、各班担当の災害対策業務に従事する。なお、各災害対策班の業務内容は別紙3による。
- ・災害対策部員は、各担当施設の被害・被災状況を把握し報告する。

第4条（災害対策体制の解除）

対策部長は、次に該当する場合、災害対策体制を解除することができる。

- ・災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなったとき。
- ・公園全施設の安全が確認され、災害の恐れがないと判断されたとき。
- ・その他、対策部設置の必要がなくなったと判断されたとき。

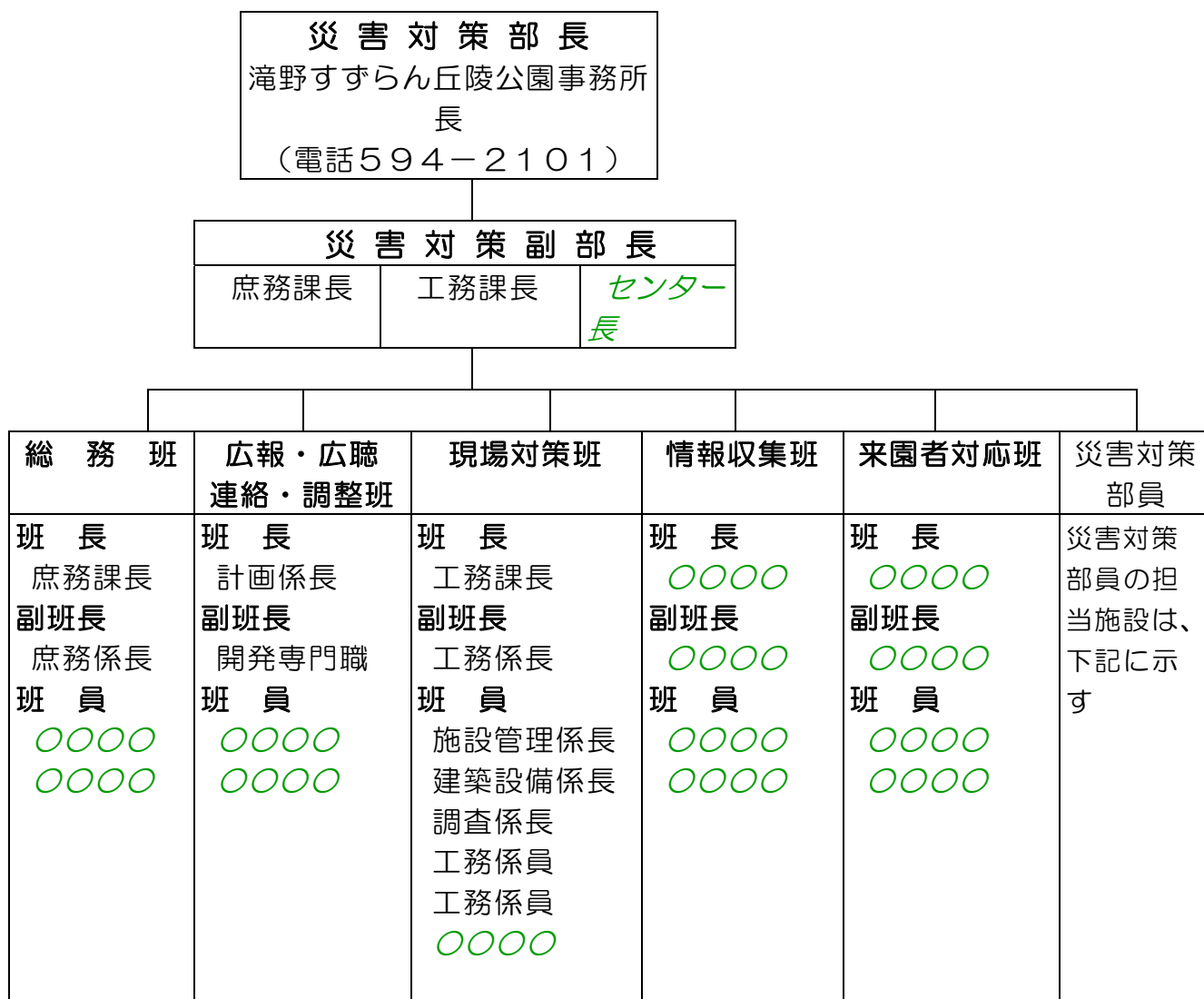
付 則

この計画は、平成20年7月1日から施行する。

災害対策部設置基準

災 害	注意体制	警戒体制	非常体制
地震災害	①札幌市で震度4の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合	①札幌市で震度5弱以上の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合	①札幌市で震度6弱以上の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合
風水害	①大雨注意報もしくは大雨警報が発表され、連続雨量が100mmに達した場合 ②風雨により公園施設に危険があると対策部長が判断した場合 ※観測データは黄金湯	①大雨注意報もしくは大雨警報の発表下で、連続雨量が150mmに達した場合 ②風雨により公園内に災害が発生した場合 ※観測データは黄金湯	①大雨注意報もしくは大雨警報の発表下で、連続雨量200mmに達した場合 ②風雨により公園内に重大な災害が発生した場合 ※観測データは黄金湯
火災等	①園外で火災・爆発等が発生し、園内に延焼・危害の恐れがある場合	①園内で火災・爆発等が発生した場合、または園外で発生した火災・爆発等が園内に延焼又は危害を及ぼした場合	①山火事等の大規模な火災が発生した場合
参 考	部分閉園の検討	部分閉園または完全閉園の検討	完全閉園の検討

災害対策部組織表（非常体制時）



※緑色の役職名は、滝野管理センターを示す。

国営滝野すずらん丘陵公園事務所 代表電話（011）594-2100
 滝野管理センター（○○○○○○○○） 代表電話（011）594-2222

なお、災害対策部員は、各担当施設の被害、被災状況の詳細を早急に把握し、情報収集班に報告する。（不在の場合は次席が代行する）

- | | |
|-----------------|---|
| 青少年山の家館長 | 青少年山の家及び周辺 |
| オートリゾート滝野マネージャー | オートリゾート滝野エリア |
| ○○○○○(株)マネージャー | カントリーハウス、ロッジゆきざさ、焼き肉ガーデンアシリベツ、サイクルセンター、東口情報センター売店、「子供の谷」休憩所中央口管理所売店 |
| ○○○○○(株) | フィッシング滝野エリア |

災害対策部体制編成表（案）

名 称	注意体制	警戒体制	非常体制	役 職（内 線）
○災害対策部				
対策部長			○	滝野公園事務所長 (101)
対策副部長		○	○	(事) 庶務課長 (102)
〃		○	○	(事) 工務課長 (103)
対策部員		○	○	青少年山の家館長
〃		○	○	オートリブ 滝野支配人
〃			○	〇〇〇〇〇(株) マネージャー
〃			○	〇〇〇〇〇(株)
・ 総務班				
班 長		○	○	(事) 庶務課長 (102)
副班長	○	○	○	(事) 庶務係長 (120)
班 員	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (235)
・ 広報・広聴 連絡・調整班				
班 長			○	(事) 計画係長 (106)
副班長		○	○	(事) 開発専門職 (104)
班 員	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (2234)
〃	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (239)
・ 現場対策班				
班 長		○	○	(事) 工務課長 (103)
副班長		○	○	(事) 工務係長 (108)
班 員	○	○	○	(事) 施設管理係長 (111)
〃		○	○	(事) 建築設備係長 (110)
〃	○	○	○	(事) 調査係長 (107)
〃			○	(事) 工務係員 (113)
〃			○	(事) 工務係員 (109)
〃	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (2225)
〃	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (238)
・ 情報収集班				
班 長		○	○	(セ) 〇〇課長 (233)
副班長	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (2227)
班 員	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (231)
・ 来園者対応班				
班 長			○	管理センター長 (2223)
副班長		○	○	(セ) 〇〇課長 (230)
班 員	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (2222)
〃	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (2226)
〃	○	○	○	(セ) 〇〇〇〇 (237)

災害対策班の業務内容

災害対策班	業 務 内 容
総務班	1 職員の被災状況の取りまとめ及び被災職員の手当並びに救急車の手配 2 職員の安否の確認 3 公園施設等の被害状況の取りまとめ 4 連絡車の統制運用 5 各班との連絡調整 6 物資の調達及び会計 7 職員の健康、安全管理
広報・広聴 連絡・調整班	1 報道機関用の災害状況及び災害対策情報の作成（発表は本部道路建設課及び広報官室と打ち合わせを行う） 2 報道機関との連絡調整 3 災害広聴に関する事務 4 ホームページによる被災状況等の情報提供 5 本部、本局及び他の防災関係機関との情報連絡、調整 6 気象情報の収集及び伝達 7 部局間応援に関する事務 8 バス等交通機関との連絡、調整
現場対策班	1 災害発生箇所の点検・調査 2 災害応急対策の検討・実施 3 災害対策用建設機械、労務、資材の手配 4 災害対策に関わるコンサルタントの手配、打ち合わせ 5 災害恒久対策の検討 6 災害対策進捗状況の把握及び連絡・調整班への報告
情報収集班	1 各施設からの情報収集 ・青少年山の家、オートリフト滝野、カントリーハウス等園内各主要施設の被災・被害情報を災害対策部員より収集し、総務班及び連絡・調整班に報告する。（第1報は電話連絡により連絡担当者周辺状況を20分以内に取りまとめる） 2 被災・避難状況の情報収集 ・巡視員及び来園者対応班より現地の状況並びに避難状況等の情報を収集し、総務班及び連絡・調整班に報告する。 3 園外の情報収集 ・道路通行止め箇所、公共交通機関の状況及び園外の被害状況等を把握し、総務班及び来園者対応班に伝達する。
来園者対応班	1 来園者の避難誘導 ・各施設の避難担当者とともに安全エリアに来園者を誘導し、待機注意事項について指示する。 2 被災者の介護及び飲料水、食料品の配給 3 臨時閉園時の案内板の設置（溪流口、鱒見口、清水沢口） 4 来園者への園外情報の提供

災害発生時の初動体制

地震、水害等災害発生時の適切かつ円滑な対応を目的とし、

- ① 被災者の救助
- ② 来園者の避難誘導
- ③ 被災、被害状況の調査、報告を早急を実施する。

1 初動期の救助及び避難誘導

初動期の被災者の救助及び避難誘導については、各施設の担当者（別紙4）が迅速に行うこととし、施設内の安全が確認されるまでは公園利用者を避難場所で待機させることとする。待機中には、来園者対応班が人数、内訳、氏名、住所、連絡先等避難者の情報を収集する。

2 被災、被害状況の調査、報告

初動期の被災、被害状況の調査、報告は、状況調査報告担当者が目視により周辺の状況を20分以内に電話連絡する。連絡先は「情報収集班 滝野管理センター総務課総務係 594-2222 内線2227、2222」とする。報告内容は被災者の有無、各施設内等の状況（キャビネットが倒れた、本棚から本が落ちた等）とする。また、情報収集班は、総務班及び広報・広聴連絡・調整班に状況を報告する。

3 入園業務

重大な災害が発生又は発生するおそれがある時点で入園業務は災害対策部長が中止する。入園業務の再開は、公園内の全ての施設の安全が確認され、災害対策部長が入園可能と判断した時点とする。

ただし、公園周辺の被害が甚大で、当公園に避難することが地域の安全確保上必要と災害対策部長が判断した場合は、避難先として当公園の入園を認めるものとする。

4 その他

各施設の避難誘導並びに被災、被害状況の報告担当者は、別紙4による。

各施設利用者避難誘導場所等一覧(案)

施設名	避難誘導場所	避難担当	状況調査報告担当
青少年山の家	どんぐり広場	山の家 事業係	山の家 庶務係
オートリゾート滝野	センターハウス広場	〇〇〇〇〇(株) 社員	〇〇〇〇〇(株)責任者
カントリーハウス	つどいの森	管理センター 配置職員	管理センター 企画係
ロジックゆきざさ	炊事遠足広場	〇〇〇〇〇(株) 社員	〇〇〇〇〇(株)責任者
焼肉ガーデンツリハツ	炊事広場	〇〇〇〇〇(株) 社員	〇〇〇〇〇(株)責任者
サイクルセンター	鱒見口駐車場	管理センター 配置職員	管理センター 施設係
フィッシング 滝野	炊事広場	〇〇〇〇〇(株) 社員	〇〇〇〇〇(株) 代表
展望台・天文台	コースターアム	管理センター 巡視員	管理センター 利用指導係
中央口案内所、休憩所	中央口駐車場	管理センター 配置職員	管理センター 経理係
こどもの谷	コースターアム	管理センター 配置職員	管理センター 管理係
公園事務所、車庫 国事務所等 管理センター等	つどいの森	事務所 庶務係	事務所 工務係
	つどいの森	管理センター 経理係	管理センター 総務係
ビジターセンター	つどいの森	管理センター 配置職員	管理センター 総務係
東口情報センター	つどいの森	管理センター 配置職員	管理センター 総務係
森のすみか	コースターアム	管理センター 巡視員	管理センター 利用指導係

※避難誘導場所については、状況により最寄りの駐車場へ適宜誘導する。

災害対策関係者連絡先一覧表（案）

所 属・役 職	氏 名	自宅電話番号	携帯電話番号
北海道開発局			
都市住宅課公園係長			
札幌開発建設部			
道路建設課長			
道路建設課長補佐			
滝野公園事務所			
所 長			
庶務課長			
工務課長			
開発専門職			
庶務係長			
経理係長			
計画係長			
調査係長			
工務係長			
工務係員			
工務係員			
建築設備係長			
施設管理係長			
現場技術			
運転手			
運転手			
〇〇〇〇〇(株)			
北海道支社・支配人			
滝野公園店・支配人			
〇〇〇〇〇(株)			
代 表			

災害対策関係者連絡先一覧表（案）

所 属・役 職	氏 名	自宅電話番号	携帯電話番号
公園緑地管理財団			
総務課長			
滝野管理センター			
所 長			
〇〇課長			
総務係長			
総務係員			
経理係長			
利用指導係長			
特定業務係員			
オートキャンプ場支配人			
〇〇課長			
管理係長			
管理係員			
施設係長			
施設係員			
企画係長			
企画係員			
青少年山の家			
館 長			
副館長			
野外教育専門員			
庶務係長			
庶務主任			
事業係長			
事業係員			
事業係員			
事業係員			
札幌南警察署		552-0110	
札幌南消防署		581-2100	
石狩森林管理局		563-6111	
札幌防衛施設局		272-1161	

滝野すずらん丘陵公園における事故対応

種別	事故の程度		報告体制	事故発生後の対応
	人身との関わり	施設の設定・管理との関わり		
A	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事故及び重大事故(失明又は切断等、及び全治30日以上)の重傷のもの、直ちに判断できないものを含む) 	<p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるもの(直ちに判断できないものを含む) 		<p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の報告体制に従い、迅速に報告する 上記のうち施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるものについて管理センターは事故発生後、速やかに原因調査を行うものとし、調査終了時には、発生状況の詳細とその原因、および再発防止対策(案)を添えて、公園事務所に報告する 事故調査会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるものについて開催する。 上記報告を受けた公園事務所の招集により開催し、参加者は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> 公園事務所 センター長、庶務課長、工務課長 管理センター センター長、総務課長、業務課長 (必要に応じて、事務所、センターの担当係長も参加) 本調査会の目的は、事故の発生状況の詳細とその原因について確認すること、及び再発防止にむけて検討をおこなない対策について方針を決定することである 決定した内容について、左記の体制に従い、迅速に報告をおこなう
	<ul style="list-style-type: none"> 管理センターで処置後に病院に搬送されたもの 管理センターで処置後に病院で治療を受けたもの(うち重傷(全治2週間以上)のもの(直ちに判断できないものを含む)) 	<p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるもの(直ちに判断できないもの)から施設又は管理状況に対し強いフレームがあるものを含む) 施設等への被害が発生した場合 		<p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の報告体制に従い、迅速に報告する 上記のうち、施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるものについて、管理センターは事故発生後、速やかに原因調査を行うものとし、調査終了時には発生状況の詳細とその原因、および再発防止対策(案)を添えて、公園事務所に報告する 施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるものについては、上記報告を基に、「滝野公園マネジメント会議」状況に応じて臨時に開催)にて、事故の発生状況やその原因を確認し、必要に応じて対応策を検討する 参加者は以下のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> 公園事務所 庶務課長、工務課長、業務課長、総務課長 管理センター 総務課長
C	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他管理センターで処置したもの 	<p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等に軽微な被害が発生した場合(日常の維持管理業務の範囲内で修繕できるもの) 	<p>救護日誌等による事後報告</p>	<p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の報告体制に従い、管理月報とともに報告する。

※平成21年9月現在

滝野公園野生動植物リスク対応策検討業務
野生動植物危機管理マニュアル(案)

平成 19(2007)年 3 月

北海道開発局札幌開発建設部
国営滝野すずらん丘陵公園事務所

滝野公園ヒグマ対応マニュアル(案)

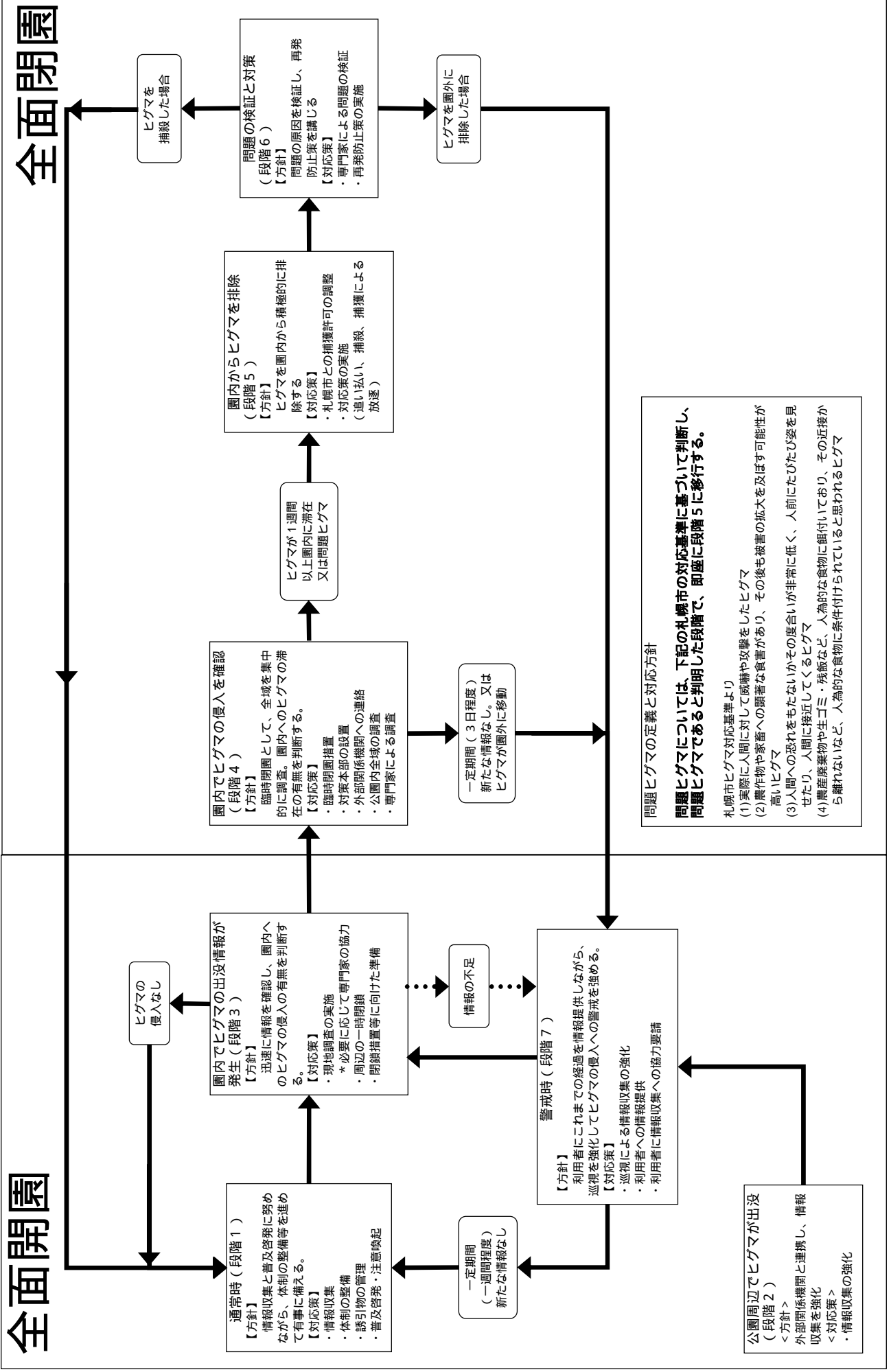
滝野公園ヒグマ対応マニュアル(案)

もくじ

滝野公園におけるヒグマ対応のフロー

1．通常時の対策（段階1）	1
（1）情報収集	
（2）体制の整備	
（3）誘引物の管理	
（4）注意喚起・普及啓発	
2．公園周辺でヒグマが出没した場合（段階2）	4
3．園内でヒグマの出没情報が発生した場合（段階3）	5
4．園内でヒグマの侵入を確認した場合（段階4）	6
5．園内からヒグマを排除する場合（段階5・段階6）	8
6．警戒時の対策（段階7）	9
（1）想定される状況	
（2）具体的な対応策	
（3）利用者への情報提供	
付録1．捕獲許可申請について	10
付録2．問題ヒグマとその対応について	11
（1）問題ヒグマの定義	
（2）問題ヒグマの確認と対応	
付録3．現地調査におけるポイント	12
付録4．ヒグマ関係機関連絡先リスト	14

網掛け箇所は、主に新規開園区域においての対応を示す。



1. 通常時の対応（段階1）

方針

ヒグマに関する情報収集を図るとともに、利用者への普及啓発に努める。また、誘引物の管理や体制の整備を進めて有事に備える。

(1) 情報収集

1) 巡視活動による情報収集

園内巡視と侵入防止柵巡視により、公園内のヒグマの情報収集に努める。

通常時の巡視活動

園内巡視	実施内容	各施設・工作物等の点検・安全パトロールに付随して、ヒグマの情報収集を図る
	頻度・方法	1日2回 車両による実施 (ただし、新規開園区域の車両が侵入できない園路については1日1回徒歩での実施)
侵入防止柵巡視	実施内容	侵入防止柵の破損箇所およびヒグマ侵入の有無の確認
	頻度・方法	週1回 徒歩による実施 (期間はヒグマが活動する4月から11月まで)

2) 調査活動

巡視に付随して下記の調査を実施し、更なるヒグマの情報収集に努める。

自動撮影装置

侵入防止柵の開口部周辺に自動撮影カメラを設置し、ヒグマの侵入を監視する。

被毛回収

巡視の際に、フェンス等に付着したヒグマの被毛の有無をチェックする。

毛を発見した場合は、ピンセット等で回収し、封筒に入れて冷凍保存する。

北海道の研究機関等に依頼してDNA分析により、個体識別を実施する。

3) 外部との情報交換

- ・隣接する土地所有者や管理者とヒグマに関する情報を共有し、周辺におけるヒグマ出没情報を収集する。特に札幌市南区の担当部署とは緊密に連携し、滝野地区および有明・常盤等の周辺地区の情報収集への協力を仰ぐ。

(2) 体制の整備

1) 担当職員の配置

- ・ヒグマの生態に精通し、痕跡の識別能力を有する職員を育成、配置する。
- ・有事の際には、当該職員が現場の調査に関する事項を統轄する。

2) 職員への研修

- ・職員と巡視員を対象に、ヒグマの痕跡の識別・ヒグマと出会ったときの対応等の研修を実施する。
- ・担当職員については、さらに高い経験を積むために、知床財団等の専門機関での研修に参加させ、対応能力の向上を図る。

3) 対策本部の位置付け

- ・有事の際の連絡網を整備し、対策本部の体制や役割分担等を定めておく。
- ・対策本部は指揮系統を明確にし、現地調査を総括する現場責任者や、外部との連絡をつかさどる連絡責任者をそれぞれ別に定める。
- ・対策本部には、ヒグマの専門家を加え、対策への助言や現地調査への協力をお願いするとともに、駆除対応での調整を円滑に進めるために札幌市の担当者もメンバーに加える。
- ・専門家に対しては、対策本部への参加や現地調査への協力を事前に依頼する。

* 専門家について

道内でもヒグマの専門家とされる人は数少ないが、地理的な条件や立場・実績を勘案すると、ここでの専門家としては、北海道環境科学研究センターの間野勉氏が最もふさわしいと考えられる。

ただし、氏が対応できない場合も考えられるので、あらかじめ道内外のヒグマの専門家の連絡先リストを作成しておくことも必要である。

4) 捕獲許可申請（詳細は付録1参照）

- ・ヒグマの捕獲が必要な状況に備えて、事前に捕獲許可（銃器）を申請するとともに、従事する捕獲従事者（ハンター）を滝野公園独自で確保する。

(3) 誘引物の管理

- ・野外キャンプ場、炊事施設等、野外で食料を扱う場所での生ゴミの管理を徹底する。
- ・ヒグマをはじめ、キツネ・カラス等も含めた野生動物を誘引しないゴミの収集および管理方策を導入する。

(4) 普及啓発・注意喚起

1) 利用者への注意喚起

パンフレット・看板

- ・ 滝野公園とその周辺がヒグマの生息地であることを利用者に周知し、ヒグマの生態に関する情報や滝野公園におけるヒグマへの取組みの普及啓発に努める。
- ・ 上記に関連したパンフレットを作成し、オートキャンプ場やビジターセンター等で配布する。同様に看板や掲示物もあわせて作成し、公園の各入口や動線の起点に設置する。

注意看板

- ・ 有事に備えて、あらかじめ注意喚起や情報提供のための看板を準備する。
例「 月 日 にて、ヒグマの未確認情報がありました。巡視活動を強化し、情報収集に努めています」

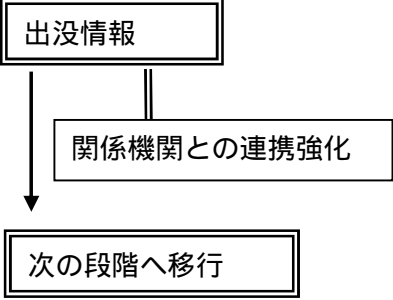
2) クマ鈴・スプレーの貸し出し(新規開園区域)

- ・ 希望する利用者にクマ鈴や熊除けスプレーを貸し出しできる体制を整備し、看板や掲示物にもその旨を記載する。

2. 公園周辺でヒグマが出没した場合（段階2）

方針

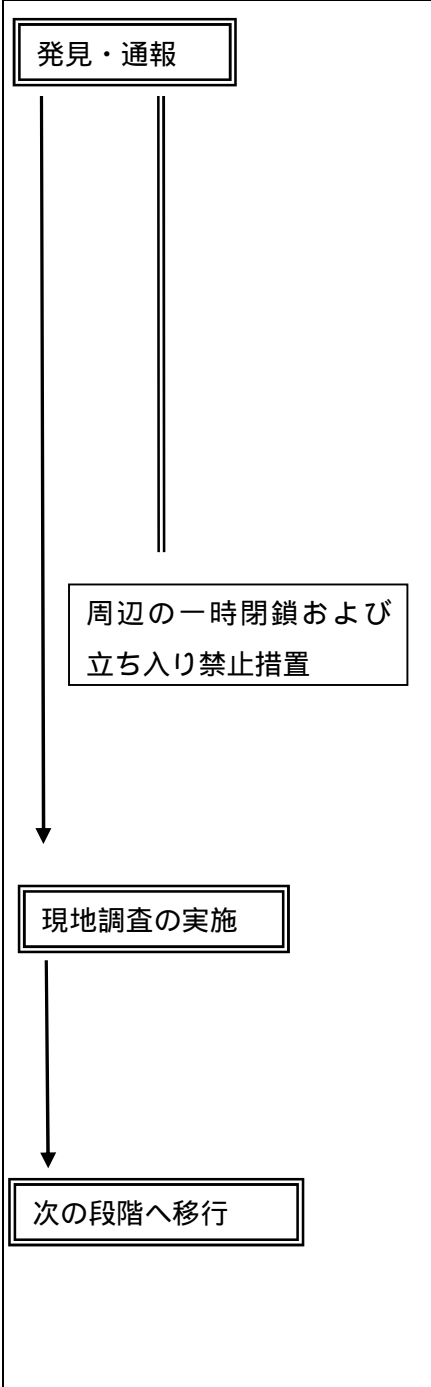
外部の関係機関と連携し、情報収集を強化する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
 <pre>graph TD; A[出没情報] --> B[関係機関との連携強化]; B --> C[次の段階へ移行];</pre>	<p>(1) 出没情報の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関に連絡を取り、出没情報の詳細を確認する。・ 関係機関と連携し、新たな情報を共有する。・ 問題ヒグマの場合は、侵入防止柵の点検を新たに実施し、その後の経過を注意して監視する。 <p>(2) 侵入防止柵の巡視を強化してヒグマの侵入の有無を確認する。 段階7へ</p>

3. 園内でヒグマの出没情報が発生した場合（段階3）

方針

現地調査を速やかに実施し、情報がヒグマのものであるかどうかの判断を行う。また、並行してヒグマの場合の対応の準備（閉園措置等）を進める。本段階の措置は半日（3時間程度）以内を目処に実施し、速やかに次の段階へと移行することとする。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
 <pre> graph TD A[発見・通報] --> B[周辺の一時閉鎖および立ち入り禁止措置] B --> C[現地調査の実施] C --> D[次の段階へ移行] </pre>	<p>(1) 通報の内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見場所、目撃or痕跡、一次情報or二次情報等について確認する。 ・一次情報（発見者と通報者が同じ）の場合は、発見者に現地調査への協力を依頼。協力を得られない場合は、情報の詳細を聞き取りした上で通報者の連絡先を確認しておく。 ・二次情報（発見者と通報者が別）の場合は、できるだけ発見者と連絡を取ることを優先する。連絡が取れない場合は、その時点で得られる情報の詳細を通報者から聞き取りして記録する。 ・通報の段階で、明らかにヒグマであると確認できる場合は速やかに段階4に移行する。 例）通報段階でヒグマが現場にいる場合 写真などでヒグマであることを確認できた場合 <p>(2) 周辺の一時的閉鎖および立ち入り禁止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開園区域の場合は新規開園区域全域の利用を一時的に制限 <p>(3) 全職員への連絡と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員でヒグマの出没情報を共有し、情報がヒグマである場合に備えて閉鎖措置等の準備を進める。 <p>(4) 職員による現地調査の実施（付録3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の場合は、目撃者への聞き取り調査と周辺の痕跡調査を実施して、ヒグマであるかどうかを判断する。 ・痕跡情報の場合は、周辺の痕跡調査を実施して、ヒグマであるかどうかを判断する。記録では必ず写真を撮り、必要に応じて専門家の協力を仰ぎ判断をする。 <p>(5) 調査の結果を踏まえて次の段階へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報がヒグマでない場合 段階1へ ・情報がヒグマである場合 段階4へ ・情報不足により判断できない場合 段階7へ

4. 園内でヒグマの侵入を確認した場合（段階4）

方針

公園を臨時閉園として、公園全域を集中的に調査する。継続した調査を実施することで、園内へのヒグマの滞在の有無を判断する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
<pre> graph TD A[ヒグマの侵入を確認] --> B[臨時閉園措置] B --> C[利用者へのアナウンス] C --> D[対策本部の設置] D --> E[関係機関への連絡 マスコミへの通知] E --> F[臨時閉園措置の完了] F --> G[全面調査の実施] G --> H[調査の継続] H --> I[次の段階へ移行] </pre>	<p>(1) 現場にまだヒグマがいる場合は、ヒグマを刺激しないようにしながら、現場周辺から利用者を安全に退避させる。</p> <p>(2) 臨時閉園措置を実施する。</p> <p>(3) 緊急放送等により、利用者に臨時閉園のアナウンスを流す。 ・放送では、利用者の不安を煽らないように、「状況確認の調査を実施するための閉鎖」ということを強調する。 ・利用者の動揺を鎮めながら全職員で退去および入場禁止措置を実施する。</p> <p>(4) 対策本部を設置し、指揮系統を一本化する。 ・対策本部のメンバーである専門家に、随時助言を求めながら、以後の対応策については全てを対策本部の下で実施する。。</p> <p>(5) 関係機関への連絡</p> <p>(6) 臨時閉園措置の完了 ・全ての利用者が退去したことを確認する。</p> <p>(7) 全面調査を下記の順序で実施する。 ・専門家による調査を実施し、ヒグマの侵入経路、出没要因の特定に努める。 ・侵入防止柵の門扉を開放し、ヒグマが園外に出た場合の確認が取れるようにする（砂撒き又は自動撮影装置の設置）。 ・職員2人以上からなるパーティーを複数（8組前後）編成し、公園内全域を網羅するように設定したルートを一週1回以上徒歩で巡視し、ヒグマに関する情報収集に努める。</p> <p>(8) 調査を継続する（最大7日間）。 ・公園全域を対象とした巡視を継続する。 同じ巡視を継続して実施し、新たな痕跡の有無を調べる。</p> <p>(9) 調査の結果を踏まえて次の段階へ移行する。 ・3日間新たな情報がない場合又はヒグマが園外に移動したことが明らかな場合 段階7へ ・最初の確認情報から1週間経過後もヒグマの情報が続く場合 段階5へ</p>

園内でヒグマを確認した場合（段階4：全面調査時）の巡視活動

園内巡視	実施内容	職員 2 人以上からなるパーティーを複数（8 組前後） 編成し、公園内全域を網羅するように設定したルートを、 分担して巡視する。 同じルートを連日巡回することで、新たなヒグマの痕跡の 有無を確認する。
	頻度・方法	1 日 1 回以上 徒歩による実施
備考： 侵入防止柵の門扉を開放し、ヒグマが園外に出た場合の確認が 取れるようにする（砂撒き又は自動撮影装置の設置）。		

5 . 園内からヒグマを排除する場合（段階5・段階6）

方針

問題ヒグマまたは園内に1週間以上留まっているヒグマを園内から積極的に排除する。
ヒグマを排除した後に、問題の原因を検証し、再発防止策を講じる。

*問題ヒグマの考え方については付録2参照

<対応の流れ>	<具体的な対応>
<pre> graph TD A[問題ヒグマを確認又は1週間以上にわたりヒグマの侵入を確認] --> B[対策本部の設置] B --> C[捕獲従事者への連絡] C --> D[対応策の協議] D --> E[対応策の実施] E --> F[問題の検証と対策] F --> G[関係機関への連絡 マスコミへの通知] G --> H[次の段階へ移行] </pre>	<p>(1) 公園開園時に問題ヒグマが確認された場合は、段階4(1)～(4)に準じて速やかに臨時閉園と対策本部の設置を実施する。</p> <p>(2) 対策本部を設置し、指揮系統を一本化する。</p> <p>(3) 捕獲従事者への連絡 ・滝野独自で申請した捕獲許可をもとに捕獲従事者（ハンター）への連絡を取り、出動準備を求める。</p> <p>(4) 対応策の協議 ・対策本部にて、専門家および札幌市を交えて具体的な対応策を協議する。 ・対応策を踏まえた上で、札幌市と捕獲許可の適用について調整をする。</p> <p>(5) 札幌市または滝野いずれかの捕獲許可にもとづき、対応策を実施する。ヒグマを捕殺または園外へ排除する。</p> <p>(6) 専門家により問題の原因を検証し、再発防止策を講じる。</p> <p>(7) 関係機関への連絡</p> <p>(8) 次の段階へ移行。 ・捕殺の場合 段階1へ ・園外への排除の場合 段階7へ</p>

6．警戒時の対策（段階7）

方針

利用者に対してこれまでの経過について情報提供を図るとともに、巡視を強化してヒグマの侵入に対する警戒を強める。

（1）想定される状況

公園周辺でヒグマが出没した場合

園内でヒグマの出没情報が発生したが、情報不足によりヒグマであるかどうか判断できない場合

園内にヒグマの侵入が確認された後、全面調査を経て開園する場合

ヒグマを園内から排除した後に開園する場合

（2）具体的な対応策

園内巡視および侵入防止柵巡視をそれぞれ強化して、ヒグマに関する情報収集に努める。ただし、公園周辺でヒグマが出没した場合（上記）については、侵入防止柵巡視のみ強化する。警戒期間は1週間として、その間ヒグマの出没情報がなければ通常時に戻る。

警戒時の巡視活動

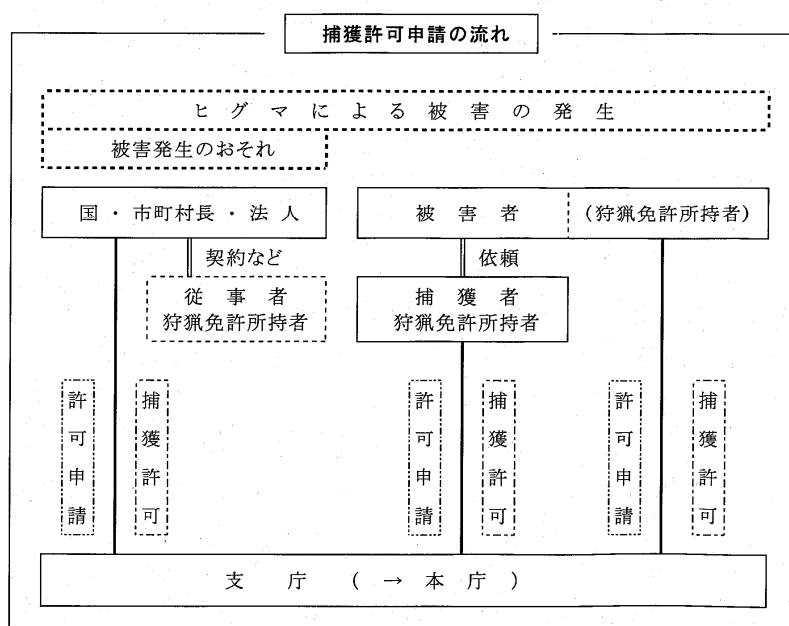
園内巡視	実施内容	職員2人以上からなるパーティーを複数（8組前後）編成し、公園内全域を網羅するように設定したルートをもとに、分担して巡視する。
	頻度・方法	1日1回以上 徒歩による実施
侵入防止柵巡視	実施内容	侵入防止柵の破損箇所およびヒグマ侵入の有無の確認
	頻度・方法	1日1回 徒歩による実施
備考： 公園周辺でヒグマが出没した場合は侵入防止柵巡視のみ強化する。		

（3）利用者への情報提供

- ・公園の各入口や動線の起点にこれまでの経過と実施した対策を記した掲示物を設置し、利用者に対して情報提供をするとともに、利用者による情報収集への協力を要請する。

付録1 捕獲許可申請について

ヒグマの捕獲をはじめ、追い払いや護衛など銃器の使用を伴う活動を行うためには、事前に捕獲許可を取得しておく必要がある。



「ヒグマ対策の手引き」北海道環境生活部自然環境課 平成15年3月 より

申請者：事務所（国）または公園管理者

ただし、事務所が申請する場合は、上図左の流れとなり直接申請が可能であるが、公園管理者については、上図右の流れ（被害者から依頼しての捕獲）での申請となる。

申請時期：原則として被害が発生している時期であるが、恒常的に被害が発生している場合は事前に申請できる。申請手続きに一定の時間を要すること、滝野公園では緊急性を要する場合が多いことを考えると事前の申請が望ましい。

体制：狩猟免許（銃器）所持者の確保

その他：捕獲方法は原則として銃器であり、わなを使用するときには追加で申請が必要である。また、その場合、わな機材および狩猟免許（網・わな免許）所持者の確保が必要となるが、この段階では、札幌市と連携して札幌市が申請している捕獲許可を適用することが望ましい。

（参考）札幌市における捕獲許可

札幌市では、毎年市内全域を対象にヒグマの捕獲許可を取り、従事者として猟友会との委託契約を結んでいる。滝野公園も札幌市内に位置するため、札幌市との調整次第では、当該許可を適用できる可能性もある。

付録２．問題ヒグマとその対応について

(１) 問題ヒグマの定義

札幌市では、下記のいずれかの項目にあてはまるものを問題ヒグマとし、その対応を通常のヒグマとは区別して実施している。

実際に人間に対して威嚇や攻撃をしたヒグマ

農作物や家畜への顕著な食害があり、その後も被害の拡大を及ぼす可能性が高いヒグマ

人間への恐れをもたないかその度合いが非常に低く、人前にたびたび姿を見せたり、人間に接近してくるヒグマ

農産廃棄物や生ゴミ・残飯など、人為的な食物に餌付いており、その近接から離れないなど、人為的な食物に条件付けられていると思われるヒグマ

滝野公園においても、この定義を踏まえ、同じような条件が確認されたヒグマを問題ヒグマとして扱うこととする。ただし、定義 については、人身への被害ではなく、経済的な被害が発生するために問題ヒグマとして定義されているものであり、滝野公園において、この定義が適用されるケースは少ないと考えられる。

(２) 問題ヒグマの確認と対応

問題ヒグマが発生する確率そのものは極めて低いと考えられているが、ヒグマへの対応の中で問題ヒグマとして確認されるケースは、さまざまな段階で起こりうる。

例えば、人間への恐れを持たず、初期の発見段階から問題ヒグマと確認できることもあれば、当初は足跡だけの情報であったものが、調査を進めていく過程でフンの中から人為的なゴミが発見されて、問題ヒグマと確認される場合もある。

そのため、全ての対策の流れの中において、問題ヒグマが確認された場合には、その段階での作業を中断し、即座に段階 6 に移行することを原則とする。

付録3．現地調査におけるポイント

1．情報の確認

全ての情報について、情報があつた場所を後日正確に確認できるように、下記の行動を必ず実施する。

- ・ピンクテープ等による目印
- ・地図上に場所を記録
- ・記録写真（遠景・近景）を撮る

また、特にまぎらわしい痕跡など、専門家に判断を仰ぐような場合は、より詳細で状況が分かりやすい記録（写真）を取るようになる。

1) 目撃情報

【確認のポイント】

- ・目撃したものが本当にヒグマであるかどうか
- ・ヒグマだとすると危険な行動を示していないか
- ・その他 目撃したヒグマの体の特徴（大きさ・毛の色など）

実際には痕跡情報とあわせて別紙のような記録票を用意しておくことが望ましい。

2) 痕跡情報

足跡の場合

【確認のポイント】

- ・足跡を発見したら、前掌幅を計測して記録する。また、写真のように定規を脇に置いて記録写真を撮るようになる。



フンの場合

【確認のポイント】

- ・内部に人為的な食べ物（ゴミ、農作物）が混じっていないかどうかをチェックする。

別紙：ヒグマ出没記録票

(渡島半島地域ヒグマ対策推進事業調査研究報告書(1999～2003年度)より引用)

様式A

整理番号(支庁記入):

ヒグマ対策用 **ヒグマ 出没記録票**

支庁FAX:0138-47-9205 記入年月日 年 月 日 記入者氏名

ヒグマ出没の情報が入った場合は、まずこの記録票への記入をお願いします。
情報をお持ちの項目について、該当欄にチェックするか下線部に内容をご記入のうえ、FAXにて送信ください。

1. 出没日時 平成 年 月 日 午前 午後 時 分 ころ

2. 出没場所 市町村名: 地区名: (別添1/50,000図に示す場所)

さらに次の情報がある場合はご提供ください。

[出没場所の環境(複数選択可)]

- 畑(作付け種:) 水田 牧場・牧草地 針葉樹林(樹種:)
- 広葉樹林(樹種:) 河川・沢 湿地・湿原 草原・笹原
- 海岸 キャンプ場 道路 市街地 その他(具体的に:)

[出没場所の見通しのよさ] 見通しよい 見通し悪い (見通し距離: 約 m)

[出没場所の騒音や水音] 騒音などで周囲の音が聞こえない 周囲の音は聞こえる状態

[出没の原因と考えられる誘因物] 誘因物なし 誘因物あり(誘引物の種類:)

3. 出没を確認した人についての情報

出没を確認したときにやっていたことをチェックしてください。

- 農作業 山林作業 運転 調査・測量 工事 ヒグマの見まわり
- 山菜・キノコ採り 登山・ハイキング 釣り その他の住民 その他(具体的に:)

出没を確認した人の住所を記入してください。 市町村名:

4. 出没したヒグマについての情報

ヒグマの出没時確認した内容にチェックしてください。

- 姿を目撃 足跡を発見 フンを発見 食べ痕を発見 その他(具体的に:)

さらに次の情報がある場合はご提供ください。

[出没したヒグマの頭数]

- 1頭 2頭以上(頭) 親子(子グマ 頭)

[前足の足跡の幅]

- 1頭目の足跡幅: (cm) 3頭目の足跡幅: (cm)
- 2頭目の足跡幅: (cm) 4頭目の足跡幅: (cm)



[今回の出没の問題点]

- 積極的に人に近づいてきた。
- 人家・通学路の近くに出没した。 人の集まる場所の近くに出没した。
- ゴミに餌付いていた。 人がヒグマの生息地に入り込んだもので特に問題ない。
- 作物・家畜に被害を与えた。 様式B「ヒグマ被害記録票」への記入もお願いします。

ヒグマの姿を目撃した場合

目撃時の状況についても情報をご提供ください。

目撃したときの天気で該当するものをチェックしてください。

- 晴れ くもり 雨 霧 雪

さらに次の情報がある場合はご提供ください。

[目撃時の人数] 人

[目撃時のヒグマとの距離] 50m未満(約 m) 50m以上(約 m)

[目撃者のヒグマ遭遇予防策] 何もしていなかった 音を鳴らしていた(鳴り物の種類:)

[目撃時のヒグマのようす] じっとしていた 歩いていた 走っていた 立ち上っていた 食事中

[ヒグマは目撃者に気づいていたか] 気づいていた 気づいていなかったようだ わからない

[ヒグマ目撃後の目撃者の行動] じっとしていた 物がげに隠れた

行動した(具体的に:)

[目撃後のヒグマの反応] それまでの行動を続けた 静止した 木に登った 立ち上った

- 急いで逃げた 歩いて立ち去った 歩いて近づいてきた 直前まで突進 襲撃してきた

付録４．ヒグマ関係機関連絡先リスト

区分	団体名	住所	電話番号	E-mail	備考
行政機関	北海道環境生活部環境局 自然環境課野生鳥獣グループ	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5206		
行政機関	北海道石狩支庁地域振興部 環境生活課自然環境係	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5824		
行政機関	北海道環境科学研究センター	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-3570		
行政機関	北海道環境科学研究センター 自然環境部道南地区野生生物室	檜山郡江差町字橋本町72-1	0139-52-5456		
行政機関	札幌市環境局緑化推進部 緑の保全課	札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6F	011-211-2532		
行政機関	札幌市南区市民部総務企画課	札幌市南区真駒内幸町2丁目	011-582-2400		
民間団体	(財)知床財団	斜里郡斜里町岩尾別531	0152-24-2114		
民間団体	ヒグマの会	白老町虎杖浜330	090-1642-3828	higumanokai@yahoo.co.jp	連絡先は事務局前 田氏携帯
民間団体	浦幌ヒグマ調査会	十勝郡浦幌町字桜町16-1 浦幌町立博物館内	01557-6-2009	ysato@brs.nihon-u.ac.jp	浦幌ヒグマ調査会 事務局(佐藤喜 和)
民間団体	株式会社ライヴ環境計画	札幌市中央区大通西14丁目1-13 北日本南大通ビル10階	011-204-7922		
民間団体	NPO法人En Vision環境保全事務所	札幌市北区北9条西4丁目5番地2	011-726-3072		
民間団体	北海道野生動物研究所	札幌市厚別区厚別南3丁目8番22号	011-892-1057		門崎博士

滝野公園スズメバチ等ハチ類対応マニュアル(案)

滝野公園スズメバチ等ハチ類対応マニュアル(案)

目次

7 . 通常時 (段階 1)	1	
(5) 情報収集		
(6) 体制の整備		
(7) 誘引物の管理		
(8) 注意喚起・普及啓発		
8 . 八子情報把握時 (段階 2)	3	
9 . 確認調査 (段階 3)	4	
10 .	立入禁止区域 設定 (段階 4)	5
11 .	巣あるいは誘 引物の除去 (段階 5 - 1)	6
	監視、注意表示 (段階 5 - 2)	
12 .	立入禁止解除 (段階 6)	7
13 .	注意表示 (段 階 7)	8
8 . 刺傷者救護 (救護段階 1 ~ 3)	9	

参考資料

網掛け箇所は、主に新規開園区域においての対応を示す。

通常時・情報把握時

通常時(段階1)

【方針】
 情報収集と普及啓発に努めながら、体制の整備等を進めて有事に備える。
 【対応策】
 ・巣や誘引物の情報収集と除去
 ・体制の整備
 ・誘引物の管理
 ・普及啓発・注意喚起

注意表示(段階7)

【方針】
 利用者へ情報提供し、注意喚起する。
 【対応策】
 ・スズメバチ等の目撃、巣の除去等についての情報を知らせる。(入口等に表示)
 ・利用者へスズメバチ等の情報提供の協力を要請する。

立入禁止区域の設定

飛翔個体が確認されず、安全が確認された場合に立入禁止を解除する。

一週間程度飛翔個体が確認されず、さらに現地確認調査を実施しても飛翔個体が確認されず、安全が確認された場合に、解除する。

確認調査(段階3)

【方針】
 情報内容(ハチの巣、誘引物の有無)を確認する。
 【対応策】
 ・通報者(刺傷者)への聞き取り調査
 ・現場確認調査と記録

立入禁止区域設定(段階4)

【方針】
 巣あるいは誘引物から安全な箇所までを立入禁止区域とする。
 【対応策】
 ・巣または誘引物から約15mをめやすに立入禁止とする。
 ・立入禁止区域にはその理由を記載した注意表示看板を設置する。
 ・入口や案内所において、立入禁止区域設置の旨を利用者へ通知する。

監視、注意表示(段階5-2)

【方針】
 立入禁止区域としたまま、監視時などに飛翔個体の状況を監視し、利用者へは注意喚起を継続する。
 【対応策】
 ・樹液濃潤木など除去できない自然誘引物、飛翔個体が継続的に確認される場合などが考えられるが、監視やパトロール時に状況を記録し、飛翔状況を監視する。

巣あるいは誘引物の除去(段階5-1)

【方針】
 安全を確保しつつ、巣あるいは誘引物を除去する。
 【対応策】
 ・作業スタッフおよび利用者の安全を確保しながら利用者への注意を払う。
 ・除去前、除去後の記録
 ・除去後の飛翔個体の有無など、安全確認を行う。

除去

除去不能

飛翔個体あり

ハチの巣や誘引物なし

ハチの巣や誘引物あり

刺傷者救護

刺傷者救護(段階1)

【方針】
 刺傷者の症状、刺傷者のハチ刺傷履歴を確認する。
 【対応策】
 ・通報者に刺傷者の症状を聞き刺傷者の意識がはっきりしていれば、ハチの刺傷履歴についてたずねる。
 ・応急手当のできるスタッフ、救護室担当者が最短路線で現場へ急行する。

応急手当と聞き取り(段階2)

【方針】
 応急手当と再発の注意喚起
 【対応策】
 ・応急手当とともに、最寄病院・移動手段を手配する。
 ・刺傷者の症状が一見軽くとも、運転させない。
 ・刺傷者の状況について聞き取りを行い、ハチ毒アレルギーの症状について説明。
 ・再発予防の注意事項を伝える。

刺傷者搬送・救急車手配(段階3)

【方針】
 刺傷者ができるだけ早く医療行為を受けられるようにする。
 【対応策】
 ・救急車を手配し、迅速に刺傷者を救助搬送し救急車にひきわたす。
 ・救助時、刺傷者の症状が軽い場合、救急車以外の移動手段を刺傷者と相談し手配する。
 ・症状が軽い場合は応急手当時に、刺された状況を聞き取り、ハチ毒アレルギーを説明。

シヨック症状(アナフィラキシーシヨック)

スズメバチに限らず、他のハチによっても毒アレルギーによるシヨック症状をおこすことがある。また、多量のハチに刺された場合も、シヨック様症状がみられることがある。
 刺傷者からの聞き取り調査
 刺傷者の症状が軽い場合は、刺された経緯や状況の確認を行い、巣や誘引物等の情報を得る。刺傷者に対しては、可能であれば後日聞き取りを行う。

1. 通常時（段階1）

方針

ハチに関する情報収集を図るとともに、利用客への普及啓発に努める。また、誘引物の管理や体制の整備を進めて有事に備える。

（1）巣や誘引物の情報収集と除去

1）パトロールや園内作業員からの情報収集と除去

通常の巡視、パトロールのなかで、また清掃や造園の園内作業員よりハチの巣に関する情報を収集する。

通常時の巡視活動

園内巡視	実施内容	各施設・工作物等の点検・安全パトロールに付随して、ハチの巣の情報を収集する。
	頻度・方法	1日2回 車両による実施 (ただし、新規開園区域の車両が侵入できない園路については1日1回徒歩で巡視する)

通常の巡視、パトロールのなかで、また園内作業員よりハチの巣に関する情報を収集し、巣の情報は、場所と発見した月日、発見者等を記録する。発見された巣が広場や園路から見えるような箇所にある場合には、除去する。

2）調査活動

必要に応じて、新規開園区域など利用者が利用しない地点でスズメバチトラップを設置し、定期的に捕殺されたハチの種類や個体数を記録する。これにより、その年のハチの出没ピーク期やトラップの近くに巣がある可能性を見つけることができる。

利用者の安全対策としてトラップを設置しても有効にスズメバチの数を減らすことは困難と考えられる。むしろ、このようなモニタリングとしてスズメバチのトラップを利用し、注意喚起の時期や発生警報などに役立てることが望ましい。

（2）体制の整備

1）職員への研修

- ・職員、園内作業スタッフを対象に、スズメバチの習性、刺されないための予防法、刺されたときの症状や対処法について、研修を実施し、自らの作業における安全を確保すると共に、巣や誘引物を見つけた場合は、すぐに連絡をとられる体制とする。
- ・スズメバチ担当職員を設け、巣の駆除等を内部で対処できるようにする。

- ・ハチ刺されによるアレルギーショック症状の場合でも対応できるように、救急対応の訓練を行うとともに、救急時の連絡体制を平日頃より確認しておく。

2) 外部組織との連携

- ・スズメバチのモニタリング等の調査を行う場合は、札幌市内の調査研究機関と連携するなど、研究者と協力関係を構築することが望まれる。
- ・ハチ毒のアナフィラキシーショックに対応できる医療機関をあらかじめ調べ、有事の際の協力体制を構築しておくことが望ましい。

3) 対策本部の位置付け

- ・重症の刺傷者が発生したときに対応できるように、有事の際の連絡網を整備し役割分担等を定めておく。
- ・複数の重症刺傷者が発生したときは、対策本部を設置し、指揮系統を明確にし、現地調査を総括する現場責任者や、外部との連絡をつかさどる連絡責任者をそれぞれ別に定める。
- ・複数の重症刺傷者が発生したときや、巣や誘引物が見つからず、被害発生の可能性が高い場合は、専門業者に依頼する。

(3) 誘引物の管理

- ・甘味飲料や果実等のゴミ類の密閉を徹底し、スズメバチ等を誘引しないようにする。
- ・利用が頻繁な区域では、樹液が滲出している樹木や完熟の果実が多量にある場合は、スズメバチの監視を行い、必要に応じて立入禁止措置をとる。

(4) 普及啓発・注意喚起

1) 利用者への注意喚起

パンフレット・看板

- ・特に、スズメバチ類の活動が高まる7～9月に注意喚起を徹底する。
- ・習性や対処法を記載したパンフレットを作成し、オートキャンプ場やビジターセンター等で配布する。同様に看板や掲示物もあわせて作成し、公園の各入口や動線の起点に設置する。

注意看板

- ・立入禁止措置に備えて、あらかじめ注意喚起や情報提供のための看板を準備する。

2) ハチ撃退スプレーの貸し出し(新規開園区域)

- ・希望する利用者にハチ除けスプレーを貸し出しできる体制を整備し、看板や掲示物にもその旨を記載する。

2. 八子情報把握時（段階2）

方針

利用者や公園スタッフ等から、スズメバチ類の巣や誘引物の通報があった場合、まず、刺傷者の有無を確認し、通報のあった箇所周辺を、安全確保と確認調査のため、一時的に利用を制限し、立入禁止区域を設置する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
<pre> graph TD A[情報入手] --> B[情報聞取り] B --> C[救護段階へ] B --> D[周辺の一時的閉鎖および立ち入り禁止措置] D --> E[利用者通知] D --> F[段階3へ移行] </pre>	<p>(1) 情報の聞取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者に、発見場所、目撃or痕跡、刺傷者の有無、一次情報or二次情報等について確認する。 ・ 通報者が安全な場所に移動しているかを確認する。 ・ 一次情報（発見者と通報者が同じ）の場合は、発見者に現地調査への協力を依頼。協力を得られない場合は、情報の詳細を聞き取りした上で通報者の連絡先を確認しておく。刺傷者がいた場合は救護段階1へ <p>(2) 現場の立入禁止と一時的な制限(通行止め等)</p> <p>スタッフが現場へ急行し、安全確保と調査のため、立入禁止区域を設定する。(巣や誘引物から約15mの範囲を立入禁止区域とする)</p> <p>場所によっては、一時的に歩道の通行止めなどの利用制限を行う。</p> <p>(3) スタッフ関係者へはもちろん、入口箇所、案内所、新規開園区域ではビジターセンター、森の交流館等で、利用者へ通知する</p>

3. 確認調査（段階3）

方針

調査を速やかに実施し、巣や誘引物の有無を確認する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
<pre> graph TD A[現地の確認調査の実施] --> B[通報者や刺傷者へ再発防止注意事項の伝達] B --> C[段階7へ移行] B --> D[段階4へ移行] </pre>	<p>(1) 職員による現地調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者への聞き取り調査と現地の確認調査を実施して、巣や誘引物の有無を確認する。 ・ 安全対策として防護服を身につけ、巣を刺激しないよう、静かに通報箇所周辺を調査する。 ・ 通報があった箇所およびその周辺の写真を撮り、周辺環境についても記録する。 ・ 刺傷者が発生し救護段階で対応したが、刺傷者の症状が軽い場合は、その場で刺されたときの状況、ハチの移動方向等について聞き取りを行う。 ・ 通報者や刺傷者(症状が軽い場合)に対し、ハチに刺されないように、再発防止のための注意事項を伝える。 <p>(2) スズメバチが確認されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認調査の結果、巣や誘引物が確認されず、スズメバチの飛翔個体もほとんど確認されなかった場合は、段階7へ移行する。 <p>(3) 巣や飛翔個体が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認調査の結果、巣や誘引物、あるいは飛翔個体が継続的に確認された場合は、段階4へ移行する。

4. 立入禁止区域設定（段階4）

方針

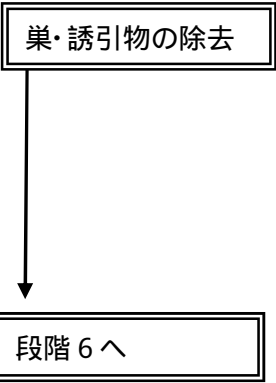
巣あるいは誘引物等から安全な箇所までを立入禁止とする。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
<pre> graph TD A[立入禁止区域の設定] --> B[注意喚起表示] A --> C[入口、案内所等における利用者へ通知] B --> D["段階5-1へ 巣などを除去できる場合 段階5-2へ 除去できず監視が必要な場合"] C --> D </pre>	<p>(1) 立入禁止区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護服等で安全を確保しながら、巣や誘引物等の場所を確認し、その地点よりおおよそ15mの範囲を立入禁止区域として、ロープ等で物理的に囲い、囲った箇所には「スズメバチの巣があり除去するため立入禁止」「スズメバチに注意してください」等の注意看板等を設置する。 ・場所によっては、立入禁止区域が歩道等をふさぎ、その先の利用が困難となり、実質的な通行止めとなることも想定される。 <p>(2) 利用者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ関係者へはもちろん、入口箇所、案内所、新規開園区域ではビジターセンター、森の交流館等で、スズメバチの巣あるいは誘引物があるため立入禁止とする旨を利用者へ通知する。 <p>(3) 巣などの除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巣や誘引物が確認され、スズメバチ等の飛翔原因が明確な場合は段階5-1へ移行する。 <p>(4) 監視が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認調査では、巣や誘引物が見つからず、飛翔個体が継続に見られる場合、あるいは、樹液浸潤木など自然誘引物で除去が困難な場合、高所に巣があり除去が困難な場合は、段階5-2へ移行する。

5 - 1 . 巣あるいは誘引物の除去 (段階 5 - 1)

方針

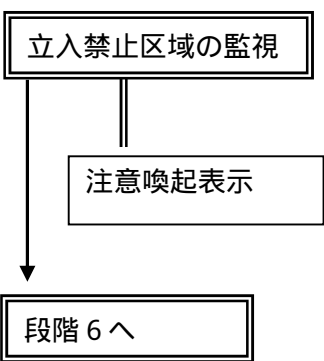
作業者、利用者の安全を確保しつつ、巣あるいは誘引物を除去する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
	<p>(1) 巣・誘引物の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に依頼する場合は連絡し、作業が終了するまで立入禁止のまま、現場はそのまま維持。経験を積んだスタッフで処理する場合は、防護服等を装着し、安全を確保しながら、すばやく処理する。 ・生ゴミ等、誘引物が人為的なものである場合は、ただちに除去する。防護服の装着、ハチ撃退スプレーを使用するなど、作業の安全を確保して行う。 ・除去した巣の状態がよければ、自然解説、スズメバチの注意喚起の教材として展示等に活用する。

5 - 2 . 監視、注意表示 (段階 5 - 2)

方針

立入禁止区域としたまま、巡視やパトロール時に飛翔個体の状況を監視するとともに、利用者へ注意喚起を継続する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
	<p>(1) 飛翔個体の状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止区域内の飛翔個体の数や確認頻度な状況を、巡視時あるいはパトロール時に監視し、記録する。 ・新規開園区域では、毎日の巡視時に状況を確認し、記録する。 ・監視期間中は、立入禁止区域の周辺に、スズメバチに関する注意表示を継続して行い、利用者への注意喚起を促す。

6 . 立入禁止解除（段階6）

方針

飛翔個体が確認されず、安全が確認された場合に立入禁止を解除する。

< 対応の流れ >	< 具体的な対応 >
<pre> graph TD A[巣等の除去後] --> B[状況監視、現地確認調査] B --> C[11月頃自然解除] B --> D[安全確認] C --> E[立入禁止解除] D --> E E --> F[立入禁止解除の通知] F --> G[段階7へ] </pre>	<p>(1) 安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巣などを除去した後、飛翔個体が全くみられなくなり、安全が確認された時点で立入禁止を解除する。 ・ 監視を継続している場合、一週間程度飛翔個体が確認されず、さらに現地確認調査を実施しても飛翔個体が確認されない場合は、安全が確保されたとみなし立入禁止を解除する。 ・ スズメバチ等のハチ類の活動が低下する11月頃には立入禁止を解除する(自然解除) <p>(2) 立入禁止解除の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口箇所、案内所、新規開園区域ではビジターセンター、森の交流館等へ立入禁止解除を通知する。

7. 注意表示（段階7）

方針

利用者へ情報提供し、利用者の注意を喚起する。

段階7では、様々な状況の立入禁止を経て解除された段階である。状況に応じて、利用者への適切な情報提供や注意喚起が求められる。

利用者への注意喚起表示は、入口や案内所、新規開園区域ではビジターセンターや森の交流館において、看板やラミネート等の表示することが、最低限必要である。このほか、スタッフによる伝達やチラシ配布、HPの掲載等が考えられる。

<段階3から移行した場合>

スズメバチの巣や飛翔個体の通報があったが、現地の確認調査では確認できなかった場合などが想定される。

一般にスズメバチの活動が活発になる7月から9月にかけて、ハチの目撃等の通報が多くなると考えられる。7月～9月の期間は、スズメバチに対する注意が必要な時期であることから、「でスズメバチの目撃情報がありました」と通報があったことを利用者知らせ、注意を喚起する。

<段階6から移行した場合>

1) 巣や誘引物を除去した後の立入禁止解除

- ・巣があったことを利用者知らせ、スズメバチへの注意を喚起する。

2) 一定期間の監視と調査確認の後の立入禁止解除

- ・スズメバチがたびたび確認された場所を利用者に知らせることによって、利用者の注意地点を明確に伝える。

3) 11月頃の自然解除

- ・季節的に特に注意喚起を要する時期ではないので、特に注意表示は行わなくともよいと思われる。

8 . 刺傷者救護（救護段階 1 ～ 3 ）

刺傷者の救護については、ハチ対応というよりも応急手当、救急措置の範疇に含まれるが、ハチ毒特有のアナフィラキシーショックにより、全国で年間数十人が死亡しているため、注意を要する。

（ 1 ） 刺傷者救護（救護段階 1 ）

方針

刺傷者の症状およびハチ刺傷例暦を確認する。

- ・刺傷者がすでに安全な場所に移動しているか、ハチの飛翔個体が見えない場所にいるかどうかを確認する。まだ、ハチの個体が見られる場所であれば、静かに離れるように指示する。
- ・利用者からの通報時の電話等で、刺傷者の症状、意識がはっきりしているようであれば、過去のハチ刺傷履歴を聞く。
- ・ハチ刺傷の履歴の有無に関わらず、応急手当のできるスタッフがハチ刺傷用の応急手当セットを携帯し、現場へ急行する。
- ・刺傷者に全身症状が見られ、ハチ刺傷の履歴がある場合 救護段階 3
- ・刺傷者の症状が軽く、ハチ刺傷の履歴がない場合 救護段階 2

（ 2 ） 応急手当と聞取り（救護段階 2 ）

方針

応急手当と再発の注意喚起

- ・刺傷者の症状が軽い場合は、応急手当とともに、刺されたときの状況を聞取り、巣の位置等の情報を入手する。また、再発防止のため、予防方法や刺されたときの対処法等について簡単に説明する。
- ・自分で運転せずに(運転中に症状が突然悪化する可能性もあるため)、医療機関で診てもらおうようにすすめる。運転できない場合の移動手段について手配する。

（ 3 ） 刺傷者の搬送・救急車手配（救護段階 3 ）

方針

刺傷者をできるだけ速く医療機関に運び、診療を受けられるようにする。

- ・管理用車輛により、迅速かつ静かに刺傷者を救助する。管理用車輛がすぐに到達できない箇所については、最短ルートで現地へ急行し、担架等により死傷者を安静状態で搬送できるようにする。
- ・刺傷者の症状が比較的軽い場合でも、なるべく早く医療機関へ到達できる移動手段を手配する(タクシー等)。

参考：ハチに刺された場合の症状と対処について

『都市のスズメバチ』 <http://www2u.biglobe.ne.jp/~vespa/index.htm> より

ハチ刺されと症状

刺された後の症状は個人差が大きく、またハチの種類や毒の量、刺された場所やその時の体調等によっても反応が異なるが、一般的には激しい痛みと刺された場所が赤くなったり腫れたりする。

このような即時型の反応はハチ毒中のヒスタミンやセロトニンなどのアミン類の直接作用によるもので、普通数時間程度で消失する。

その後、遅延型の反応として刺傷後2～3日目をピークに1週間程度腫れが続くことがあるが、これはアレルギー反応によるものだと考えられている。症状は1週間程度で軽快するが、腫れが引いた後もしばらく痒みが続く。時にはもっと遅く、1週間位たってから症状が現れる場合もあるので注意が必要である。その他、軽症の場合でもに蕁麻疹や体のだるさ、息苦しさを感じることもある。

中程度の症状としては、のどがつまったような感じや胸苦しさ、口の渇き、腹痛、下痢、嘔吐、頭痛、めまいなどがみられる。

重症になると意識がハッキリしなくなり、さらに悪化すると、痙攣を起こしたり意識がなくなる他、血圧の低下がみられ、まれには死に至ることがある。ショック症状が現れるまでの時間が短いほど危険性が高いので注意が必要である。

子供のハチ刺傷による症状は、ひどい場合でも全身性蕁麻疹や血管性の浮腫などで、重症になることは少なく、ショック症状を起こすことは極めて稀とされている。

頭部や手(腕)を刺される事例が目立つが、これはスズメバチが黒い色や、動くものを攻撃することが多いためである。

ハチ刺されとその後の症状については、刺されてみないと分からないというのが実状である。しかしながら現在までの報告から、次のような条件に当てはまる人はハイリスク(危険性が高い)と考えられるので十分な注意が必要である。

40歳以上の男性 以前刺された時症状が重かった 抗体価が高い

ハチ毒の成分は大きく分けてアミン類、低分子ペプチド、酵素類の3つの区分される。刺された時の激しい痛みはヒスタミンやセロトニンなどのアミン類や、ハチ毒キニンなどにより引き起こされる。その他、肥満細胞に作用し、ヒスタミンを遊離させる働きをする成分や、血圧降下、平滑筋収縮、組織破壊などを引き起こす成分が含まれていて、さまざまな症状を引き起こす。ハチ毒にはホスホリパーゼAやヒアルウロニダーゼなど多数のアレルゲンが含まれており、種により異なっているが、分類学的に近縁関係にあるスズメバチとアシナガバチでは、共通する成分も少なくない。

LD50 毒の強さ（値：mg/kg）は、意外にも攻撃性の弱いセイヨウミツバチとヒメスズメバチが 2.8 と強く、キイロスズメバチが 3.1，オオスズメバチが 4.1 となっているが、被害の程度は毒性の強さだけではなく、毒の量に大きく影響されると考えられる

アナフィラキシーショック

免疫反応はウイルスや細菌，異物など（抗原）が体内に侵入した時にこれを排除する仕組みで，抗原抗体反応とも呼ばれている．最初の侵入により体内に抗体が作られるため，同じ抗原が 2 回目に体内に侵入した時には，1 回目よりも急速で強い反応が起こる．

抗体は血液中にできるタンパク質の 1 種で，免疫グロブリンとも呼ばれており，IgG，IgM，IgA，IgD，IgE の 5 種類が知られている

予防接種は IgG 抗体の働きにより感染症の予防に有効である．また，養蜂家など普段からハチに刺される機会の多い人が，何度も刺されているうちに強い症状が出なくなることがあるが，これも IgG 抗体の働きである．

一方，この免疫反応が生体に不利に働き，さまざまな障害を引き起こす場合をアレルギーという．アレルギー反応は，発症までの時間が短い即時型反応（Ⅰ型，Ⅱ型，Ⅲ型）と，発症まで時間がかかる遅発型反応（Ⅳ型）の 4 種類に分類され，それぞれ関与する細胞や物質が異なっている．アナフィラキシー症状は抗体が関与するⅠ型アレルギーにより引き起こされる．

ハチ刺傷により抗原となる物質（ハチ毒）が体内に取り込まれると，ハチ毒に対する特異的 IgE 抗体が作られ，体内で肥満細胞と結合する．これを感作の成立という．

2 回目の刺傷により抗原（ハチ毒）が再度体内に取り込まれると，肥満細胞の表面で抗体と結合し（抗原抗体反応），その結果，肥満細胞が活性化され，ヒスタミン，ロイコトリエンなどの化学伝達物質が体内に放出され，体の各臓器に作用して，くしゃみや鼻づまり，じんま疹などの様々な症状を引き起こす．

この反応は極めて短時間（数分～30 分以内）に起きるため，即時型反応といわれる．このうち，呼吸困難や血圧低下などの全身的な反応をアナフィラキシーと呼び，生死に関わる重篤な症状を伴うものをアナフィラキシーショックという．

ハチ刺されによる死亡例は，ほとんどがアナフィラキシーショックによる血圧の低下と上気道の浮腫による呼吸困難が原因である．ショック症状は顔を含む頭部や頸部を刺された場合に多く発現する傾向がみられ，極めて短時間で発現する．症状がでるまでの時間が短い程重症になる可能性が高く危険である．少しでも変わった症状がみられたら速やかに医療機関に受診する必要がある．

ハチ刺傷によるアナフィラキシー症状を緩和するための自己注射器

「エピペン」が，医師の処方により入手できるようになった．

刺された時の対処法

ハチに刺されないようにいくら注意していても、不幸にして被害にあうことも少なくない。もしもハチに刺されてしまったら、落ち着いて次のように行動する。

刺された場所が巣の近くなら、速やかにその場所から離れる。1匹のハチに刺されると毒液(興奮物質)が空中にまき散らされるため、多数のハチの攻撃を受けることがあり危険である。

スズメバチが追いかけてくる距離は種により違うが、概ね10 m～50 m程度で、普通は20m～30 mも離れば心配ない。

傷口を流水(水道水など)でよく洗い流し、手で毒液を絞り出すようにする。この際、口で吸い出してはいけない。たとえ飲み込んでも消化管からは吸収されないが、口内に傷があると傷口から体内に入るので危険である。毒を薄める効果(水溶性のタンパク質が水に溶ける)と傷口を冷やし、腫れや痛みを和らげる効果が期待できる。インセクトポイズンリムーバーやエクストラクターなどの毒液を絞り出すための器具が輸入販売されているので携行すると良い。

患部に虫刺されの薬(抗ヒスタミン軟膏)を塗る。アンモニアは全く効果がないので注意する。その他にハチ刺傷時の民間療法として、渋柿の汁を塗る、アロエの汁を塗る、タマネギの汁を塗る、ヘクソカズラの汁を塗る、スズメバチ酒を塗るなどが知られているが、いずれも効果についてはよく分かっていない。

以上の処置を施した後、できるだけ速やかに医療機関を受診する。

ハチ刺傷による症状は、局所の皮膚症状 全身性の皮膚症状(全身の蕁麻疹、掻痒感、紅斑) 消化器症状(胃痛、吐き気、おう吐など) 呼吸器症状(呼吸困難、喘鳴) 循環器症状(虚脱、不整脈、狭心症)などである。治療はそれぞれの症状を緩和するための対症療法が中心で特効薬はない。治療の目安は以下のようである。

全身性の皮膚症状があり呼吸困難、血圧低下を伴う場合：

アナフィラキシーショックに対する治療。

全身性の皮膚症状があるが呼吸困難、活圧低下を伴わない場合：

ステロイド薬静注、抗ヒスタミン薬静注

全身性の皮膚症状はないが局所の腫脹が強い場合：

ステロイド薬内服、抗ヒスタミン薬内服、ステロイド剤軟膏塗布

全身性の皮膚症状はなく局所の腫脹も弱い場合：ステロイド剤軟膏塗布

アナフィラキシー症状出現時の対応

- 1 アドレナリン携帯自己注射キット（エピペン）を携行している場合は、直ちに自己注射します。
- 2 その場で体を横たえ、脚を少し高くします。
- 3 おう吐がある場合は顔を横に向けて窒息しないようにします。
- 4 きるだけ速やかに最寄りの医療機関を受診します。

参考：八手調査研究機関・行政対応機関

組織名	住所	連絡先
独立行政法人 森林総合研究所北海道支所	〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地	TEL 011-851-4131 FAX 011-851-4167
北海道立衛生研究所企画総務部企画情報室	〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目	TEL : 011-747-2719 Fax : 011-736-9476
札幌市保健所環境衛生課	札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3階	電話 011-622-5165
南保健センター(札幌市南区)	南区真駒内幸町1丁目	電話 011-581-5211

提供施設一覧表(建築物)

施設の種別	名称	構造	数量	面積(m ²)	摘要
管理施設	管理事務所	RC 2階建	1棟	473.43	国使用箇所、共用箇所、公園施設箇所を除く 別添－7参照
管理施設	管理事務所車庫	RC	1棟	468.15	国使用箇所、共用箇所を除く 別添－7参照
管理施設	作業センター	RC	1棟	85.05	
管理施設	バックヤード北棟	RC	1棟	376.92	
管理施設	バックヤード南棟	RC	1棟	122.03	
管理施設	バックヤード作業棟	RC	1棟	105.00	

提供施設一覧表(機械器具等)

別添15

番号	品名	規格	単位	数量	摘要
1	スノーモービル	ヤマハ VK540D (銅色)	台	1	(02 954)
2	スノーモービル	ヤマハ ET410PT (赤色)	台	1	(07 951)
3	スノーモービル	ヤマハ ET410 (青色)	台	1	(08 952)
4	スノーモービル	ヤマハ VK540E (緑色)	台	1	(11 - 5028)
5	連絡車	トヨタ ランドクルーザーブレード	台	1	(12 - 91)
6	連絡車	トヨタ エスティマハイブリッド	台	1	(14 - 91)
7	連絡車	トヨタ エスティマ	台	1	(12 - 92)
8	作業車	トヨタ ダイナ(LPG)	台	1	(11 - 91)
9	作業車	イズス エルフ クレーン付き平ボディ 2t 積	台	1	(02 92)
10	スクーター	ヤマハ ギア	台	1	(08 502)
11	マウンテンバイク		台	1	
12	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	1	
13	ガレージジャッキ	M-300M 3t	台	1	
14	テント	屋型式4面ウォール	張	2	
15	エアコンプレッサー	東芝 GP5-75	台	1	
16	スノーボード	ヒッチメンバー レール付き	式	1	
17	資材庫	作業センター横(5.6×3.85)	棟	1	
18	資材庫	作業センター裏(7.22×2.53)	棟	1	
19	資材庫	ワックスルーム(5.55×2.74)	棟	1	
20	資材庫	資材置場(14.4×5.4)	棟	1	
21	キャビン	4.2×3.3	棟	2	
22	物置	2.5×5.5	棟	5	
23	テレビジョン	TH-48HGI、天文台	台	2	
24	ビデオ	HR-W5、天文台	台	2	
25	サッカーゴール	215×500×80×150	組	1	
26	発電器	ヤマハ EF900S	台	1	
27	発電器	ヤマハ EF2300SE	台	2	
28	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	
29	テーブル	天文台	台	20	
30	椅子収納用台車	天文台	台	3	
31	画像伝送装置		式	1	
32	ボリグラフ検測棒	15m×15段	本	3	
33	土壌挿入式PH計	PHS-120	台	2	
34	土壌硬度計	山中式、No.351	個	2	
35	デジタルメジャー	モデル	台	2	
36	スノースクート		台	6	
37	オイルヒーター	サンボット、可搬形、RJ330	台	3	
38	ボール設置用ドリル	日立DS13DT	台	3	
39	投光器	ナショナル 狭角HD1000W	台	3	
40	投光器	ナショナル 超狭角HD1000W	台	3	
41	屋形テント	2間×3間、フタタッチ式	張	10	
42	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	
43	救護用ベッド	KA4271	台	3	
44	屑入れ(大型)	ダストパーキング、YW-721	台	5	
45	屑入れ(大型)専用内容器	410×610×730	台	15	
46	立体金属工芸品	4体セット	組	1	
47	緩衝マット(安全マット)	100×1000×2400	枚	30	
48	緩衝マット(安全マット)	380×1000×2000	枚	45	
49	緩衝マット(安全マット)	880×1000×2000	枚	100	
50	緩衝マット(安全マット)	100×1000×2000	枚	38	
51	救命用ボート	アルミアキアボート	台	2	
52	スライディングチューブ	カバー付	個	251	
53	給茶器	ホシザキ PT-12H EWE-T	台	2	
54	コインロッカー	ウチダ 2列4段	台	35	
55	バルクリーン	MKS-CO15BJW-B	台	5	
56	電動四輪車	サンワ マイキャブ400	台	5	
57	電動四輪車	サンワ スーパーマイキャブSPX4000	台	5	
58	テレビ	パナソニック32型	台	4	
59	草刈機	パロネス 自走ロ-列-モアGM650	台	4	
60	刈払機	共立 SRE260SL/U	台	3	
61	刈払機	ハスクバーナ フライモアL470	台	3	
62	刈払機	BC2610 DW型ゼノア	台	3	
63	芝刈機	ホンダ RC216型自走式	台	2	
64	スノーモービル	ヤマハ VK540E (青色)	台	1	(14 - 5094)
65	スノーモービル	ヤマハ VK540E (青色)	台	1	(14 - 5095)
66	搭乗式芝刈機	パロネス GM1600(傾斜地用)	台	1	
67	搭乗式芝刈機	iHシバウラ MC-234(平地用)	台	1	
68	芝生管理用作業車	クッシュマン トラックスター	台	1	(14 - 5093)
69	ハンズフリーラウドスピーカー	ファレボ HFS-02	台	5	
70	エアコンプレッサー	日立ベビコン 3.7P-9.5VB/6	台	1	
71	携帯ハンディライト	ロングアーム RI-2400-A	台	1	
72	ハンディライトスタンド	TA1200-SL-85J	個	1	
73	ビクリボール	フィジオギムニク 120cm	個	75	
74	ベビーカー	ウェルキッズGT-350	台	50	
75	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M型	個	1	
76	コインロッカー	3列2段、ハ-ケゴルフ用	台	2	
77	ベビーカー	コンビ めちゃかるセカンド	台	12	

提供施設等取扱いについて

1. 提供施設（別添 14, 15 提供施設一覧表参照）

- 事業者は、提供施設を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- 事業者は、提供施設を本業務以外に使用してはならない。
- 事業者は、提供施設を適正に維持管理しなければならない。
- 事業者は、提供施設の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微なものを除く）をしようとするときは、発注者の承認を受けなければならない。
- 事業者の責に帰すべき理由により提供施設を滅失し又は棄損したときは、事業者の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、事業者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 貸付物品

- 事業者は、下記法令等を遵守しなければならない。
 - ◇ 物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律
 - ◇ 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令
 - ◇ 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する事務取扱規則
- 物品とは国の所有に属する動産であって、国有財産法の適用を受けないものをいう。（物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律 第1条）
- 事業者は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第1）を発注者に提出しなければならない。（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第7条）
- 物品の貸付期間は特に必要と認める場合を除き、1年を超えることができない。（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第3条）
「特に必要と認める場合」とは、1年を超える継続的な試験研究等又は長期に渡る災害復旧など、貸付を注しすることで貸付目的の趣旨が損なわれる場合をいう。（国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令の運用について 第3条関係）
- 使用場所は本公園内とする。
- 事業者は業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第2）により、直ちに発注者に返納しなければならない。事業者は、返納する場合、発注者の行う検査に合格しなければならない。

借 受 書

平成 年 月 日

監督職員 殿

借受人 住所
氏名 印

上記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 抜粋

第四条 国土交通大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用(国土交通大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないと思えた場合を除く。)は、借受人において負担すること。
 - 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
 - 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
 - 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
 - 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
 - 七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
 - 八 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
 - 九 借受人が貸付条件に違反したときは、国土交通大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。
 - 十 国土交通大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。
 - 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を国土交通大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書当該報告書に添付すること。
 - 十二 国土交通大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- 2 国土交通大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

返 納 書

平成 年 月 日

監督職員 殿

借受者 住所
氏名 印

下記物品を返納します。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

取得した備品の取扱い

残存する備品については、下記により取扱うものである。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者は、備品を善良なる責任者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 事業者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書(様式第1)により、国に引渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書(様式第2)により国の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 事業者は、事業者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、事業者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、事業者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。

備品が事業者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。

備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

- (2) 処分の方法

事業者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事できないものは、破棄することができる。事業者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備 品 引 渡 書

平成 年度国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務委託にかかる別紙記載の備品を引渡します。

(備考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第 2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務委託にかかる別紙について、平成
年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備 考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

滝野公園ボランティア規約(例)	
第1章 総則	
(目的)	
第1条	<p>本ボランティアは、国営滝野すずらん丘陵公園(以下「本公園」という。)において、“自然とのふれあい”を実現するために、本公園にふさわしいレクリエーション活動の場を創造し、また、地域や市民との連携による新しい社会づくりへ貢献するための活動を行っていただくことを目的とします。</p> <p>本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務受託者(以下、管理受託者という。)が定めるものです。</p>
(名称)	
第2条	<p>本活動に参加するボランティア組織及びその構成員の総称を、滝野公園ボランティア(以下本会という。)と称します。各ボランティア組織の構成員個人については、本会においてはメンバーと称します。</p>
(構成及び資格・ボランティア組織登録)	
第3条	<p>本会は、本公園で活動する全てのボランティア組織によって構成します。</p> <p>2 本会を構成するボランティア組織は、管理受託者が入会を認定・登録した組織・団体とします。</p> <p>3 本会を構成するボランティア組織の認定・登録は、1年度毎の更新とさせていただきます。</p> <p>4 次の各号に掲げる条件を満たした場合に、本会を構成するボランティア組織及びその構成メンバーとして認定します。</p> <p>一 公園の管理運営方針に適合した活動を実施する場合</p> <p>二 維持管理上・運営管理上必要な作業を企画・実施または補助している場合</p> <p>三 団体・組織としての規約・会則等が明確であり、公園として認められる内容である場合</p> <p>四 公園スタッフの一員として必要な研修(当公園についての基本情報、活動時における安全管理、来園者への対応のあり方等)を修了していただいている場合</p> <p>五 活動についての対価が無償である場合</p> <p>5 本会を構成するボランティア組織は次の各号に掲げる内容について記載した「ボランティア活動実施計画書」を作成、管理受託者に提出していただきます。</p> <p>一 活動(団体)名</p> <p>二 活動目的 : なぜこの活動を行うのかについて記載</p> <p>三 活動内容 : 実際に行う活動を具体的に記載</p> <p>四 活動エリア : どこを活動範囲、活動拠点とするかについて記載</p> <p>五 活動期間・時間 : いつ活動するのかについて記載</p> <p>六 登録者名簿 : 本会に登録するメンバーの氏名、連絡先等について記載</p> <p>七 代表者名、連絡先</p> <p>八 その他 : 過去の活動実績、母体団体の存在等管理受託者が記載を必要とする事項について記載</p>

6	「ボランティア活動実施計画書」は、当該ボランティア組織の活動を認定する際及び年度毎の更新時にも作成・提出していただきます。
7	登録の有効期間は年度末までとします。
8	本会を構成するボランティア組織が、事情によりやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面にて管理受託者に提出いただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰する場合には、その構成メンバーについては、管理受託者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。
第2章 事務局及び役員等	
(事務局)	
第4条	本会の事務局は管理受託者の担当係に置きます。
(役員)	
第5条	<p>本会には、次の役員を置きます。</p> <p>世話人 各構成ボランティア組織より1名 代表世話人 世話人の中から1名</p> <p>2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営に努めていただきます。</p> <p>3 世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めていただきます。</p>
(選任)	
第6条	<p>本会の世話人は、各構成ボランティア組織内において、構成メンバーの立候補または推薦により選任されます。</p> <p>2 代表世話人は、世話人の互選により選任されます。</p>
(任期)	
第7条	各役員の任期は1年とし、再任は妨げません。
(役員会)	
第8条	<p>役員会は、代表世話人、世話人、事務局担当で構成し、活動の状況に応じて代表世話人の召集により開催します。</p> <p>2 役員会(世話人会議)は、世話人またはメンバーから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。</p>
(総会)	
第9条	総会は、本会の活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の意見交換や承認・決議等を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。
第3章 構成メンバーの登録	
(構成メンバーの登録)	
第10条	各構成ボランティア組織は研修終了後に構成メンバーへの登録の意思確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接管理受託者へ提出していただくこととします。

- 2 各構成ボランティア組織は、年度当初に構成メンバーへの登録更新の確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接管理受託者へ提出していただくこととします。
- 3 メンバーは、登録する年度の3月31日に11歳以上であることとします。また、18歳未満の者については、活動時に保護者同伴であることとします。
- 4 前3号に適合する場合においても、活動内容について管理受託者が適切でないと判断した場合には、未成年者の当該活動への参加を認めないものとします。
- 5 登録の有効期間は年度末までとします。
- 6 メンバーは、家庭の事情等でやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面にて管理受託者に届けていただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰される場合には、管理受託者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。

(登録に必要な研修)

- 第11条 本会の活動を実施する際には、次の各号に掲げる事項に関する研修を受講していただきます。特に、一、二、三号については最初の園内活動前に研修を修了する必要があります。当研修は管理受託者が行います。
- 一 当公園についての基本情報
 - 二 活動時における安全管理
 - 三 来園者への対応のあり方
 - 四 別途指定する研修

第4章 活動内容

(活動内容)

- 第12条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について活動していただきます。
- 一 管理受託者との協議により定めた活動
 - 二 別途指定する活動
- 2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分ご配慮下さい。

(活動エリア)

- 第13条 本会の活動エリアは、原則として本公園供用区域内とします。但し、他の施設・団体等との交流や、活動上必要な研修を実施する場合等はこの限りではありません。

(活動日時)

- 第14条 本会の活動期間・時間は、原則として、国営滝野すずらん丘陵公園の開園期間・時間内とします。
- 2 活動計画日以外の日または時間に活動する場合は、管理受託者と協議していただきます。

第5章 IDカード及び活動支援	
(IDカード)	
第15条	<p>管理受託者は、登録したメンバーに対してIDカードを発行します。</p> <p>2 メンバーには、本公園内での活動中や入退園時には必ずIDカードを携行していただきます。</p> <p>3 本会の活動を目的とするメンバー本人の来園については、管理受託者の発行するIDカードを提示していただくことにより、活動日に限って入園料金、駐車料金ともに無料とします。</p> <p>4 IDカードは個人的な来園時には使用してはいけません。</p> <p>5 IDカードの有効期間は1年度内とし必要に応じて更新させていただきます。</p> <p>6 本会を休会、退会した場合及びIDカードの有効期間が終了した場合には、速やかにIDカードを返却していただきます。</p>
(活動支援)	
第16条	<p>活動に必要と認められる資材等は、管理受託者が現物を提供します。</p> <p>2 活動にあたって必要な場合には、管理受託者との協議していただいた上で、活動拠点となる場所を提供します。ただし、公園施設として公平かつ清潔な利用に十分ご配慮下さい。</p> <p>3 公園までの交通費相当として、各メンバーに、活動実施した1回・日あたり、源泉徴収を行った後2000円を管理受託者より支給します。</p>
第6章 ボランティア保険	
(ボランティア保険)	
第17条	<p>メンバーには、ボランティア活動保険への加入をお願いします。ただし、加入にかかる費用は各メンバーにご負担いただきます。</p> <p>2 ボランティア保険加入に関する事務手続きについては、事務局が支援します。</p> <p>3 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内で対応します。</p>
第7章 退会	
(退会)	
第18条	<p>本会を退会するボランティア組織もしくはその構成メンバーは、事前に事務局に報告していただいた上で、書面にてその旨を提出していただきます。</p>
(退会勧告)	
第19条	<p>次の各号に掲げる事項に該当したボランティア組織もしくはその構成メンバーについては、休会または退会勧告、もしくは登録を抹消します。</p> <p>一 他のメンバーを誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為を行った場合</p> <p>二 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合</p> <p>三 都市公園法等法令等に違反している行為を行った場合</p> <p>四 本会及び国営滝野すずらん丘陵公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合</p>

五 その他、本規約のいずれかに違反した場合	
第8章 安全衛生管理	
(安全衛生管理)	
第20条	活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意いただくとともに、公園利用者の安全についても十分に留意して下さい。
第9章 その他	
(個人情報の取扱い)	
第21条	各登録手続きによって提出された個人情報(氏名、住所、連絡先)は、認定及びIDカードの発行許可にかかる公園事務所への協議、活動に関する連絡のためだけに用い、その他の用途には使用しません。 2 活動により取得した公園利用者の個人情報については、管理受託者において適切に管理します。
(著作権の取扱い)	
第22条	本会活動において制作・撮影された作品等の著作権は、管理受託者に帰属します。
付 則	この規約は、平成 年 月 日から施行します。

年間管理運営計画

滝野の魅力	グリーンシーズン									ホワイトシーズン		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
花・雪												
自然												
遊び												
	グリーンシーズン									ホワイトシーズン		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地域連携 アクション (上記再掲含)												
	グリーンシーズン									ホワイトシーズン		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
広報												

平成●年度●月管理月報

維持管理業務

管 理 状 況	区 分	内 容
	植物管理状況	
	建物・工作物 管理状況	
	清掃状況	
	利用者指導状況	
	そ の 他	

管 理 詳 細 内 容	区 分	内 容
	芝生管理	
	低木管理	
	高木管理	
	草花管理	
	特殊管理	
	建物管理	
	工作物管理	
	清 掃	
	利用者指導	

